

法 えどがわ 法人会だより

川野会長筆

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川4-98

電話 (681) 3474

昭和62年 1月号



1・2月の行事

- | | | | |
|------|------------|------|---------------|
| 19日 | 本部役員会 | 1月8日 | 第3B役員と青年部会新年会 |
| 16日 | 確定申告早期提出広報 | 9日 | 第4B役員新年会 |
| 13日 | 3B税務研修会 | 13日 | 経済講演会と賀詞交歓会 |
| 13日 | 婦人部会役員会 | 16日 | 広報委員会 |
| 10日 | 第2B税務研修会 | 19日 | 決算法人説明会 |
| 6日 | 南松江支部税務研修会 | 19日 | 小岩駅前東支部役員会 |
| 6日 | 第1B税務研修会 | 19日 | 政策委員会 |
| 6日 | 新設法人説明会 | 20日 | 第1B役員新年会 |
| 4日 | 決算法人説明会 | 21日 | 婦人部会講演会と新年会 |
| 2月2日 | 葛西第七支部役員会 | 22日 | 新設法人説明会 |
| 28日 | 南松江支部役員会 | 22日 | 青年部会新年会 |
| 28日 | 第5B役員新年会 | 27日 | 第6B役員新年会 |
| | 研修会 | 27日 | 西小岩第一、第二支部税務 |

新

春

司 会 明けましておめでとうございます。

千ヶ崎 おめでとうございます。
川 野

幼年期のお正月

司 会 お正月早々、お忙しいところ新春対談ということで、お時間をいただきましてありがとうございます。

初春にふさわしいお話を伺いたいと存じます。それではまず、子供の頃のお正月について署長さんからお願いいたします。

千ヶ崎 そうですね、私は茨城県麻生町という潮来近くの寒村生まれで、特別変わったものはありませんが、裏山から竹や木を切って作った凧、竹トンボ、木刀などで遊びました。おもちゃを食べながら自分達で作った道具での遊びは楽しかったですね。

川 野 私の家の正月は、お節料理は母が、雑煮は父がつくり、男子が神棚を飾りつけました。

正月には、どこの家でも子供に緋の着物と、下駄が新調されて与えられ、この新しい着物を身につけると、誰もが「正月が来た!!」という実感を抱いたものです。下駄は二足ありましてこれで一年間を過ごしました。まあこれが当時の親の務めだったのでしょうね。

私は5人兄弟の次男坊でしたから 何時も兄のお古が回ってきました。ある時たまらずにストライキを起こしまして、「何時もお古なんてそんな馬鹿なことがあるか、僕にも新調を着させてくれー!」と騒いだことを思い出します。

千ヶ崎 わかりますネー。私の方でも着物は大きめのものを作り、肩上げをして着せられました。身長が伸びると上げが降ろされ、弟はやはり兄のお下がりでした。苦い思い出を持ってい

対談者

千ヶ崎 行 雄 江戸川税務署長

川 野 安 道 法人会長

司 会 田口広報委員長



る方も多いのではないのでしょうか。

川 野 私の生まれは江戸川で、昔は東京の片田舎でした。蓮田や稲田があり、いま小松川親水公園の川には寒肥を積んだ舟が往復してありました。当時の農業は人糞を唯一の貴重な肥料としていましたので、それを集荷して販売する業者はこの近辺の有力者が経営する企業の一つでした。

話は変わりますが、昔は今にくらべると随分寒かったのではないのでしょうか。毛糸の襟巻を首にぐるぐる巻きつけ、家の若い衆に手を引かれて香取神社へ元旦の初詣に行った思い出があります。また、当時は自動車に轢かれる心配も

対

談

ないので、外で伸び伸び遊びましたですね。

千ヶ崎 そう、私も夜明け前の凍てついた道を下駄でコトンコトンと歩いてお詣りしたのを覚えています。あとの楽しみはお年玉。寒村のことですから買い食いはいりませんでした、一銭で飴玉が5個買えました。

訓についてお願いいたします。

千ヶ崎 私は良い親父だったと尊敬しております。教訓として特にお話しする程の事はありませんが、日常の言動・態度で厳しく教えられました。

言われたことを守らないと叱られまして、裏山の太木に縛り付けられたことも度々あり、どんなに大きな声で泣いても叫んでもだれも解いてくれません。私もかなり腕白だったんでしょうネ。

私が税務署へ就職した後のことですが、父から「実るほど首の垂れる稲穂かな」と言われ、役人になったら威張ってはいけない、稲穂が実った時のような芯のある立姿のなかに話し易い姿勢の低さというものを身に付けよ、と論されました。

川 野 ウーン立派なことばで有難いお話しですね。私の父は平凡な人でしたけれど、その父がある時私に言いました。「腹は立てるな、腹は寝かせておけ」と……。

今から15年程前に、青年35名を引率して中国を旅行したことがありましたが、その時「宰相の腹の中では舟が行き交うことができる」、つまり腹が立っていたのでは舟は沈んでしまうので、偉人はみな大きな腹をもっているという中国の教えを聞きました。このとき子供の時分に父から教えられたこの言葉を鮮明に思い出したものです。

家庭教育について一言

司 会 ありがとうございます。おふたりとも優れたお父様に育てられたようですが、翻ってご自身の教育方針みたいなものをお聞かせいただきたいのですが……。川野会長さんから……。

今の子供達は部屋の中でTVゲームに興じていますけれども、私達は野に山にドロコになって飛び回って遊び、自然との闘い自然との戯れがありました。遊び仲間には必ず餓鬼大将がいて皆んなを引っ張っていました。他の集団とケンカをする、そして適当な時期に仲直りをする……楽しい思い出です。集団生活の智慧を子供の遊びから学ぶんですから、こういう点では幸せだったと思います。

昔の親は厳しく怖かった

司 会 お話しが正月のことから子供の教育に発展してきたようですが、ご両親から受けた教

川 野 ハイ、子供は母親まかせでしたが、子供には思う存分自由にさせました。泥んこになって帰ってくる、服は破いてくる、膝は抜ける、いろいろ気になることはあっても決して叱ってはいけない、汚れた服は洗濯してやればいいし、破れた服は繕えばいいし、切れたら何度でも縫ぎを当てればいい、と夫婦で話し合っていました。

担任の先生が家庭訪問で「お宅ではなぜ縫ぎの当たった服を着せるのですか」と聴かれた際に、「制服なんだから縫ぎを当てて着せるのは当たり前で、別に買えない訳ではありませんがこのように質素にし、物を大切にすることを身につけさせたいと思っている。」と答えたそうです。長男は今でも当時を振り返って「あの時は良かったね。」と言っているようです。

千ヶ崎 私はまず朝の挨拶、「お早ようございます！」を明るい調子でするようにさせております。どこの家の子供でも親の後姿を見て育つものですから、常に自分が見られているんだと考え言葉・行動に注意しています。

川 野 明るい家庭づくりが大事なんですよ。ところで子供は成長過程で物事の判断を誤ることがよくありますが、言って聞かせて分からない時は強く叱るべきだと思ってきたのですが……。

千ヶ崎 そうですね、一度でもいいから特に厳しい叱り方を子供にしてやることは素晴らしいことだと思います。一生頭に焼付いて離れない人生の良い教訓になりますからね。これは細やかな愛情表現を発揮する母親とは違った男親の大きな責任ではないでしょうか。

悩み多き青春時代

司 会 話をだいぶ軟らかくし、青春時代のロマンスについてお願いしたいのですが……。

千ヶ崎 弱い話ですネ。私は苦学しており女性に近寄ることができずに悩んでいたのですが、ある先輩が公然と女性の手を握る方法というのをこっそり教えてくれました。それは

手相を見るということで、成る程と思いましたが、手相の勉強だけで肝心の女性の手を握ることができませんでした。さらに、公然と女性の背に腕を伸ばして抱く方法として教えてくれたのがダンスでした。熱心に教習所通いをし待ちに待った美しい女性の身体に腕を回して組んだ途端、身体が硬直し顔を真赤にして一目散に飛び出したという、苦笑いする思い出があります。

川 野 私にも署長さんのように青春時代はありましたが、戦時下で生命の危機と青春が同居していましたからなかなか行動に移せる時代ではなかったですね。残念ながら女性の手を握ったこともありませんでした。

司 会 でもその後お二人とも良き伴侶を得られ、幸せな家庭を築かれたことと存じます。

時間も経過し最後のお話となりますが、今後（社）江戸川法学会に望まれる点について千ヶ崎署長からお願いいたします。



署 長

法人会へ望むこと

千ヶ崎 私どもはいろいろな会合の席で折りに触れ申し上げており、十分にご理解をいただいていることと思いますが、次の五点に集約できると思います。

第一に経営者である会員の方が相互に啓蒙し合って、健全な経営・税務の知識を身につけ事業を繁栄に導いていただくこと。

第二にすべての会員を対象に、さらに魅力ある会活動が推進されること。

第三にさらに仲間を増やし会員の増強がなされること。

第四にこれは法人会活動の本旨でもあります、すべての会員が適正な申告・納税を行なえるようになること。

第五に法人会は地域団体であるという特性から地域社会へボランティア活動を及ぼしていただくこと。以上の五点です。

司 会 川野会長、法人会運営の抱負についてお話しいただけますか。

川 野 千ヶ崎署長さんはじめ江戸川署の皆様には、大変ご熱心なご指導をいただいております。非常にありがたいことと感謝しております。江戸川法人会は長い歴史と伝統につちかわれた立派な法人会であり、私が昨年お引き受けしてから役員さんには常日頃から献身的な活動をしていただいております。頭の下がる思いでいっぱいです。

法人会員の細かなサービス

我々がまずやらなければならないことは、会員増強と会員企業に対するサービスです。仲間が多くなり数が増えれば大きな力を発揮するのは当然のことで、サービスについてはハードではなくソフトの面のサービスです。

例えば一杯のお茶ですが、これは誰が入れても科学的成分においてお茶には変わりありませんが、問題はその入れ方です。心を込めて「どうぞ」と出されるその「心」が大切なのです。受け取る側はさらに「ありがとうございます」と有難く感謝の念でいただく、これが大切だと思います。

幸い青年部会・婦人部会の皆様には、活発な活動をしていただいております。若さと行動力がありますから実務行動ができますし、行き届いた心くばりがあり、今後も一層の活動を期待しているところです。

これからは時代が激しく変化して参ると思いますが、各会員企業が存続発展が遂げられるようソフト面から助力していく、それが法人会の



会 長

使命であり法人会の発展につながるものと信じております。

千ヶ崎 年々法人数が増えているのに税務職員が増えていない現状を考えますと、法人会に対する期待とその責務はますます大きくなっていくかと思えます。

このような意味で、現在江戸川法人会が長期的展望に立った、法人会のあるべき姿・事業活動の在り方などについて研究中であると同っており、私どもは非常に心強く思っております。

川 野 千ヶ崎 どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

司 会 本日は長時間にわたり有益なお話をいただきまして本当にありがとうございました。



支部別会員数及び入会割合明細

支部・ブロック名	法人数	61. 9. 30.	10. 1 ~ 12. 18		支部間 移 動	61. 12. 18	入 会 割 合
		会員数	入 会	脱 会		会 員 数	
小 松 川 支 部	230	147	4		151	151	65. 7
平 井 第 一 支 部	255	200	7	1		206	80. 8
平 井 第 二 支 部	278	195	2			197	70. 9
平 井 第 三 支 部	173	122	5	1		126	72. 8
平 井 第 四 支 部	205	145	6			151	73. 7
平 井 第 五 支 部	137	103	3			106	77. 4
第 1 ブ ロ ッ ク 計	1, 278	912	27	▲ 2	0	937	73. 3
西 小 松 川 支 部	169	154	6	3		157	92. 9
松 島 支 部	354	255	9	6	▲ 2	256	72. 3
松 江 支 部	349	235	13	1		247	70. 8
中 央 第 一 支 部	277	206	10		▲ 4	212	76. 5
中 央 第 二 支 部	237	179	6		+ 1	186	78. 5
中 央 第 三 支 部	195	136	14		+ 2	152	77. 9
西 一 之 江 支 部	238	123	18			141	59. 2
第 2 ブ ロ ッ ク 部	1, 819	1, 288	76	▲ 10	▲ 3	1, 351	74. 2
鹿 本 第 一 支 部	220	109	1	1	+ 1	109	49. 5
鹿 本 第 二 支 部	223	120	2	1	+ 2	123	55. 2
鹿 骨 支 部	375	242	14	5		251	66. 9
東 小 岩 第 一 支 部	235	181	8	1		188	80. 0
東 小 岩 第 二 支 部	155	112	7	3		116	74. 8
南 小 岩 支 部	244	152	5		+ 1	158	64. 8
小 岩 駅 前 東 支 部	199	130	5	4		131	65. 8
小 岩 駅 前 西 支 部	293	201	13		▲ 1	213	72. 6
西 小 岩 第 一 支 部	386	227	12	1	▲ 1	237	69. 3
西 小 岩 第 二 支 部	277	140	3	2	+ 1	142	51. 3
北 小 岩 第 一 支 部	220	121	1		▲ 1	121	55. 0
北 小 岩 第 二 支 部	328	185	13			198	60. 3
第 3 ブ ロ ッ ク 計	3, 155	1, 920	84	▲ 18	+ 1	1, 987	62. 9
葛 西 第 一 支 部	299	186	3	3		186	62. 2
葛 西 第 二 支 部	277	185	15	1		199	71. 8
葛 西 第 三 支 部	194	121	1			122	62. 9
葛 西 第 四 支 部	200	137	2			139	69. 5
葛 西 第 五 支 部	241	137	11	2		146	60. 6
葛 西 第 六 支 部	198	109	23	2	+ 1	131	66. 2
葛 西 第 七 支 部	159	108	3			111	69. 8
葛 西 第 八 支 部	221	132	1		▲ 1	132	59. 7
葛 西 第 九 支 部	136	76	1		▲ 1	76	55. 9
葛 西 第 十 支 部	107	54	2			56	52. 3
葛 西 第 十 一 支 部	176	74	4			78	44. 3
第 4 ブ ロ ッ ク 計	2, 208	1, 319	64	▲ 8	▲ 1	1, 374	62. 2
瑞 江 第 一 支 部	190	109	5		▲ 2	112	58. 9
瑞 江 第 二 支 部	265	174	8	1		181	68. 3
瑞 江 第 三 支 部	228	110	2	2	+ 2	112	49. 1
瑞 江 第 四 支 部	269	146	2	1		147	54. 6
上 篠 崎 支 部	388	235	10	3		242	62. 4
下 篠 崎 支 部	306	236	1			237	77. 5
南 篠 崎 支 部	339	276	10	2		284	83. 8
第 5 ブ ロ ッ ク 計	1, 985	1, 286	38	▲ 9	0	1, 315	66. 2
東 小 松 川 支 部	276	184	3	2		185	67. 0
南 松 江 支 部	297	205	6		+ 1	212	71. 3
西 一 之 江 南 支 部	198	145	5		+ 1	151	76. 3
一 之 江 支 部	335	250	13		▲ 1	263	78. 5
船 堀 第 一 支 部	320	222	6		▲ 1	227	70. 9
船 堀 第 二 支 部	209	154	5		+ 2	161	77. 0
第 6 ブ ロ ッ ク 計	1, 635	1, 160	38	▲ 2	+ 3	1, 199	73. 3
総 計	12, 080社	7, 885社	+ 296	▲ 49	▲ 16	8, 165社	67. 5

入会率 68%にあと一步

組織委員長 関 政 司

会の盛衰は、第一に 事業活動の充実……
会員各位のニーズに一早く呼応して幅広い事業活動を展開していくこと。そして、第二には、組織の充実・拡大ではなからうかと思います。

不肖私は、昨年の改選で組織委員長に任命され、はじめて会員増強運動を展開してまいった訳ですが、その結果として昨年末の本部役員会で左表の通り報告がありました。

江戸川区は、地下鉄10号線の開通等もあり、都内でも毎年新設法人が増え続けている地域と聞いております。

そんな情況下法人会の現状は、入会率を維持することすらきわめて困難な状態になってきて

おります。

このような中で、第1、第2、第6各ブロックは、当初お願いした目標値を大きく上回った活動をしていただいたのですが、全体をみると入会率 67.5%と、まだ初期の目的である68%には0.5%の不足をきたしている現況です。

新年早々、誠に恐れ入りますが、2月迄には何とか目的を達成すべく、組織委員も鋭意努力をいたしますので、各地域の役員さん並びに会員の皆様方の一層のご尽力、ご支援をお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

厚生委員会だより

◎ がん保険について

今期事業として採択致しましたアメリカンファミリーがん保険は、担当員さんの活動が始まり序々に成果を挙げております。次号で成果を順次発表させて頂きますが、他地区法人会でも好評で成績が伸びているようです。なるべく若い内にお入りになった方が、保険料は一生据置きになりますので有利と思われます。担当員さんが支部活動の際、貴社へ参上の節はよろしくお願い申し上げます。

厚生委員長 植 村 昭

◎ 遊休会員サービス券の活用について

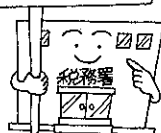
ゴルフ場から配布されるサービス券を広く法人会メンバーにお知らせして紙上公開し、御要望に応えたいと思います。

①署名欄がある場合にはサービス券にご署名の上法人会厚生委員会にお送り下さい。

②紙上公開後、プレー希望なさる方はお手数でも電話にてお申し込みの上、確実にプレーをして下さい。

所得税確定申告は、お早めに！！

申告と納税は3月16日まで



確定申告の受付は、2月16日から3月16日までです。3月になりますと、窓口が大変混雑しますので、確定申告書の提出は早めをお願い致します。提出は郵送でも結構です。

申告書の用紙は、税務署のほか、区役所・課

税課、都税事務所にも用意してありますので、御利用ください。

なお、医療費控除や住宅取得（特別）控除等の還付申告書は、2月16日以前でも受付けております。

所得税確定申告は2月16～3月16まで
お早めに！！

◎税理士会の無料申告相談および

署の出張相談

◎所得税・個人事業税・住民税（個人）の共同説明会

所得税・個人事業税・住民税（個人）の申告について、税務署・都税事務所・区役所が共同で説明会を開催します。尚当日は、説明会終了後申告書の受け付けも行ないます。

三税共同説明会日程

月 日	会 場	時 間
2月3日(火)	葛 西 区 民 館	いずれも
2月4日(水)	東 部 区 民 館	13:30
2月5日(木)	(江戸川区民センター) グリーンパレス	1
2月6日(金)	鹿 骨 区 民 館	16:00
2月10日(火)	小 岩 区 民 館	まで

- ① 事業所得や不動産所得のある方は、白色申告の人でも収支内訳書の提出が必要です。
- ② 還付申告書には、提出書類を忘れずに添付してください。



税務署の申告相談は大変混雑しますので、下記の相談会場をご利用ください。

月 日	2 月					3 月				
	17	18	19	20	24	25	30	4	5	
申告相談会場	(火)	(水)	(木)	(金)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	
葛 西 区 民 館	○	○	○	☆	☆	☆	○	○	○	
東 部 区 民 館	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	
小 岩 区 民 館	○	○	○	☆	☆	○	○	○	○	
江戸川税務経営指導所 (江戸川税務署前)	2月16日(月)～2月20日(金) 3月9日(月)～3月13日(金)・3月16日(月)									

- ① 〇印……………税理士会の無料申告相談日
☆印……………税務署の出張相談日
- ② 相談時間はいずれも9時30分から16時まで。ただし、相談受付は15時まで。

◎申告書の受け付け

申告書は、税務署のほか、下記の会場でも受け付けますのでご利用ください。

受 付 会 場	受付期間	受 付 時 間
江戸川区役所本庁舎	2月16日(月)～3月16日(月)	平日
小 松 川 区 民 館	3月2日(月)	9時～16時
葛 西 区 民 館		土曜日
小 岩 区 民 館		9時～12時
東 部 区 民 館	3月16日(月)	

贈与税の申告は 2 / 2 ~ 3 / 16までです

昭和61年1月1日から12月31日までの間に60万円を超える財産(例えば土地・建物・現金・有価証券など)をもらった場合は、贈与税の申告をしなければなりません。



申告・相談

確定申告書の提出期限は3月16日(月)です。

申告書の受付は午後5時までです。時間外に申告書を提出される方は、税務署入口左側の「時間外収受箱」を御利用ください。

確定申告期間中、自動車でのご来署はご遠慮ください。



◎税金の相談

税についてどんなことでも結構です。

お気軽に御相談ください。

東京国税局税務相談室 江戸川分室

(江戸川税務署1階)

電話 (683) 8880

申告とともに 納税も3 / 16までです

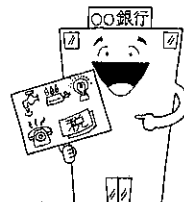
所得税・贈与税の申告=納税は3月16日(月)までです。

申告書に同封の納付書で、納期限までにお忘れなく最寄りの金融機関へ納付してください。

期限内納付が困難な場合は、申告時に御相談ください。

○振替納税のおすすめ

振替納税をまだ利用されていない方は、是非この機会にご利用ください。納税に行く手間が省け、大変便利です。利用される方は、3月16日までに「口座振替依頼書」を税務署へ提出してください。



○振替納税を利用している方へ

振替日(61年3期分)は、昨年と同様に4月初旬となります。なお、御自分で直接納付されますと、二重納付となりますのでご注意ください。

○還付申告をされる方へ

還付金の受取は銀行振込みをご利用ください。預金口座に直接振込まれ便利で確実です。

確定申告書下部の所定の箇所に振込み先(銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合等)の「名称」と「預金種類」・「口座番号」を記載してください。但し申告書に記載された住所・氏名と預金口座の住所氏名が同一のものに限られます。預金通帳等を確認して記載してください。

税の相談・申告は専門家である税理士へ

税理士業務を行う資格のない人が、納税者の依頼を受けて申告書を作成すると、「にせ税理士」となり法律に違反するばかりでなく、納税者の皆さんに迷惑をかけることとなりますので、税務書類の作成は正規の「税理士」に依頼しましょう。

なお、税理士についてのお問い合わせは、
江戸川税務署総務課 (683) 4281
東京税理士会江戸川支部 (683) 9844 まで。

タックスアンサー

昭和62年1月14日(水)からサービス開始



税金のご相談に コンピュータがお答えします

プッシュ式電話は 03 (213) 7777 (代) へ

ダイヤル式電話は 03 (213) 2222 (代) へ

相続と税金 050

- 601 相続税がかかる場合
- 602 相続税がかかる財
- 603 交通事故の損
- 604 相続税の
- 605 遺
- 606
- 607
- 608
- 609
- 610
- 611
- 612
- 613
- 614
- 615
- 616
- 617

贈与と税金 055

- 641 贈与税がかかる場合
- 642 贈与税の計算と
- 643 贈与税から
- 644 父母等から
- 645 例
- 住

サラリーマンと確定申告 011

- 121 サラリーマンで確定申告が必要な人
- 122 同族会社の役員で確定申告が必要な人
- 123 災害減免法による軽減免除を受けている人

サラリーマンと還付申告 012

- 131 中途退職で年末調整を受けていないとき
- 132 新たにマイホームを取得したとき
(住宅取得特別控除)
- 133 多額の医療費を支払ったとき (医療費控除)
- 134 一定の寄付金を支払ったとき (寄付金控除)
- 135 配当所得があるとき

利用方法の説明は次のコードで聞くことができます。

プッシュ式電話は、777

ダイヤル式電話は、222

人 あ り



精興工業 株式会社
代表取締役 清水 久
江戸川区船堀4-9-10
678-5551 (代)
(FAX) 680-7577

自動車用(荷物台)ルーフラック、スキーラック、サーフボードラック等を主にカーメーカーの純正品として納入しています。

趣味 スポーツ観戦



有限会社 鈴木屋呉服店
代表取締役 鈴木 張平
江戸川区船堀2-21-10
680-3983

呉服・和装・寝装品、小売
誠実をモットーに御客様を大切にしています。
趣味 ヨット・読書



有限会社 宇田川商店
代表取締役 宇田川 晃一
江戸川区船堀6-3-26
689-2424

建築基礎材料・建築金物
創業明治7年の伝統を守り御客様を大切にしています。

趣味 仕事・旅行



株式会社 穂山工務店
代表取締役 穂山 富士明
江戸川区船堀2-13-6
689-2811
(FAX) 689-2158

鉄骨鉄筋コンクリート造反及び一般木造住宅設計施工。大型産業機械台基礎工事
建設機械〔パワーショベル〕3台、〔ダンプトラック〕3台、その他。

趣味 読書



株式会社 坂口木型製作所
代表取締役 坂口 勝弥
江戸川区松島2-34-19
651-4402
(FAX) 655-3061

鑄造用木型及び木製品

趣味 植木・旅行



伊東電機 株式会社
代表取締役 伊東 由雄
江戸川区松島3-34-21
654-9241

電設資材卸

誠心誠意のおつき合いを心掛けております。

趣味 旅行・ゴルフ



株式会社 池大建設
代表取締役 池田 正義
江戸川区大杉4-21 3
654-8886 (代)

総合建築設計施工

一般住宅からビル建築まで住む人の身になって施工いたします。

趣味 ゴルフ・旅行



株式会社 山彌金属製作所
代表取締役 植草 新蔵
江戸川区東小松川1-10-20
652-3154

金属製品製造業。主として弱電部品テレビ・ラジオ・無線音響関係の端子接点を製造販売。農業から転業創立50年になります。

趣味 ゴルフ・書道。何れも50の手習であります。ゴルフはストレス解消と脚の老化を防ぐため、書道は精神統一のため。

青年部ニュース

愛の献血

毎年恒例になりました「愛の献血」は、12月7日（日）西葛西南口駅前に於て午前10時より午後3時30分まで行なわれました。当日は、署より木村指導上席さんと事務局の亀井さんにもお手伝い戴き、寒い中208人の申込者の内採血可能人数は189人の多くを数えました。申込者には事務局よりおみやげをお持ち帰りいただきました。殆んどの人が200ccでしたが、400ccも採血された方も大勢で高校生から60才まで採血できるこの献血は、子供連れの主婦も多く、始めての人よりも数回さらに数十回の人もみられました。毎年行なっているこの愛の献血に一人でも多くの方のご協力をお願い致します。ありがとうございました。



躍進



えどがわ 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

昭和62年 4 月号



28 日	27 日	22 日	13 日	5 月 1 日	28 日	23 日	17 日	17 日	13 日	10 日	9 日	9 日	8 日	7 日	7 日	1 日	4 月 1 日
新設法人説明会	決算法人説明会	通常総会	婦人部会定時総会	広報委員会	婦人部会役員会	青年部会定時総会	本部役員会	常任理事会	総務委員会	政策委員会	政策委員会	青年部会役員会	新設法人説明会	第6ブロック税務研修会	決算法人説明会	厚生委員会	南松江支部役員会

4・5月の行事



駅前にて呼びかけ

本年度の所得税確定申告早期提出と、法人会のPR活動が2月16日、国電小岩駅頭及び東西線西葛西駅頭で行われました。今回は人気タレントの榎原郁恵さんを招いて、千ヶ崎署長及び川野会長の陣頭指揮の下、花の種を配布しPR活動を行いました。それぞれの場所で黒山の人だかりとなり、大きな賑わいをみせました。

当日の天気は快晴で、空からもセスナ機でのPRが併行して行われ、その活動主旨と法人会広報活動の効果の実を充分にあげることができ、署長さんをはじめ税務署の方々及び法人会関係各位にはおほねおりをいただき、誠にありがとうございました。



小岩駅頭

確定申告早 一日署長に



空からも確定申告のPR

期提出広報 榎原郁恵



花の種をくばる榎原郁恵さん

所得税の申告と納税は 2月16日～3月16日

確定申告は
正しくお早めに!!

納税は振替で
江戸川税務署 ☎083-4281

東京税理士会江戸支部 江戸川納税貯蓄組合会
江戸川青色申告会 (社) 江戸川法人会
江戸川開税協力会 江戸川地区酒類協議会

駅頭で配付した花の種

歴史に学ぶ

はじめに

昨年江戸川法学会の研修会で、またいろいろな機会に私は坂本龍馬の話を致しました。それで法学会の会報にも龍馬の話を書くことを期待されたのであろう、「仕事以外の事柄、特に龍馬のことなど書いて頂ければ……」というご注文であったが、文章として印刷されるといよいよ加減なことも書けない、もう少し龍馬に関する資料を集め、検討を加えたうえでご希望に添いたいと思ったわけであるが、なかなか広報委員の方からお許しも出そうにないこと、それに龍馬を敬愛し、吉田茂を尊敬している私としても、若干龍馬のことを紹介したい、吉田茂のエピソードにも触れたい、そして次には標題に関連する他の事柄について書いて行こうと意を決した次第である。

「吉田茂のエピソード」

中学生の頃、私は政治にも興味があったのか吉田茂さん（当時総理大臣）が高知へ来られ選挙演説をされる時にはよく聴きに行ったものである。ある冬の選挙であったと思う。吉田さんはオーバーコートを着て（南国とはいえ高知も寒い時は東京と変わりない。）街頭演説をしていた。この時聴衆から「外套を脱げ」とヤジがあった。吉田さんは「これこそ正に街頭演説です。」



また、大磯に住まわれていた時だったか（ちよっと場所を忘れたが）ある人が吉田さんに向かって「吉田さんは大変血色も良く健康そうですが、何を食べて居られますか。」と尋ねたところ「人を食っている。」

さらに、総理大臣になった時に土佐人の訪問を受けて「これからは土佐のために何かをして下さい。」と言われた時には、怒って「私は日本の総理大臣であって、高知県の総理大臣ではない。」というように答えられた話が残っている。

上記三つの話は私にとり非常に印象深いものとなっている。

「龍馬について」

さて、龍馬であるが1867年（慶応3年）11月15日数え年33歳の誕生日に、京都の醤油商近江

屋で京都見廻組（廻るは現在当用漢字では回るになっているが、感じが出ないので廻るを使用。）の今井信郎らに暗殺された。

龍馬暗殺については、新選組説、西郷の差し金説などいろいろな説があるが、実のところ誰が暗殺したのか確証がない。いずれにしろ龍馬がずっと生きていたならば、その後の日本はどんなに素晴らしいものになっていたであろうと彼の死を惜しむ者は多い。——私もその一人であるが——

それでは龍馬のどこがそんなに素晴らしかったのだろうか。

法学会の皆様には研修会等で彼の友人榎垣清治と行き合う度に自己変革をして行った話をしたと思いますが、ここに再度紹介し彼の素晴らしさを眺めて行きたいと思う。その前に龍馬の無欲をよく物語っているエピソードを紹介しておきます。

大政奉還の直後、新政府要人一覧を龍馬が示した時、西郷が「貴方の新政府での場所がないではないか。」と聞くと、「窮屈な役人はお断りして、世界の海援隊でもやりましょう。」と笑ったということである。

それでは話を元に戻すことにする。

彼は自己変革として、「長い刀から短い刀、短い刀からピストル、ピストルから万国公法。というように、古い武器から新しい武器、新しい武器から法律（民主主義と言ってもよい。）に変化の象徴を求めて行ったのである。

今、企業が生き残るためには

- ・発想の転換
- ・複眼の思想
- ・グローバルな視野を持つ
- ・情報の重視
- ・組織及び自己の変革
- ・自由と人格の尊重

などが言われているが、龍馬は既に百数十年昔に於て、これら生き残りの条件を自らひらいた人物と言えよう。別の表現で示すならば、龍馬には、

①一歩も二歩も離れて、物事を冷静に客観的に見る事ができた。

②封建意識にはまらない（すばやい）先見性と実行力があった。

ある評論家は、「龍馬は分析的思考より総合的思考の持主であり、常に全体を見通し一つ一つの行動を積み上げ、見通しを確実なものにして行った有言実行の男らしいタイプ。」と言っている。

「龍馬は落ちこぼれ少年であった。」

龍馬の少年期を眺めると、落ちこぼれ人間であったのである。この落ちこぼれ少年から如何にして彼は大きく変革して行けたのだろうか。

龍馬は10歳を過ぎても寝小便の癖が直らず、数え年12歳になって近くの城西小高坂村の楠山庄助塾に通ったが、成績はふるわず、動作にぶく気が弱く、悪童共に悪さをされよく泣きながら家に帰ったということである。



ある日、同塾の堀内少年と口論したとき、刀を抜いて斬りつけられた。龍馬少年は手もとの文庫箱（本箱）の蓋を取って防いだ。師匠は、「堀内がよろしくない」と言って退塾させたが龍馬の父八平はこれを案じて、「龍馬にも罪がなかったとはいえない」と言って退塾させている。坂本の家が郷土であり、堀内少年の家が上士であったことに遠慮して退塾したという見方もある。このような結果、龍馬が正式の学問につく機会は遂に訪れていない。（しかし、正式な学問を受けなくとも、彼の書簡文や数種の残っている宣言文、綱紀の類を見るならば、相当の読書家であることがわかる。）

ところで、先日司馬遼太郎氏は「高知（土佐）は現在、所謂文部省の定めた枠である偏差値が全国最下位である。そんなところで龍馬をはじめ多くの傑物を生んでいるが、これは何故だろうか。大らかに野放図、封建意識にはまらない自由闊達な人間を生んでいるのは、南に太平洋に向ってひらけている、底抜けに明るい海洋の碧さ、南国の風土によるのだろう。」というような話をしていた。確かに南国の土壌が龍馬を育んだであろう。しかしそれだけではない。彼を囲む人物の影響も大きいのではないと思われる。

「龍馬を囲む人たち」

先ず彼の家族構成を眺めなくてはならないが、これをいちいち書いて行くほど原稿用紙を頂いていないので、その中でも特に彼に与えた影響の大きい姉2人を紹介する。

次姉の栄を挙げなければならない。

栄女は龍馬脱藩の際、名刀陸奥守吉行をはなむけて激励しているが、このことが一家一族に累が及ぶのを避けるため、後に自殺している。

次には末姉の乙女（坂本のお仁王様と渾名され龍馬よりも強いと言われた。また、乙女の娘岡上菊栄の伝えるところでは、文武両道に秀でた女性であった。なお、彼女も龍馬脱藩により婚家から離縁されている。）を挙げるに反対するものはなかろう。龍馬は、弘化3年8月12歳で楠山塾を離れ、母幸に死別してからはこの姉が母代わり、師匠としての立場で龍馬を指導した。

家族以外では、土佐の河田小龍（画家）（土佐中ノ浜の漁民万次郎（ジョン万次郎）のアメリカ体験を聞き書きして「漂異紀略」を著してい

る。）の影響があるほか、龍馬を考える時どうしても忘れることの出来ない人物は勝海舟である。

海舟は龍馬にとり「日本第一の人物」（乙女宛の龍馬の書簡）「天下無二の軍学者」（同書簡）であった。勝海舟との出会いは文久2年8月のことである。勝海舟暗殺に単身乗り込んだが勝に見破られ、「俺を切ってどうなる。（地球儀を指し示し）日本はこんなに小さな国、世界は日本をねらっている。」と一喝され、直観力の鋭い龍馬は翻然と目を開かされたということになっている。龍馬が勝海舟に出会ったルートとして次のような説もある。

千葉重太郎（定吉の長男）→松平春嶽→海舟のルート説

横井小楠→春嶽→海舟のルート説

などがあるが、いずれにしろ、龍馬は勝海舟との出会いがなければ大きく飛翔しなかったであろう。

龍馬は1848年（嘉永元年）14歳で高知城下築屋敷の日根野介治に入門、小栗流剣術を学び嘉永6年免許をうけ、さらに剣術修行のため京橋桶町にある江戸北辰一刀流千葉（定吉）道場へ入門。定吉は千葉周作の弟である。安政5年正月、龍馬は免許状をもらっているが、この免許状の出し手には千葉周作、千葉定吉、千葉重太郎、千葉さな、千葉里幾（りき）、千葉幾久（きく）の連署になっている。さな、里幾、幾久は定吉の娘であるが、日々女剣士に交じっての修行は龍馬のフェミニストの性格にも影響を与えないことはないであろう。

冒頭に若干龍馬のことを紹介したいと言っておきながらどうやら若干どころか長々と龍馬のことに触れてしまったようである。

龍馬についての作品はかなりの量にのぼる。

これらの作品を読めば読むほど皆様に紹介したいと思う気持ちが募るばかりですが、龍馬の紹介はこれくらいにして次に進むことになる。

「文学作品からの引用」

ある女流作家が、自分の子供の頃、パーネット夫人作の「小公女」を読んで、逆境にも耐える心が出来たと言っていたのでここに孫引きすることしよう。

「小公女」は、主人公セーラー・クルーが思わぬ逆境に落ち、しかも苛めぬかれながら屋根裏部屋の日々、歴史や物語の主人公を思っ耐え抜き、やがて理解者に出会う話であるが、次のように紹介している。

「女王さまの位をおわれて牢屋にはいったマリー＝アントワネットは、ただの黒い服をきて、髪はまっ白になり、人びとにばかにされて、カペー未亡人とよばれていた。それでいて、女王さまでなにかもはなやかでりっぱならしをしていた時代よりも、ずっと女王さまらしかったのだわ。あたしは牢屋のなかのマリー＝アントワネットが一番好きだ。どんなに野次馬がわめきちらしても、マリーはびくともしなかった。断頭台で首をきられたときだって、マリー＝アントワネットのほうがつよかったんだわ」（谷村まち子訳）

その作家は、このような作品等を通して人間は（強く）ひたむきに生きなくてはならないことを教えている。

結 び

私達は、歴史や文学を読みそれらに感銘を受けるだけでなく、その中から得られるものも少なくない。

数年前、家康ブームとかで家康に関する作品が多く、経営者にも読まれ、その生き方などが経営の指針にされた。それよりずっと以前には赤穂藩士（浪士）大石良雄（内蔵助）の赤穂城開城から吉良の首級を挙げるまでの、緻密な計画性などが持てはやされ参考にされた。また平家物語に“盛者必衰、おごれる者久しからず”の教訓を学び、さらに世界史を眺め、例えばその中のハンニバル（カルタゴ（Carthago）-アフリカ北部チュニスの北東12キロメートルの地に、フェニキヤ人が建てた古代植民都市-の将軍）のイタリア遠征の際のおごとと油断から、カルタゴの滅亡という失敗に我が身を反省し、司馬遷の「史記」に人間の生きざまを学ぶ者も多い。

多くの歴史、文学（芸）作品を鑑賞し、如何に活用するか活用しないかは、各人の自由ではあるが、人間の生き方を学び、経営の面でも活用しうる点は多々あるのではないだろうか。

最後になりましたが、江戸川法人会の皆様にはいつもご協力を頂き誠に有り難うございます。この紙面をお借りしてお礼を申し上げます。

それでは皆様方の企業のご繁栄とご家族のご多幸をお祈りして拙い筆を擱きます。

（安光 洋）

江戸川税務署法人担当の安光副署長には、お忙しい中にもかかわらず原稿を頂戴いすることができ、誠にありがとうございました。

龍馬については、まだまだ書き足りない部分がおありのようですので、今後の法人会での会合等で話題にのぼるのではないのでしょうか。

（広報委員）

＝ 源泉所得税の取扱い ＝

源泉所得税の取扱いが改正され、62月1月1日以降適用になります。

(1) 慰安旅行について

従来、従業員等の慰安旅行のうち、海外旅行は社会通念上一般的とは認められないとして、会社負担分はすべて給与課税とする取扱いをしてきました。しかし、最近における社会情勢等の変化を踏まえ、次のすべての要件を満たしている場合に限り、課税しなくて差し支えなくなりました。

(イ) 旅行期間が2泊3日以内。（海外の場合には、目的地の滞在日数による）

(ロ) 費用の50%以上を使用者が負担。

(ハ) 参加従業員等の数は全従業員等の50%以上。（工場・支店等で行う場合には、当該工場・支店等の従業員等）

(2) 宿日直料について

宿日直料の非課税限度額が、1,600円から2,300円に引上げられました。

税務署からのお願い

確定申告後まちがいに気付いたときは

申告もれがあるときは、修正申告書を提出して追加納付をお願いします。申告が多すぎたときは、63年3月16日までに更正の請求書を提出し、過納税金の還付を受ける

ことができます。

詳しいことは、税務署の所得税部門へお問合せください。

問合せ先 江戸川税務署

電話 683-4281

第五ブロック税務研修会

去る2月23日、江戸川信用金庫南篠崎支店に於て、約80名の会員が集い税務研修会が開催されました。

今回は初めての試みとして、当法人会長でもある江戸川信用金庫 川野理事長に講演をいただきました。演題は「江戸川区の経営者に求められるもの」であり、内容を簡記いたします。

1. 不況は何処から来て何処へ行く

日米の間だけでなく、鉄の時代の終えんに象徴されるように、新素材が開発され旧産業から新産業に移る過渡期と考える。経済の安定期まで5年、隆盛期までには7年ぐらいかかるのではないかと。

2. 円高と日本の状況

通貨の価値決定は国力の強さにある。米が財政・貿易ともに赤字の現在、円が安くなる材料が見つからず近い将来140円台になると思う。まだまだ円高になることを前提に対応策を考えるべきである。過去には土木・建築等の公共投資で内需拡大をねらってきたが、現在の日本ではそれほど大きな需要がなくむずかしいと思う。

3. 江戸川区の今後

東京の土地は、①非居住者の居住 ②本社を日本の中心である東京にする 等から人口の増加・集中が避けられず、江戸川区は地下鉄・海浜の開発と相まって発展が期待できる。

4. 経営者に求められるもの

時代の急激な変化に対し、正しい認識を持ち対処しなければならない。次のような“もの”



の見方が必要ではないか。

④鳥観……大所高所から大きなものの流れをみる。

⑤虫観……虫のように、動く足を使ってものを具体的にみる。

⑥魚観……表面には出ない変化の底流をみる。

この江戸川区に育ち、江戸川区を愛し、江戸川信用金庫の理事長として、永年培かわれて来られた豊富な経験・幅広い視野からみた確かな見通しのお話しは、格調高くしかもわかり易く、私たち聞く者の耳目をそばだてるものがありました。ありがとうございました。

次に署側からは、安光副署長から所得税確定申告についてのお願ひ、指導官から“役員さんの確定申告”“人の動きをめぐる税務”等知っておきたい税情報について、懇切丁寧な解説があり有意義な研修会を終了することができました。今まで参加されたことのない方も、次回には是非とも御参加くださることを望んでおります。

広報委員 黒田 豊



人 あ り



株式会社 トコー
代表取締役 小島 信雄
江戸川区平井2-16-23
685-0811
(FAX) 685-0823

有楽町東京交通会館の2階で海外旅行用品の専門店と、銀座・青山でデザイン用品とグラフィック加工サービスの専門店を経営。

趣味は旅行 アイデア商品の開発は何よりの楽しみ。



橋谷産業 株式会社
代表取締役 橋谷 勇
江戸川区平井4-31-6
685-8483
(FAX) 685-8489

家具、室内装飾寝具備品の卸販売
主として百貨店並びに専門店向けに卸販売しております。

趣味 ゴルフ・写真



中村設備工業 株式会社
代表取締役 中村 清蔵
江戸川区平井4-5-8
637-8171
(FAX) 683-4325

管工事 給排水衛生 冷暖房空調設備工事
建築物内外の水まわりと各部屋の空气の給排気・冷暖房設備の計画設計。使い易さと快適な居住空間の提供を責任施工し、維持管理サービスの万全をモットーにしております。

趣味 読書・旅行



有限会社 藤原製作所
代表取締役 藤原 一雄
江戸川区南小岩4-1113
657-1682

センターレス研磨
(自動盤用材料研磨、各種部品研磨)

趣味 東洋蘭・民謡鑑賞



二ノ宮石油 株式会社
代表取締役 二ノ宮 十三
江戸川区小松川3-92
681-4186

油一筋に60年、幸いにも3代目も目前。*給油から整備・保険まで、車社会の安全と快適な走行サービスを展開中。よろしく。

趣味 ゴルフ 偶には釣も



福栄紙工 株式会社
代表取締役 久保 善弘
江戸川区南小岩4-13-18
655-7455 (代)
(FAX) 673-9706

企画・デザインから製品迄の印刷・紙器
信用第一をモットーに、企画力の強化・技術の革新ハイセンスなデザイン等お客様の多様化するニーズに対応出来ることを心がけ、営業を展開しております。

趣味 ゴルフ



法 江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

昭和62年 6月号



6月1日	2日	3日	4日	5日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	16日	17日	18日	23日	26日	26日	7月3日	7日	15日	17日	21日	28日		
南篠崎支部役員会	政策委員会	源泉部会研修会	南松江支部役員会	第四B青年部例会	鹿骨支部役員会	青年部会リーダー会	政策委員会	第二B支部長会	研修旅行説明会	南・下篠崎支部税務研修会	一之江支部役員会	青年部会研修旅行会	新設法人説明会	決算法人説明会	ハワイ研修旅行会	源泉部会見学会	松島支部親睦会	婦人部会役員会	政策委員会	婦人部会見学会	厚生委員会	政策委員会	本部役員会	政策委員会

6・7月の行事

昭和62年度 通常総会

盛況裏に各議案を承認可決

本会の第21回通常総会は、去る5月22日(金)江戸川区のグリーンパレス4F青年館ホールに於て開催された。開会に先立ち恒例の経済講演会を「転換期を迎えた日本経済」と題し、経済評論家の入江徳郎氏を招き講演をいただいた。

アメリカの財政赤字即ち、膨大な国防予算に起因する底知れぬドル安円高の進行は、やがて世界経済の混乱と、とりもなおさず日本の高失業を招く。内需拡大策即動のためには政治の空洞化など、あってはならぬと力説された。

午後2時40分、川野会長挨拶に続き、会員増強に尽力のあった支部と個人に対し表彰の後、総会成立宣言があり議事に入った。

第1号議案

昭和61年度事業経過報告について、西野総務委員長より、法人会館の完成等、前年実施した事業を大別し、公益法人として相応しい事業展開をしたと報告がありました。

第2号議案

決算報告について、前号議案と一括報告審議とされ、金子監事より監査結果の報告がなされ満場一致で承認可決されました。

第3号議案

昭和62年度事業計画(案)については、活発に活動している各委員長より、昨年度と対比をしながら、新年度の事業活動計画の報告があり、満場一致で承認されました。

●組織委員会

61年度の会員の推移

61年4月1日	期中増加	減少	62年3月31日	入会率
8,002社	501社	265社	8,238社	68.19%

多年にわたる努力の結果、会員数及び加入率は、相当高い水準に達した。

本年も加入率の維持向上を図る事を委員会の重点事業とする。

1. 入会率68%超の堅持
2. 入会率68%未満支部の組織強化
3. 新設法人への早期対応

●事業委員会

魅力ある会作り、会の帰属意識、参加意識は事業内容の充実尽るとの考えから、会員のための事業の充実と一層の参加率の向上を目ざし幅広い事業活動を展開する。

1. 税を知る週間行事
2. ブロック並支部主催による研修会の充実



3. 税と経営セミナー 7月～10月
4. 経済講演会

●広報委員会

会と全会員各位のパイプ役である機関紙「江戸川だより」を隔月に発行し会の知名度の向上を図ると共に、広く会員からの随筆や、人ありを載せ、地域の情報を積極的に取り入れ親しまれる会としてPR活動に寄与する。

1. 江戸川だよりをカラー化して隔月発行
2. 確定申告の早期提出方の広報活動

●税制委員会

昭和62年度から、税制の大幅な改正が予想されるが会員の要望を十分にくみとり、国税及び地方税制に関する要望事項について、一層の検討を重ね、上部団体を通じてその実現を図る。

又、税制改正の内容については、必要に応じ研修会等を開催し周知に努める。

●厚生委員会

会員相互の親睦と交流の場づくりと会への帰属意識を高めるような新しい事業を展開する。

又、会員及びその従業員の健康等福祉向上



に寄与する制度の導入と併せて、会活動の基盤を強固にすべく収益事業の推進に努める。

1. 会員親睦ゴルフ大会
2. 人間ドックと健康診断制度の充実
3. 融資の斡旋（国民金融公庫）
4. 経営者大型保険の推進
5. ガン保険の推進
6. 簡易保険の集金業務の推進

（背戸記）

第4号議案

昭和62年度収支予算（案）については、原案どおり承認可決されました。

第5回会員親睦ゴルフ大会

開 催 日	62年 9 月 28 日（月）
競 技 会 場	江戸崎カントリークラブ
参 加 人 員	300 名
競 技 方 法	ペリア方式
会 費	¥20,000円

※人員に制限がありますので、参加申込みは、お早めに担当支部か事務局宛に連絡願います。

私の歩んできた税務<雑感>

—— 青年部会総会記念講演 ——

(はじめに)

税務署長の千ヶ崎でございます。

まず始めに、私は実務家であって評論家ではないということをおことわりしておかなければなりません。と言いますのも、本日の話の内容につきまして、いろいろ私なりに考えてみたわけですが、しかしながら、人生論や時事問題、あるいは歴史等には全く浅学の身でありますし、経営については皆さんの方がプロであります。さらに経済問題等については、専門家による講演会などを度々開催されておりますので、私が皆さんにお話しできる事と言えば、やはり税金関係のことくらいしかないと考えます。そこで本日は、現在まで私が経験してきた国税の各部署の仕事の内容の一部について簡単に紹介し、私なりにその中で感じた事について話させていただくことにしたいと思います。

(税務の組織)

私の現在までの主な仕事と申しますと、国税庁関係では、直税部審理課、税務大学校、そして国税不服審判所というところにおりました。東京国税局関係では、直税部資産税課、調査部におりました。その間 10 ヶ所程の税務署の勤務がありました。

国税庁直税部審理課、東京国税局直税部資産税課の仕事の内容は、主として税務取扱の制定でございます。皆さん御存知のとおり、税務の仕組みは、大蔵省主税局において税法の法律案作りが行われ、その執行面を国税庁が担当しております。国税庁には、法人税・所得税などの直接税を担当する直税部、酒税・物品税などの間接税を担当する間税部、税金の徴収を担当する徴収部、そして調査査察部があり、対外的な執行面では縦割り行政となっております。税法の解釈適用についての取扱通達も縦割りで作られております。従いまして、法人税の問題は法人税課、資産税の問題は資産税課となるわけです。この点で皆さんに御了解願いたいのは、いろいろな質問などをする場合に、まず役所は聞かれたことにしか答えない、法人税課に聞けば法人税に関する部分しか答えないという点です。例えば会社と社長の取引きについては、法人税だけでなく所得税に関係する問題も当然発生してきます。従って、このような場合にはそれぞれ関係する部署に聞く、あるいは両方わかる人に聞くなどしていただきたい。後になって、役所はそこまで教えてくれなかったという言い訳は通用しないのです。

次に、国税庁の中でも横割りで運営されているものがあります。主として内部的なものです。総務・人事関係、それに職員の非行の防止摘発などを行う監察官制度、さらに、職員の教育を行う税務大学校などです。

(職員教育<人作り>)

私も税務大学校教授として職員教育に携わっ



た経験がありますが、税務職員の教育制度については次のようになっています。

まず、大学を卒業し国税専門官試験により採用された人については、採用後直ちに 3 ヶ月間の導入教育を行い、いわば税務常識を教えます。その後 3 年間現場実務を経験したのち、専科研修という 6 ヶ月間にわたるゼミを中心とした税法の勉強を行います。

次に高校を卒業し国家公務員Ⅲ種試験により採用された人については、採用後 1 年間、全寮制により一般の大学と同程度の教育（普通科研修）を行い、終了後さらに 3 ヶ月間の実務教育を行います。その後、約 7 年間の実務経験を経ますと、今度は本科研修という選抜試験による 1 年間のゼミ中心の税法の勉強と、法律・経済等の科目の勉強をすることとなります。

以上の研修制度の他に、東大や一橋大への聴講生として派遣される研究科や、その他短期間の研修も多数行われており、税務職員の養成については相当な力を入れています。

このような研修の目的とするところは、一つにはもちろん知識作りにあります。税法については当然のこと、民法・商法等の法律知識、簿記会計の知識に加え、最近ではコンピューターや語学の知識も要求されるようになってきています。皆さん方の会社においても、社員に優れた商品知識がなければ大きな売り込みができないのと同じ事だろうと思います。そしてもう一つ、能力作りということです。人生経験豊かな経営者の方を相手にする調査という仕事においては、調査技術だけではなく、マナーや一般教養も非常に大切なことです。商売でも、良い商品だからといって必ず売れるものとは限りません。嫌な相手からは買いたくないと思う場合もあるでしょうし、つまるところ人と人との関係ですから、相手から信頼を得ることが最も大事なことでないかと思うわけです。

以上が制度としての教育の概要ですが、肝心なのはいかにして知識・能力を身につけるかということです。耳から聞くだけではどうしても忘れてしまいます。「経験が最高の教育」と言われているように、上司の立場からは日常業務の中に最大限の教育的配慮が必要であろうと考

えますし、また本人としても常に自己研鑽を怠ってはいらないと思います。教える努力、学ぶ姿勢、双方合致してこそ素晴らしい人作り、職場作りが出来るものでしょうし、そのために署では、いろいろな機会をとらえて職場研修を行っております。税務の職場は、本当に人を大事にするところ、人が財産であると考えているわけです。

(調査中感じたこと)

さて、話は変わりますが、私が国税局調査部にありました頃、それこそいろいろな会社へ調査におじゃましたわけですが、一緒に行った調査官とよく話したものです。

「この会社はなかなかいいね。将来伸びるんじゃないかな。」

こんなふうに感じる会社はどんな会社かと申しますと、まず最初、会社に入った時に明るいあいさつがある。雰囲気明るく、従業員のしつけがいい。こういう会社は、人の道、商いの道を大切にしている人作りをしているんだと考えられるからです。次に、経営者の方と話をしてみても、その経営者が全身で事業に打ち込んでいるなと感じられる会社。そのような経営者の姿勢は、社員が膚身で感じ取っているところであり、従って社員の信頼があり、また社内には活力があるわけです。そして最後に、これは言うまでもなく経理がきちんとしている会社です。こんなふうに私が感じた会社は、その後例外なく成長し発展しております。

会社経営はいろいろ難しい点があるかと思いますが、最近読んだ本の中で、経営者の経験あるいは考え方の参考として、ソニー会長である盛田昭夫さんの「MADE IN JAPAN『わが体験の国際戦略』」は大変勉強になりました。もともとアメリカ人向けに、日本的経営が欧米と異なる点を書いたものですが、日本のことを知らない人を意識して書かれているだけに、むしろ私たちが読んでも面白く、反面外国経営との違いもよくわかり非常に素晴らしい本だと思いますので、是非一読されることをおすすめいたします。

(税務署長に就任して)

御承知のとおり、私は昨年7月江戸川税務署に署長として赴任してまいったわけですが、次のようなことを考えながら仕事をしてまいりました。

税務行政がうまくいくかどうかは、一つは税務署がその地域社会とうまく融合できるかどうかという点。二つ目には、職員が働き甲斐や使命感を持って勤務できるかどうかという点です。そのために職員の前で話す機会のあるたびに、「自分を大切にしてください。」これは肉体的にも精神的にも、つまり健康に気を配り、自分を高める勉強をして下さいということです。そして、「働き易い職場作りをして下さい。」働き甲斐があり充実感のある職場、標語で言えば「明るく、仲良く、元氣よく」仕事をして下さいということです。さらに「信頼される税務署作りをして下さい。」いわば愛社精神を持って、親切心とけじめを失わず、「クールな頭とホットな心」で仕事をして下さい、というような事を

言ってまいりました。調査にあたっては、税金を余計に取ることが私達の仕事ではないけれども、失敗は恐れるな。そしてまとめにあたっては、相手の言い分をよく聞いて無理のない処理を行いなさいと指示してきました。仕事に限らず何に対してもそうだと思いますが、チャレンジする元氣のある人間は、失敗しながら成長するものです。しかしながら、こういう人を伸ばしてあげられない幹部は、「こいつは生意気で思慮に欠ける人間だ。」と評価しがちです。人はその能力に見合った事件にしかかぶつからないとよく言われますが、人は結局自分の力量でしか他人がはかれないという事で、これは私達も強く自戒しなければならないところではないだろうかと考えております。

(最近の論調に思うこと)

さて、そろそろ終わりの時間が近づいてまいりましたが、最後に最近の税制改革をめぐる論調の中で、私なりに感じた点をいくつか話してみたいと思います。

まず第一に、日本の社会は感覚的人間社会になってしまったな、ということです。自分の目で見、自分の頭で考え、何が良く何が悪いのか、そういう論理性からは離れた部分で物事を判断してしまう。いや、むしろ自分では判断できず、大勢の向く方を安易に向いてしまう風潮が感じられます。

第二に、国家意識、国家的思考が希薄になったなということです。日本は、地理的に見ても、あるいは歴史的に見ても、国家意識というのは育ちにくいのかも知れませんが、それにしても、ただ今現在の話はできても、長期的な話はできません。国家百年の計などという言葉は出てきません。また、自分の周囲の損得の話はできても、国家・国民的なことはダメです。べつに私は国家主義者ではありませんが、それにしても、いい意味で「世界の中の日本」という視点は一向に出てこないように思えるのです。

第三に、負担と恩恵の関係、バランスがおかしいのではないかということです。極論すれば、税金を払わない人は恩恵を要求し、恩恵に浴している人はさらに制度に乗っかって楽をしようとしている。こういう人達が、本当に国の事社会のことを考えているかという、けっしてそうではないような気がします。小遣いの多い子ほど親を思わないものです。果たすことを果たさずに、取るものだけは取るというような論調、風潮に危惧を感じている人は、比較的に多いのではないかと思えるのです。

(おわりに)

大変まとまりのない話になってしまいました。本日お集まりの青年部会の皆さんには、この激動の時代を乗り切るため、会活動を通じて良き友を得、人間的魅力をさらに大きくされ、また、人、物、金の変化や対応策を学んで、いろいろなことにチャレンジして行っていただきたいと思えます。明日の日本を背負う立派な経営者になれることをお祈りいたしまして、私の話を終わらせていただきます。有り難う御座いました。

もっとステキにくらしませんか

— 婦人部会総会記念講演 —

服部 たま先生

私の考えている「ステキな暮らし」とは、お金をかけて豪華な暮らしをすることではありません。いかに上手に節約・倹約・工夫をして“女性らしく”、“けなげに”、“やさしく”、“ロマンチック”でかつ“合理的”に暮らすかということです。

そのために今日は2つのことについてお話したいと思います。

皆さんは物が勿体なくて捨てられない、何とかうまく活用したいと考えていらっしゃるのではないかと思います。物は持っていればいいというものではありません。そこで、まず「物をきれいに片付ける」ということを考えてみましょう。

最初に整理整頓についての考え方ですが、ただ漫然と押入れや戸棚にしまうことではありません。物を自分の生活のリズムに合わせる必要があります。そして物を使用頻度に応じてランクづけをし、収納場所にもランクづけをします。収納場所の一等地は立った時の目線の高さですから、ここに使用頻度の最も高い物を、しかも出し入れを考えて収納します。そして目線の高さから上下に離れるに従って、使用頻度の低いものを収納していきます。

次にしまい方の工夫が必要です。例えば、普通の戸棚にそのまましまうのではなく、重ねるものを立てたり、つるす収納方法や、棚を改造したりすることなども考えたらいいます。

またお返しものとしていただいて、使っていないようなものを活用してはいかがですか。例えば、ふろしきはテーブルクロスとして使ったり、お盆は金や銀あるいは季節にあった色のスプレーをかけて飾りに使うなど、そのものを本来使うべき用途に使わない工夫、即ち発想の転換を試みるのも一つの方法だと思います。

さらに何処に何があるかすぐわかるように、具体的に色で分類してみましょう。部屋別、収納場所別、各人別に家中のものを色分けし、そして収納する入れものはなるべく透明にすることが効果的ではないでしょうか。

最後に空間さがし、収納する場所を確保することです。例えば、寝室にベッドとタンスを別々に置くと非常に狭くなり空間が無駄になります。そこでタンス付のベッドにするなど、ダブル機能を有するものに変えればずいぶん広々とするはずで



それでは次に「人をもてなす」ということを考えてみたいと思います。

皆さん、人をもてなすためにカルチャースクールへ通われたりして熱心に勉強されていますけれど、おしむらくは学んだ知識が生かされていません。

「もてなす」ということは端的に言えば、自分の生活を楽しむこと、つまり能動的、アクティブな楽しみなのです。皆さん「もてなし」というとすぐ「ごちそうを作ること」を連想されるようですが、今は飽食の時代です。現在の「もてなし」は、お客様にいかに居心地のいい思いをさせてあげられるか、それがスマートな「もてなし」なのです。ですから、いい「もてなし」とは、相手が圧迫感を持たないようにして、暖い心くばりと楽しい話題でくつろがせてあげることだと思います。

それではこれから先ほどの「かたづけ」と今の「もてなし」の具体例として、小さな心づかいのあるデコレーションをいくつか見ていただきたいと思います。

- (1) いくつかのコップにそれぞれ小菊を生けたうえ、まとめてリボンで束ねて飾ると豪華
- (2) 大きめのガラスの器にビー玉を入れ、器のふちにローソクを立てかけて火をつけるとビー玉が光ってロマンチック
- (3) 濃紺の風呂敷の上に星型に切った金紙、銀紙をおき、厚いガラス板をのせると星空のようになる。さらにビールのおつまみなどを直にガラスの上に置いた生ビールのもてなしは最高の気分

ほんの一例を紹介しましたが、皆さんも色々考えて生活をエンジョイしてみませんか。

人 あ り



有限会社 小野工業所
代表取締役 小野 徳三
江戸川区平井6-71-9
611-7790

貴金属製造業 装身具一切の卸—原型デザイナー—最新式デザインを私考し女性を美しく醸し出すアクセサリ—最高に女性の欲しがるもの。
趣味 日本舞踊 囲碁 漢詩 民謡舞踊 仕事の合間に楽しむ リズム運動同好会会長



丸力運輸 株式会社
代表取締役 水口 晴夫
江戸川区大杉5-29-2
655-5121

鉄鋼・重景物輸送が主で地域運送
小回りのきく輸送をモットーにしております。
趣味 ゴルフ（ストレス解消と健康のため）
絵画鑑賞



株式会社 根本運輸
代表取締役 根本 三郎
江戸川区平井6-71-20
617-2972
一般区域運送

私は弱者救済に生きる 交通遺児又日本赤十字等々の仕事に協力して行く。
趣味 スポーツ 読書



大東金属 株式会社
代表取締役 瀬口 弘武
江戸川区西一之江4-2-3
656-3151
(FAX) 654-3175

特殊金属の圧延 電子機器 耐食耐熱合金 クラッド材 熱間圧延から冷間圧延まで一貫して生産することが出来ます。
趣味 ゴルフ 写真



株式会社 東工研究所
取締役社長 横山 徳一
江戸川区松島4-2-17
655-5161

コントロールバルブ（自動制御用）製造
一般工業用が主ですが「原研」のプラズマ装置用 宇宙開発ロケット打上用 等新しい分野に使用されるものが増して居ります
趣味 絵画鑑賞 日本刀の鑑賞と鑑定
写真（これは撮す方）



勝田電設工業 株式会社
代表取締役 塩沢 和政
江戸川区西小松川町37-2
652-8676（代）

電気設備工事設計施工 特高受変電設備 工場・ビル電気設備
趣味 ゴルフ・スキー



法人会大型保障制度ご加入のみなさまへ

当制度は、自助努力による24時間保障の労災制度として、昭和46年に創設されたものです。従いまして、チョットしたケガでも通院されれば、その日から通院、休業等の保障対象となります。（もちろん、病气入院等の総合保障の内容となっております）

もし、請求を忘れていた方は、右記へ至急ご連絡下さい。

なお、次の点につきご留意下さい。

1. 医師による治療を受けて下さい。
（鍼灸治療は医師の指示による場合のみ対象となります）
2. 事故（ケガ）より1ヶ月以内にご通知下さい。

連絡先…事務局又は

制度受託会社

大同生命東京第一営業部

電話 692-9591

従業員の退職金制度の充実に……

東法連特定退職金共済制度

従業員の福利厚生をはかつて勤労意欲をたかめ
人材を確保して事業の安定成長をはかることを目的とした制度です。

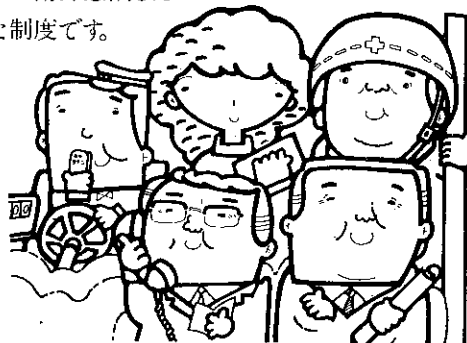
この制度のすぐれた特色

- ★掛金は1人月額20,000円まで全額損金（必要経費）処理できます。
- ★将来支払うべき多額の退職金を月々わずかの掛金で計画的に準備できます。
- ★従業員の定着とその安定を計り、企業の発展に役立ちます。
- ★掛金は1円1,000円から最高20円20,000円まで。

〈過去勤務期間通算制度〉※新規加入事業所のみ適用されます。

採用のメリット

1. 被共済者の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます。
2. この取扱いによる掛金（過去勤務掛金）は全額が損金または必要経費に計上できます。



お問い合わせは……

(財)東法連特定退職金共済会

〒160 東京都新宿区坂町13-4・全法連会館内
電話(03)357-1641

取扱会社

大同生命保険相互会社

東京第一支社

〒124 東京都葛飾区東新小岩5-1-5(庄建ビル3F)
電話(03)692-9591



えどがわ 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

昭和62年 8月号



於 S 62・8・1 江戸川区花火大会

8・9月の行事

8月4日	一之江支部役員会
	第六ブロック正副支部長会
	政策委員会
5日	第一ブロック正副支部長会
	南松江支部役員会
7日	評議員会と歓送迎会
	源泉部会役員会
	青年部会リーダー会
11日	政策委員会
	葛西第一支部役員会
18日	政策委員会
21日	新設法人説明会
	瑞江第四支部税務研修会
24日	決算法人説明会
25日	中央第二・第三支部役員会
	政策委員会
26日	平井第二支部役員会
30日	青年部会 家族会
	広報委員会
9月1日	政策委員会
4日	本部役員研修旅行会
5日	決算法人説明会
8日	政策委員会
	新設法人説明会
11日	政策委員会
22日	第一ブロック税務研修会
25日	第五回 会員親睦ゴルフ大会
28日	政策委員会
29日	



署長との対談

江戸川税務署長 下山 幸男

1. 出身地はどちらですか。

長野県の諏訪で、風光明媚な諏訪湖のあるところですよ。

ご家族は何人ですか。

夫婦、子供2人の4人です。子供は成人し就職しております。

2. 少年時代に何か印象に残っている思い出などありましたら。

昭和10年代が少年時代かと思います。

諏訪盆地に諏訪湖があり周囲に田畑があるのどかな田舎町でありました。中仙道が塩尻峠を越えて諏訪へ入り、下諏訪の宿を経て和田峠から上田へと抜けている街道筋となっていました。往還には人はほとんど見られませんでした。

こんな鄙びたところでも、諏訪神社の夏祭りと七年ごとの御柱祭は、諏訪郡下の各町村の分担が決まり、それは近郷在所の人々が集り狭い街道に屋台が並び、人出でごった返し大変な賑いでありました。

少年時代は、自然の中の生活であったので、四季折々、勉強など全くしないで近所の仲間と遊んでおりました。山中の澤で澤蟹をとったり、蛍狩り、早朝トンボの脱皮するところをとったり、エビ釣り、水田に引く小川で鮒などを網でとったりしていました。

夏は川か諏訪湖で水遊び、冬は諏訪湖でスケートができました。今では、諏訪湖の水質が悪く緑色になって水泳禁止のようですが、冬は、暖冬のせいか湖面の全面が結氷することがないので、スケートもあまりできないように聞いております。また、スケート靴は当時はほとんどなく、下駄の下に滑り用の金を

取りつけたもの、通称下駄スケートと言われたものでスケートをしておりました。

今、あらためて昔を思い出してみますと、記憶にあるものすべてが懐かしいものです。

3. 税務署を選ばれた動機というようなものは何でしょうか。

敗戦直後の混乱の中で就職することは大変でした。たまたま知人から、税務署で職員を採用することを聞きましたので応募したところ幸いにして合格できました次第です。

4. 任官されてから仕事のうえで楽しいことや苦しかったことなど、多々おありだと思いますが。

最初に申し上げたいことは、税務署に入署してから、立派な上司に仕え、良き同僚後輩とご一緒に仕事をさせて頂いたことが一番幸せだと思っています。

楽しいことと苦しいことは順繰りで、苦あれば楽ありでした。

昭和20年代は、滞納件数が多かったように思います。田舎の税務署時代では、山の奥深い村落にも滞納があり、当時、道路は舗装されておらず、バスの便もないため、自転車で山道を登り下りして目的地について仕事をすることが多かったものです。若いこともあって体をつかって駆け回り回る仕事は、それ程苦労だとは思わなかったのですが、雨天のとき、片手に傘をさし片手で自転車のハンドルを握って仕事に出る時はいささか大変だったように思います。昼食の弁当を食べる所がなく、食べる所を探したあげく神社の拝殿を借りたこともありました。

昭和30年代に東京へ出てきて、最初に赴任

したのが日本橋署でした。ここは管内が狭いし納税者の納税思想が高いので、田舎の署に比べ体は大変楽でした。しかし、所有不動産を売って税金を納めないで逃げている滞納者がいましたので、それを追っかけ回して遂に納めさせたことがありましたが、これなどは楽しかった思い出になっています。

その後、東京国税局に入りましたが、当時は若輩であったのでいつも末席にいました。文章を起草しても「意味が判らない。」と云われて返されることがしばしばでした。どこが悪いかわからず教えてくれない程厳しい上司でしたが、今思い出すと楽しい時代でした。

それから、局から署へ、署から局へと転勤を繰り返しましたが、今では、教える側の立場となっており、教えられるより教える立場がいかに大切であり難かしいかを十分に自覚し、自己研鑽に努めております。

5. 今はどんなご趣味をおもちですか。

囲碁を少しかじった程度です。

6. 法人会に対して何かご要望はございませんか。

法人会の会員の方々は、企業の経営者でありますので、更に、相互に啓もうし合って、健全な企業経営や税務の知識を身につけていただき、ご事業のご繁栄を図っていただきたい。そして、法人会が地域団体であるという特性を生かし、地域社会へボランティア活動を及ぼしながら、一層、魅力のある会活動を推進していただきたいと考えております。

そのために、各種の行事等を積極的に実施していただくのは勿論、さらに、一般会員が積極的に参加できるような施策を講じ「入会してよかった。」と思っていただけるような会にしていきたいと考えています。

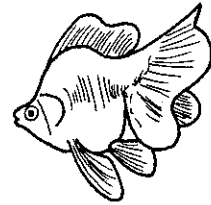
さらに、そういった会活動を積極的に広報していただくことにより、法人会の知名度のアップをも図っていただきたいと思います。

そのために、私共といたしましても法人会

活動につきまして最大限の支援をさせていただきたく所存でございます。

7. 最後に、江戸川署へご就任されまして、その抱負をお伺いしたいのですが。

申告納税制度下における納税者の正しい申告と期限内の納税について、署長以下署員一同がそのお手伝いをさせていただきますが、今までに培ってまいりました納税者や法人会との間の信頼関係を維持向上し、更に意思疎通の充実に図って、期待される税務行政を実現するよう努力したい所存でございます。旧に倍しまして、法人会の皆様様の御支援御協力をお願い申し上げます。



江戸川都税務事務所 からのお知らせ

●都税のパンフレットができました。

東京都主税局では、税金についてわかりやすく説明したパンフレットとして、毎年、ガイドブック都税（一般向け）、ミニガイドブック都税（実務家向け）、不動産と税金（不動産に関する税金についてまとめたもの）の3種類を発行しています。

今年度の税制改正（4月1日現在）の内容を盛り込んだ62年版ができました。8月3日から都税事務所などで配布しています。

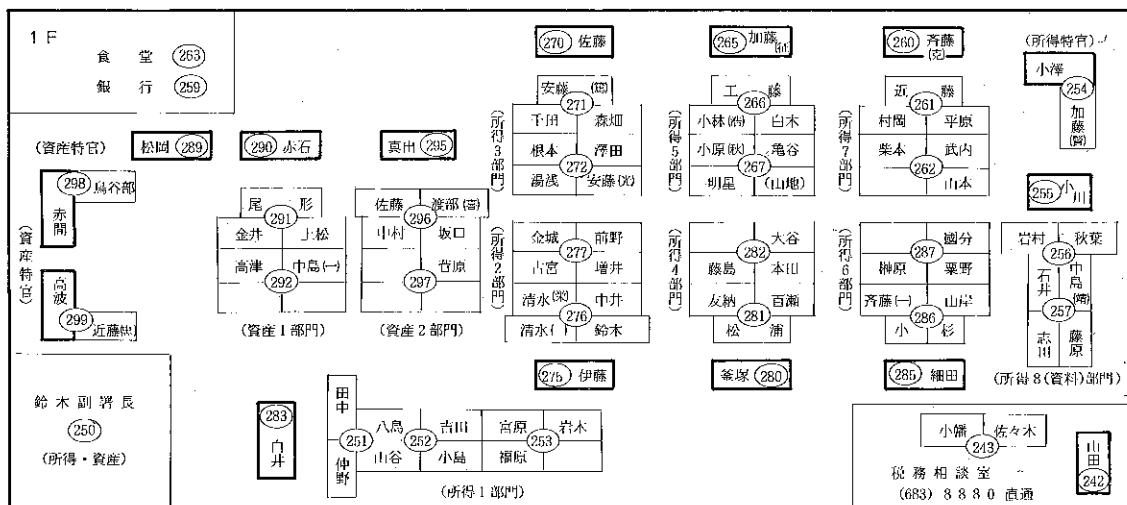
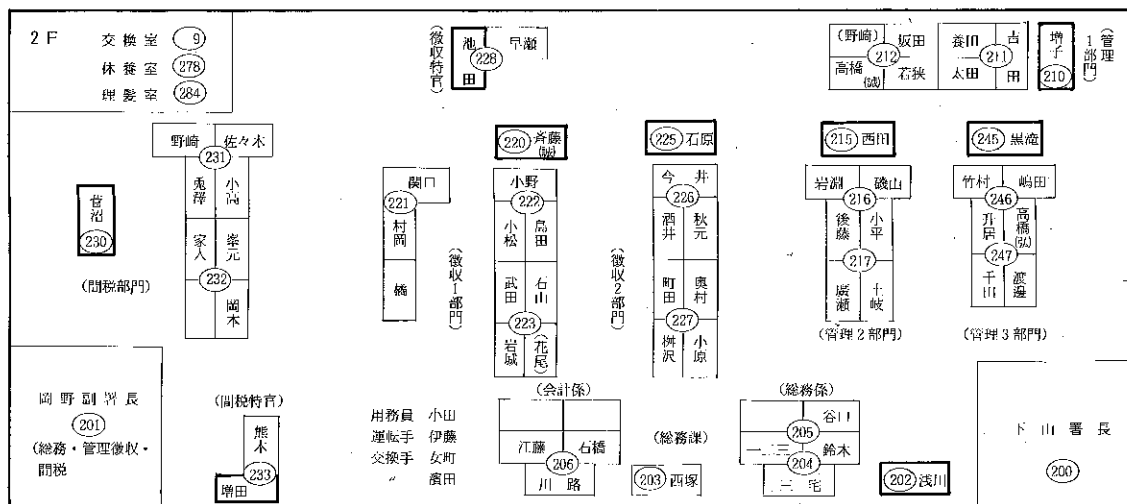
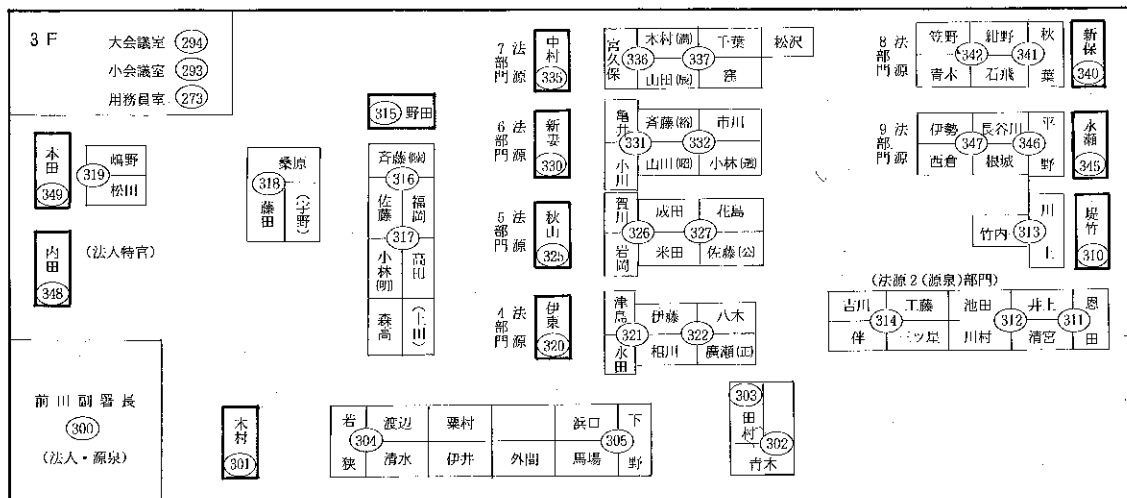
問い合わせ 江戸川都税務事務所相談コーナー

電話（654）2151 内線305

江戸川税務署配置図

(昭和62年7月17日現在)

〒132 江戸川区平井 1-16-11 TEL. 03 (683) 4281



3 階



法担副署長
前 田



法人特官
内 田



法人特官
本 田



法 1 統
木 村



法 2 統
堤 竹



法 3 統
野 田



法 4 統
伊 東



法 5 統
秋 山



法 6 統
新 妻



法 7 統
中 村



法 8 統
新 保



法 9 統
永 瀬



指導上席
青 木



指導官
田 村



源泉指導官
川 村

2 階



総担副署長
岡 野



総務課長
浅 川

1 階



所担副署長
鈴 木



婦人部

若さを保つ健康法

竹 腰 美代子

—— 笑いとお涙の講演 ——

婦人部会の研修会が3月20日、法人会館において開催されました。講師はヘルス・トレーナーの竹腰美代子さん。女性の身体のみならず「まことの健康づくり」「心とからだの健康」をテーマに、心身一体の健康づくりを目標に講話や体操の指導のため東奔西走されておられます。皇后陛下に美容と健康の体操を指導されたことは有名です。

さわやかな笑顔で、「若さを保つ健康法」と題した明るくさいっぱいの講演風景をおとどけ致します。

まずは10項目にわたっての体力年齢を目安とするテストを抜粋します。

- ①「皆さんどうぞお立ち下さい。」の声→しびしび、「どうして立たなくては……」「よいしょッ！」というような立ち方は、すべて心の老化現象の始まりであり要注意ですよの声に一同ギャフン。
- ②背中て手を合わせる→洗濯機でもなんでもスイッチ一つで動く現在、自身の身体は非常にかたくなりつつあります。
- ③首を大きく回す→首の骨がゴキゴキ、肩の筋肉がゴリゴリ……。今の世はストレスが多く、心配事で寝不足・仕事のし過ぎ、あるいはまったくの運動不足等が原因であろうが、首を大きく回して金の心配はどこかへ吹き飛ばし血行を良くし、頭の働きを活発にしましょう。
- ④グーとパーを片手づつ交互に出す→運動神経と筋肉は使えば使うほど良くなって来る筈ですが、筋力不足の方が長生きできるとも言われており、オランウータンみたいにグータラな生活で良ければ運動をしなくてもいいとのこと。しかし①でも言ったように日常生活は心身ともにシャキッとて、敏しょう性に富んだ動きをした方が心の健康のためにも良いのではないのでしょうか。

昔とくらべて身体のうち一番弱ったのは、足腰とよく言われていますが、本当に弱くなったのは背筋であり、姿勢が悪くなった要因でもあるのです。スラリとした歩き方は見えて気持ちが良いので、こうした姿を描いて歩いてみて下さい。

- ⑤両手を肩に、目をつむって1分経過したと思った時点で起立する。→人ぼっちだと自信がなくなるものですが、「こうだ!!」と思ったことはしっかりやり通すことが肝要です。

このほかのテストの中で男性と女性の脳みそと肝臓の差異についてのお話もありました。

- ①大脳皮質が多 い——男性——理性的
少 ない——女性——感情的

どちらが良い悪いの問題ではなく、このような差異があってこそ、1+1=2 夫婦協力し合い、仲良く生きていけるのです。

- ②肝臓の機能は圧倒的に女性が高い。このことは赤ちゃんを生み育てる段階で歴然としてい



ます。赤ちゃんの夜泣きがひどかった翌朝、母親は前夜の世話にもかかわらずいつもの通り朝食の仕度をしていましたが、父親は眠い眼をこすり文句を言いながら起き出してくる。これは「母の愛」だけでなく肝臓が強いからなのである。このことはアルコールに対しても同じで、女性に休肝日は必要ありませんが男性にはぜひ必要です。夫婦長生きしたければせめてご主人には週1～2日の休肝日を守っていただきたいとのこと。

また、女性に能力を100%発揮させるために男性は嘘でもいいから「愛してるよ」「きれいだね」「可愛いよ」「若いね」を言って下さいという話に一同大笑い。

10のテストが終わり講評があり結果に一喜一憂、テストの合間にユーモアたっぷりのお話は笑い過ぎてしわの数が増えるのではないかと心配せざるを得ませんでした。

後半は、母親の教育・心の強さのお話でした。先生は幼少の頃身体が弱く、小学校では運動を禁じられていたということですが、このように私たちの前、心身の健康について話しができるのはすべて「母親」のおかげと、感謝の念でいっぱいのようにでした。

格式ある旧家に嫁いだ先生の母にとって、弱い娘が生まれたことは心配の種で、きびしいしつけはもっぱら近くの海岸。ぜんそく持ちの小さな娘と本気ですもうを取ったり、いつゼイゼイと発作を起こすかも知れない状況で駆けっこをしたり……。弱い子供だが真に我が子のことを思えばこそきびしく育てる必要があったのでしょうか。親子の強い絆でしっかりと結ばれているからこそできる、本当の教育のお話には涙を誘うものがあり、あちこちにハンカチが揺れて会場は静まり返りました。

最後はドレミの歌に合わせ、リズム体操でリフレッシュ。この体操は自分を大きく育ててくれた母親のため、結婚式の前日に創作なさったそうです。

身体を動かし、心も揺り動かされた1時間半はあっという間のことでした。

今後もこのような研修会を開催いたしますので、次回はぜひご出席されますようお願いしております。

人 あ り

第3ブロック



文化建設 株式会社
代表取締役 塩野目武男
江戸川区北小岩6-7-10
673-4444

不動産売買及び一般建築

『お客様の身になって奉仕する』をモットーに、この道20年。

趣味 ゴルフ。



株式会社 北堀水道工業所
代表取締役 北堀 利男
江戸川区南小岩2-6-3
658-6849
(FAX) 671-8630

管工事 給排水衛生工事 私道排水設備助成工事 水洗化工事等水まわり一般設計施工。

根っからの技術屋であり、仕事に関しては一切の妥協をいたしません。これがお客様に対する奉仕であると心得ています。

趣味 釣。



有限会社 巴屋
代表取締役 長島 茂
江戸川区東小岩5-25-18
657-1947 (代)

総合建築金物 大工道具 電動工具 左官道具
建築金物製作

趣味 釣。



NTT 小岩電話局
局長 加藤 昭
江戸川区西小岩4-2-9
657-9001

民営化3年目、競争時代に突入してこれからが正念場です。地域の皆様に信頼され、お役に立つ電話局をモットーにしています。

趣味 西洋音楽鑑賞(モーツァルトに傾倒)

切符・テレホンカード・オレンジカードの収集

第4ブロック



ジャスコ葛西店
店長 安田 庄衛
江戸川区西葛西3丁目9番19号
675-5111

チェーンストア。「商業を通じて地域社会に奉仕する」という社是のもとに、よりよい商品をよりお値打ちにお客様に御奉仕したいと思います。趣味 スポーツ観戦。大学時代にスポーツをやっていたので何でも好きですが、仕事の関係上、土日休めないのが残念です。



太陽神戸銀行葛西支店
支店長 富山 勇
江戸川区中葛西5丁目34番8号
675-5311
銀行業務

開店19年目。地元の皆様に親しまれ頼りになる都銀を、合い言葉に努力しております。

趣味 ゴルフ。テニス。

常に誠心誠意、事にあたる、をモットーにしております。皆様の御叱声を。



有限会社 シノハラ
代表取締役 篠原 美雄
江戸川区南葛西6-28-22
680-2662
不動産管理 ビル管理

趣味 ゴルフ 狩猟



有限会社 稲垣材木店
代表取締役 稲垣 長七
江戸川区東葛西1丁目11番地2号
689-4972
一般木材 新建材 住宅機器

木曾松民芸品 神棚お宮

趣味 皐月盆栽

青年部

熱海にて一泊研修会

6月13日(土)、14日(日)の両日、青年部研修旅行会が熱海ニューさがみやにて開催されました。3時半からの研修会には32名の部会員の参加があり、島村研修委員長の司会で始まり、田中部会長の挨拶の後、講師の江戸川法人会会長であり江戸川信用金庫理事長である川野安道氏の講演が行なわれました。

講演は商売のポイントを話していただきました。その中で今も昔も商売をするには「人の流れをよく見る」こと、又、円高ドル安の今日、5年後には1ドル115円位になるであろう。このような状況下に繊維、化学等あらゆる産業が1ドル何円位が限界か等、金融面はもちろん各方面から商売のポイントをユーモアを交えて1



時間半に亘り話されました。

6時過ぎからの懇親会は平野企画委員の進行で参加部会員の紹介から始まり、歌やビンゴゲームなど2時間にわたり楽しい一夜を過ごしました。

＝ 法人会厚生委員会推奨事業 ＝

私も加入してます 法人会のがん保険制度

株式会社 ウエムラ

「わが社に勤務する従業員一人ひとりには、私にとって深い縁で知り合うことができた大切な人達です。みんなには幸せになってもらいたい、そして、いざという時は従業員から頼られる経営者でいたいですね」とおっしゃるのは、婦人ケミカルシューズの卸問屋としては業界の草分け的存在で年間200万足を大手量販店などに卸す業界大手の㈱ウエムラ・植村昭社長。

＜がん保険＞の存在はずい分前から知っていたんですが、法人会の制度を活用すれば保険料が安くなると聞き、私自身が朝礼で加入を奨めました。植村社長は生粋の江戸っ子、大切な従業員にメリットがあると判断し、すぐさま実行に移しました。

その日のことを従業員にたずねると「ええ、うちの社長が奨めるものに間違いはありませんからね。会社帰り、赤ちょうちんの一杯を我慢すれば加入できる保険料ですし、この金額で家族を守れると思うと安いもんですよ」とニコリそこは下町独特の明るさがありました。

「私達が取り扱う商品は、ファッション商品



の中でも特に足もとに関係が深く「足元」がしっかりしていることは人間の動作の基本です。同じように『がん保険制度』も大切な従業員を守るための基本かもしれません」

植村社長の言葉に東京・下町の「人情」を感じました。

(この記事はアメリカンファミリー生命「法人会厚生制度がん保険通信」の中に掲載した記事です。)

「現在江戸川法人会でのがん保険採用会員数」

116会員 534人

＜がん保険制度推進員＞

・江原 久江・宗 靖子・市川 かづよ

一問い合わせ先

アメリカンファミリー生命上野支社

TEL 835-7861



えどがわ 法人会だより

発行所

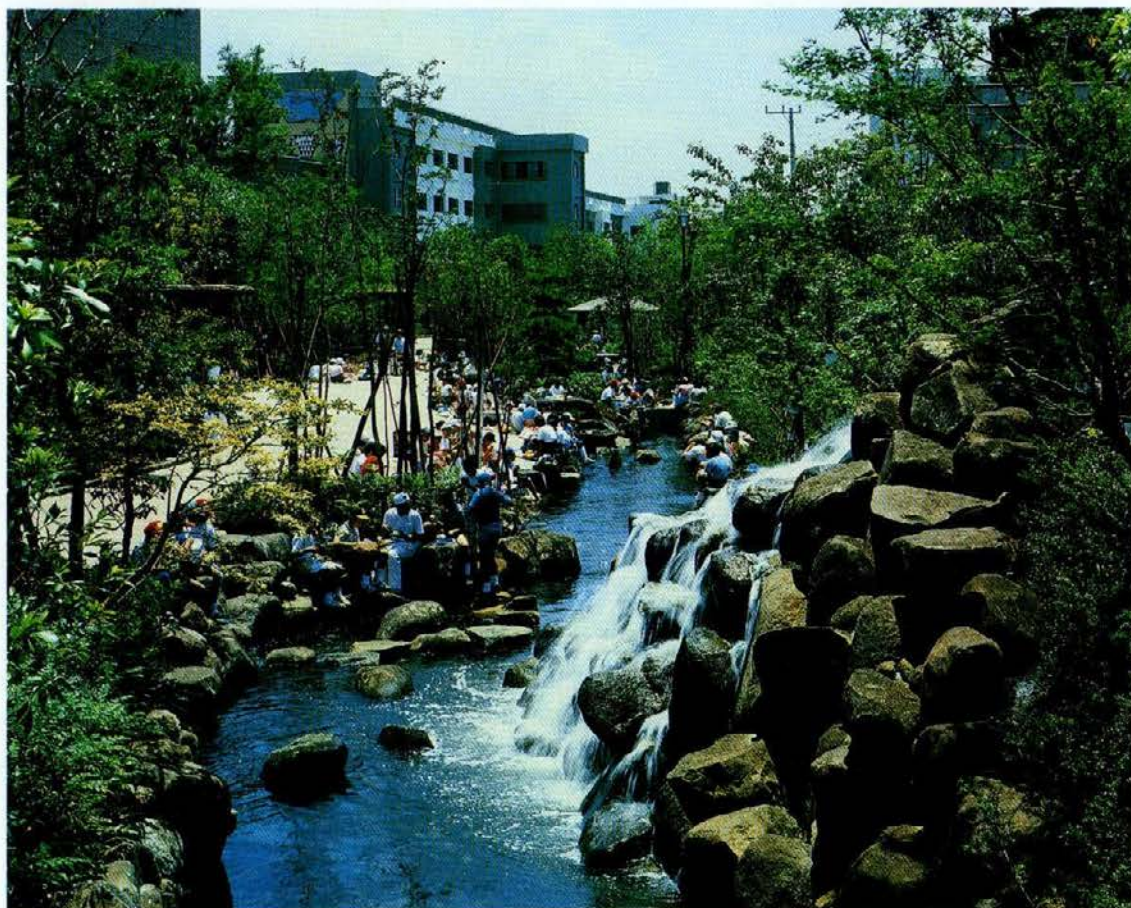
社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

昭和62年 10月号



11月	10月
27日	1日
26日	2日
19日	政策委員会
18日	南松江支部役員会
16日	第2ブロック支部長会
11日	政策委員会
6日	第4ブロック秋季税務研修会
5日	第3ブロック秋季税務研修会
4日	第1回税と経営セミナー
29日	第2回税と経営セミナー
28日	第6ブロック秋季税務研修会
27日	政策委員会
27日	青年部会リーダー会
26日	本部役員会
23日	第2ブロック税務研修旅行会
21日	政策委員会
19日	第5ブロック秋季税務研修会
17日	婦人部会研修旅行会
16日	第三回税と経営セミナー
15日	新設法人説明会
14日	政策委員会
13日	決算法人説明会
13日	決算法人説明会
12日	広報委員会
8日	一之江支部税務研修会
7日	東小松川支部税務研修会
6日	税を知る週間行事
5日	本部役員会
2日	新設法人説明会
1日	年末調整説明会(第3B)
	年末調整説明会(第1B)
	年末調整説明会(第4B)

10・11月の行事

9月度

本部役員研修旅行会

熱海つるやホテルにて開催



研修会 講師 陣

9月4日本部役員研修旅行会が熱海つるやホテルに於て開催されました。

研修会は3時半より菅原事務局長の司会で始まり、川野会長は開会の挨拶のなかで国内外の経済、景気の動向にふれられ日本経済は明るい見通しにあり、これを迎えて法人会活動も充実したものになるであろうと述べられました。

次いで講師として招かれた前田副署長さんより「望まれる法人会運営」と題して大要下記のような講演がありました。

第一に相互信頼の確立を目指して努力する。納税者の税に対する関心の高まっている中で信頼される税務行政の確立のため真剣に取り組んでおり、その為にも法人会をはじめとして民間団体との協調関係を維持・発展させなければならない。

第二に課税の適正・公平実現のために、法人会活動を通して税務署は、どのような考えをしているかをPRし、環境の整備に努めている。

又国税不服審判所勤務時代に体験された事など述べられ、いわゆる「社会通念」と云う言葉の意味、価値判断の基準などについて詳細に説明がありました。この間「頭の体操」としてユーモアたっぷりの例題を出されながら、経営者は

智恵をしぼり、「早合点」せず、企業経営に当れと教訓されました。最後に法人会はただ大きくなるだけではなく内容を充実し力強く大きくなってほしいとの要望があり有意義な講演を結ばれました。

引き続き本部役員会が開催され、6項目に互る重要議題について討議が行われ全て原案通り可決されました。

6時からは懇親会に入り山崎総務委員の司会のもと、くじ引きやカラオケ等和気あいのうち進行し午後8時に閉会となりました。

勉強あり会議あり懇親ありで、誠に実りのある時間でありました事を御報告申し上げます。

(広報委員 大森 恭一)



講演する前田副署長

昭和63年度 税制改正要望大会開催さる！

去る9月22日青山の日本青年館ホールにおいて、63年度税制改正要望全国大会を開催し決議文および要望書（基本事項と個別事項）を満場一致で可決し、これをもって政府、国会その他に陳情を行うことになりました。要望書の内容については全法連より発行の「法人の税務」等に詳細に発表されておりますのでこれを御一読下さい。ここでは紙面の関係からその要点だけを抜き出して御紹介致します。

まず決議文では政府並に議会に対し、目先の人気取りや政党間の駆け引きで事の処理が行われようとしているので、税制改革がなぜ必要かの原点に立ち返り、その取り組みの姿勢を基本的に改めることを求めるのであります。

続いて要望事項について、

1. 法人税制について

(1) 税率の引き下げでは、実効税率で40%台のできるだけ低い水準に引き下げるべきで、このことは産業の空洞化、国内の雇傭機会の減少といった重大な事態を防ぐために緊急に実現する必要があります。

(2) 減価償却制度の改善も他の先進国の状況などを十分に勘案して改め、分類も簡明にすること。また残存価格を現行の10%から5%に改め、それに応じた償却率を設定すること。

(3) 法人税の延納、欠損金の繰越、繰戻控除、所得税額控除などの諸制度は直ちに正常な形に戻すこと。

(4) 商法改正の動きによって、増資が強制される場合などは税制面で実情を考慮した特別措置を講ずること。

2. 所得税制について

62年度の減税措置で、ある程度の緩和解消がなされたが、税体系全体の改編、減税財源などの点で確固たる是正路線が敷かれたとはい

えない憾みがある。

3. 相続税制について

前回昭和50年の改正以来据え置かれている為、現行の税率構造、基礎控除額、及び各種控除額は実情に合わなくなっている。特に土地の価格上昇は相続財産の評価増を招き、課税件数と課税額の大幅な増加をもたらしている。(昭和50年改正で課税件数が前年度4.6%より2.1%に是正減少したものが、現在では10%を超えて更に増え続けている。)具体的には小規模宅地のうち生活を維持していくのに最低必要な200平方メートルまでについては通常の方法で評価した額の20%に評価額を減額されることを要望する。

4. 固定資産税、都市計画税について

63年の評価替えを前に、評価の方法、税率調整措置など現行の基本的仕組みを抜本的に見直すことを要求し、その間緊急避難的措置として評価額の凍結までを含む、なんらかの負担調整措置の強化を要望している。

以上は改正要望の基本事項の中の目玉というべき事項の抜萃でありますので、冒頭に申上げた全文を御覧頂いて法人会の活動状況を御確認下さるようお願い致す次第で御座います。

(税制委員会)

ニセ法人会＝詐称勧誘に注意

最近税務署から来たと、法人会の役員、職員を装い会員企業を訪問し、税務関係の図書や機関誌の購読を勧める者が増加しております。

中には「この機関誌を購読すれば、税務調査がない、優良法人に指定される、税理士資格が得られる」等、又法人の税務と類似呼称を用い購読料を詐取する事件が数件発生しています。

税務署、法人会は関係図書等の訪問販売は一切しておりません。もし不審な者が訪問したら、税務署、法人会事務局に連絡下さい。

納税通信より抜粋転載

源泉徴収税額表が10月から変わります。

今回の税制改正法案は所得税減税が中心であり、10月施行となる。したがって10月分の給料から減税が適用される。

そのため、税務署では改正法案成立とともに「新税額表」を全企業に送付する予定。したがって、10月の給料はその新税額表で源泉税を計算することになる。

また、この減税は4月にさかのぼって行われるのだから4月から9月分までの減税については年末調整で精算することになる。

土地付建物の交換特例は個別に判定

法人税法には交換による圧縮記帳の特例が規定されている(法人税法50条)。

これには五つの条件があって、そのなかに同一種類の交換であること、交換差金が高くなる方の時価の20%以下という項目がある。

そこで、たとえば互いに土地建物を交換するといったケースも出てくるが、このケースでは土地を土地、建物を建物とをそれぞれ交換したものとなる。したがって、同一資産の交換で、全体としては等価であっても、土地と土地、建物と建物とのそれぞれの時価が異なるときは、それぞれの交換するときの時価の差額が交換差金となるので注意する必要がある(法人税基本通達10-6-4)。

マンション建築での付随費用の処理

マンション建築にあたり、敷地に隣接していた電柱が工事の邪魔になり、また景観の妨げともなることから工事費を負担して電力会社に移転してもらった。

このようなケースはよくあるが、この工事負担金は損金にならず、マンションの取得価額に含めなくてはならない。

ある目的で負担なり支出した費用が、資産の取得価額になるのか、一時の損金になるのかという問題は非常に重要なこと。法人税の所得計算でも大きく違ってくる。

そのなかで、資産の取得価額となるのは①その資産建築のために要した原材料費、労務費、経費②その資産を事業用とするために要した費用の合計額である。

マンション建築のために敷地内の電柱を動かしたとなると、それは工事のために要した費用であり、マンションの“価値”を高めるための支出といえる。したがって、その工事負担金は取得価額になる。

店舗を自費で内部造作することがある。

この造作費用が修繕費であるのなら一時の損金にできるから問題ない。

資本的支出ならば資産計上して減価償却しなければならない。

そこでその耐用年数だが、店舗の賃借期間を耐用年数とするのは間違い。

ここでは、造作全体を一つ期間を耐用年数とすることが認められている。

支払わない未払配当は無条件で益金

法人が配当金を未払いのままとし、そのうち特殊事情が発生して株主総会、取締役会の決議によってその未払配当金を支払わないこととした場合、その理由のいかんを問わず益金に算入しなければならない。(法人税基本通達4-3-3Ⅲ)。

つまり、法人は配当をしたこと(支払わなくても決算上では配当をしたことになっている)によって、すでに配当軽減税率(租税特別措置法42条)の適用を受けているので、この免除益金としないと配当をしなかった法人とくらべて有利になり、また高額配当を決めておいて、それを未払いとし、最後には支払わないといったことが起きると法人税の操作ができる。

そのため、未払配当金については、未払役員賞与を支払わないこととした場合のような特別な取扱いはなく、無条件の益金算入となる。

ロータリーの人会金は給与にならず

ロータリークラブやライオンズクラブの入会金に対する取扱いについてはいろんな意見があるが、基本的には交際費となる。

同クラブは個人で組織する団体であるから、法人がその入会金や会費を負担すると、入会者への給与として取扱われる(法人税基本通達9-7-15)、しかし、これはあくまで原則論。同クラブへの加入が地元の地域社会への貢献にもつながり、またその地域の同業者の代表として本人の意思にかかわりなく行われることもあるので、役員なり個人の入会が法人の業務に関連してくる。そうすれば交際費になる。

もっとも、加入があくまで役員の個人的なつき合いで法人の業務に関係となると、その役員の給与(賞与)になる。

役員の死亡退職金の多くは課税対象

会社の在職中に死亡した場合の退職金は、相続税の課税対象になる。これは被相続人から相続人に対する相続財産とみなされ、200万円に法定相続人の数を乗じた金額をこえると、その金額は課税価格のなかにとり入れられる。

最近の役員退職金はそれなりの金額が支払われており、しかも、現職で死亡したことになると、相当のプラスも行われる。

そのため課税の対象となるケースが出てくる。

会社からの弔慰金については相続税で一定限度まで非課税とされ、それは、賞与以外の一一般の給与の半年分で、その死亡原因が業務上であるものについては3年分となる。

したがって、死亡退職金より弔慰金で支出する方が遺族には有利になるケースがあるため、会社側としても十分は配慮が必要だ。

従業員の健康診断について

*事業者は、労働者（1名でも）に対し、医師による健康診断を行わなければならない。

（イ）雇入れ健康診断…雇入れ時に実施

（ロ）定期健康診断 …年に1回は必ず実施
検診内容

1. 既往歴および業務歴の調査
2. 自覚症状および他覚症状の有無
3. 身長・体重・視力および聴力の検査
4. 胸部X線検査
5. 血圧の測定ならびに尿中の糖および蛋白の有無の検査

*事業者は、有害な業務で政令で定めるものに従事する労働者に対し、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。

（イ）有機溶剤健康診断

（ロ）じん肺健康診断

（ハ）鉛 健康診断

（ニ）高気圧健康診断

（ホ）電離放射線など

その他 塩酸・硝酸・硫酸・沸化水素
黄リンは、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

*事業者は、健康診断の記録を会社に保管し、50名以上の事業所は労働基準監督署え、健康診断記録を提出しなければならない。

*事業者が、健康診断を行わない場合、又は健康診断を行ってもその結果を記録していない場合は、30万円以下の罰金。

『定期健康診断・特殊健康診断』 の実施について

定期健康診断に関しては、年に1度は全員が受けなければなりません。

個々の事業所では、なかなか実施しにくい面がありますので、「定期健康診断及び特殊健康診断」を会員の皆様が受診しやすい様、明年3月実施を目標に江戸川区内に健康診断会場を設定し毎年検診が受けられ

る様、企画しております。

健康診断についてのお問合せは
東西線 西葛西駅前 京橋クリニック
（巡回健康診断認可クリニック）
TEL (03) 687-1163

いよいよ始まる

希望の未来像

アンケート調査

望まれる法人会の未来像を求めて！

望まれる法人会活動のためのアンケート
 自らは法人会会報に多大なご協力、御支援を賜わり深く御礼申し上げます。
 今後とも微力ではありますが活動力のお役に立ちたくアンケート方式でご意見を賜りますようお願い申し上げます。

りためのアンケート

調査票を随分お取りいただき御礼申し上げます。
 役に立ちたくアンケート方式でご意見を賜りますようお願い申し上げます。

- アンケート**
 下記のような事業を行っています。□欄にVでお答え下さい。
- ① 決算書人説明会
 (株主・関係者・関係法人を対象に決算書の作成・内容などの説明会を開催) □ A □ B □ C □
- ② 経営セミナー
 (関係・関係者・関係法人を対象に経営・管理・技術・情報などの説明会を開催) □ A □ B □ C □
- ③ 経営者会
 (プロックでは会報の2部、本部では毎月、と地域ごとに開催) □ A □ B □ C □
- ④ 職能別委員会
 (専任・兼任・顧問・アドバイザーを組織) □ A □ B □ C □

□欄にVでお答え下さい。
 ⑤ 経営者会
 (専任・兼任・顧問・アドバイザーを組織) □ A □ B □ C □

今日の江戸川法人会は、自他共に認める区内最大の経営者団体として、その存在意義は大きいと思われます。

我々は、戦後数度の景気後退を経験しながらも深刻な恐慌を経験することなく、全体としては比較的順調な足どりで今日にきています。

当会が発足して40年近くを経過した昨今は、年々増加の一途をたどる会員と激変する経済環境のなかで当会も適宜に対応しなければならぬと思います。

会員総数 8,000 社を越す団体として今後どうなるか予測もむずかしい面もありますが我々の組織をもってすれば地域社会に与えるインパクトも大きいし、その発言力は全法連を通じて多いなるものがあると思います。

どんな団体でも、その中に入り込んでいる人達の評価は、概して相対評価におちいり易い。

当会も、他の法人会との相対評価においては活発な事業展開と実績を上げているように見える。

しかし、我々の評価は常に絶対評価であって欲しいと思う。絶対評価とは、他の友誼団体や任意団体、更に一般諸施策の実行面で、一般社

会人の目で、会員本位の事業が行われているか等の問題で素直に評価されるべきものである。

そこで当会では、会員の皆様が望まれる事業を積極的に推進すべく、昨年度より総務委員会の中に政策委員会を設置、望まれる法人会の未来像を求めて、現況の会活動を分析検討中ですが、この度、その一環として全会員を対象としたアンケート調査を実施することと相成りました。

すでに全会員宛、アンケート用紙は郵送済みですが、とにかくアンケート調査は、何のアンケートでも、回収率が大変低調で、結果として会員の皆様からの要望に必ずしも即した結果が出ない事が多々あります。

そこで当会では、この回収を大同生命の職員の皆様をお願いして、8,000 社の会員総てを個別訪問し回収率70%を目標に努力願います。

それぞれの地区の担当者は別紙に掲載させて頂きましたのでよろしくお願いいたします。

集計結果につきましては逐次江戸川だよりに掲載させて頂きます。 (政策委員会)

政策委員会メンバー

委員長	山陽金属工業㈱	山崎 俊雄	(653) 5321
委員	㈲宇田川商店	宇田川 章	(656) 0464
"	㈲近藤製作所	小島 彌一	(680) 3111
"	鶴ヶ谷建設業㈱	鶴ヶ谷 卓	(679) 2121
"	花成総合企画㈱	花垣 成勇	(652) 8071
"	㈲山田製作所	山田 欣佑	(680) 4205

会に対するご意見・ご要望をお待ちしています。

回収率70%を目標にまわります。



平井 1. 2. 4. 5 支部
染谷 文男



上篠崎、下篠崎、南篠崎支部
日吉 巖



瑞江 2. 3. 4 支部、一之江支部、船堀第二支部
横山 留里子



小松川支部、平井 1. 2. 3 支部
広瀬 祐子



葛西 4 ~ 11 支部
平塚 守



北小岩第一、第二支部
安藤 博之



松江支部、南松江支部
大野 孝



葛西 1 ~ 3 支部
西野 鉄也



船堀第一、第二支部、東小松川支部
北村 芳丸



西小岩第一、第二支部
松田 靖弘



中央第一、第二支部
藤井 幹雄



東小岩第一、第二支部
河野 公子



中央第三、西一之江、西一之江南、瑞江第一、一之江支部
田原 知子



南小岩、小岩駅前東、小岩駅前西支部
佐藤 洋子



鹿本第一、第二支部、鹿骨支部、瑞江第三支部
滝沢 英子



松島支部、西小松川支部
桂木 眞利子



江戸川法人会担当課長
加藤 光造



人 あ り



有限会社 立野商店
代表取締役 立野 哲一
江戸川区東瑞江2-63
677-3301

刃物、工具、建築金物の販売ですが、硝子用の種子切鋏を製造しているので、刃物、ハサミを研ぎに来るお客の方が多い。

趣味 書道、絵画鑑賞



有限会社 会田製作所
代表取締役 会田 一郎
江戸川区東小松川4-51-12
656-3211

公害の解消に役立つ産業廃液物を処理する脱水機を製作して居ります。全国的にし尿処理、製紙会社、ビール会社、薬品会社等で使用して居ります。

趣味 ゴルフ、ダンス



須賀ゴム工業株式会社
代表取締役 須賀 与孫
江戸川区江戸川3-14
679-4531

工業用ゴム製品 製造販売

趣味 旅行、余暇にボランティア活動

保護司 民生児童委員総務



株式会社 皆川
代表取締役 皆川 浩一
江戸川区東小松川2-6-14
652-5015

段ボール箱の製造販売、梱包資材の販売、各種紙器の販売、コンピュータのハードの販売及びソフトウェアの開発販売。

趣味 音楽鑑賞、映画観賞、ビデオカメラ等



有限会社 渡辺建築事務所
代表取締役 渡辺 優行
江戸川区東瑞江2130
670-6006
建築設計・監理

官庁建築（学校及びコミュニティー会館等）

民間建築（マンション及び事務所建築等）

趣味 読書、ゴルフ

私の座右の銘は「誠実」です。人間社会の基本として尤も云い当てた言葉だと思っています。



株式会社 イスズ
代表取締役 加藤 繁一
江戸川区松江4-30-12
652-4131

アルミニウムを素材とする商社活動とプレス及び表面処理を主体とする製造活動で目下、日産、日立を中心に発展中です。

趣味 古陶器を中心に特に志野物を好んで集めて居ります。運動としては、一年中約3畝の畑に作物を作って趣味と実益を兼ねています。



江戸川産業株式会社
代表取締役 中川 治久
江戸川区江戸川3-34
679-1441(代)~3

繊維全般の撚糸加工を中心に、主に電線、ケーブル副資材用介材系として納入しています。自然を愛し、時間があれば山に海に出かけています。

特技 スキー



株式会社 元良商事
代表取締役 元良 昭吾
江戸川区平井1-16-2
685-3166(代)

管工事業、設備サービス、貯水槽清掃。ビル、マンション等の排水清掃、飲食業一泊クソティ、エビフライが大好評。

趣味 読書、ドライブ

法人の事業所で働く人はすべて 健康保険と厚生年金の加入が 義務づけられます。

健康保険と厚生年金保険は、会社、工場、商店などが加入し、そこで働く人たちを対象とする社会保険です。

これまで、従業員が5人に満たない事業所は希望するところだけが健康保険と厚生年金に加入することになっていましたが、法令の改正により昭和62年4月1日からは「従業員が3人、4人の法人（株式会社、有限会社等）の事業所」はすべて加入することが義務づけられました。

また「従業員が1人、2人の法人事業所」も昭和64年4月1日までに加入することが義務づけられることとされており、最終的にはすべての法人の事業所が加入を義務づけられています。

なお、従来任意加入であった農林水産業、飲食店、サービス業等を営む従業員5人以上の法人の事業所は、すでに昭和61年4月1日から、

加入が義務づけられています。

加入が義務づけられた事業所の事業主のみならず、ただちに加入の手続きをとらなければなりません。

なお、国民健康保険組合加入の事業所は、厚生年金保険のみ、強制加入することになっておりますので、詳しくは 加入している国民健康保険組合におたずねください。

健康保険と厚生年金保険に加入することは、従業員ひとりひとりが安心して働ける職場をつくることになります。

また、事業所としても優れた人材の確保ができ、社会的信用が備わり、ますますの発展にもつながります。

詳しくは、江戸川社会保険事務所

(652) 5 1 0 6 にお問合せください。

— 軽油の分析検査にご協力ください —

軽油には、1キロリットルにつき24,300円の割合で軽油引取税がかかるのをご存知ですか。

最近、この軽油に灯油などを混ぜて販売したり、自動車の燃料として使用したりしているケースを見かけますが、このような場合は、その混ぜた灯油などの量についても、軽油引取税を納めていただくことになっています。

そこで、東京都では、軽油を燃料として使う

トラックやバスなどから軽油を抜き取らせていただき、分析検査を行っています。1回の採油量は約20ccですので、職員から検査を求められたときには、ご協力をお願いします。

詳しくは下記へおたずねください。

江戸川都税事務所 (654) 2 1 5 1

事業税課 内線 310 又は 308

年末調整説明会のお知らせ

昭和62年分年末調整等の説明会を右記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、各会場とも駐車場がありませんので、車によるご来場はご遠慮ください。

記

月 日(曜)	会 場	時 間
11月12日(木)	小松川区民館ホール	午後1時30分 ～午後4時
19日(木)	鹿骨区民館会議室	
27日(金)	葛西区民館ホール	
12月1日(火)	東部区民館会議室	
2日(水)	小 岩 公 会 堂	
3日(木)	総合文化センター	

注 説明開始30分前より、用紙をお配りいたします。

税法が、変わりました！

— 62年度 改正税法の概要 —

<法人税関係>

特定開発研究用資産の特別償却の創設	青色申告法人が、特定の開発研究用資産を取得し、事業の用に供した場合には、以下の割合による初年度特別償却を認める。 1. 機械装置、工具並びに器具備品……100分の20 2. 建物及びその附属設備並びに構築物……100分の10 (注) 1. 機械装置等の機種は告示で指定される。 2. 産業構造転換円滑化臨時措置法6条1項に規定する承認特定事業者、特定船舶製造業安定臨時措置法6条1項に限定する認定事業者、特定地域中小企業対策臨時措置法4条に規定する承認中小企業者は、機械装置等については、それぞれ2割増しの特別償却率が適用される。	昭和62年10月1日から昭和63年9月30日までの間に取得した資産について適用 個人の事業所得についても同様の措置が講じられている。
土地税制	1. 土地の譲渡等がある場合の特別税率 法人の土地重課税の判定基準を「10年以下」から「5年以下」に改める。 2. 超短期所有土地等の譲渡に係る課税の特例 その年1月1日において所有期間が2年以下の土地等の譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡益については、通常の法人税の他に30%の特別税率を課す。	1・2とも昭和62年10月1日から昭和65年3月31日までの間の譲渡について適用

<所得税関係>

税率構造の改正	1. 所得税の税率構造を次のように改める。	1. 昭和62年分所得税から適用
	課税所得金額	税 率
	～ 150万円	10.5%
	150万円 ～ 200万円	12%
	200万円 ～ 300万円	16%
	300万円 ～ 500万円	20%
	500万円 ～ 600万円	25%
	600万円 ～ 800万円	30%
	800万円 ～ 1,000万円	35%
	1,000万円 ～ 1,200万円	40%
	1,200万円 ～ 1,500万円	45%
	1,500万円 ～ 3,000万円	50%
	3,000万円 ～ 5,000万円	55%
5,000万円 ～	60%	
2. 源泉徴収税額表の改正	2. 昭和62年10月1	
給与、退職、山林の各税額表を改正する。(別表第7の付表(給与所得控除後の金額)、別表8の付表(退職所得控除後の金額)は現行どおり。)	日以後に支払われるものから適用	

配偶者特別控除の創設	1. 特別控除額 配偶者控除と別枠で、最高16万5,000円の配偶者特別控除を創設する。ただし、昭和62年分所得税については、最高11万2,500円とする。 (注) 配偶者特別控除は、その年の合計所得金額が、800万円以下の者に限って認められる。従って、サラリーマンで他に所得がない場合には、給与年収が1,010万5,555円以下の者が該当する。 2. 特別控除額の調整 配偶者特別控除額は、配偶者の所得金額に応じて調整される。	昭和62年分所得税から適用。
給与所得者の特定支出控除控除の創設	給与所得者について、特定支出の額が、給与所得控除額を上回った場合には、給与所得控除に代えて特定支出額を控除する制度を創設する。対象となる特定支出は、①通勤費、②転勤費用、③技術又は知識等の修得のための研修費用、④単身赴任者の帰宅旅費等である。 ただし、これらの費用を給与所得者自身が負担している場合に限られる。	昭和63年分所得税から適用。
公的年金に対する課税の改正	1. 公的年金控除の創設 公的年金にかかる所得を雑所得とし、給与所得控除、老年者年金特別控除に代えて、次の公的年金控除を創設する。 ①定額控除 80万円(65歳未満の者40万円) ②定率控除 定額控除後の年金収入360万円までの部分……25% " 720 " ……15% " 720万円を超える部分…5% (注) ①、②の合計額が120万円に満たない場合には120万円とする(65歳未満の者60万円)。 2. 源泉徴収制度の創設 公的年金等の額から一定額を控除した後、10%の税率で源泉徴収を行う制度を創設する。	1. 昭和63年分所得税から適用。 2. 昭和63年1月1日以後に支払われる公的年金等から適用。
その他の改正	1. 老年者控除の引上げ 老年者控除額を25万円から50万円に引上げる。 2. 白色事業専従者控除の改正 白色申告者の配偶者についての事業専従者控除を45万円から60万円に引き上げる。 3. 医療費控除の改正 いわゆる足切り限度額のうちの定額基準を5万円から10万円に引上げる。	1. 昭和63年分所得税から適用。 2. 昭和62年分所得税から適用。 3. 昭和63年分所得税から適用。

＜所得税関係＞のうち利子所得課税の改正

金融商品課税の創設

土地税制の改正

有価証券譲渡益課税の改正については次号

税と経営セミナー

10月8日(木)

企業犯罪とその防止法

講師 元警視庁捜査二課長福士武美氏

調査を通しての体験談

講師 江戸川税務署副署長 前田 守氏

10月26日(月)

トップの健康法

新赤坂クリニック院長 松木 康夫氏

相続税対策に役立つポイント

江戸川税務署資産税統括官 赤石 巖氏

10月12日(月)

緊迫する国際情勢と経営者の対応

TBSニュースキャスター 秋元 秀雄氏

税金よもやま話

間税部門統括官 菅 沼 毅氏

法人税第2部門統括官 堤 竹 弘 行氏

11月2日(月)

燃える政治の舞台裏

政治評論家 細川 隆一郎氏

土地、建物譲渡のポイント

江戸川税務署資産税統括官 赤石 巖氏

開 場 午後1:00 会 場 江戸川総合文化センター3F

受講料 無 料

1987年度 文化庁芸術祭参加作品

ふるさときゃらばん

ミュージカル

兄ちゃん

とき 11月28日(土) PM 6:30

ところ 江戸川区総合文化センター

主催 江戸川心ふれあう南北線の会

後援 江戸川区・江戸川法人会青年部会

前売/指定席 3,500円 一般自由席 3,000円 学生自由席 2,500円

※小学生以下の入場は御遠慮下さい。 ※連絡先/船橋 3-5-31 TEL 877-9346

「キヤン」を週刊文春
「山岡」を週刊文春
「山岡」を週刊文春



●青年部も応援しています。
この秋、みんなでカントリーミュージカルでお楽しみ下さい。

法 江戸川 法人会だより

発行所

社団 江戸川法人会
法人

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川4-98

電話 (681) 3474

昭和62年 12月号



12・1月の行事

- | | |
|-------|-----------------|
| 12月1日 | 年末調整説明会（東部区民館） |
| 1日 | 政策委員会 |
| 2日 | 年末調整説明会（小岩区民館） |
| 2日 | 総務委員会 |
| 3日 | 年末調整説明会（文化センター） |
| 3日 | 南松江支部役員会 |
| 4日 | 新設法人説明会 |
| 4日 | 南篠崎支部役員会 |
| 7日 | 決算法人説明会 |
| 7日 | 政策委員会 |
| 8日 | 一之江支部役員会 |
| 10日 | 本部役員会 |
| 11日 | 広報委員会 |
| 12日 | 青年部会役員会 |
| 15日 | 政策委員会 |
| 23日 | 政策委員会 |
| 1月22日 | 経済講演会と賀詞交歓会 |
| 26日 | 婦人部会新年会 |
| 29日 | 青年部会新年会 |

——江戸川文化センターで講演する
TBSニュースキャスター 秋元秀雄氏 ——

題して緊迫する国際情勢と景気の展望



最近景気が明るくなって来ているとの話が出ていますが、何んで今そう云わなくてはならないのか。

あらゆる指標を見てみると円高からメリットが出はじめて来ているが、これは当然の事でこれ以上の円高にはなり得ない状況下にある。裏がえせばこれ以上悪条件はもうないということになる。

だいたい今迄も政権末期には必ず景気についての話が出て不況離脱宣言が出てくる、これは時の権力者が退くための花道をしき、気持よく退陣出来る様にとの周囲のはからいでもあると思う。

現総理は、国鉄、電々公社、専売公社を民営化し行政改革の中でも評価させているところである。一方、円、ドル相場については当初総理は1 弗 160円との見通しを発表したが1ヶ月もしたら150円になってしまった。

この時自民党の先生方が円高についての質問が出ているが、これは双方とも勉強不足というものでこんな事態はおかしいと秋元先生は語る。

先進国サミットという会議があるが、これは7ヶ国が石油の売買の調整をするための会議で石油産油の75%である黒字国責任論が出て来た。

日本は肥満になった1人で黒字になっていると他国に非難された、こういう事を平気で云われる世の中になった。

この様に経済が世界にたたかれない内に政治が先手を打ち何んとかすべきである。ところが日本の政治は経済と分離しているからそれが出来ない、今はもうそういう時代ではない、政治と経済は一体となり外国に対処すべき時である。

現在の日本の政治は、その場あたりのやり方なので世界に対して、その施策がすべてが遅れがちになり批判的になってしまう。

中曽根総理の訪米が近づくにつれて東芝コム問題がエスカレートして来た。

総理が訪米する一週間前に秋元先生が訪米し調査したところ米国の工場機械メーカーが全くだめな状態にあった、この辺に東芝ココムの問題があるわけである。

日本のハイテク産業をいかにたたか、という事である。そうでもしないと米国の産業が全くかたなしになるという事になるからである。

シュルツ国務長官は財政、金融についてのエキスパートである。この人の右に出るものは未だにないのである貿易については日本の輸入品

目で27の制限がある。このうち22品目を制限から外せとって来ている。しかし日本は米国の過剰農産物を買っているが、尚米国が追い打ちをかけてくる、それはなぜか日本は今まで米国に対してあらゆる交渉をして来ているが、最終的に100%に近いところで米国のいう事をきいているというのが現状である。

ここに注目し、言いたい事をいっている。然ば、22品目全部自由化してしまうとどうなるかといえ、先ず品質が安定しないのと結果的に

末は7億ドルにしかない。

農業は総合的に考えなければならないが農業に限らずすべての日米経済摩擦は米国政府内の問題であるが、今更政治が悪いとは言えないので困っているのが現状といえよう。しかし、日本には安保条約があり米国の有権者が防衛問題を重視している、せめてシーレーンだけでも防衛すべきであるといわれている。

そのシーレーンのために米国は税金を300億ドルもあてている、このことでも今話題になって



いるのである。

日本が今よりもっと防衛力を増すべきであるともいわれている、そうすると今の4倍の防衛費がかかり、勿論そのような事は憲法、国民感情の点からでもできるはずがない。経済はというと日本はかなり黒字になっているこの黒字に対して、アメリカは安保を破棄して防衛費を増やし自主防衛に切りかえろと米国はおどしてくる。

日本は現実には防衛費はこれ以上とれないまして国民感情があるので自主防衛など全く不可能である。

以上の様な種々の問題があるので、日本は何かと米国のいう事をのりくらりと少しづつ聞いているが、今後は日米政府の話し合いの基に共同作業で貿易赤字を減少すべく努力しなくてはならない。

日米安保体制を持続していけるような政治形態にすべきであるということが彼等の論議であ

り、日本たたきをやってきた理由である。

貿易のアンバランスは、米国の方にも責任があるができるだけ早いうちに自動車摩擦が起きる前の状態に戻す(対日赤字を130~150億ドル)ことが課題である。

相場はまだまだ一服することはないが、130円台になるのか、また暴落するのか、円高に進むのか終るべき状態が米国に出ていない、140円そこそこになり相場に踊り場ができるとしたら日米の政治が話し合いがあって為替戦略が終る可能性がある。

このような経済の問題があるので、日本の総理問題を早く終え直ちに円、ドルに対処すべきである。

このことを速に対処するかしないかによって私達の景気に大きな影響をおよぼすことになるはずであると講演を結んだ。

(広報委員 依田武久)

ブロック研修会



第1ブロック 9・25ロッテ会館にて講演
する前田副署長



第2ブロック 10・16熱海さん亭にて一
泊研修



第3ブロック 10・7ニューオークラ



第4ブロック 10・6葛西区民館



第5ブロック 10・21江戸川信用金庫南篠
崎支店



第6ブロック 10・13江戸川信用金庫本部

各地で開催



10月度 本部役員会
(10・15 開催)

下期の事業計画を熱心に討議する
本部役員



第2ブロック税務研修旅行会記

10月16日(金)台風19号が日本列島を縦断した日に第2ブロック税務研修会が熱海さざん亭において開催されました。

菅原局長の司会により3時半より研修会が始まり、木村第一統括官より、会員増強の必要性と、日本国が世界の他国から見ても非常に治安が良く資料により数字上の比較で示され、これを支えているものが租税であることを面白く話されました。又青木指導上席からは同族会社の社長と会社の取引事例、A消費貸借(金銭)B使用貸借(借地権、地代)C報酬退職金(弔慰金等)D費用負担(私的費用)E資産の売買(評価による受贈益等)等会社を代表する行為か、個人であるかの区分の明確化を詳細に講議されました。質疑では不良在庫の処分、弔慰金の支出額等熱

心に討議がなされ、実りある研修でした。

第2部として懇親会が6時より行なわれ前日の本部役員会でも会員増強が議題になりましたが、研修旅行会は会員相互の親睦と意志疎通をはかることも、会員増強につながると思います。

今回は研修も熱が入り成果が上りましたが、それにも増して細かい心配りのある従業員と品のよい懐石料理で「ビックリ」しました。運営委員皆様のご苦勞を感謝するとともに出席された皆さんが来年もこの宿で開催されるよう希望しておりました。

以上研修会の雑感を申述べました。

(中央第一支部 山口定雄)

税と経営セミナー講演会

燃える政治の舞台裏

細 川 隆一郎



税と経営セミナーの本年度の最終講演会が11月2日江戸川総合文化センターに於いて行われました。今回は講師として細川隆一郎氏をお招き致しました。氏は早稲田大学を卒業の後毎日新聞に入社、政治部記者を経て現在は政治評論家としてその歯に衣を着せぬ評論は夙に有名で伯父にあたる細川隆元氏とは又一風異った見識が高く評価されております。演題は「燃える政治の舞台裏」ということですが、時あたかも自民党総裁選出の直後でありましたので、このことに拘る政治の舞台裏の動きについて披露があり、誠に興味深いものがありました。講演の内容につきましての要約を御紹介致します。

「11月6日自民党竹下内閣が誕生する見通しになったがその裏付けになっている自民党の総裁選びは10月20日に中曽根総理の後継者指名でケリがついた。しかし今回のこの一連の動きは第2次世界大戦の最中の昭和18年8月31日の重臣会議工作と誠に似かよったところがある。それは今回の総裁選で早くから立候補を取り沙汰されていた竹下、安部、宮沢の三氏の他に止むに止まれぬ心境で出馬表明した二階堂氏が10月

7日突然立候補をとり下げたという事実である。周知の如く自民党旧田中派の本流を継ぐものとして自他共に認めていた二階堂氏が辞退を決意した背景には、党則にある総裁選出馬の推薦人50人確保の可能性がなくなったとの判断に他ならない。推薦人とはあくまで推薦する人のことであって、他派閥の、或いは選挙になったときの投票する人を意味しない。二階堂氏は事に当って己れを直接支持する数が20人に満たないことを承知していたので、鈴木善幸元総理に30名程度の推薦人を貸してくれる様依頼し、これに連動して福田元総理も同調していたと思われる。ところが10月7日鈴木氏が豹変した。同氏は自派の宮沢氏を総裁としたいがための眼先の利害のみでこの約束を反故にした。福田氏も同様である。ここに来て二階堂氏は矢つき刀折れる心境で立候補辞退となった訳である。さて二階堂氏は今の政界の中で正論を通そうとしたと目される人である。その正論とは何か。同氏は現状を打破することを目論んでいた。それは中曽根政治の歪み、即ち売上税の失敗、国際状況とりわけベルシャ湾に於て最大の恩恵を蒙

りながら何ら国として問題解決に貢献できない弱腰、地価の暴騰、株の乱高下などの経済不安等々これらのことを無批判に継承しようとしている他の3人への警告を与えることを意味していた。彼自身は立候補の上、話し合いに加わった折には外交の安部を立て、次いで経済の宮沢にするという筋立てが心の中に出来ていた。悲しいかな両派閥の長老たちにはこの計画を読み通すことができなかった。一口で言えば中曽根政活はカルメヤキ政治即ちぶっとふくれ甘くはあるが中味なし—これの踏襲者竹下はただ金勘定のみに終始し、防衛を含む国際問題や憲法による国際的足枷解決などにも確とした見識を持っていない。今回の一連の総裁選は中曽根・金丸・竹下の陰謀であるのが実態である。

扱それでは昭和18年の策謀とは何か。当時の宰相東条英機の最大の失敗は米英との和睦の時期を想定せずに戦争に突入したことである。昭和17年4—5月頃まで好調に進んだ戦いが18年になると制空権の喪失の下に雲ゆきがあやしくなってきた。時の政治家中野正剛は国の危機存

亡を憂えて重臣松前重義、三田村武夫等を説き廻り、8月31日の重臣会議に於て東条退陣を画索するべく運動を行った。この動きを木戸内大臣が事前に察知し東条に通報、東条は重臣会議の会場へ鈴木貞一、賀屋興宜、島田繁太郎を連れて臨み、結局退陣の話題出ずして散会となる。その後中野は警視庁に拘束、憲兵隊の拷問の末一時帰宅を許された12月27日夜、日本刀にて割腹自殺を遂げたのである。前年12月、当時の朝日新聞主筆の緒方竹虎が同郷の土でもあり又早稲田の同門でもある中野に一筆を依頼し、「戦争最少論」として朝日新聞に掲載、これがために朝日新聞は発売禁止措置という一連の動きが正論者中野正剛の命運を縮めた一つの引き金であったといえる。やがて東条内閣は無能力宰相小磯国昭に引き継がれ、昭和20年の帰結になったことは周の知るところである。(八)

今回の竹下選びも、来年カナダのトロントで開かれるサミットで如何なる評価がでるか、危懼されるところである。

(広報委員 石橋正男)

税金一言

——忘年会・新年会費用——

今年もはや師走。会社でも、個人でも、あちらこちらから、忘年会、新年会の声がかかってきます。連日の予約に応じたために体をこわすことのないよう、無茶な飲み方は止め、また、できるだけ「休肝日」をつくって体を労わりましょう。

ところで、会社で、あるいは部や課単位での忘年会などの費用は、会社持ちのケースが多いようですが、このような費用は、税務上、福利厚生費としての処理が認められています。

ただし、役職者、役員だけのものとなると、その費用は、最低でも交際費、役員だけとなると臨時の給与、すなわち賞与としての認定されることとなります。

また、取引先や同業団体の行う忘年会などに出席し、祝儀や会費を支出したときは、交際費となります。

忘年会などの費用は、支出の名目ではありません。処理にはくれぐれもご注意を。

税法が、変わりました！

— 62年度 改正税法の概要 —

< 所得税関係 >

利子所得課税の改正	1. マル優制度の廃止 マル優制度を廃止し、郵便貯金も含めた預貯金利子に対して、一律15%の税率で(注)源泉分離課税を行う。 源泉分離課税の対象となった利子は、控除対象配偶者や扶養親族に該当するかどうか、住宅所得特別控除や特例贈与税の所得要件の判定等には一切含まれない。 (注) 国税15%に加えて、地方税5%が課されるため、実際の源泉徴収率は、双方あわせた20%になる。 2. 老人等の預貯金利子の非課税 ①年齢65歳以上の者(注)、②母子家庭の母、③身体障害者が預け入れをした預貯金の利子については所得税を課さない。 非課税限度額は、郵便貯金が元本300万円まで、銀行等の金融機関への預貯金が元本300万円までの合計600万円までである。 (注) 年齢65歳以上かどうかは、預け入れをした時に判定する。 従って、定期預金の契約期間の途中で65歳になった場合には、解約して預け替えをしない限り、それ以後の期間に対応する利子に対しても所得税が課税される。 3. 勤労者財産形成貯蓄の非課税 財形年金貯蓄の利子、及び財形住宅貯蓄の利子に限り、双方の元本合計500万円までを限度として、所得税を課さない。ただし、一般財形貯蓄については、一般の預貯金と同様に20%(国税15%、地方税5%)の税率で源泉分離課税が行われる。	1. 昭和63年4月1日以後支払を受けるべき利子から適用 2. 昭和63年4月1日以後に預け入れられる預貯金から適用。同日に65歳以上になっている人等については、従来の非課税貯蓄の継続が認められる。 3. 昭和63年4月1日以後に預け入れられるものから適用。
金融商品課税の創設	1. 一時払養老保険等の金融類似商品に対する課税 ①定期積金の給付補てん金、②相互銀行の給付補てん金、③抵当証券の利息、④金投資口座等による利益、⑤外貨預金の差益、⑥一時払養老保険の差益、⑦一時払損害保険の差益について、いずれも15%の税率による源泉分離課税を行う。 (注) 1. 国税15%に加えて、地方税5%が課税されるため、実際の源泉徴収率は20%になる。 2. ⑥、⑦については、保険期間が5年以下のもの、及び保険期間が5年超のもので5年以内に解約されたものが対象になる。 2. 割引債等の源泉徴収税率の引上げ 割引金融債及び割引国債の償還差益の分離課税の税率を16%から18%に引き上げる。ただし、特定の割引債(政令指定)については16%の税率が維持される。	1. 昭和63年4月1日以後に支払を受けるべきものから適用。 2. 昭和63年4月1日以後に発行された割引債の償還差益から適用

土地税制の改正	1. 長期・短期区分の改正 長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分基準である譲渡年の1月1日現在における所有期間を10年から5年に改める。 2. 超短期所有土地等の課税の特例 譲渡年の1月1日現在における所有期間が2年以下である超短期所有土地等の譲渡については、その所得が事業所得又は雑所得とされるものに限り、次のいずれか多い額の所得税を課す。 ①土地等の譲渡にかかる事業所得等の金額の50%相当額 ②土地等の譲渡にかかる事業所得等を総合課税した場合の上積税額の120%相当額 3. 特定資産の買換えの縮減 個人の特定の事業用資産の買換えについて、課税繰延べを20%縮減する。	1. 2とも昭和62年10月1日から昭和65年3月31日までの間に譲渡される土地等について適用。 3. 昭和62年10月1日以後に譲渡される土地等から適用
有価証券譲渡益課税の改正	1. 継続的取引の基準の引下げ 継続的取引の基準とされる売買回数と株式数を、「年50回以上、かつ、20万株以上」から、「年30回以上、かつ、12万株以上」に引下げる。 2. 同一銘柄の相当数以上の譲渡の基準の引下げ 同一銘柄の相当数以上の譲渡の基準を「20万株以上」から「12万株以上」に引下げる。 3. 事業譲渡類似の基準の引下げ 事業譲渡類似とされる公開の方法による特殊関係株主の行う株式の譲渡の基準を、発行済株式数の15%以上から10%以上に引下げる。 4. 課税対象取引の範囲の拡大 ①株式先物取引、②デファードペイメント債の譲渡による所得を課税対象に加える。 (注) 4の改正については、売買株数、売買回数に関係なく課税対象とされる。	1～3については、昭和63年分所得税から適用 4については、昭和62年10月1日以後の取引から適用

年末調整事務のチェックポイント

(改正点)

- ・配偶者控除額が昭和62年分に限り5万円上積みになっています。
- ・配偶者特別控除(最高限度額11万2,500円)が配偶者控除と別枠で設けられています。
- ・通勤手当の非課税限度額が昭和62年4月に遡って最高2,000円アップになっています。

(誤りやすい点)

- ・人的控除……控除対象配偶者は婚姻届をしている配偶者であること。
老年者控除の対象者は所得者本人が65歳以上であること。
- ・年末調整の対象となる給与には未払分も含まれます。

大部分の給与所得者は、年末調整によって本年の納税が完了するとともに、翌年の住民税の基礎となる金額が確定します。くれぐれも慎重に！

人 あ り



有限会社 丸弘青果
代表者 岩橋 廣次
江戸川区松島1-41-15
651-0951

青果小売、卸
趣味 盆栽、旅行、スポーツ



株式会社 大西大花園
代表者 大西 正一
江戸川区松島3-25-8
655-0024代

造園土木
官公庁発注の公園、街路樹の工事及び民間の庭園、ゴルフ場等の土木植栽工事一式
趣味 ゴルフ、旅行



NTT江戸川電報電話局
局長 水野谷 大之進
江戸川区中央3-12-14
651-9001

電気通信サービスの営業、電話機やテレホンカード等の販売、電気通信設備の保守など。

人・街・コミュニケーション、を合言葉に地域とともに発展する電話局を目指して社員一同努めています。

趣味 囲碁、ダンス……そしてカラオケ



中村鋼材株式会社
代表者 中村 甫
江戸川区中央4-20-13
654-3137

和12年より特殊鋼の販売を主にあらゆる機械加工を行い、中でも機質を問はない小径の深孔明加工は好評で得意先より重宝がられている。

趣味 スキー、ゴルフ、登山



有限会社 深野商店
代表取締役 深野 音一
江戸川区平井6-41-2
611-0724

米穀小売商 大正14年開業 私で3代目
趣味 ゴルフ、社交ダンス、ビデオカメラ



深野石油販売株式会社
代表取締役 深野 捷治
江戸川区平井6-41-12
612-7729

出光系石油製品、ガソリン、軽油、灯油等
自動車燃料その他自動車用品を販売 趣味 麻雀



合資会社 一天堂
代表社員 中山 直幹
江戸川区平井4-8-5
681-1209

時計・貴金属・メガネ、小売
明治初期の創業以来、4代に渡り東京の下町でこの商いを続けてまいりました。これからも皆様に信頼される店になるよう努力してまいります。何か私共でお役に立つことがございましたらぜひ御用名下さい。



高橋鋼工業株式会社
代表者 高橋 京太郎
江戸川区平井2-20-2
681-5519

各種金属板のへら鋼加工
空調吹出口打楽器ティンパニー及シンバル排水器具等其の他一般へら鋼加工
趣味 盆栽、釣り、たなごの孵化飼育



株式会社 サンシン
代表取締役 坪田 弘
江戸川区小松川3-92
TEL 685-2451
FAX 685-2474

研磨材料及び油圧関連機器の総合商社として関東以北、仙台、八戸、秋田本荘と、お客様のニーズにお応えすべく全社一丸となって頑張っています。趣味 ゴルフ、相撲



日本板金興業株式会社
取締役 天辰 幸次
江戸川区平井3-30-17
鶴沢ビル2F
TEL 683-0251
FAX 681-3550

鉄鋼二次製品製造及び加工販売業 金属屋根材、外壁材の加工・コンクリート二次製品の線材加工を手がけております。優良な商品を製造するため品質管理を推進し、市場のニーズに答えるべく努力しております。

趣味 読書 旅行



白山工業株式会社
代表取締役 白山 良一
江戸川区小松川3-32
TEL 682-8355
FAX 682-7160

金属加工業

内外装、カーテンウォール、板金加工、産業機械製作CADシステムの導入をはじめ、設備投資に力を注いでいます。又、技術者の教育を行う等、人材育成も当社のモットーです。

趣味 ゴルフ、釣

「会員企業紹介」欄新設のご案内

今般会員各社相互の取引交流を目的として、事業所の宣伝紹介の記事を載せることになりました。掲載ご希望の方は会社名、代表者名、所

在地、TEL FAX 番号事業内容などを200文字に収め、写真（事業所、扱い商品等）一枚を添えて事務局へ郵送して下さい。

納税表彰式盛大に挙行

昭和62年度納税表彰式が11月3日午後2時から区民センター（グリーンパレス）において行われた。江戸川税務署長表彰9名、全感謝状10名、消費税申告納税制度25周年記念江戸川税務署長感謝状3名、江戸川都税務所長感謝状6名、江戸川区長感謝状6名の合計34名が受賞された。法人会関係では川野安道、穂積敏夫、山崎俊雄、大場久、穴戸淑郎、山口善造、天野二

郎の7氏である。何れも会の拡充強化及び会員の税知識の普及に尽力し納税道義の高揚に寄与した功績によるものである。受賞者を代表して挨拶された村田源太郎青色申告会副会長は「今日の感激を胸に秘め今後一層努力をします」と力強く結びました。参列者は200名にのぼり会場は熱気に溢れていました。

（広報委員長 田口英雄）

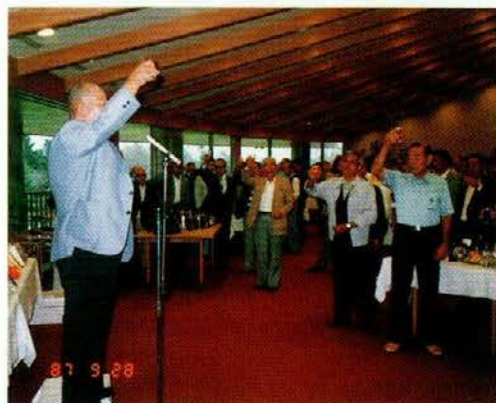


第5回会員親睦ゴルフ大会

9月28日、今年で5回目の会員親睦ゴルフ大会が、厚生委員会の世話役にて、江戸崎カントリーを貸切り参加者 266名を迎えて盛大に催されました。

当日は、途中小雨にみまわれましたが、暑くもなく、寒くもない絶好のコンディションのなかで、日頃の腕の競い合い、楽しい一時を過ごしました。

		グロス	ハンデ	ネット
優勝	竹内 忠明	87	24.0	63.0
準優勝	石井 安男	99	36.0	63.0
3 位	新井 鉄哉	92	28.8	63.2



婦人部会 秋の研修旅行会

婦人部会は 10月23日(金)、24日(土)の両日、木の葉の色付きはじめた会津若松市の牧温泉にて、秋の研修旅行会を開催しました。

参加者は22名と少な目でしたが、秋晴れの初日は、車内研修、歴史、地質学の実地研修と盛りだくさんの内容をこなしました。夕刻からの懇親会は、部会長のあいさつに始まり日頃の成果の発表(発声?)も相次ぎ、抽選会もあり楽しい一夜となりました。

第2日は、あいにくの雨となったものの、雨の紅葉を愛でつつ、疲れた体にむち打って睡眠学習に励む方も多く、それぞれの思いを胸に帰路につきました。



法 江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川4-98

電話 (681) 3474

昭和63年 1月号



1・2月の行事

- | | |
|------|-----------------|
| 1月8日 | 第3ブロック税務研修会と新年会 |
| 12日 | 政策委員会 |
| " | 第4ブロック税務研修会と新年会 |
| 13日 | 全・東法連賀詞交歓会 |
| " | 常任理事会 |
| 18日 | 葛西第7支部役員会 |
| " | 青年部会役員会 |
| 20日 | 政策委員会 |
| 22日 | 経済講演会と賀詞交歓会 |
| 26日 | 婦人部会講演会と新年会 |
| " | 源泉部会税務研修会 |
| 27日 | 新設法人説明会 |
| 29日 | 青年部会新年会 |
| " | 政策委員会 |
| 2月5日 | 第1ブロック税務研修会と新年会 |
| 8日 | 婦人部会役員会 |
| " | 北小岩第1・第2支部税務研修会 |
| 9日 | 小岩駅前東支部役員会 |
| " | 鹿骨支部役員会 |
| 12日 | 第2ブロック税務研修会と新年会 |
| 16日 | 第6ブロック税務研修会と新年会 |
| " | 決算法人説明会 |
| 17日 | 新設法人説明会 |
| 19日 | 本部役員会 |

年頭のごあいさつ



社団法人 江戸川法人会

会 長 川 野 安 道

皆様あけましておめでとうございます。

当法人会は、昨年中、講演会、セミナー研修の開催をはじめ、各部門や各事業におきましても、広く各方面にわたって公益法人にふさわしい活動を展開することができました。このような順当な発展をみましたことは皆様とともに誠に慶賀にたえないところでございます。またこの間におきましての関係官庁のご指導に対し厚く御礼申し上げます。

ところで昨年の日本経済は年初から円高不況に揺れ動き、夏頃急速に景況が回復に向いましたが、秋には突然世界的な株価の暴落と円高の一段の進行に見舞われました。世界を動かしている米国経済の積年の無理が解消されない限り、世界経済の不安定はまぬがれず、しかも日本だけが良い子でいられるはずもありません。つまり国際経済競争の結果、勝者になった日本は敗者に対して所得の一部を税金として再配分せよといわれているようなものであります。したがって安定した景況回復への軌道に乗るのは容易ではありません。

こういう厳しい環境下、経営の衝に当る者としてどうすればよいのか、平素考えていることの一端を述べてみたいと思います。

最近の世相をみますと、勤勉とか忍耐とか、日本人の誇りとされてきた特性が批判されるよ

うになってきました。早寝早起は三文の得に対して24時間放映テレビが登場しました。科学技術の進歩は物を豊かにしてくれましたが、人間の心の豊かさを作ってはくれないで、むしろその大切さを忘れさせました。今それへの反省がでてきております。そしてこういう環境の変化によってニーズが多様化し、複雑化して、企業としては、従来のやり方で一所懸命やっただけでは成果があげられなくなってきております。

ちなみに生物の盛衰をみると、環境の変化に適応する能力のない、純度の高い同種の集合体は自滅しております。企業内にあっては、いろいろな個性、持味の相違をお互いに認め合いながら知恵を集めることが、環境に適応できる独自性や創造性につながっていくと思います。そして各人にとって、勤勉や忍耐は依然として大切であり、しかも忙中のゆとりとして自分だけのとおきおきの楽しい時間を持つこと、これがそが自己啓発や生活のほんとうの豊かさにつながっていくと思います。

厳しい風圧は生きている手ごたえと考えられませんか。幸い江戸川区は2本目の地下鉄の開通によって環境が一変し、その発展にはめざましいものがあります。毎日どこかで、空地が鉄骨へ、ビルへと変化しつつあります。

そのうえうれしいことには、人間として生きていくのに大切な思いやりとか共存共栄の気持が色濃く残っております。

皆様方には、それぞれ英知を発揮されて、益々ご発展あらんことをお祈りいたします。

また本年はいよいよ税制の抜本改革問題が登場する年であり、当法人会に対しまして、皆様方が引続きご支援、ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

新年のごあいさつ

江戸川税務署

署長 下山 幸男



明けましておめでとうございます。

社団法人江戸川法人会の皆様方には、ご家族おそろいでよき新春を迎えられ心からお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃から活発な会活動を通じ税務行政に特段のご理解とご協力を賜り、お蔭さまをもちまして税務運営が円滑に推移してまいりましたことを厚く感謝申し上げます。

さて、昨年における江戸川法人会の活躍、ことに「講演会」、「税と経営セミナー」、「支部・ブロック別税務研修会」等を幅広く開催され、別けても、講演会では、「税を知る週間」に婦人層を中心に700名を超える聴衆を集めて開催し成功裡に終了されました。一方、青年部会では、平年より1ヶ月も早く降った雪の中、西葛西駅頭において献血運動を行うなど、地域におけるボランティア活動も積極的に実施され、会をあげて多彩な行事を展開されてこられました。

さらに、会員増強運動につきましては、目標加入率68%を突破し70%にせまる勢いとなりました。

江戸川法人会がこのように質・量兼ね備えた大法人会に発展されましたことは何にも増して心強く感じておりますとともに、心から敬意を

表する次第でございます。本年も貴会が益々発展充実されましてさらに魅力あふれるご活躍をされるよう今後ともでき得る限りのご支援をさせていただきます所存でございます。

ところで、昨年の我が国の情勢を見ますと、史上最高の円高、地価の異常高騰、株価の乱高下などに代表されるように大きな変動の1年でした。このような先行き不透明な中でも、企業の業況判断は内需拡大を背景に大幅に改善され先行きについて良いとみる企業の割合が悪いとみる企業の割合を上回ってまいりました。景気回復の波が、下請中心の業種にまで及んできたと思われ、さらにこの傾向は63年度も続くであろうと予測されております。

最近の税務を取り巻く環境は、厳しい財政事情の中で、税の制度・執行両面に対する国民の関心は一段と高まり、税負担の公平確保の期待と要請は従来にも増して強まっている状況でございます。また、経済取引の複雑化、広域化により質・量ともに増大しております。

このような中で、税務行政に携わる私共としては言うまでもなく適正公平な課税の実現にありますので、社会、経済の情勢に機敏かつ柔軟に対応しながら、総力を挙げて努力をしております所存でございます。

どうか、今後とも税務行政に対しましてより一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

新しい年が、社団法人江戸川法人会にとって天に昇る龍の如く益々発展する飛躍の年であり皆様方にとりまして、ご健勝でご繁栄の年でありますよう心から祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。

支部別会員数及び入会割合明細

支 部 ・ ブロック名	法 人 数	62. 9. 30 会 員 数	10. 1 ~ 12. 31		支部間 移 動	62. 12. 31 会 員 数	入 会 割 合
			入 会	脱 会			
小 松 川 支 部	2 2 0	1 4 7	1	1	▲ 2	1 4 5	6 5.9
平井第一支部	2 4 9	1 9 8	3	1		2 0 0	8 0.3
平井第二支部	2 7 8	1 9 6	2		▲ 1	1 9 7	7 0.9
平井第三支部	1 7 7	1 2 2	2	4	+ 1	1 2 1	6 8.4
平井第四支部	2 0 1	1 4 5	7			1 5 2	7 5.6
平井第五支部	1 3 9	1 0 7	1		+ 2	1 1 0	7 9.1
第1ブロック計	1 2 6 4	9 1 5	1 6	▲ 6		9 2 5	7 3.2
西小松川支部	1 6 6	1 5 1	5	2	▲ 1	1 5 3	9 2.2
松 島 支 部	3 5 5	2 5 4	6	3	▲ 1	2 5 6	7 2.1
松 江 支 部	3 4 9	2 3 5	1 2	3		2 4 4	6 9.9
中央第一支部	2 8 0	2 0 9	6	1	+ 1	2 1 5	7 6.8
中央第二支部	2 4 7	1 7 9	9	3	▲ 1	1 8 4	7 4.5
中央第三支部	2 0 6	1 4 6	9	1		1 5 4	7 4.8
西一之江支部	2 5 3	1 4 2	1 8			1 6 0	6 3.2
第2ブロック計	1 8 5 6	1 3 1 6	6 5	▲ 1 3	▲ 2	1 3 6 6	7 3.6
鹿本第一支部	2 2 8	1 0 7	3			1 1 0	4 8.2
鹿本第二支部	2 3 5	1 2 7	6	1	▲ 1	1 3 1	5 5.7
鹿 骨 支 部	3 7 9	2 4 3	1 4			2 5 7	6 7.8
東小岩第一支部	2 3 0	1 8 1	8	1		1 8 8	8 1.7
東小岩第二支部	1 4 9	1 1 3	6			1 1 9	7 9.9
南 小 岩 支 部	2 5 1	1 5 5	1 3	1	+ 1	1 6 8	6 6.9
小岩駅前東支部	2 0 4	1 3 0	1 1			1 4 1	6 9.1
小岩駅前西支部	2 9 2	2 1 4	1 4	1		2 2 7	7 7.7
西小岩第一支部	2 7 0	1 7 1	1 1	2	+ 1	1 8 1	6 7.0
西小岩第二支部	2 8 1	1 4 7	8	1		1 5 4	5 4.8
北小岩第一支部	2 2 0	1 2 5	9	4		1 3 0	5 9.1
北小岩第二支部	3 2 1	1 9 4	2 3	9		2 0 8	6 4.8
上 一 色 支 部	1 0 8	6 2	6			6 8	6 3.0
第3ブロック計	3 1 6 8	1 9 6 9	1 3 2	▲ 2 0	+ 1	2 0 8 2	6 5.7
葛西第一支部	3 1 7	1 8 9	3 7	1	▲ 1	2 2 4	7 0.7
葛西第二支部	3 0 0	1 9 7	1 0	2		2 0 5	6 8.3
葛西第三支部	2 1 0	1 1 9	2 4		+ 1	1 4 4	6 8.6
葛西第四支部	2 0 4	1 3 6	4			1 4 0	6 8.6
葛西第五支部	2 6 3	1 4 6	1 7		+ 1	1 6 4	6 2.4
葛西第六支部	2 1 4	1 3 7	1 4		▲ 1	1 5 0	7 0.1
葛西第七支部	1 6 8	1 0 9	1 5			1 2 4	7 3.8
葛西第八支部	2 3 1	1 4 7	2 0			1 6 7	7 2.3
葛西第九支部	1 4 3	7 6	1 8			9 4	6 5.7
葛西第十支部	1 0 7	6 0	6			6 6	6 1.7
葛西第十一支部	2 0 4	8 3	2			8 5	4 1.7
第4ブロック計	2 3 6 1	1 3 9 9	1 6 7	▲ 3		1 5 6 3	6 6.2
瑞江第一支部	1 8 5	1 1 1	1 8	1	▲ 1	1 2 7	6 8.6
瑞江第二支部	2 7 0	1 7 8	1 4	2	+ 1	1 9 1	7 0.7
瑞江第三支部	2 1 1	9 8	3 9	2	+ 1	1 3 6	6 4.5
瑞江第四支部	2 7 8	1 4 6	2	3		1 4 5	5 2.2
	4 0	1 7		2	▲ 2	1 3	3 2.5
上 篠 崎 支 部	4 0 9	2 4 4	5	2	▲ 1	2 4 6	6 0.1
下 篠 崎 支 部	2 9 1	2 3 1	1 3		+ 1	2 4 5	8 4.2
南 篠 崎 支 部	3 4 6	2 8 5	1 1			2 9 6	8 5.5
第5ブロック計	2 0 3 0	1 3 1 0	1 0 2	▲ 1 2	▲ 1	1 3 9 9	6 8.9
東小松川支部	2 7 0	1 8 1	4			1 8 5	6 8.5
南 松 江 支 部	2 9 3	2 0 6	2			2 0 8	7 1.0
西一之江南支部	1 9 7	1 5 2	8			1 6 0	8 1.2
一 之 江 支 部	3 3 1	2 5 4	1 2		+ 2	2 6 8	8 1.0
船堀第一支部	3 3 3	2 1 8	4			2 2 2	6 6.7
船堀第二支部	2 1 5	1 5 5	4			1 5 9	7 4.0
第6ブロック計	1 6 3 9	1 1 6 6	3 4		+ 2	1 2 0 2	7 3.3
総 計	1 2 3 1 8	8 0 7 5	+ 5 1 6	▲ 5 4		8 5 3 7	6 9.3

会員数8,500社を突破

組織委員長 関 政 司

62年度の組織強化策として全国法人会総連合では、会員総数 100 万社達成を合い言葉に各地区法人会に積極的な組織拡大を呼びかけていました。

当会でもこれに呼応すべく希き経営者たらんと願う者の同志を一社でも多く加入願うことを目指して各支部が積極的に増強運動を展開してまいりました。

本会の具体的な施策としては、

1. 増強月間を10・11月の2ヶ月間とする。
2. 現在50支部ある支部は地域の特性のためか入会率において大きな格差が生じてきているので、68%未達成支部は、68%を達成するよう、すでに68%超の支部は、過去1ケ年で減少した会員分を補充する。これによって全体で入会率68%超を確保する。
3. 個別勧奨カードにより実体の無い法人、不明法人等の徹底的な解明をする等を申し合わせて各支部の役員さんに分担を願い加入のための個別訪問を実施いたしました。

現在、江戸川区は毎年 700 社を上廻る新設法

人が増加する都内でも有数の地域であり、このまま放置しておくとう入会率は毎年下がり続けることになります。

増強運動の実施結果は別表の通りでございますが、12月10日納めの本部役員会では会員総数 8,537 社 加入率 69 % 実質会員増 462 社と初期の目標を大きく上廻ることができました。

この期間を通じて支部長さんはじめ支部役員の皆様の一方ならぬご尽力を賜わりお蔭様を持ちまして目度たく新春を迎えることができ組織委員一同ホッと胸を撫でおろしています。

せっかく入会願った新会員さんが途中で退会されることのないよう今後は、一層魅力有る会活動が望まれます。

幸い、当会では他会に先がけ一昨年より政策委員会を設けて法人会事業活動の見直し等を行い、将来に向けて会員各位にメリットのある事業活動を展開すべく検討中と聞いています。

会の益々の充実のため一層のご支援に協力を切にお願い申し上げます。

チャリティーの浄財 老人ホーム「なぎさ和楽苑」へ ビデオデッキ 2 台寄贈

青年部会

去る 9 月 28 日、秋晴れに恵れた江戸川法人会ゴルフ大会に於て、青年部は新装なった江戸崎カントリークラブのクラブハウス玄関受付にてゴルフボールと帽子のチャリティー販売を行いました。

当日は親会の大勢の方のご協力をいただき、123,500 円の収益を上げることが出来ました。その浄財を前回と同じ葛西にある「老人ホーム和楽苑」に10月28日、田中部会長、副部会長ら数人でビデオデッキ 2 台とテーブルを寄贈して参りました。

副院長さんの案内で 3 階のくつろぎ室へ案内され、そこで老人の会長さん等に手渡し、丁寧な

お礼の言葉を頂き、大変喜んでいただきました。

いつまでもお元気でと励ましの言葉をかけて苑を後にしました。



＝江戸川税務署だより＝

◎所得税の確定申告は正しく!!

○確定申告の受付は、2月16日から3月15日までです。3月になりますと窓口が大変混雑しますので、早めにお願ひします。

○提出は、郵送でも結構です。

○申告書の用紙は税務署のほか、区役所課税課、各区民館内事務所（庶務係）、都税事務所にも用意してあります。

○医療費控除や住宅取得（特別）控除等の還付申告書は2月16日以前でも受付けております。還付金の受取りは、預貯金口座振込みをご利用ください。

初めて申告される方に

所得税、個人事業税、住民税（個人）の共同説明会

月 日	会 場	時 間
2月2日(火)	葛西区民館	いずれも
2月3日(水)	東 部 区 民 館	13:30
2月4日(木)	グリーンパレス	1
2月5日(金)	鹿 骨 区 民 館	16:00
2月9日(火)	小 岩 区 民 館	まで

申告の仕方のわからない方に

無料申告相談

会 場	2 月					3 月		
	16 (火)	17 (水)	18 (木)	19 (金)	23 (火)	24 (水)	1 (火)	2 (水)
葛 西 区 民 館	○	○	○	☆	☆	☆	○	○
東 部 区 民 館	○	○	○	☆	☆	○	○	○
小 岩 区 民 館	○	○	○	☆	☆	○	○	○
江戸川税理士会 支部会館 (江戸川税務署前)	2月22日(月)～2月26日(金) 3月9日(火)～3月11日(木) 3月14日(月)～3月15日(火)							

(注) ○印は、税理士会、☆印は税務署が行います。
相談時間は、いずれも9時50分から16時まで、ただし、相談受付は15時まで。
なお、混雑する場合は受付を早めに締切ることもあります。

このような方は確定申告を！

1. 給与所得者で

- ①同族会社の役員などで、その会社から貸付金の利子、又は資産の賃貸料を受けている人（金額の多少にかかわらず）
- ②給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ③給与の年収が1,500万円を超える人
- ④2ヶ所以上から給与を受けている人
- ⑤勤務先で源泉徴収されていない人

2. 給与所得者以外で

事業所得や不動産所得などの合計額が所得税の各種控除（基礎控除33万円、配偶者38万円、一般の扶養一人につき33万円、社会保険料など）の合計額を超える人

3. 譲渡所得のある方

土地や建物の売却、買換え、交換、代物弁済、財産分与、現物出資、法人に対する資産の贈与および、ゴルフ会員権の譲渡など

申告書の受付

申告書は、税務署のほか、下記の場所でも受け付けますのでご利用ください。

受付場所	受付期間	受付時間
江戸川区役所 本庁舎 2階 課税課	2月16日(火) ～3月15日(火)	平日 9:00～16:00 土曜日 9:00～12:00
各区民館 (小松川を除く)	3月1日(火) ～3月15日(火)	

◎贈与税の申告は2/1～3/15までに!!

昭和62年中に、60万円を超える財産をもらった方は、贈与税の申告をしなければなりません。

◎税務相談室もご利用ください!!

国税についての相談は、お気軽に税務相談室をご利用ください。

東京国税局税務相談室 江戸川分室

(江戸川税務署1階) 電話 683-8880

また、コンピュータがお答えする「タックス・アンサー・システム」もご利用ください。

質問コード表は税務署で差し上げております。

◎納税は納期限(3/15)までに忘れずに!!

振替納税制度を利用されている方は、納税額に見合う預貯金額をお忘れなくご用意下さい。

☆振替納税制度をご利用ください☆

納税の手数が少なく、うっかり忘れてしまうこともなくなり大変便利です。手続きは、金融機関窓口又は税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出するだけです。

3月15日までに提出すれば、62年分の申告分から振替納税となります。

◎自動車でのご来署はご遠慮ください!!

なお、税務署前の道路は駐車禁止区域となっております。

◎『にせ税理士』にご注意!!

依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談などの業務は、税理士法によって税理士の資格のない者にはできないことになっています。税理士についてのお問い合わせは下記まで。

江戸川税務署総務課 683-4281

東京税理士会江戸川支部 682-9844

『企業犯罪とその防止法』

元警視庁捜査二課長 福士 武 美

私の携えわたった色々な事件について

私は昭和17年1月警視庁へ入り、以来36年に亘り、最初の10年間は一般犯罪捜査から暴力団関係を担当、後の20数年間は知能犯、つまり金融機関にからむ犯罪、企業に対する信用名誉毀損、汚職事件、選挙違反等々、潜在的な犯罪を担当し、多数の悪虐を摘発し処理してきました。

帝銀事件について

平沢貞通については、色々な推理憶測され捏造されていますが、事件発生の当時私は目白警察の刑事として最初に現場に飛び込んだ一人であり今でもあの惨状が腹に焼きついています。私は平沢貞通が以前に関連した類似の事件から又裏付け捜査から犯人は平沢貞通に間違いないと信じ逮捕しました。この事件は世界犯罪史上希れに見る残虐な事件であり又平沢自身が画界では最高の地位にある人物であったし更に刑事訴訟法の新旧の改変の時期であったので、今日でも問題になっているのであります。

保全経済事件について

昭和29年1月 伊藤という韓国人が日本の政財界を揺がした大きな黒幕の存在であった事件がありました。

三菱電機、三菱モンスントの手形偽造事件

昭和39年1月 小野寺他17名が手形を偽造して総額20億円発行し、1億円を手に入れた。この事件以来手形法が改正され旧い書式の手形用紙が現在のものと変わったのであります。

科学技術庁原子力放射能測定にからむ事件

技術庁の松田課長という男が、本人は酒を殆んど飲めないにも拘らず毎晩銀座の一流バーで豪遊し、4,581万円の収賄と2,382万円の詐欺を重ねて、世間をアッと驚ろかせた事件があった。

糸山英太郎の選挙違反事件

金権候補者と言われ、選挙違反で逮捕者30名書類送検者246名、買収金1億250万円であるが、本事件は選挙資金であるか政治活動資金であるかの判定が難しかった事件であった。

ロッキード事件

只今公判中であるので差し控えます。

企業犯罪の内部と外部

(1) 業務上の横領について

業務上の横領は企業の存亡に係る問題である。その1、2例を挙げよう。

昭和48年神田の某建設会社で新聞広告により経理課長を募集し、肩書経歴等を信用して採用した48才の堪能な男が、飲み屋で他の人の愛人であるマダムに入れ揚げ、会社の金4,830万円を横領したことが起った。

その他、某銀行の女子事務員、某農協の女子事務員の横領等があったが、中小企業にあって



は倒産にも関わりかねない事件であると思います。

(2) 企業の内部告発に注意

現在でも企業の内部告発の事件が非常に多いので経営者は社内体制に十分注意が必要である。

ある土木建築会社が海の埋立工事を請負った際、工事の竣工の検査箇所の事前打合せ図面を会社に不満を持った社員がコピーして暴力団に渡して、会社と発注者を脅迫したことがある。

昭和56年より談合問題が起り、連日朝日新聞が取り上げ遂に国会まで論議を持ち込んだことがあります。某建設会社に某省の部長で退職した役人が入社したが、この男常々上司と意見が合わず不満を持っていたので、会社の重要書類である営業の談合記録を持ち出して新聞社に渡し、会社は無形ではあるが指名取消という大きな損害を与えた。

以上の事件を反省して見ると、いづれも管理面に於て徹底していない点が挙げられるのである。企業には大なり小なり企業秘密というものがありその保管を大切にすること、又職務権限を明確にしてルーズにさせない等検討の必要がある。

取り込み詐欺事件

商取引上の信用を利用した事件で、相手方から財物を詐取するという事で、手形が不渡りになったからと言ってこれが詐欺であるということは出来ない。従ってその支払能力、その裏付けあるいは意志があったのかどうか立証しなければ詐欺罪とはならない。現金から手形となりその期日が延びたり、金額が多くなり担当者が屢て変わるような時には充分に用心することが肝要である。

手形小切手にからむ事件

手形小切手に関する犯罪には職業的手形屋というものがある。手形小切手に関する背景には暴力団が存在している場合が多い。手形パクリ屋、取り立て屋、サルベージ屋、当座屋等は一流のホテルのロビー喫茶店でお互いに情報交換し役割分担分け前等を相談して組織的に活動しているので一人を

逮捕しても次の者をイモ蔓式に挙げることはまづ困難なことである。

土地家屋にからむ事件

通貨に対する不安が国民の間に起こると、日本では土地に投資することが多くなり、土地ブローカーが暗躍するようになる。地面師、異物屋という急斜面等価値のない土地あるいは他人の土地を見せて売りつける者、二重売買、二重抵当、誇大広告等職業的業者が多くなるので、信用ある人との取引が大切である。又最近白紙委任状を相手に渡した為に土地を欺し取られた例の相談が警視庁でも多発しているので注意をするように言って居られた。

暴力団、同和、右翼等に対する企業の態度

暴力団の種類には博徒、テキ屋、愚連隊、不良土建屋、総会屋、不良興信所、不良金融業者、債権取立屋等々がある。昔は博徒、テキ屋等は任侠を自認していたが今はその道では食うことが出来ず次第に暴力化し、最近取締りが厳しい為に知能犯の傾向を辿って来た。暴力団に防

害された企業が更に他の暴力団に解決を頼むという、所謂、毒を以て毒を制するという方法は益々彼等を助長高慢にさせることであって厳に慎んで頂きたい。彼等には司法力に頼ることが一番良好な対策である。

同和問題については、全国には133団体あるがこれは氷山の一角で、最近に於て差別を理由に法外な金額を要求する非似同和が横行しているので注意して頂きたい。

右翼団体も真面目に政治活動をしているものもあるが、企業を裏で脅迫している団体も少なからずある、断固とした態度で彼等に対応することが大切であります。

以上種々の企業に係わる犯罪について述べましたが、国の基本は財政と治安でありまして、財政については税務署、治安に関しては警察署この二つが安泰であってこそ繁栄があるのであります。どうかこの点に鑑み皆様の企業を犯罪より守り、より良きご繁栄をお祈り致します。

(文責 中村)

調査を通しての体験談

江戸川税務署

法人担当副署長 前田 守

税務署は「税金をとられるから嫌だ」という方々が居られるが、税務署は皆様方が適正な申告と納税をしていただくためのお手伝いをすると考えて取り組んでおります。

その方法は、一に広報、二に相談、三に指導、四に確認という意味での調査であります。

税務行政は常に適正公平な課税の実現と言う事が至上命令であると思います。

一方法人会においても、時代に適應して変わって行く税法をよく勉強し理解して頂き、また節税と言う点からも税務会計に正しく対処して頂くために事業活動を活発に展開して頂きたいと希望する次第であります。

私が昭和42年夏、福岡国税局から東京国税局へ転勤して丁度20年間になります。江戸川税務署へ本年7月着任するまでに管内を14ヶ署、1ヶ所の滞在約1年半のペースで転任いたしました。その間に調査上色々な体験をしましたが、その中で特に感銘のあった4例を紹介します。

その1話、下町のある小さな木造建築店の話。

私がその家を訪ねると、応待に出られたのはその家の奥さんであった。日常の取引に関する書類、大学ノートを利用された工事台帳、振替伝票、領収証綴等を手際よく出して頂いた。

内容を見て「よく出来ていますね」と言う。「顧問の税理士さんのご指示の通りにやって居るだけです」と答えられた。青色申告として正に相應しいことを褒め、爽やか気分調査を終了した。

その2話、同じく下町の工務店の話。

会社を訪ねると応待に出られたのは社長さんと、公認会計士の先生であった。世間話がすんで取引の関係書類に目を通して見ている時、「うちは公認会計士の先生に指導されているから間違いはありませんよ」と社長さんは言って居られたが、架空の仕入を発見した。更に簿外になっている建設機械を指摘したところ社長さんは「先生に委せ放しで申告書の内容も知らず、ただ署名捺印しました。今後十分に注意します」と言って反省して居られました。

その3話、ある菓子小売店の話。

私は店の前に立ちどまり、店内の品数を値ぶみしながら訪問して、社長さんを相手に会社の関係書類に目を通して見たが、商売のことは見事に整理をされていた。しかし、商いの割に法人の所得が低調である。その理由を検討してみると従事員の殆んどが家族で多額の報酬と給料を支出しているため法人の所得が低調であることがわかった。しかも現役から引退されていた老婆に対して監査役報酬が支払われていた、果たして監査役の実力があるのか疑問であった。同族会社の報酬等について若干の御検討を促したい。

その4話、同族会社の株式の取引の話。

「どうせうちの会社の株式は取引がないから」と「早合点」して子供等に顔面金額で譲渡することは問題があるので株式の評価について特に勉強して取り組んでもらいたい。

最後に法人会の発展と、会員各位のご事業の発展とご健勝を祈念されて講演を結ばれました。

(文責 広報委員 中村)

税を知る週間、特別講演

“あるニュースキャスターのたわごと”

フジテレビアナウンサー 逸見 政 孝

江戸川法学会では、去る11月11日から17にかけての税を知る週間行事の一環として初日の11日に、江戸川区総合文化センターにて、会員700名以上が参加し記念講演会が、盛大に開催されました。

この講演会は、江戸川法学会が、良き経営者たんと希う者の集団として、また健全な納税者団体としての自覚のもとで開催したものである。

江戸川法学会々長の開会挨拶、また、江戸川税務署下山幸男署長挨拶・講演に続いて、テレビで人気ナンバーワンのフジテレビアナウンサー逸見政孝氏を招き、演題「あるニュースキャスターのたわごと」として、講演された。

逸見アナウンサーが、始めにホールの舞台に登場されると、満員の会場に驚かれたが、さすが現在のテレビトップニュースキャスター軽やかに演題に入られた。

まず、自分のプロフィールに続きテレビ担当番組紹介から、現在テレビ視聴率のパーセント上下の大切さ、多数の視聴者に情報を届けると云う仕事には大きな責任が伴います。

ある程度は逸見キャスターの裁量にまかされている部分があり、自分の判断、表現ひとつで全国の視聴者の人達に、正しい情報を送ることが出来ると同時に誤った情報を送ってしまうこともあります。

キャスターが、視聴者へ情報を送るには、多くの良きスタッフに恵まれる事が大切である事と同時に、自分の仕事をする時に忘れてはならない「思いやり」を持ってことにあたらないと人に訴える放送はできない。

三つの思いやりについて

一つめは、視聴者に対する思いやり、それは、アナウンサーになったと言うことは、歴史とい



う壮大なドラマを見る上で特等席の切符を手に入れたと言うことです。その特典を視聴者の皆さんに還元する義務を持っていること、アナウンサーになって19年間ずっと現場とお茶の間の間のパイプ役になろうという気持ちを持ち続けていることです。

二つめの思いやりは取材対象に対してで、報道にたづさわる人間は、真実を知るためには徹底的に貪欲になり、自分が知りたいし視聴者の方々に知らしめるために取材される人の内側に入っていくこともあるが、知られたくないことがあっても、明らかにしなければ、目的とする真実に近づけないこともあるのです。

そのような時は、最大限、取材対象者の利益が損われないようにすることが、報道人の配慮であり思いやりである。

三つめの思いやりは、スタッフに対する思いや



りである。アナウンサーはテレビの最前線で視聴者の皆さんと接しているが、その影には100数10人のスタッフの力がかかっているのです。一つの取材現場に一緒に行く記者、あるいは、ディレクター、カメラマン、照明、ビデオエンジニア、また運転手にいたる影の力があって現場から放送が出来ることはスタッフに対する思いやりである。

また、家族に対する思いやりも重要なことであること、男が仕事を外で出来るには双方の思いやりが大切であること、この三つの思いやりによって人の心の痛みがわかる人間であるというあたりまえの事を持つことが、大切であると主張され、多くの視聴率を上げることができると話された。

また、真面目アナウンサーと見られるが、子供の頃は野球に熱中の少年であった。中学から高校へそして大学受験失敗と失恋のダブルショックからの意外なりの越へ方として思いついたア

ナウンサーという目標に向かって、一念発起し、猛勉強を開始された。

大阪出身である氏は、アナウンサーは標準語をしゃべれなければならない、学生時代から大阪弁を永遠に忘れることに専念し、いっさいよその見をしないで目標を達した。

氏はあれだけ集中出来たのだ、たとえアナウンサーになれなくとも、あの経験は、どこの会社でも役立つだろうと思ったそうです。

しかし、氏は、目標を達成しても、最後に、ちょうじりをあわせなければならない。与えられた仕事に対し、せっかくなかんだチャンスは、必ず生かさなければならない。

そして、それが、人生の歩みとなる。と

約一時間半にわたり演壇の左右にまで、一杯にした人達を最後までクギ付けにしたまま盛況のうちに終了致しました。

広報委員会 宇田川 恵 造



企 業 紹 介

株式会社 牛尾工業所

北葛西3-5-6

TEL 680-6545

FAX 680-6548

資本金400万円、年商4億7,000万円

当社は船堀街道行船公園の約400m 船堀寄りにあり。昭和36年以来同所に於て業界のトップメーカー鎌倉製作所の協力工場として産業用電動屋上換気扇及びスモークハッチ類を97%。残り3%を立体駐車場のオートドア。其の他鋳金加工を役員以下27名で生産がんばって居ります。御用命の節はどうぞ御気軽に御相談下さい



清美金属工業株式会社

代表取締役 宇田川恵造

江戸川区平井7 21-1

TEL 616-3138

FAX 613-0268

事業内容 トータルスポーツクラブ
ジ、オーツウ

- 会員制スポーツクラブ
- 各種スポーツ、スクール
スイミング
- 幼児、児童体操、新体操
- 空手道教室、カルチャー

上記運営の他、スポーツ、スクールの開設に伴う企画、立案、運営ノウハウ提供
指導員の養成、指導員の派遣
ならびにそれに併う一切の業務



簡易保険の法人契約

こんなに有利です。
このプランの特色

法人税 軽減

積立てる金額の2分の1
が損金算入できます
基本保険料の2分の1と特約保険
料は損金算入。資金づくりをしな
がら毎期の法人税を軽減。

資金 づくり

計画的な資金づくりが
できます
退職金、慰労金、弔慰金等のご準
備に。
事業資金のご融資も(即時貸付)。

保障

役員・従業員の方々に幅
広い保障をお約束します。
1日24時間、病気やケガによる入
院・傷害・死亡を総合保障。

※詳しくは、現在、集金にお伺いしている郵便局員もしくは下記郵便局におたずねください。

江戸川郵便局保険課 ☎03(653)-8471 小岩郵便局保険課 ☎03(671)-5608

葛西郵便局保険課 ☎03(675)-1016



法 江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

昭和63年 4月号



小松川境川親水公園の桜

4・5月の行事

- | | |
|-------|----------|
| 4月4日 | 政策委員会 |
| 5日 | 正副会長会議 |
| 9日 | 政策委員会 |
| 12日 | 婦人部会役員会 |
| 15日 | 南篠崎支部役員会 |
| 18日 | 総務委員会 |
| 18日 | 新設法人説明会 |
| 19日 | 本部役員会 |
| 19日 | 青年部会総会 |
| 21日 | 決算法人説明会 |
| 5月11日 | 決算法人説明会 |
| 13日 | 新設法人説明会 |
| 24日 | 通常総会 |

経 済 講 演 会

世界動態研究所長 中西 重思先生

1月22日の賀詞交歓会に先立ち、中西重思先生を講師に招き経済講演会が開催されました。大変有意義なお話でありましたのでその要旨を会員の皆様にお伝え致したいと存じます。

昨年の経済の動きを子細に見て来ると幾つの特長があります。輸出専門より内需重点の企業の方が良かった。又売上の伸びより利益の伸びを示す企業の方が多かった。そして営業利益より経常利益が増えているものが多かったのです。これは企業が本業よりも財テクの方に主力を置いていた為であり危険性を含んでいると言えます。各経営者が先行きに不安を感じているので、より慎重になり用心して、入って来た金をふところに又は金融機関に預けてしまっ様子をみているのです。しかし反面小売業からみればこうした金を引っ張り出す事が出来れば商店街もうるおう事になるかも知れない。

対外的要因をみると為替を中心にして不安定でありました。景気は去年から今年にかけて良い方向に向っているとは言えますが、国内的安定と不安定な対外的要因がどう絡んでくるかによって今年の景気が変わって来ると考えられます。

一国の経済が発展する為には企業の繁栄がなければならない。企業が繁栄するには立派な人材を揃えている必要がある。人間が企業が国が豊かに育つには人間個々の心が豊かでなければならない。豊かな心と豊かな健康を持っていれば企業、国家も立派に伸びて行くと思います。

今年の経済は破乱万丈、不安定であると考えしていますが、経済を論ずるなら政治の問題を欠かせません。そこで政局に触れてみると、新しい政権、新しい総理は前内閣の政策を引継ぐと言われますが私は竹下内閣は内政外交ともに違って来ると見えています。総理指名を受けた後竹下



さんはレーガン大統領に就任メッセージを送っていますがその中で「吾々は米国の財政の赤字に不安を感じ心配している。大統領は早急に改善されるよう努力願いたい」と注文をつけています。この点が中曽根対米政策と違う所です。言うべき事は言った方が良い。良い傾向であると私は嬉しく思っています。次に竹下内閣では税制改革を注目しています。竹下さんは新しい内閣が新しい視点で実行すると言っています。そこで竹下、中曽根関係が政局のキーポイントになると思われます。又新しい内閣に対して内外共に積極財政を要望しています。昨年6兆円の内需拡大予算を補正で行ったが昨年中では使い切れず4、5月頃まで残りの金を使う事になるでしょう。更に63年度の予算も3月中には成立するだろうから早ければ4月から使うようになり、この為日本の経済は少くとも上半期中に下向くなどとは思えません。

景気を見るポイントとして国際情勢、貿易の問題があげられます。そこで東西間、米ソの問題をみると、ソ連は社会主義国家ではあるがゴルバチョフが書記長に就任以来資本主義経済の

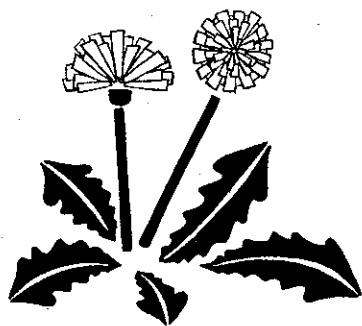
長所を採用し米国と手を結んで行こうと言う傾向がみえます。しかしソ連は昨年末現在500億ドルの借金があり毎月の決済に1～2億ドル不足している状況で加えて数年続いている不作で穀物が不足し輸入が増加しています。更にソ連の主要輸出品である原油が安値で益々経済が苦しく昨年所有する金塊を30屯も闇ルートで買却したとの情報が流れている有様です。ソ連は米国や日本に合弁会社をつくらうと持ちかけ、これによって窮状を脱しようとしているが米国が強く反対しており実現の可能性は少ない。従って日ソ間の貿易も拡大の望みは余りなく、今年度は約30億ドル程度と推測され、これは日米貿易の1ヶ月分であって日本の受ける恩恵はほとんど無いと言って良い。

今日の経済を見る場合原油の問題が最も重要であります。原油の価格が国際商品価格をリードしているからです。一般に価格は適性価格でなければなりません。とくに原油に関しては全体の価格に影響するので重要であります。油は通常冬場の前9月頃から値上るものなのですが去年の9月頃から軟調で全くこれは珍しい動きであります。これには二つの大きな原因があります。その一は米国及び同盟国によるイランに対する経済制裁、結果イランが枠以外の増産をして収入の拡大を計り、周辺諸国も便乗して増産した結果原油が安くなってしまった。第二には米国が政策上サウジアラビアと話し合いで油の価格を安くした事にあります。しかし油が下ると途上国は借入金の金利も払う事が出来ない。この為途上国に大量に貸付けを行っていた米国の商業銀行が昨年183行もつぶれています。たゞイ・イ戦争も終結が近いでしょうし、原油価格は18ドルより1～2ドル安い所で落付くと考えられるのでそう悪い影響は無いと思っています。

為替レートの見通しはどうでしょうか。為替レートはファンデメンタルスによって決まると云われます。つまり日米の経済の基本的条件によって決まるのが通常です。しかるに最近では材料として小さな動きとしてファンデメンタル

スの動きがあり、レートの大きな流れは米国の意図通りに動いていると言えます。たゞ米国は大きな赤字を抱えています。普通赤字は何んで補うか。国債その他の借金で補います。しかし米国では個人、企業共に国債を買おうとしません。外国に買って貰はなければなりません。今迄日本の生保や信託銀行が最高のお客さんでした。しかし最近では買わなくなって来ました。売れ残ると米国の国債が値下りし、金利が上って来て途上国は金利を払わなくなる。一方米国は諸外国から4,000億ドルもの借金をしてこれの金利は体面上からも払わなければならない。ますます米国の赤字が増えて来て又ドルが安くなる。そこでこの1月13日レーガン、竹下のトップ会談で「日米はもう少し資金を豊かにしてドル安を防ぎます」と経済問題に関する発表を行いました。これで多少ドル安は止まったのですが、最近再び安くなりつつあります。相場は110円台に入る恐れさえあります。たゞ米国が言葉と行動で、これ以上のドル安は絶対に止めると示せばドル安は止まります。アメリカの基本政策がしっかりすればニューヨークでも東京でも株は大幅に値上りする事でしょう。しかし米国が日先の事ばかり考えていると大変な事になるでしょう。

(広報委員 大森恭一)



トップの健康法

新赤坂クリニック院長

松木 康夫先生

昭和62年10月26日、江戸川区総合文化センター3階研修室に於いて、「税と経営セミナー第3弾」第1講座で、日本テレビ「ズームイン朝ワンポイントクリニック」にレギュラー出演その他医学界で高名な、松木康夫先生を招き経営者の健康管理についてユーモアを混えた、楽しい講演をいただきました。

太ってはいけない！皮下脂肪は手や足の様に動かさない下っ腹に溜るのである。これ捨てろ！だからコレステロールと言うらしい。

この種の話は、聞く方に緊張がある。何故なら医者語はむずかしいからである。自分の持っている身体だから決してむずかしくはありません。私は医者語を使いません、使ってはいけないと教えられた、その師はケーシー高峰さんであります。

●相次ぐトップの死

男子74歳の平均寿命より10～15歳若く、49歳～66歳の一部上場のトップが8ヶ月で14人も亡なっている。

トップにはタイムレコーダーさえなく、帰宅してからも円高等の外圧に悩まされ、寝てから又うなされている。しかも運動不足でストレス多く動脈硬化症になり易い。トップの生甲斐もよいが死んでしまっただけは何にもならない。

これでは日本のトップがみんなおかしくなってしまう、どアメリカの雑誌社が調査に来てびっくりした。

公害等環境の悪さ、飽食と交通機関の発達による運動不足の姿を見て、日本はストレス列島成人病製造工場と評した。

男女の平均寿命が昔は18歳から50歳になるま



でに4,000年を要した。

ところが昭和20年で50歳
昭和60年で80歳
40年で30歳の伸び

となり、これは人類歴史上大へんなことです。毎年1歳ずつ寿命が伸びると永久に死ねなくなってしまう、ところがその逆の現象がこれから出て来ます。

昔は生活そのものが健康法であった。通学にも歩かざるを得なく、暑い時にはうちわ、寒い時には火鉢、エレベーターがなく、自然食しかない。そんな生活をした年代の年寄達が今の平均寿命を延ばしているのであり、息子達が早死にしつつあることを警告しておきたい。

昭和1桁生れ—65歳

〃 2 〃 —55歳

〃30年以降生れが50歳の短寿に戻るのではないか？

現在の長寿の理由は、日本の医者が優秀であり、抗生物質の進歩で赤ちゃんが死なくなりそして元気な老人が多くなったことである。元気で高齢の天寿を全うした人の最期は笑顔のまゝで、すがすがしいものであります。

●元気で天寿を全うする方法

※攻め ①肉体 ②脳細胞 ③精進 ④食事

- ①1. 歩く一足を鍛える、1万歩、歩き続ける事
2. 体操—毎朝15分、人間には400の筋肉があるが通常300～350しか使っていない
3. スポーツ 自分に合ったスポーツを一つ持ち、週に何回か一生続けること
4. 風呂—浴槽に15分間入る、末梢の循環が良くなり、体には6兆の細胞がある
5. 7つの快—食、眠、便、尿、汗、声、精
- ②脳細胞は130億あり、20歳まで発達をし、普通1日に3～4万死に、多い人で30～40万死ぬ
1. 考える—仕事でも、遊びでも良い
2. 外国語—中年になってから外国語をやる
3. 読書
- ③ストレスの最大は戦争参加である。ベトナム参戦の21歳青年の血管老化が75歳程度となる
1. 予防法—生きがいと情熱を持つこと
 - (1)蓄積の人生—家族を持ち、財を成し、友を持ち、知識の蓄積
 - (2)奉仕の人生—(1)をいってまめで、家族や社会のため、つくすこと
 - (3)ユーモアを大切にすること—多趣味交際
2. 治療法

(1)修養型—座禅等心無にすること

(2)娯楽型—1つに決めること

(3)発散型—電話、井戸端会議、買物、カラオケ、ディスコ

④好き嫌いなくよく食べること

1. 良いこと

(1)三食、食べること

(2)塩分は1日10グラム以下に抑える

(3)何を食べても良いから、腹8分目

2. 悪いこと

(1)太ること

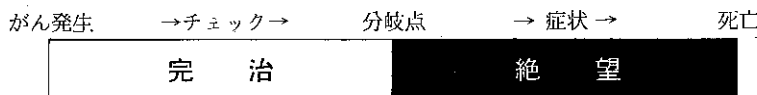
(2)家庭のごたごた—退けられない

(3)三つの「み」—うらみ、ねたみ、にくみ

※守り 年一度ドックによるチェックを受ける。

手遅れの成人病には現代医学では手の施しようがない。以前は1週間掛り70万円のドック費用が今は4時間5万円でチェックが出来る。80歳まで生きるために4時間の時間を作って下さい。

昨年日本で18万7千人のがん患者が死亡した。がんの中でも胃がんの死亡率が一番高く、それには早期チェックにより、下図の分岐点までに処置をすれば少しもこわくない病気である。私は20年以内に注射で治る時が来ると思います。



(広報委員 背戸 政次)

＝人間ドックの費用の取扱い＝

○会社が負担した場合

次のすべての要件を満たしていれば福利厚生費として認められ、また本人に対しても給与として課税されない。

- (1)特定の者だけを検診の対象としていないこと。
- (2)検診の内容が健康管理上の必要から一般に実施されるものであり、その費用として通常必要であると認められる範囲内のもので

あること。

- (3)検診料の額は、会社から診療機関に対して直接支払われるものであること。

○個人が負担した場合

人間ドック等、健康診断の費用は医療費控除の対象にならないが、検診により異常が発見され、引き続き治療をした場合には、その人間ドック等の費用も含めたところで医療費控除を適用することができる。

「新春ブロック研修会」



第1B 2月5日 埼玉銀行平井支店



第5B 3月16日 江戸川農協椿支店



第2B 2月12日 グリーンパレス



第6B 2月16日 東京健康ランド

第六ブロック研修会及新年会雑感

第六ブロック長 大 沢 勇 喜

2月16日（火）第6ブロックの春の税務研修会と新年会が東京健康ランドで行なわれました。

従来研修会と新年会は別々に行なわれていましたが、各支部長さんのご意見も一日ですまされた方がよいとの事で今迄と違った形、場所であると言うことで健康ランドで行われました。

一部の研修会には木村法人第一部門統括官、青木法人指導上席のお二方を講師としてお迎えし株価評価の仕組みに付てご講義いただいたわけですが私共の手違いにより、ご講義の時間もわずかしかなかくお二方の講師には大変申し訳なくこの項をかり深くお詫び申し上げます。

研修終了後二部の新年会に入る前にそれぞれ自由に一風呂浴びていたゞき健康ランド常備の

アロハシャツに着替えラフな姿で参加させていただきました。

松崎船堀第二支部部長の名司会に依り新年懇親会も大変盛り上りを見てかつてないなごやかの中で盛大に終了致しました。

当初心配しておりました参加人員も各支部長さん始め役員さんのお骨折で今までにない多数の会員の方々のお集りをいたゞき感謝しております。その後の反省会に会員の方より大変喜ばれて電話でお礼を言われた支部長さんもあるとの事ではっとしております。

これを機会に今後の研修会のありかたの参考になりたいと思います。

婦人部会

講演会と賀詞交歓会

講演師 宝 井 琴 桜氏

<働く女性たちの今……>

63年新春を迎え、婦人部会では、1月26日(火)午後2時より第一勧業銀行平井支店四階会議室において、第一部 講演会が開催され、初顔合わせとあって美しさを増した婦人部員58人が出席されました。

明治時代頃より女性講演師なるものがいたようだが、世に名を残す程の人は無く それなら『女性初の講演師になってみせる。』とばかり昭和43年5月 田辺一鶴門下生となり、男の世界に『はじめのいっぺん』を踏み入れる。

“キタカサッサ ホイサッサ ホイナ”

コラ 秋田名物 八森 ハタハタ 男鹿で
男鹿ぶりと 能代春慶 桧山納豆
大館曲わっぱ”と知られている

秋田県横手市出身。両親と三人姉妹の温かい家庭に恵まれ育ったものの、専業主婦だけの母の姿を目にしているうちに『女も…職業をもたなければ。自分の人生において、何かやり通せるものがあるのでは』と心に強く思ったことが引金となり、この道を選んだという。

しかし(女が講演を…)と内部強制反応が、のしかかってくる。ここでくじけてはならぬと女の意地と根性を発揮、辛抱と勉強の日々を重ねる。

昭和44年5月‘古典’を学ぶべく 宝井馬琴の弟子となり 幾つもの壁を乗り越え 昭和50年 めでたく真打ちとなりここで初めて「宝井琴桜先生」とよばれるようになる。

女房の鑑と知られる山之内ちよ。

戦国時代の武将織田信長に仕えた山之内一豊の

妻。土佐の国(今の高知県)二十四万石を納めるまでにどのように女性として主を支えて生きてきたかの熱演に会場内は静まり はり扇の音が響いていた。

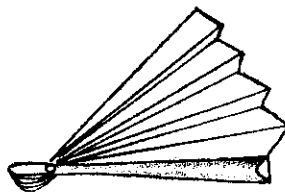
今では日本全国50人弱(東京10人)の女性講演師の人たちがマスコミの受けよろしく活躍しているとのこと。

歴史物・伝記物など古典を語る傍ら、男女雇用機会均等法など理解しにくい法律を説いた「創作講談」に力を注ぎ 自分の手本はないけれど自分が手本にならなければと第一人者の責任感と熱意が伝わってくる1時間30分でした。

最後に 人生50年から人生80年に移り 私たちも生活・人生スタイルを変えてみてはいかがでしょうの言葉に一同拍手。

——金茶色の着物姿の先生を見送った。——

(婦人部会 加藤快枝)



「会員企業紹介」

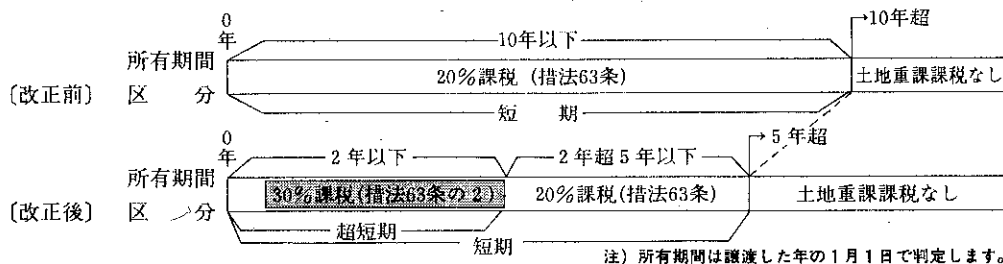
——欄新設のご案内

今般会員各社相互の取引交流を目的として、事業所の宣伝紹介の記事を載せることになりました。掲載ご希望の方は会社名、代表者名、所在地、TEL、FAX 番号、事業内容などを200文字に収め、写真(事業所、扱い商品等)一枚を添えて事務局へ郵送して下さい。

こんなに変わった法人土地重課

既報のように、昭和62年10月1日より土地譲渡益重課制度が改正されておりますが、この改正にともなって誤りやすい事項がありますので御注意下さい。

1. 土地譲渡益重課制度の改正の概要



2. 超短期所有土地等及び短期所有土地等の譲渡損益の通算

改正前の土地譲渡益重課制度においては、同一事業年度内に土地重課の対象となる複数の物件を譲渡した場合には、それぞれの譲渡損益について通算ができましたが、改正後の土地譲渡益重課制度における超短期所有土地等の譲渡損益と、短期所有土地等の譲渡損益とは通算できません（超短期所有土地等相互間あるいは短期所有土地相互間の通算は認められます）。

昭和62年10月1日以後最初に終了する事業年度分についての譲渡損益の通算は、次表のとおりとなります。

3. 適用除外要件の相違

土地譲渡益重課制度においては、一定の要件を満たす土地の譲渡についてはその適用を除外する（土地重課がかからない）こととなっていますが、短期所有土地等にかかる適用除外要件と超短期所有土地等にかかる適用除外要件とはその範囲が若干異なっています。

したがって、超短期所有土地等の譲渡においては、超短期所有土地等の適用除外要件を満たしていても、短期所有土地等の適用除外要件を満たしていない場合には、短期所有土地等として（20%）課税の対象となります。

なお適用除外要件にかかる相違点は9頁のとおりです。

損益通算の適用関係一覧表

適用条文	改正前の措法63条の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (改正前の20%課税)	改正後の措法63条の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (20%課税)	措法63条の2の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (30%課税)
改正前の措法63条の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (改正前の20%課税)	○	○	×
改正後の措法63条の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (20%課税)	○	○	×
措法63条の2の規定の適用を受ける土地等の譲渡 (30%課税)	×	×	○

(注) 1 昭和62年10月1日以後に譲渡した土地等で所有期間が5年超のものについては、土地重課は適用されないで、上記の譲渡のいずれとも通算は認められません。

2 ○……通算できるもの、×……通算できないもの

適用除外要件の相違点等一覧表

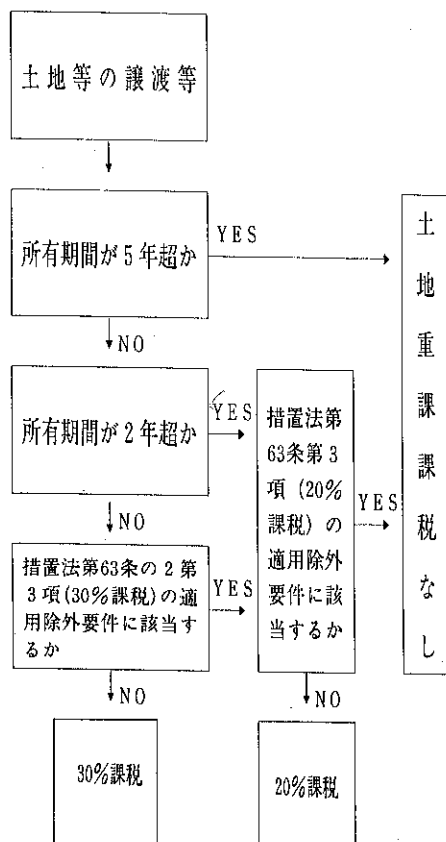
短期所有土地（措法63）	超短期所有土地（措法63の2）
(1) 国又は地方公共団体に対する土地の譲渡（63③一）	(1)
(2) 住宅・都市整備公団、土地開発公社等に対する土地の譲渡でその住宅等の供給業務に直接必要なもの（63③二）	(2)
(3) 取用換地等による土地の譲渡（63③三）	(3) 同 左 （63の2③一）
(4) 都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の造成団地の譲渡（適正価格、公募要件等を満たすもの）（63③四）	(4)
(5) 都道府県知事の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の造成団地の譲渡（適正価格、公募要件等を満たすもの）（63③五）	(5)
(6) 都道府県知事の優良住宅供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡（適正価格、公募要件等を満たすもの）（63③六） （※優良住宅との差異） 1 別荘は含まれないこと 2 建築単価基準（3.3㎡当たりの建築費）要件が付されていること	(6) 都道府県知事の良質住宅供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡（適正価格、公募要件等を満たすもの）（63の2③二） （※優良住宅との差異） 1 別荘は含まれること 2 建築単価基準要件が付されていないこと
(7) ① 市町村長等の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の造成宅地の譲渡（適正価格要件を満たすもの）（63③七イ） （※公募要件は付されていない） ② 市町村長等の優良住宅供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡（適正価格要件を満たすもの）（63③七ロ） （※1 公募要件は付されていない 2 良質住宅との差異は(6)と同じ）	(7) ① 市町村長等の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の造成宅地の譲渡（適正価格要件、公募要件を満たすもの）（63の2③三イ） ② 市町村長等の良質住宅供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡（適正価格、公募要件を満たすもの）（63の2③三ロ） （※優良住宅との差異は(6)と同じ）
(8) 宅地建物取引業者である法人の行う個人住宅敷地の転売行為で適正報酬による土地等の売買の仲介行為に類するもの（63③ハ）	(8) 同 左 （63の2③一）

(9) 土地等の贈与による譲渡で、国等に対する寄附金又は指定寄附金に該当するもの（63③九）	(9) 同 左 （63の2③一）
	00 建築物の建築が建築基準法等の法令の規定に適合しており、かつ、建ぺい率が10%以上である地上階数3以上の中高層の耐火建築物の敷地の用に供される宅地の譲渡（当該建築物が区分所有されるものである場合には、居住の用に供されるものについてはそのすべてが、床面積16㎡以上で、専用の台所、浴室等を備えるものであり、かつ、公募の要件を満たすものに限る。）で譲渡価格が適正であるもの（63の2③四）

※なお、次表の適用関係フローチャートを参考にして下さい。

適用関係フローチャート

(昭和62.10.1～昭和65.3.31)



企業紹介

宝商事有限会社

代表取締役 本 牧 正 男
江戸川区船堀 6-11-38
TEL 680-0555~8
FAX 687-0181

営業所案内

割烹宝亭 本店
料亭の味宝亭 錦糸町西武店
コーヒーハウスロイヤル 小岩駅前店
コーヒーハウスロイヤル 船堀駅前店
コーヒーハウスロイヤル 清新町店
レストラン喫茶ロイヤル 江戸川区スポーツセンター店
レストラン喫茶ロイヤル 江戸川区ブルガーデン店
手打そばあびす亭 葛西メトロ店
手打そばあびす亭 小岩駅ビル店
ロイヤルフードサービス 出張パーティー部

当社は創業70年にあたり、「心のふれあいを創る」をモットーに、「おいしい料理を通じて、地域社会に貢献する。ことを経営理念として、業務を行なっております。



株式会社 東興製作所

南篠崎町5丁目9番18号
TEL 670-7711
FAX 679-1005

資本金600万円、年商2億円

当社は日立製作所の照明器具用鋁金部品の製作をメインとし、数社の照明器具、事務用品、建築部品の金型とプレス部品の製造に従事して一昨年創業30周年を迎えました。むずかしいと思われる仕事や厄介な仕事を手がけております。御用命の節はどうぞ御相談下さいます様御待ち申し上げます。



KOYO PAPER BOX

Packaging, Label, Display, Printing



店頭販売促進のにないて

…つよく美しい印刷紙器…

営業品目 印刷紙器、美粧E段ケース、オフセット印刷、ラベル、能書、ディスプレイ、化成品。

創業63年の経験とCAD、PACシステム設計製図、原稿、抜型の作成、2色~6色に亘るプリンター、ダイカッタ、グラビアに至る一貫生産設備。



光洋紙器株式会社

〒132 東京都江戸川区平井6-3-7
TEL 613-0621 FAX 613-0552

内宮運輸機工株式会社

代表取締役 内宮 繁

東京都江戸川区中央1丁目8番1号

TEL 03 (651) 1111 (大代)

FAX 03 (674) 1822 (代表)

当社は、重量物輸送及び大小トラッククレーンの賃貸業を主体とし、特に大型重機作業に於いては、全国的な範囲で活躍しており、得意先各位より信頼を頂いております。

また、東南アジア方面にも多数のトラッククレーンを提供し安全作業に励んでおります。



法 江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

昭和63年 7月号



7・8月の行事

7月4日 広報委員会

5日 第6B正副支部長会

6日 中央第2支部役員会

7日 青年部会第1B例会

8日 婦人部会親睦会

9日 第2B親会・青年部会合同懇

親会

15日 青年部会リーダー会

19日 第2B正副支部長会

26日 決算法人説明会

27日 新設法人説明会

28日 鹿骨支部役員研修旅行会
29日

8月5日 評議員会

歓送迎会

22日 新設法人説明会

23日 決算法人説明会

26日 婦人部会役員会

5/24 通常総会講演会

組織工学研究所々長

糸川英夫



去る5月24日江戸川法人会第22回通常総会が江戸川信用金庫本部に於いて開催されました。当日は御来賓を含め約三百三十名の出席をいただきましたが、総会に先立ち組織工学研究所所長糸川英夫先生に「発想の転換、これからの日本」という演題の記念講演をお願い致しました。氏は我国に於けるロケット工学の権威で元東京大学教授であります。「中小企業が生き残るための逆転の発想」という副題をいただいた当日の講演内容を要約して御紹介致します。

先ず最初に結論から申し上げますと「今後中小企業を中心となる日本が来る」ということである。我国の経済は今まで2回大きな変革があった。その第1回目は明治維新であった。何故今明治維新を採り上げるかということ、一般に国の歴史は4千年から5千年のサイクルで考えないと誤った見方になるし、特に百年そこそこの前のことは当然忘れ去るものでない訳で、親から子へと語り伝えられるものであるが、日本人はつい百年前のことなど忘れ去るに得意な国民であるのでこゝに改めて採り上げる訳である。さ

てその維新であるがこれはそれまでの幕藩体制の崩壊により武士階級がなくなり学校が作られ教科書が統一される、といった新たな変革が始まった。つまり近代日本は明治維新を以てスタートしたといえる。もともとこの革命は辺境にある地方の低層者達、今流に云えば中小零細者層が時の権力に反撥し起こしたクーデターで、それに薩摩や長州がうまく乗ったということが出来る。明治37、8年のロシアとの戦いで勝利をおさめたということは近代日本がわずか3—40年の間に経済力、技術力を確立したということの証明である。と云うことができる。その第2は云うまでもなく第2次世界大戦である。この戦いによって日本はそのすべてを失った。

昭和20年、日本は世界最大の負債国となってしまった。(これは今のメキシコやブラジルの負債などとは比べものにならない。) 当時は食糧が極端に不足し加えて海外からの引揚者が殖え食糧不足を更に深刻なものとした。生まれた子供は母乳の不足で栄養失調となり、政府がこの食糧不足緩和の対策として最初に米国から求めたものは粉ミルクであった。ラウ物資である。昭和28年初めて渡米したとき、当時の大方の米国人達は日本の米国に対しての借金は先ず100年は返済できないであろうとの予測をしていた。

そして当時米国は日本の借金をいくらかでも軽くするために日本の優秀な若者を米国に留学させ人材を育成しドルを稼げさせる人間、つまり借金返済に少しでも役に立つ人間を作る様後押しをした。フルブライト留学生制度である。現在の日本を見るにこれだけ経済大国になりながら後進国の若者達を積極的に援助し教育する姿勢があまり見られない。フルブライトの留学生達は渡米してマーケティングを学んだ。語呂合

わせになるがマーケティングは日本流の発音ではモウケタヨになる。これは売れすじ商品を開発する力を若者達に勉強させることを意味する。即ち日本の国力回復に力を貸してくれたのである。然るに日本は売れすじ商品を先ず求めその商品の欠点を探し改良して元の商品より安い値で販売する様な道にエネルギーをそぎ込み、序々にドルを集めだした。一例としてトランジスタラジオを挙げることができる。このコードレスのラジオをはじめて眼にした日本人はそれまでのものと違いに驚きの目を向けた。米国で開発されたそれは湿度の高い日本に於いてはやはり弱点がある。我国の弱電メーカーSはその弱点をつぶさに研究し、改良し、約半年后には改良型を発売、爆発的な人気を呼ぶこととなる。日本の大企業のほとんどがこの方式でドル集めに貢献し、昭和42年には日本は借金を返し終り、この年から黒字国の仲間入りをすることになる。その後、昭和48年オイルショックによって一旦落ち込んだ経済も再度序々に回復、今日では世界一の金持ちに成り上ったのである。しかし現在、国民の殆んどは金持ちという実感がないのが実態ではなからうか。先日上海で起きた列車事故を想起して欲しい。高校生が修学旅行で国外へ旅する例は日本にしか見られない現象で、例えば米国の、或いは欧州の高校生が修学旅行で外国へ旅することなど考えられないことである。これ程日本は裕福なのである。この事故に於いても反省させられることがある。

日本の報道では犠牲になった28人の日本の高校生にのみ話題をしぼっているが、この事故にまきこまれた中国人132人の死傷者に対して涙することを採りあげたか否か。こゝら辺の日本の態度に対し世界は日本を単なる成り金としか見てくれないのではないかと危惧するものである。

今後この様なやり方で向う100年、この状態を保てるか、極めて不安であるし又資格もなさそうである。第2次世界大戦中の自己本位な例をもう一つ挙げてみよう。あの大战の戦時下、渡韓した日本の兵士達の為の慰安婦の調達を現地

韓国の中から、それも素人の生娘達を2,000人も狩り集め提供させ慰安所へ送った。現在その被害に遭遇した女性達が母になり親になっている。あの戦争が侵略戦争であったか否かの発言で顛になった大臣もいたがそのことは別にして、この様なことで被害を受けた側の立場からはこの屈辱は絶対に忘れることができない、少くともあと50年や100年は反感の消えないことではないだろうか。同じ様なことはドイツでも行われはしたが、ドイツでは慰安婦の調達を自国から、それもプロばかりを集めて送ったよく比較して反省することが必要である。これらの例に見られる様に日本の評判はまことによろしくない。一口に云うと世界は俄成金の日本は早く滅びた方がよいと思っているのではないか。さてこの俄成金の日本も現実には極めて不安定な基盤の上に立っていると思われる。日本が経済崩壊につながる原因となりそうに予測されるものが2つある。その一つは米国のデフォルト宣言である。現在、米国のドルは力がやゝ弱くなったとはいえ世界経済の基軸通貨であることは間違いない。それは現在でも決済の90%を占めており円はわずか10%にしかすぎない。経済の不均衡によりこれ以上ドルの価値が下落すると米国がいつデフォルト宣言をするかも知れない。

つまり懸命にため込んだドルが或る日突然紙きれとなり、在外資産がすべて無に帰するかもしれない、ということである。我国では過去に2度のデフォルトを経験している。その一つは戦事国債でありもう一つは新円の切り替えである。

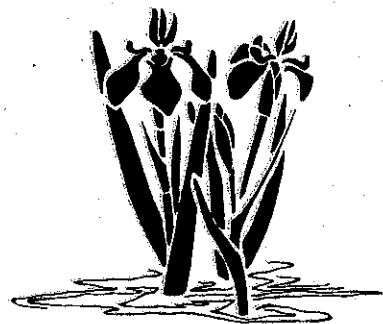
前者は戦時中、国からの給与を国発行の国債が80%、現金が20%であった。この戦時国債が敗戦と同時に無効宣言された、つまり紙きれになった。ドイツでもやはり同じ様なことがあったが、債権のうちの金利だけは棚上げになったものの、元金だけは5年間にわたって分割支払された。後者は戦後の新円切替である、つまりそれまでの現金通貨の無効宣言である。この2つの例でもわかる様に今米国がドルのデフォルト宣言を実施したならば資産の殆んどをドルで保有

している大手の会社は先ず痛手を被ること必至で、中小企業のみが生き残れるということになる。ぼつぼつ経済戦争に歯止めをかける時期が来ていると思う。

海外から日本を見た場合確かにGNPは世界第一であるし又昨年10月19日にみたニューヨーク株式の大暴落の後遺症にしても本家は未だ治癒せぬにも拘らず日本はすぐに回復したり、加えてドル安は1ドル130円以下になったら経済破綻を起こすと云われながら127～6円になっても尚その活力を失わない日本経済の力を評価しながらも、近隣諸国はオーバープレゼンス(Over Presence)つまり出しゃばり過ぎと見て居り、いざという時、真の友人を持ち得ないという弱点を露吐するであろうことを認識しなければならない。換言するなら日本は真の友を作る努力をしなければならない。今日の日本経済の発展の基礎には電気冷蔵庫をはじめとする家電製品の開発力に負うところが多いが、その多くは売れすじ商品を作れ、というマーケティングの原則からでているものの、自分で考えだしたものでなく他人が考えだした物の改良であること、つまりイミテーションであるということである。現在、自国の食糧供給率の低下はひどく、海産物にしてもエビは80%、フグは90%を輸入に依存している。経済力が強いからできることである。この辺で日本では不必要でも外国で必要な食糧、例えばエスカルゴなどを養殖輸出することなどの計画に耳を貸さねばならない。現在の鉄鋼をはじめとする重厚長大産業の巨大企業は人がやらなければ手をつけない式の体質であるから、これからは大企業に代わって中小企業がもっと積極的にトライし、利益を上げ、これを近隣諸国のためにほどこすことをすべきである。イスラエルに於ては小学校3年になると「手の平は人から物を貰うためにあるのではなく、人に物をほどこすためにある」という教育を1か月もかけておこなっている。フィリピンのNPA (New People Army) は日本ではあたかも共産思想の老兵の如く思われて

いるが、これは被支配者層で構成されている反体制組織で新人民軍と呼ばれ、つねづね利益を搾取され続けている支配者層に積年のうらみの矛先を向けている。この様な状況はフィリピンに於ては土地改革ができない限り永久に解決し得ない命題である。経済大国日本は近隣諸国のこの様な諸問題に対して豊富な経済力を行使して積極的に解決する様援助の手を指しのべてジャバユキさんを断つ努力をしなければ真の友好国となり得ないのではないか。進取の気性の乏しい大企業はさておき、日本の中小企業は今こそ入まねをやめて人のやらないことに挑戦する即ち イミテーション imitation (物まね) でなく イノベーション innovation (改革新) を行い、自力で生き残る使命感のあることを強く認識して欲しいものである。以上のことから今后、中小企業が中心となる日本が来るという予測を立てているという次第である。

広報委員 石橋 正男

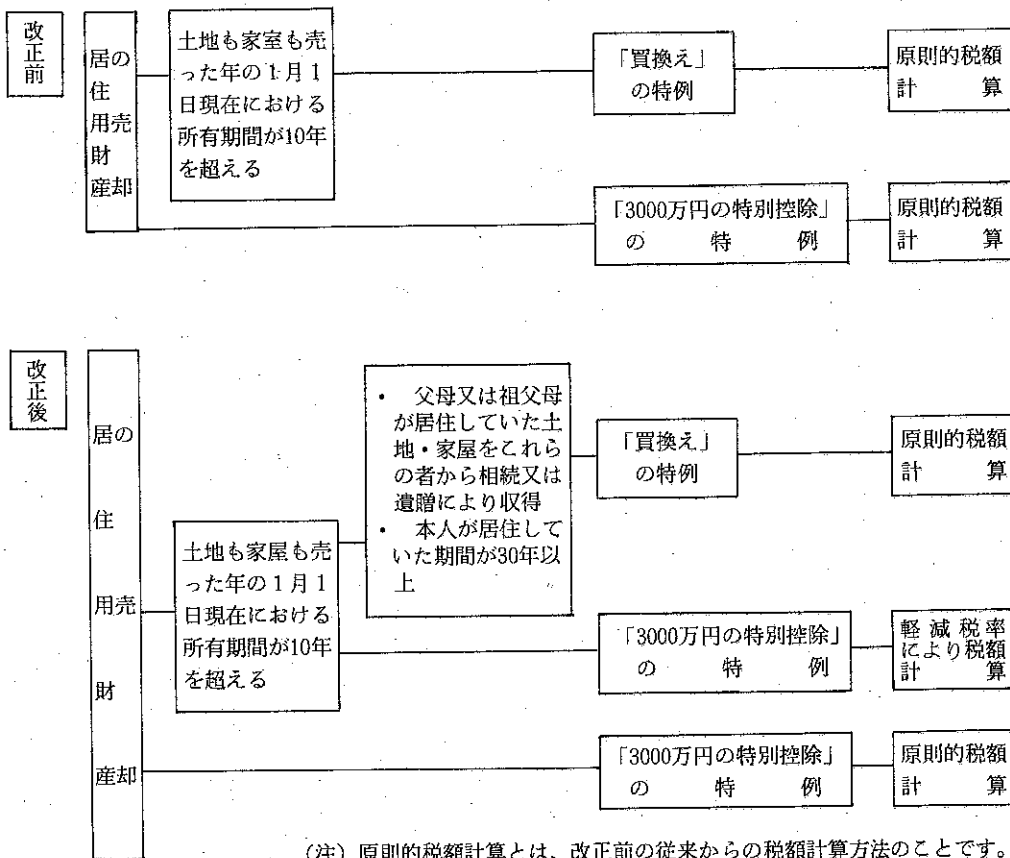


資産税

改正税法について

改正税法のあらまし（マイホームを売ったときの譲渡所得の特例）

○改正前と改正後の特例の概要を比較すると次のとおりです。



○改正後の特例は63年4月1日以後の譲渡に適用されます。

1 「居住用財産の買換えの特例」（措置法36条の2）

所得計算や税額計算の方法は改正されていませんが、改正前の要件に新たな要件が加わったので、改正前に比べてごく限られた譲渡所得だけに特例が適用されることになります。

例えば、①父が昭和30年に土地・家屋を購入し、本人も一緒に住んでいたところ、②昭和60年に父が死亡したため本人がその土地・家屋を相続して、③昭和63年に売却した場合などに「買換えの特例」が適用されます。

（注）相続等により土地・家屋を取得した場合には被相続人等の取得時期を引き継ぎますので、この例では、本人の所有期間は「10年超」となります。

○ 改正後の特例の要件のあらましは次のとおりです。

要 件	主 な 留 意 点
I 相続又は遺贈による取得	① 売買により自分で取得した場合や、贈与等による取得は含まれない。 ② 相続等による取得後に家屋を取り壊し、遅滞なく従来の敷地に建築した家屋は含まれる。
II 父母又は祖父母からの相続等	① 配偶者の父母又は祖父母は含まれない。 ② 夫又は妻あるいは兄弟等からの相続等は特例の対象にならない。
III 被相続人等が相続等の時までその居住財産に居住	本人のみならず、被相続人等にとっても居住用財産であったことが必要であることに注意。
IV 本人が居住用財産に30年以上の期間居住	① Iの②の場合にはその敷地に30年以上の期間居住していた。 ② 30歳未満の人がこの特例を受けることはあり得ない。
V 土地も家屋も売った年の1月1日現在における所有期間が10年超	土地も家屋も両方とも所有期間が10年超であることに注意。

2 「軽減税率の特例」(措置法31条の4)

売った年の1月1日現在において居住用の土地も家屋も所有期間が10年を超えている場合には、「軽減税率」を適用して税額計算をする特例が新たに設けられました。

「買換えの特例」が上記のように改正されましたので、従来「買換えの特例」の対象になっていた居住用の土地家屋の譲渡の多くは、3000万円の特別控除をして引ききれなかった譲渡所得金額に軽減税率を適用して税額計算をすることになります。

なお、土地も家屋も「10年超」の要件を充たさない場合は、改正前と同一の原則的税額計算により税金を算出します。

この結果、改正後の「3000万円の特別控除の特例」のあらましを整理すると次のとおりになります。

区 分	売った年の1月1日 現在における所有期間	3000万円の特別控除後 の譲渡所得金額(X)	税 金 の 算 出 方 法	
			所 得 税	住 民 税
軽減税率 適用分	土地も家屋も10年を超 える場合	4000万円以下	$X \times 10\%$	$X \times 4\%$
		4000万円超	$(X - 4000万円) \times 15\% + 400万円$	$(X - 4000万円) \times 5\% + 160万円$
原則的税 額計算分	上 記 以 外	改正前と同一	改正前と同一	改正前と同一

【具体例】 土地も家屋も「10年超」の場合

(所得金額の計算)

(売却金額) (取得費) (譲渡費用) (特別控除) 特別控除後の
6000万円 - 1800万円 - 200万円 - 3000万円 = 1000万円
譲渡所得金額

(税金の計算)

改正後 $1000万円 \times 10\% = 100万円$ (所得税)
 $\times 4\% = 40万円$ (住民税)
 改正前 $1000万円 \times 20\% = 200万円$ (所得税)
 $\times 6\% = 60万円$ (住民税)

3 その他

- (1) 「買換えの特例」と「3000万円の特別控除の特例」は併用できないので、どちらか一方を選択する必要があります。
- (2) 「買換えの特例」を適用後に課税の対象となる譲渡所得金額がある場合には、改正前の従来からの原則的税額計算により税金を算出します。
- (3) 特例の適用を受けるための売却先についての制限等は、改正前と同一です。
- (4) 特例を受けるためには、税金がかからない場合であっても、所得税の確定申告をすることが必要です。
- (5) 詳しいことは、税理上、税務相談室(分室)又は税務署にお尋ねください。

「新優」制度の早わかりメモ

◎一般のかたの場合

① 原則としてすべての預貯金の税率は？

一律20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。（63年4月1日からすべての預貯金の利息の支払時に20%の税額が徴収されます。）

② いま預けている^③貯蓄についての課税は？

3月31日までは非課税で、4月1日以降は期間に対応する利息について課税されます。

非課税扱い	課税扱い
預け入れ	63. 4. 1 満期時

◎新非課税制度の適用を

受けられるかたの場合

一般のかたは4月1日から預貯金の利息等について課税されていますが、次のかた（非課税制度の利用資格を有しているかた）については従来どおり非課税制度が利用できます。

- ①年齢65歳以上のかた ②遺族基礎年金を受給しているかた ③寡婦年金を受給しているかた ④身体障害者手帳の交付を受けているかた ⑤その他

(1) 非課税制度を利用する場合の手続

① 4月1日以降新たに非課税制度を利用する場合は、預貯金の預け入れをする金融機関等に非課税貯蓄申告書等を提出する。

② また、この制度の利用資格者であることを証する一定の公的書類を預け入れの際にあわせて提示する。

(2) 昭和63年4月1日現在で非課税制度の利用資格を有しているかたで、3月31日以前に旧制度の非課税貯蓄申告書を提出しているかた。

次の期限までに手続きをすれば、昭和63年3月31日までに預け入れている預貯金の利息等について、引き続き非課税の扱いとなります。

①新規預入日 ②利子等の支払を受ける日

③昭和64年3月31日（①、②、③のいずれか早い日までに手続きをする。）

◎金融類似商品にも税金がかかる!!

収益が利子所得とされずに、一時所得等とされていることにより、税制上相対的に有利な取り扱いがされてきた一時払養老保険等の収益については、4月1日以降の期間に対応する部分について一率20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

金融類似商品の収益の課税制度の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
一時払養老保険 一時払損害保険	一時所得として申告が必要 （〔受取金額－払込保険料－50万円〕の2分の1が所得金額）	所得税15%、個人住民税5%、計20%の源泉分離課税 （一時払養老保険・一時払損害保険のうち、契約期間（中途解約の場合は解約までの期間）が6年以上のものについては改正前と同様の取扱いとなります。）
金 貯 蓄 口 座 金 投 資 口 座	一般的には譲渡所得として申告が必要 （売買益－50万円が所得金額）	
定 期 積 金	雑所得として申告が必要 ※	
相 互 掛 金	雑所得として申告が必要 ※	
抵 当 証 券	雑所得として申告が必要 ※	
外貨建定期預金	利子部分は利子所得。為替差益は雑所得として申告が必要 ※	

（※）給与収入が1,500万円以下の給与所得者で、かつ、他に所得がない者については、これらの雑所得の金額の合計が20万円以下であれば確定申告を要しない。

＝ご質問は江戸川税務署 源泉担当まで＝

青年部会研修講演会

江戸川税務署

法人担当副署長 前 田 守



＝税制改革＝

税制改革論議が高まっており本年来年が大きな節目となりそうです。

論議は税負担の公平の面からですが、税務署は執行機関でありますので、その是非を述べることはできません。

－論議の必要性－

現行税制は戦後間もなく米国の制度を取り入れて制定されました。以来40年を経過した今、産業構造・就業構成の変化、所得の平準化、消費の多様化の中で対処できなくなってきました。

公正・公平・軽減を求める声の増加、高齢化社会、安定歳入の必要性、国際化の中で、税制も活性化・簡素化が求められ、抜本的改革の必要な時期にきています。

昨年秋には、所得税減税、土地譲渡関係、利子等課税についての改正が行われました。

今後は、世界の近隣化に対応し、税制も国際的バランスを考えて対応すべき時期にきていま

す。

いずれにしろ、近視眼ではなく、21世紀に向けての税制が必要となっています。

このような状況下では、欧米諸国との対比の中で、当然直間比率は論議となる所であり、避けては通れない問題であります。

皆様も仕事の一部として捕え考えていただきたいと思います。

昨年において売上税は成立しませんでした。「税に対する認識」という面では良かったのではないかと思います。

＝リーダーシップ＝

－組織の中で働いた経験から－

今の状況についての問いかけ、そして、どの方向に向かって努力すべきかの確認をすること、これが明日に向けての大きなエネルギーとなります。

組織活動は将棋のようなもので、「指し手」「駒」「盤」のどれが欠けても成り立たないが最も大事なものは「指し手」であり、皆さんにも「指し手」になっていただきたい。

日本の経営は、終身雇用、年功序列というシステムの中で成立しています。

これは、昭和10年頃戦争を契機として、国内に残った者の中で安定した労働力の確保が必要であったことに起因しています。

この時代におけるリーダーシップは、陣頭指揮・率先垂範であり、終身雇用を支えたものは「武士は二君に仕えず」であり、強い「愛社心」「忠誠心」でした。しかし、現代青年には、これらが希薄化しているようです。

－リーダーと人生観－

リーダーを大別すると

① 指揮者型

② 指導者型 であり、スポーツの世界で言えば監督とコーチにあたります。

「社長」はどちらの責任を問われるかを考えると実際には、両面を求められています。

①においては、時と場合によって情け容赦のない冷静な判断が、

②においては、育て上げる喜び・情熱・人間の豊かさが必要となります。

会社という組織は、指揮者・指導者・従業員が三つ巴となっていてうまくいくのではないでしょう。

さて、指揮者は指し手と違い、動かす駒が感情を持った人間であるだけに大変です。いつも健康で、さわやかでいることが必要です。

現代社会の人生観は次の2つに大別されます。

①ネクロ・フィリア型

「死と破壊」にあこがれる

②パイオ・フィリア型

「生」に歓びを感じる

リーダーには、②の型が必要と思います。

—真面目とリーダー—

真面目人間は強いリーダーにはなれないようである。真面目さは大事であるが、「過ぎたるは及ばざるが如し」であります。

人を大別しますと次の4タイプとなります。

① 頭は良く切れるが堅い

② 頭は良いとは言えないが柔らかない

③ 頭は良く切れて柔らかない

④ 頭は良くないくせに堅い

理想は③のタイプであるが、なかなかいるものではない。

真面目人間の弱点は、一人よがりです。いつもベストを尽くしていると思っており、周囲の人に不満を持っている。その結果、いつまでも無能者扱いし、周りから人が去ってしまう。

「人材がない」と嘆く社長に多いタイプです。

リーダーシップの取り方は、人生観の変化する中で常に勉強を重ねていく必要があります。

リーダーにとって真面目すぎるのはマイナス面ではありますが、かと言って不真面目になれと言っているわけではありません。

リーダーにここまでという線はありません。

健康にくれぐれも留意して頑張っていただくとともに、従業員を永い目で育てていただきたい。

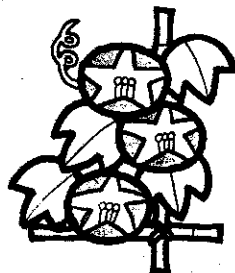
=法人会活動について=

会活動は、税務署のためにだけするものではありません。皆さんの力を借りて税務行政を推進しておりますが、仲間の話を聴き、参考となる部分を拾い上げ、事業に役立てていくことも重要なことであります。

=「天 天 忙」=

この言葉は、与えられた仕事に惚れて、一生懸命取り組むことを意味しており、仕事をしていく上で大変重要なことだと考えています。

以上をもちまして本日の講演を終ることいたしますが、皆様には、会活動を通じて友を得るとともに自己研鑽され、21世紀を支える経営者に育っていただきたいと思います。



企 業 紹 介



●贈答品

(ご結婚・ご新築・式典用記念品等)

- インテリア用品 ●健康食品 ●書画骨董
- アウトドア用品など豊富に品揃え!

★足りない用品はお貸しします。

デニース 京葉道路 至小岩 江戸川
至東京 当店 至千葉

手軽に♡気軽に) レントランド

(京葉道路上り線沿いの黄色いお店)

リフト商事レンタル事業部

お問い合わせ ☎03-670-4711 ■営業時間 AM9:00~PM7:00

新設!!販売コーナー

アイデアあふれる品揃え/贈答品から健康食品まで

株式会社 こうや 天 忠

代表取締役 宇田川 忠

江戸川区南葛区6-7-15

TEL 工場事務所 687-2100 (代)
営業本部 878-2828 (代)
夜間連絡所 680-6914

創 立 昭和38年4月1日

資本金 ￥10,000,000-

従業員 75名

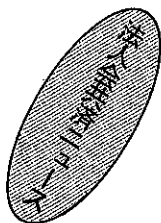
業 種 給食センター(御弁当及パーティーなど御気軽に御相談下さい。)
会社給食、御旅行用、会議用、御法要、上棟落成各種パーティー受賜ります。



厚生委員会

新発売「新L型」

企業防衛に最適です。



特色と内容

1. 保障内容は大型保障と全く同様。完璧です。
大型保障Lタイプは掛捨てではありません。
2. 保険料は満了まで一定で、更新等により将来の負担増の心配がありません。
3. 会社の役員を退任する場合、解約返戻金と積立配当金を受け取れますので生存退職準備金の確保が出来ます。
(保障だけ残すことも出来ます。)
4. 掛金は全額損金算入となります。

※加入時年齢によっては算入の時期が異なります。

法人会

法人会の共済制度

1. 新発売(Lタイプ)をご存じですか。
※退職金も保障と同時に確保できる。
① 知らない ② 知っている
③ 資料がほしい ④ 詳しい話を聞きたい(月 日 時分)
2. 従業員の退職金制度について
① 資料がほしい ② 詳しい話を聞きたい。
3. 従業員の就業規則・退職金規程・資金規程のサンプルがほしい。
4. 積立金の資料がほしい。
5. 法人会の融資制度(国民金融公庫)について
① 詳しい話を聞きたい。

ご住所			
会社名			
代表者	請求月日(年 月 日)	電 話	会社コード

企 業 紹 介

株式会社 梅 む ら

代表取締役 西 澤 喜 昭
江戸川区西小岩3-37-6
TEL 657-3572 (代)

和菓子製造・販売業

まろやかな黄味餡につつまれた栗粒・きんかん・梅かんろの焼菓子。風味よく煉りあげた三色餡(小倉・こし・白餡)の梅最中、御進物に御利用下さいませ。

本 店 JR小岩電話局通り
ヨーカ堂店 " 小岩イトーヨーカ堂 1階
金町店 " 金町北口駅前通り
市川店 " 市川南口アーケード街

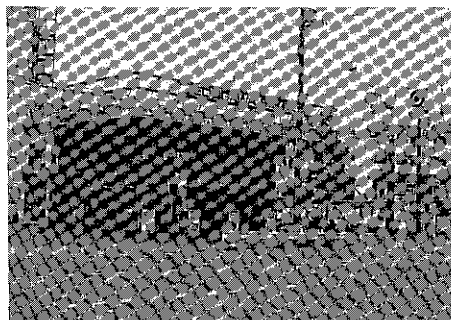
お祝、ご法事用お菓子も御注文に依り御調整申し上げます。



江戸川石油株式会社

代表取締役 靱 江 次 郎
江戸川区西葛西4-6-16
TEL 687-2401
FAX 686-7557

当社は昭和35年創立以来常にお客様第一主義を心がけて参りましたが、おかげさまで一店舗ながら年商10億を超えるまで成長させていただきました。昨年は江東区枝川町にも直営店を持ちサービスの拡大に努めております。

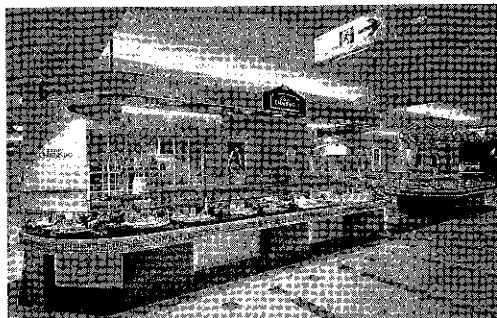


中 真 堂 株 式 会 社

代表取締役 渡 辺 浩一郎
江戸川区西小岩1-21-20
TEL 659-0231
FAX 659-2041

創業74年。ジュエリーを中心に総合ファッション企業を目指して、現在、首都圏を中心に北海道から九州まで51店舗。積極的なチェーン展開を進めています。

ヤングからキャリアまでと幅広い客層を持ち、訴求性ある店舗づくりと、ファッションアドバイザーとしての販売員育成、そして、オリジナル商品の開発も心がけています。



有限会社 靴 ウ チ ダ

代表取締役 内 田 雅 彦
江戸川区篠崎町4-13-18
TEL 670-9121

私共は地元の方々の生活の一部としての品揃え、価格等もより満足いただけるよう努力しております。それに店が地域にお役に立つことを考え、定休日に店内を利用してコンサートを開催しております。私自身好きな中南米音楽を中心に日本の一流の演奏家をお招きしてのコンサートは近所の音楽好きの方々に喜ばれています。



青年部会総会

新部会長に吉田延安氏

去る4月19日(火)午後6時30分より、グリーンパレスに於いて、昭和63年度の通常総会を開催致しました。税務署から下山署長はじめ幹部の方々、又川野法人会々長他18名の御来賓の出席を頂き会員71名ともども盛んに総会を開催し、第1号議案から第6号議案迄すべて承認を頂きました。

引き続き別室にて、第2部の懇親祝賀パーティーを行い本年度卒業の24名全員に広辞苑(江戸川法人会青年部名前入)を送りました。

パーティーは御来賓の方々と和気合々の懇談の内に定刻の8時45分に楽しい一時に終止符を打つ事が出来ました。

昭和63年度 青年部会 事業計画

63年4月19日(火) 通常総会

6月12日(日)~13日(月) 研修旅行会



9月4日(日)	家族会
10月21日(金)	署との交流会
11月	税を知る週間行事
12月4日(日)	献 血 運 動
64年1月24日(火)	新年賀詞交歓会
3月中旬	社会見学会(国会)

婦人部会研修会に出席して

第5ブロック長

森田建設(株) 花 田 恵美子



婦人部会では、去る3月29日、62年度最後の研修会を法人会館に於て、(社)真向法体操普及会の加茂真純氏を講師にお迎えして、「若さを保つ健康法」をテーマに講演会を開催いたしました。

飽食時代と言われる一方では、痴呆老人が年々増加しつつある昨今「自分の健康は自分で守る。時代に移りつつあると思います。」

人間は「健康で長生きをする。ことは誰もが願う、当然のことですが、それでは毎日どの様な点に注意し、努力したら良いのでしょうか?」最初に食事について、美食に気をつけ、特に糖分の取り過ぎは、カルシウム不足に成りやすい。繊維食品を多めに野菜不足にならぬ様、調理法を考える。過食に注意し同じ食品ばかりに片寄らず栄養のバランスを考え偏食を避けること。

次に大切なことは、運動、一口に運動と言っても、急に走ったりすることではありません、よく身体の柔らかい人は長生きのタイプだと言わ

れますが、それは身体を良く動かし筋肉が柔らかいからです。静かな運動、例えば、「歩く。等適度な運動を続けることに依り、筋肉、血管、神経(反射神経等)及骨格が強くなり、血液の循環を良くし、新しい細胞を増加させ、皮膚をつややかに若返らせるとのこと。又休養をとり疲労が蓄積されない様に努力することは健康を考える上に不可欠なことは言うまでもありません。

上記の様に至極当たり前のことが、日常生活の中で、つつい疎かになっているのです。次に30分位、先生に依る、身体のゆがみを無くす、正しい姿勢の実技指導があり、早速今日から実行することを約束して終了いたしました。簡単に要旨をまとめましたが、「若々しく健康で長生き。をする為にもう一度自己の健康について考え、毎日1mmづつでも身体が柔らかくなる様に努力してみませんか?

当日は、雨のように加え3月の末とは思えない程肌寒い日でしたが、熱心な会員の皆さま、ご出席下さいましてありがとうございました。これからこの婦人部会を通じて、幅広い知識を得るため、皆様と共に学んで行きたいと思ひます。又当日出席できなかった方々も次回には是非時間を作って、積極的に、ご出席下さいませようお奨めいたします。婦人部会も今年でもう7年目を迎えます。貴重な時間をさいて学んだことは、例え一つでも心の中に残るものです。

マンネリズムで終わらない、めり張りのある毎日を送る為に、「今日、婦人部会に出席して本当に良かった!」と思う様な婦人部会を、会員一人々々の力で作って行こうではありませんか?



法 江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田 口 英 雄

江戸川区小松川 4 - 98

電 話 (681) 3 4 7 4

昭和63年 8 月号



8・9月の行事

8月1日 常任理事会

4日 40周年実行委員会

4日 青年部会役員会

5日 評議員会

8日 平井第三支部役員会

22日 新設法人説明会

23日 東小松川支部役員会

23日 決算法人説明会

24日 源泉部会研修会

26日 本部役員研修旅行会

27日 "

29日 下篠崎支部役員会

9月7日 税制改正要望全国大会

8日 新設法人説明会

9日 婦人部会研修旅行会

10日 "

13日 決算法人説明会

20日 本部役員会

28日 第6回会員親睦ゴルフ大会



着任の御挨拶

江戸川税務署長

伊 藤 一 行

残暑厳しき折、江戸川法人会会員の皆様方には、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動によりまして、税務大学校東京研修所から江戸川税務署長として着任いたしました伊藤でございます。下山前署長同様よろしくお願い申し上げます。

社団法人江戸川法人会の皆様方には、平素から税務行政につきまして深い御理解と力強い御協力を賜っていると伺っております。ここに心から御礼を申し上げる次第でございます。

江戸川法人会は、昭和 24 年 8 月、全国に先駆けて創立された輝かしい歴史をもち、いまや 8,500 社を超える会員数を擁するまでに発展されており、また地域に密着した活発な事業活動は他に類をみないめざましいものがあると伺い、誠に心強く思っております。これも、ひとえに川野会長はじめ、役員並びに会員の皆様方の日頃からの御努力のたまものと、深く敬意を表する次第であります。

私どもといたしましては、伝統ある江戸川法人会が今後とも益々充実し、魅力ある会として発展されますよう、できる限りの御支援をさせていただきたいと考えております。

御承知のように、最近における国民の税に対する関心は、かつてない高まりを見せております。私ども税務に携わる者といたしましては、激変する環境に即応しつつ、適正公平な課税の実現と申告納税制度の健全な発展に向けて、より一層努力し、真に信頼される税務行政を執行してまいり所存でございます。

どうぞ、会員の皆様方におかれましては、川野会長を中心に、さらに充実した会活動を活発に展開させることを期待申し上げますとともに、税務行政について一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終りに、社団法人江戸川法人会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念し、着任の御挨拶といたします。



脇山 副署長
(総務・管理徴収・
間税担当)



古川 副署長
(法人税担当)



鈴木 副署長
(所得税・資産
税担当)



土橋 総務課長



安東特別調査官



本田特別調査官



小林法人税第一統括官



堤竹法人税第二統括官
(源泉部会担当)



古俣法人税第三統括官

第 6 回会員親睦ゴルフ大会

期 日 9 月 28 日 (水)

場 所 千葉新日本 C. C

参加費 22,000 円



荒巻法人税第四統括官
(第1ブロック担当)



朝生法人税第五統括官
(第2ブロック担当)



鈴木法人税第六統括官
(第3ブロック担当)



熊谷法人税第七統括官
(第4ブロック担当)



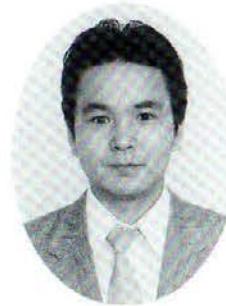
中司法人税第八統括官
(第5ブロック担当)



酒井法人税第九統括官
(第6ブロック担当)



田村法人指導上席



竹内法人指導官



川村源泉指導官

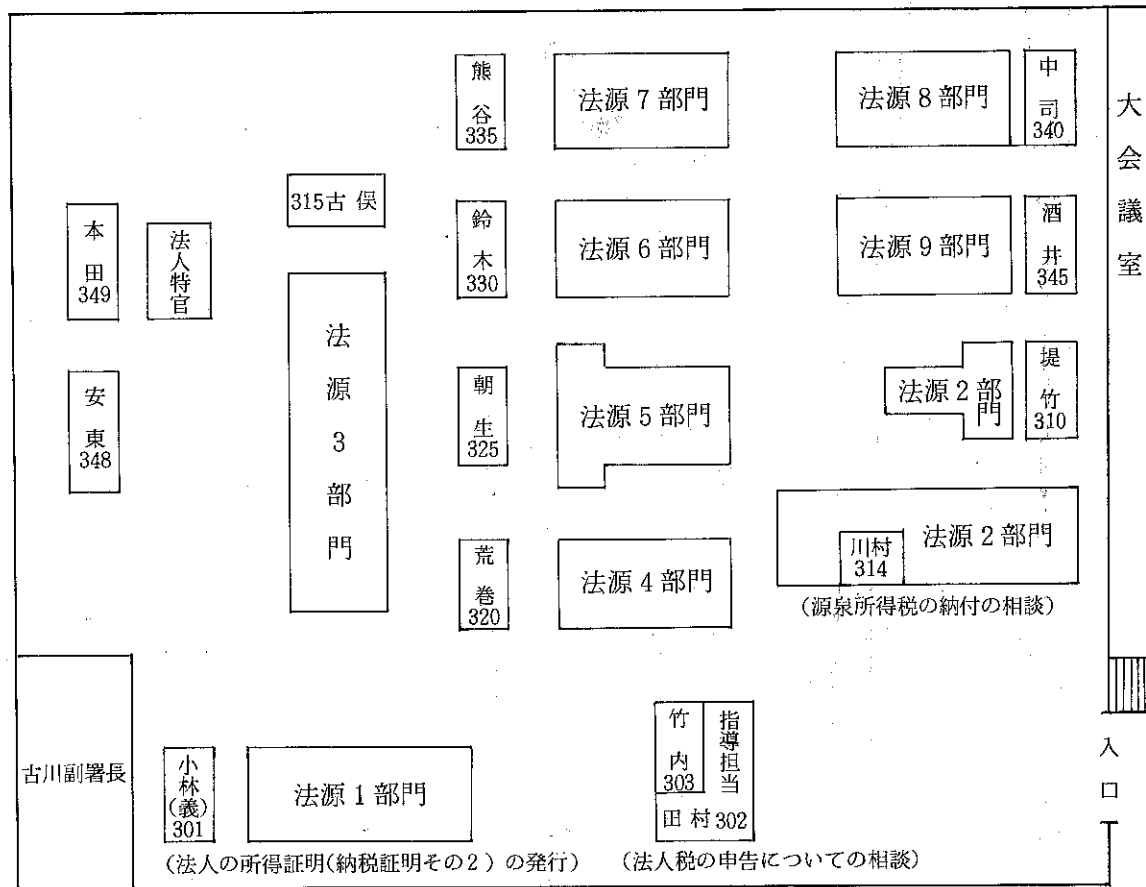
＝ ご注意!! ＝

最近社江戸川法人会や江戸川税務署と関係があるかのように装って、雑誌や新聞の講読などの勧誘をする例が多発しています。社江戸川法人会や江戸川税務署は、このようなことには一切関係がありませんので、くれぐれもご注意下さい。

江戸川税務署法人税源泉所得税部門（3階）配置図

（昭和63年 7月18日現在）

〒132 江戸川区平井1-16-11 TEL 03（683）4281



「税に関する高校生の作文」の募集

国税庁では毎年、高校生の皆さんから税についての作文を募集しています。

高校生の皆さん、税に関するたくさんの意見や感想をお寄せください。

○応募資格 高校生であればだれでも応募できます。

○テーマ 税に関する内容であれば何でも結構です。

○応募要領 1人1編、3,000字以内にまとめ、9月5日（月）までに学校を通じて税務署へ提出してください。

なお、優秀作品には賞状及び記念品を贈呈いたします。

問合せ先 江戸川区平井1-16-11

江戸川税務署総務課

(683) 4281 内線204

税制の抜本改革案 政府の方針決まる

懸案の税制の抜本改革大綱(国税関係)が、6月16日の臨時閣議で了承されました。今後これに基づいて法案が作成され、次の国会で審議されることが予定されています。

主な改正点を紹介します。

所得税について

1. 税率のしくみの改善 (63年分から)

税率の刻み 現行10.5～60(%) (12段階)→10～50(%) (5段階)

最高税率 〃 60%(課税所得5千万円超)→50%(課税所得2千万円超)

2. 所得控除額のアップ (64年分から)

○基礎控除額、配偶者控除額*、扶養控除額*……現行各33万円→各35万円

※印……①老人控除対象配偶者、老人扶養親族の場合は、現行39万円→45万円

②16才～22才の扶養親族は、新しく一般の扶養控除に代えて、45万円を控除できるようになる予定。

○配偶者特別控除額

最高控除額 現行16万5千円→35万円

(扶養者の所得が現行8百万円以下の場合に適用になりますが、この要件が所得1千万円以下になる予定)

○寡婦控除額、勤労学生控除額、障害者控除額 現行25万円→27万円

特別障害者控除額 現行33万円→35万円

3. 配偶者控除・扶養控除の対象となるための所得要件の改善 (64年分から)

現行 勤労性所得33万円以下、資産性所得10万円以下→(所得の種類にかかわらず) 35万円以下。

4. 内職所得者の負担軽減 必要経費の最低保障を導入 (パート所得者とのバランスに配慮) (63年分から)

5. 資産所得の合算課税制度 廃止 (64年分から)

(注)3～5は個人住民税についても同じ見込みです。(ただし、適用は4が昭和64年度分から、他は所得税改正実施の翌年度から)

6. 社会保険診療報酬課税の特例の改正 (64年分から)

法人税について

1. 税率の引き下げ

		(改正案)		
		(現行)	64年度	65年度
普通法人税率	留保分	42(%)	40(%)	} 37.5(%)
	配当分	32	35	
中小法人税率	留保分	30	29	} 28
	配当分	24	26	
協同組合等税率	留保分	27	27	} 27
	配当分	22	25	

(注)①現行の配当軽減課税制度は最終的に廃止になる予定。

②特定の地域に居住する者を対象とする協同組合等で、主として物品供給事業を行うもののうち、組合員数50万人以上、かつ、店舗売上高1千億円以上のものは、10億円を超える所得について、法人税率が30%となる予定。
(64年4月以後開始事業年度から)

2. 受取配当等の益金不算入制度

不算入割合の見直し (64年4月以後開始事業年度から)

3. 少額減価償却資産等の限度額の引き上げ

現行10万円未満→20万円未満 (昭和64年4月1日以降取得する資産)

4. 外国税額控除制度

控除額等についての見直し (64年4月以後開始事業年度から)

5. 土地取得のための借入金利子 原則として損金算入を制限

法人が取得した土地に係る借入金利子……取得後原則4年間は支払時の損金算入を認めない (土地売却時点で損金算入、もしくは原則4年経過後4年間で均等額損金処理) (改正法の施行日以後取得する土地に適用)

相続税について

(63年1月1日以後)

1. 基礎控除額等のアップ

定額控除額 現行2千万円→4千万円

比例控除額 // 法定相続人数×400万円→法定相続人数×800万円

2. 最高税率の引き下げ 現行75%→70% (いずれも財産 5 億円超)
税率の適用区分も変わります (例 現行 財産200万円以下10%→400万円以下10%)
3. 各種控除等の拡大

項 目	現 行	改 正 案
死亡退職金非課税限度	200万円×法定相続人数	500万円×法定相続人数
死亡保険金の非課税限度	250万円×法定相続人数	同 上
未 成 年 者 控 除	20才まで1年につき3万円	20才まで1年につき6万円
障 害 者 控 除	70才まで1年につき3万円	70才まで1年につき6万円
(重度障害者)	(" 6万円)	(" 12万円)

4. 配偶者に対する非課税の拡充

	(現 行)	(改正案)
非課税限度額	財産の $\frac{1}{2}$ 相当額	法定相続分相当額
最低保障額	4千万円	8千万円

5. 小規模宅地等の課税特例の改善

事業用または居住用の小規模宅地等についての減額割合

現行 事業用宅地等40%→60% (評価減)

居住用宅地等30%→50% (")

6. ゆき過ぎた節税対策を防ぐため、法定相続人を増やすための養子縁組の数の制限や相続開始前3年内に取得した土地の課税価額の扱いの変更が予定されています。

贈与税について (63年1月1日以後)

最高税率の引き下げ(75→70%)、税率適用区分の改正のほか、居住用不動産の配偶者控除額が、1千万円から2千万円へ引き上げられます。

間接税について

1. 消費税の創設 (64年4月1日以降)

事業者による財貨・サービスの販売、提供の各段階の売上に対し、新しい消費税を課税。

(概要) 課税標準……資産の譲渡(販売)等の対価の額 (国内取引)

(売上から仕入に含まれる税額を控除)

納税義務者……事業者(税額は、消費者に転嫁を予定)ただし、課税売上高 3 千万円以下を除く。

課税期間……事業年度 申告・納付……年 2 回 税率……3 %

課税売上高 5 億円以下の事業者……簡易課税方式を選択可

非課税取引……社会福祉事業、授業料、医療の給付等限られたものになっています。

2. 既存の間接税

新消費税の関係で、廃止、調整措置、据置等の方法がとられる予定です。

有価証券譲渡益課税(新設)について

(64年 4 月 1 日以後)

株式等の譲渡益 申告分離課税と源泉分離課税の選択制 (現行 原則非課税)

選択は、株式の売却 1 回ごと。申告分離方式では、国税 20%、地方税 6 %が利益に課税されます。源泉分離方式では、売却額の 1 % (国税のみ)が課税。

—— 地方税の改正見込み ——

●個人住民税

1. 税率のしくみの改善 (64年度分から)

○市町村民税 { 税率の刻み 現行 3 ~ 12 (%) (7段階) → 3 ~ 11 (%) (3段階)
最高税率 " 12 % → 11 %

○道府県民税 { 税率の刻み 現行 2 ~ 4 (%) (3段階) → 2 および 4 (%) (2段階)
最高税率適用範囲 " 課税所得 300 万円 ~ → 500 万円 ~

2. 所得控除額のアップ (所得税改正の翌年度から)

○基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額 現行各 28 万円 → 各 30 万円

○老人控除対象配偶者控除額、老人扶養親族控除額 現行各 29 万円 → 各 35 万円

(注) 16 ~ 22 才の扶養親族は、一般の扶養控除に代えて、35 万円控除となります。

○配偶者特別控除額 現行最高 14 万円 → 30 万円

(扶養者の所得要件 現行 8 百万円以下 → 1 千万円以下)

○寡婦控除額、勤労学生控除額、障害者控除額 現行各 24 万円 → 各 26 万円

特別障害者控除額 現行 26 万円 → 28 万円

企 業 紹 介

株式会社 平野工務店

代表取締役 平野 義明

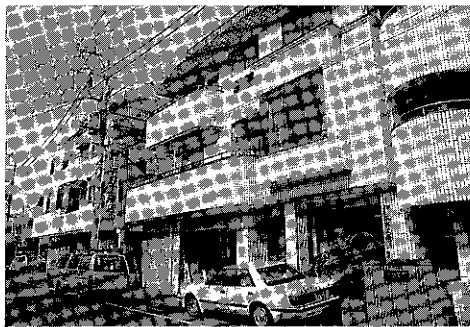
江戸川区松江7-21-18

TEL (03) 656-6710 (代)

FAX (03) 654-1514

当社は住宅、店舗、共同住宅(マンション)工場等の総合建築の設計、施工を目的に、地元の皆様始め、各地の皆様から、ご信頼と、ご支援を頂いて居ります。勿論、工事は、新築工事の外、増改築等も多数行っており居ります。当社の主たる得意先は

1. 東急不動産株式会社、東急ホーム株式会社
2. 三井木材工業株式会社(三井ハウス)



株式会社 東京健康ランド

代表取締役社長 芝本 順三

江戸川区船堀1-2-1

TEL 878-4126

FAX 878-9013

当社は、松風呂・薬湯など10種類のお風呂と飲食・スポーツ・娯楽設備などを有する江戸川区はもとより周辺各地から沢山のお客様にご利用いただいております都内でも評判の総合レジャー施設です。

とりわけ、お風呂に入ってから和室でのご宴会が大変ご好評です。高級料亭並のお部屋、150名様位までの大宴会場もあり、お得意様のご接待に、又、社内の忘年会などに是非ご利用下さい。



有限会社 日登製作所

代表取締役 石井 昭造

江戸川区中央4-25-16

TEL 652-6938

FAX 652-6945

パイプベンダー設計製作販売

当社は昭和39年に創立以来パイプに関する曲加工、Rカット加工、穴明加工、切断加工を油圧式プレスで自動化ラインをユーザーの御希望に合せて製作してまいりました。

又、ユーザーの機械に合せて金型も製作しております。自動車のハンドル、フレーム、自動車のシート、マフラー、オリタタミ椅子、学童椅子、その他健康器具又、お客様に合せて、パイプだけでなく色々な機械の開発も心がけております。

どうぞお氣がるに御一報下さい。



株式会社 和光店舗

代表取締役 石田 和夫

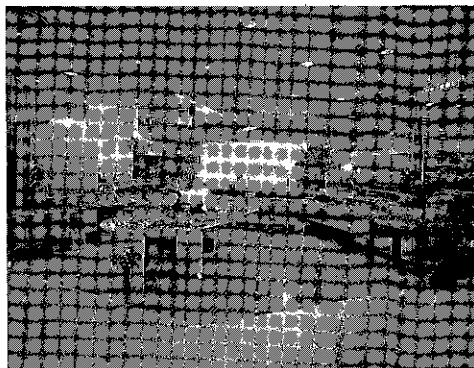
江戸川区中央3-2-23

TEL 654-3501

FAX 654-7501

当社は創業以来店舗づくりの専門店として店舗の企画設計施行を主業務として歩んできた会社です。とくに完璧なアフターサービスは得意先より大きな評価を得ております。

(写真は施行例 金鳳堂です。)



企 業 紹 介

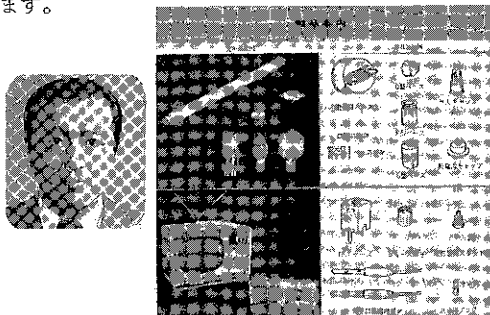
合資会社 藤蔵製作所

代表取締役 藤 本 悟 史
江戸川区平井4-7-8
TEL 683-0561 (代)
FAX 684-0716

事業内容 弱电部品メーカー

- ・蛍光灯用部品、ベースピン
- ・乾電池用、ボタン電池用、リチウム電池用、各部品
- ・ビデオディスク用部品
- ・その他部品

当社は昭和8年創業以来、弱电部品メーカーとして、高度の生産性、信頼性、精度等を心懸け今日に至りました。今後も多種多様の技術を導入し、ユーザーの御手許にお届けする事を、使命と致しております。



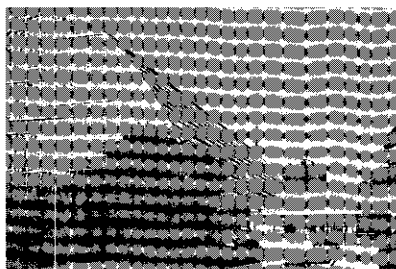
瀧澤建材株式会社

代表取締役 草 茅 義 哉
本社 江戸川区小松川2-48
TEL 637-8881 (代)
FAX 637-5534
工場 江戸川区小松川2-42
TEL 682-8945 (代)

営業品目 タキザワ式 採光天窓。自然換気装置。金属建具。各種建築金物。タキケン高級金銀屏風。設計。製作。施工。一般建築。リフレッシュ工事。温室外装工事。建築関連附帯工事。

創業50有余年の信用と確かな技能をご提供し施主に喜んで載く仕事をする事、をモットーと致して居ります。当社製品は特に地元の皆様方の建築物、マンション、住宅、工場等の施設には、ご相談に応じますので採用方お願い申し上げます。

(新宿御苑亜熱帯温室)

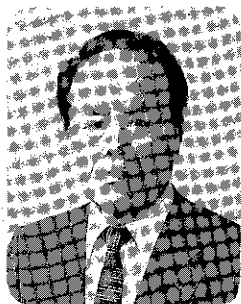


株式会社 秋 元 組

代表取締役 秋 元 登 佐 一
江戸川区平井1-5-21
TEL 684-3939
FAX 637-5454

事業内容 総合建設業(土木建築請負業)

当社は主として公共関係工事が主体で、都区域内の道路舗装整備、上水道配水管、下水道管渠の敷設、一般建築工事の新営改修工事の設計施工をして居ります。公共工事の為、安全、誠実、期日の厳守を当社の社是として経営して居ります。

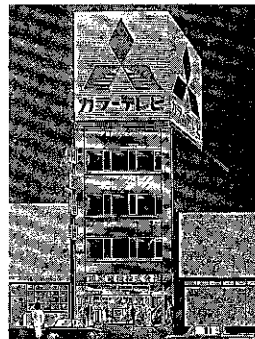


加瀬電機株式会社

代表取締役 加 瀬 重 利
江戸川区平井5-22-12
TEL 612-5171
FAX 613-0568
資本金 4000万円

業種 電気設備工事請負

当社は創業昭和20年以来、常に誠実な工事、優秀な技術を目指とし、その為には堅実な経営を基本とし、全社一体となってお得意様のご満足を第一の念願に懸命な努力を払っております。最近の工事の施工として、都立白鷺養護学校、区立南葛西第三中学校等の電気設備工事があります。



青年部

青年部会研修旅行会

去る6月12日(日)、13日(月)青年部の研修旅行を行いました。

当日は40名近くの会員が出席し、熱海の「ニューさがみや」に於て、ニューさがみやの支配人の小黑氏による「熱海旅館経営の生き残り法」と題する御講演を頂き、質疑応答を含め2時間近くにおよぶ研修会を終了致しました。

第2部の懇親会は、同所にてゲームその他、楽しく懇親会の実を上げる事が出来ました。

なお、翌日は希望者4組、チェックメイトCにてゴルフを楽しみました。



婦人部

婦人部会親睦会開催

婦人部会では7月8日に、かねてより企画しておりました「港ヨコハマ」に於て中華料理の御食事会を開催いたしました。

当日は午後の出発とあって、予想以上の会員の方々が集まり、バスは賑やかな内に江戸川を後にいたしました。

最初に浅草より水上バスで隅田川11橋巡りをし、浜離宮庭園では自然の中に浸り、のんびりと森林浴を楽しみ、美しい額柴陽花の色濃く咲きそろうた小径を女学生気分で散策いたしました。

目的地、横浜では、中華料理フルコースを味わい乍らのディナーパーティー開催、各テーブルでは話の輪が広がり、元町でのショッピングの結果の披露をし合ったり、それぞれ談話のうちに時間の過ぎるのもつい忘れがち……。港が見える丘公園の夜景を眺めながら、梅雨晴れのつかの間の数時間、楽しかった親睦会をふり返りつつ無事帰路につきました。次回もどうぞ多数ご参加下さいませ。

(婦人部 花田恵美子)



隅田川下り

法 えどがわ 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

昭和63年 10月号



10・11月の行事

10月3日 第5B 税務研修会

3日 組織委員会

4日 40周年記念誌担当委員会

5日 西小岩第2支部役員会

5日 第1B 青年部税務研修会

6日 第1回税と経営セミナー

7日 第6B 税務研修会

11日 瑞江第4支部研修会

12日 第3B 税務研修会

13日 40周年記念誌担当委員会

14日 第2B 税務研修旅行会

15日

19日 10月度本部役員会

21日 第2回税と経営セミナー

26日 婦人部会役員会

26日 葛西第2支部役員会

11月11日 税を知る週間行事

講演会

18日 本部役員会

税制改正要望全国大会

主 催 全国法人会総連合



(財)全国法人会総連合では、昭和64年度の税制改正要望大会を9月7日、東京の日本青年館ホールにおいて全国から1,400名の参加者を集めて開催されました。

大会決議では「経済社会の変化に対応でき、かつ国際性のある税制の構築は、行財政改革や税負担の公平化推進ともに、全法連が強く求め

続けてきたところであり、国会で審議中の税制改革案は、おおむね全法連の要望に沿っているが、なお不十分な点がある」として法人税制について、所得税制について、相続税制について、間接税制について、地方税制について、税負担の公平確保について改善の努力を求めている。当日の決議文は次の通りです。

税制改革要望に関する決議

経済社会の変化に対応でき、かつ国際性のある税制の構築は、行財政改革や税負担の公平化推進とともに、われわれが強く求め続けてきたところである。

現在、国会で審議中の税制改革案は、おおむねわれわれの要望に沿ってはいるが、なお不十分な点が見受けられる。こんごさらに改善の努力を続けることを求めたい。

とくに、法人の税負担は、今回の改正が実現しても、国際的にみていぜん高過ぎる水準にある。国際平均水準への早期到達を目指して、引き続き軽減に努力することを強く要望する。

税制の改革については、目先の税収好調などを理由に、間接税制改革を先送りせよ、といった意見も一部にみられる。しかし、現在の税収の好調さを恒常的、基調的なものとみるのは危険である。また、税収が好調ないまこそ、税制改革を実現する好機である。

いま、なぜ、税制改革が必要か、という原点を忘れずに、所得、消費、資産の各課税の均衡がとれ国際性のある税制の実現に全力を傾けることを求める。

納税思想の高揚と、税務知識の普及に多年にわたり尽力してきた本会は、百万社を超える会員の総意として、右決議する。

昭和六十三年九月七日

財団法人 全国法人会総連合
税制改正要望全国大会

要 望 事 項

今回、政府が提案した税制改革諸法案は、現行の税制をよりよい税制に近づけようとするものであり、それなりの評価はできる。さし当たり、その実現方を希望する。

しかし、こんどの改革ではなお不十分な点もいくつか見られる。こんども改善の努力が望まれる。

以下の要望はそのための指針である。

第1 法人税制について

1. 基本的考え方

国際化の進展が一層進んでいるこんにち、法人の税負担は国際的平均水準までを原則にすべきである。法人にかかわる減税財源は、法人の税負担のワク内で捻出する、といったいわゆる自賄い主義はこんどともとるべきではない。法人の高い税負担を固定化するからである。

2. 税率の引き下げ等

- (1) 改革案の基本税率引き下げは、目標の水準(37.5%)、到達期間(2年)ともに満足するものではない。財源上、当面これでやむをえないとしても、できるだけ早く基本税率を35%以下へ引き下げるべきである。
- (2) 引当金の廃止・縮減は企業会計原則上も問題があるので、みだりに行なうべきでない。
- (3) 中小企業は概して市場競争力が弱く、企業基盤も脆弱である。このため、軽減税率適用の所得金額を1,500万円にまで引き上げるなど、引き続き助成への配慮を行なうこと。
- (4) 普通法人以外の法人の課税については、いちおうの改善策が盛られているが、不十分である。

民間企業と完全に競争する協同組合や宗教法人、学校法人等の事業収益への税率は民間企業並みとすること。

3. 租税特別措置

- (1) 企業向けの租税特別措置は政策目的の正当性や、手段としての有効性などの点で、たえず見直すべきであり、原則としては一層の整理縮減を目指すべきである。
- (2) しかし、投資促進税制は、企業体質の強化などの点で有用であり、むしろ充実することが望ましい。さらに対象を機械装置に限ることなく、構築物など他の償却資産にも広げること。
- (3) 交際費課税について、原則として損金性を

否定する現行の取り扱いが誤っている。中小企業の定額分を維持するのは当然として、企業規模の大小に関わりなく、一定の損金算入を認めるよう改めること。

4. 減価償却制度の改善等

- (1) 技術革新や経済構造変化、さらには国際化が急テンポで進んでいるこんにち、現行の耐用年数規定は実情に合わない点がある。国際的な耐用年数に準じて耐用年数の短縮を図ること。分類も簡明化すること。
- (2) 残存価格も現行の10%から5%に改め、それに応じた償却率を設定すること。
- (3) 少額減価償却資産の損金処理可能限度額を現行10万円未満から30万円未満に引き上げること。
- (4) 商法改正の動きがあるが、それによって最低資本金制が導入され、増資が強制される場合、税制面でも実情に合った特別措置を講ずること。

第2 所得税制について

今回の税制改革法案では、個人の所得課税の大幅な軽減とともに、有価証券譲渡益への課税強化などかなりの是正案が打ち出されている。しかし、なお諸点の実現が必要である。

1. 所得税制の改革について、63年度分を分離して、先取り的に実施することになったが、その決定の経緯、内容には納得しかねる点がある。とくに税率構造について、政府改正案の五段階案に60%部分を追加することにしたのは、所得課税においては急過ぎる累進構造を是正する、という今回の改革路線を後退させるものである。64年度以降分については政府の五段階案をそのまま実現させること。
2. 株式譲渡益課税において、上場株式には源泉分離選択を認め、非上場株式にはその道を閉ざしているのは不適當である。経営権にかかわりのない少数株式の場合、非上場株式も同じ扱いをすること。
3. 既存の多種多様の控除項目を整理縮減し、税制の簡素化と負担の公平化を一層推進すること。
4. 所得課税については、負担の公平化がとりわけ重要である。納税者番号制の検討などを含め税制、執行の両面で、不公平の是正をさらに強く推進すること。

第3 相続税制について

改正案は充分なものとはいえないが、当面の

対応としてはその成立に全力を尽すべきである。

持ち起した課題として、次の諸点の早急な実現を望む。

1. 事業の相続、いわゆる事業承継の税制については、事業用資産の評価の一層の改善とともに、「取引相場のない株式の評価」について、さらに改善策を講ずること。とくに株式については、(イ)中小会社についても大会社と同様、選択によって類似業種比準価格方式と、純資産価格方式のいずれかを適用できるようにすること。(ロ)類似業種の分類をより細分化して、比準しやすいようにすること。
2. 相続税の補完税である贈与税について、基礎控除額を据え置いたことは理解に苦しむ。当面、相続税に準じて2倍程度に引き上げること。

第4 間接税制について

直間比率の是正、そのための間接税制の整備は、会員大多数の希望であり、今回の消費税導入は基本的にはこの線に沿うものである。新税導入に当っては、とくに次の諸点に配慮されたい。

1. 事業者の転嫁の不安を緩和、解消することに全力を尽すこと。そのためには、税の性格を法律に明記することを含め、あらゆる手段をとること。消費者に税の存在を明示する税額別記または「税込み」の表示、さらには独禁法の弾力運用なども必要と思われる。
2. 当面は帳簿方式でスタートするにしても、転嫁、国境税調整、相互牽制作用などの面でも優れている伝票方式への移行も研究を続けること。当面、事業者の選択によって伝票方式を採用する道を開くこと。
3. 原則課税の基本を貫くこと。政策的配慮による非課税は政府案の範囲にとどめ、その拡大は避けるべきである。
4. 税率が安易に引き上げられるのではないか、という国民の懸念に配慮し、広く国民負担率(租税負担と社会保険料負担)を含め、なんらかの歯止め策を明らかにすること。
5. 実施には一定の準備期間を置くこと。消費者、事業者への周知徹底や、事業者の事務的準備のために必要な準備期間を置くこと。法案成立後半年ていどは最低必要である。

第5 地方税制について

行政改革の徹底と税制の抜本的改革は、地方

自治体にとっても重要な責務である。地方税については次の改善を望む。

1. 行政の効率化、簡素化のため、国税と課税対象を同じくするものについては、賦課、徴収をできるだけ一元化すること。
2. 固定資産税は住民、とりわけ地価高騰のいちじるしい大都市圏住民の重荷になっている。これは三年ごとの評価変えて評価が上がるにもかかわらず、税率は地価高騰前に設定した税率をそのままにしているためである。66年の評価変えを前に現方式の抜本改革を行なうこと。
 - (1) 固定資産評価額を相続税の評価額(路線価格)と同一にして、一方でそれに対応する税率の引下げを行なうといった、税額算出の仕組みの根本的再検討を行うこと。
 - (2) 負担のバラツキをなくするため、単位面積当たりの評価額を国税の路線価格と同じように公表し、近隣地とともに常時縦覧できるようにすること。さらに市町村ごとに評価額の均衡化を図ること。
 - (3) 市街化区域内農地は、形ばかりの営農で、宅地並み課税を免れる例がみられるなど、課税の適正化が不充分である。本当に営農の名に値する実があるかどうか、厳正にチェックすること。
3. 事業所税は固定資産税との二重課税の色彩が濃い税であるから、すみやかに廃止すること。廃止に至るまでの間、免税点方式を基礎控除方式に改め、また延納制度を設けること。
4. 地方税については、標準税率を超えた課税をしている自治体が多い。超過課税を行なっている自治体は、極力その是正に努めること。

第6 税負担の公平確保について

租税負担の公平化をさらに推進するため、とくに次の諸点を早急に実現すること。

1. 医師優遇税制の一層の是正
2. 公益法人の課税の適正化
3. 民間と競合する協同組合への課税強化
4. 有価証券譲渡益課税の徹底
5. 所得把握格差の是正
6. 各種非課税措置の圧縮、廃止

第7 その他個別事項について

別に述べた個別事項についても、その実現に極力努力されたい。



意欲をもって仕事をするためには

8月26日の本部役員研修会における

伊藤税務署長の講演

この研究会で、皆さんにどんなことをお話しすればよいかと、随分迷いました。着任早々でもありますから、恐らく皆さんは、「こんどの署長はどんな人間なのか」というようなことに関心を持っておられるのではないかと思います。自己紹介といいますが、どうもうまくまとまりません。そこで、私が署長として江戸川税務署の職員をどのような考え方でリードしていくつもりかということをお話することによって、私という人間を少しでも知っていただけたら幸いと考えました。

さて、一般に管理者には、意思決定能力と監督能力とが必要であるといわれます。確かにこの二つの能力は必要であると思いますが、「決めるのは俺だ。俺の決めたことは間違いないのだから、黙っていわれたとおりやれ」といって、部下にやらせるだけでは、管理者として不十分ではないかと思えます。

「働く」という意味の言葉に、レイバー (labor) とワーク (work) があります。

レイバーは、骨の折れる仕事をする、他人に動かされる、というように、機械的な、奴隷的な(極端な言い方かも知れませんが)響きがします。そこには、勤労意欲などは生まれようがないという感じがします。

一方、ワークには、自発的に仕事をする、勉強をする、といった創造的な、人間的なイメージがあります。それをすることによって、生きがいを見いだすといった意欲が感じられます。

「俺のいうとおりやれ」というだけの管理者の下では、仕事は部下職員にとってレイバーであり、監理者の監督が厳しければ反発を招くことにもなるでしょう。私は、仕事が部下職員にとってワークであるようにしていきたいと思っているのです。

私は、これまで税務大学校の研修所長をしておりました。研修所というのは、国家公務員採用Ⅲ種試験(税務)に合格して採用された職員を1年間教育するところです。当時、私は研修生から「寮生活が窮屈でたまらない。」とか、「勉強や行事が多くて負担が重い。」というような話を聞きました。

研修所では、伝統的に一貫して全寮制をとっています。それは、高校を卒業したばかりの若者達が共同生活を体験することにより、社会人としての人間関係を学び、互いに切磋琢磨して能力を伸ばしていくことをねらいとしています。

そして、何百人もの若者が一緒に共同で生活するわけですから、寮の規則もありますし、日課も決められています。

ところが、現代の若者達の育った環境を考えますと、高校時代は授業が終われば部活動などで帰宅の時間も一定しない。帰宅後も気分によっては夜中の2時・3時まで起きていたというような自分本位の生活をしてきています。このような若者が寮生活をするになれば、初めは窮屈だと思うのも当然かも知れません。

では、どういう指導をしていくのかということになりますが、ただ「規則があるから規則のとおりやれ。」というのでは、研修生の「窮屈だ」という気持を変えてやることはできません。規則がなぜ必要なのかということを、まず十分に理解させることが大切だと思います。

若者の気質も年々変わっています。マスコミによれば、今年の新入社員は、「養殖ハマチ型人間」だといえます。姿は立派だけれど、味はいまいちで、中身が伴っていない。試練に耐えられない。ということだそうです。昨年は、「テレホンカード型人間」。ファッション・センスが良くスマートだが、矢印の方向に差し込んで

やらないと役に立たない。

もちろん、すべての若者がこうだといっているわけではないでしょうが、いずれもひ弱さとか、意欲の低さを指摘しているような気がします。

こうした若者を一人前の職員に育て上げるためには、目の前の規則を盲目的に守らせるだけではなく、なぜかを自分で考えて理解させる必要があると思います。

研修所では、法律・経済・簿記・会計学などの勉強のほか、体育祭・美術展・弁論大会などの行事もあります。これらの行事は、知識だけに偏った職員に育てるのではなく、体力も教養も兼ね備えた職員にしたいという目的で実施しておりますが、研修生にとってこのような行事は、勉強と違ってどちらかといえば楽しみのある場であるはずですが、ところが、研修生はこれを負担に感じているという。いったいどういうことなのだろうかと思いました。

考えてみますと、人は他から押しつけられてやるのは好みません。自分から進んでやろうとしない限り、気が重くなるものだと思います。

ですから、行事の企画や役割分担も最初から先生が決めてやらせるのではなく、できるだけ自分達で決めて自分達がそれを実行するようにする。そうすることによって、その行事が自分達のための行事だということが理解できるのではないかと思います。そうすれば、押しつけられてやるという負担感はなくなるのではないのでしょうか。

ただ、経験のない若者のやることですから、失敗するかもしれません。そのときは、なぜ失敗したかを考えさせ、次の機会に役立たせればいいと思います。

このような考え方で、行事を進めさせましたが、例えば、球技大会なども、第1回よりも2回目・3回目と順を追ってうまくやれるようになり、研修生も自分達の力でやったという満足感と自信を持ってくれたと思っています。ここまでやれるようになるまでには、手数や時間がかかりますが、本当のことを教えるには、それを惜しんではならないと思います。

さて、これまで研修所当時のお話をしましたが、職場で仕事を進めていく上でも同じことがいえると思います。

一日の仕事が終わって家路に着くとき、やっ

と今日のレイバーから解放されたと思うか、今日のワークに満足感を持つかによって、帰宅して飲むビールの味も違ってくると思います。また、明朝出勤してくるときの意欲も当然違ってまいります。

では、職員がワークするようにするためにはどうしたらよいか。

そのためには、管理者は自分だけで物事を決めて押しつけるのではなく、会議によって意思決定をするようにしていくことが必要だと思います。ただ、会議といっても形式的なものであってはなりません。メンバーが白紙の状態で事実を出し合って理性的に議論を尽くするような会議でなければならないと思います。メンバーがただ単に自己の主張を押し通すためのものではなく、全員の意見をすべて網羅するというものでもない。その主張なり意見が、全体の決定をよりよい方向と内容に高めていくようなものでなければならないと思います。

そのような会議が行われれば、管理者が結論を出すときには、既にメンバーが十分に理解できているという状態になっているでしょう。そうした中で仕事が進められていけば、職場のチームワークが生み出され、この職場は自分達の職場だという意識が醸成されていくのではないのでしょうか。

私は、職場の一人一人が自分達の職場を愛し、目的意識をもって意欲的に仕事に取り組み、それぞれの生きがいを見いだせるようにしていきたいと考えております。

今日は、経験豊かな経営者の方々を前に、いささかおてがましいお話をしたようですが、失礼の点はお許ししたいと思います。

最後に、税務署の立場から納税者の皆さんにお願いをしておきたいと思います。

いま、適正公平な課税の実現を求める声は、一段と強くなっておりますが、これこそ私ども税務職員に与えられた使命そのものであると心得ております。決して不正を見逃すことがないように努力したいと思っておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



来年は当会も創立40周年の年

江戸川法人会も、昭和24年に創立され、以来、幾多の変遷を経て今日に至っておりますが、お陰様をもちまして明けて明年創立満40年を迎えることと相成ります。

当会では、この機会に会員皆様方に参加願え

る記念事業や出版物等について現在、40周年記念実行委員会を設置し計画に入りました。いずれ、皆様方に詳細をご案内できることと思いますが、現在迄に決まっている事項等をご案内いたしますと

40周年記念実行委員会

式典・催物等のイベント

出版等

- ①記念誌担当
- ②会員名簿担当
- ③広告担当

会 員 名 簿

約、9000社と多くの会員を擁するため、仲々、発行出来ずにいた会員名簿をこの機に出版いたします。現在当会で把握管理されている原稿を基に作製いたしますが、一層の正確を期すべく、各支部の役員さんが、皆様方を訪問し原稿のチェックを行いますので是非ご協力を。

式典・催物等のイベント

64年6月26日（月）予定

江戸川総合文化センター大ホール

広 告

会員名簿の発行には、多額の資金を要しますので、この費用を広告収入により賄うことに成りました。

料金体系は下記の通りです。ご協力をお願いいたします。

会員名簿 B5版 約600頁

一頁広告	50,000円
1/2 "	30,000円
1/4 "	20,000円

年末調整の年税額算出方法が変わった!!

— 昭和63年分年末調整等説明会開催のお知らせ —

本年9月の税法改正により、年税額の計算については「年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表」を使用しないこととされました。改正事項が多くなっています。誤りのない年末調整事務を行っていただくため、是非とも年末調整等説明会にご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

月 日 (曜)	会 場	時 間
11月16日 (水)	総合文化センター	午後1時30分 ～午後4時
18日 (金)	小松川区民館ホール	
22日 (火)	葛西区民館ホール	
24日 (木)	小 岩 公 会 堂	
29日 (火)	東部区民館ホール	
30日 (水)	鹿骨区民館ホール	

(注) 説明開始30分前より、用紙をお配りいたします。なお、各会場とも駐車場がありませんので、車によるご来場はご遠慮ください。

古寺巡礼(その1)高山寺

「京都梅尾高山寺

恋に疲れた女がひとり

大鳥つむぎにつづれの帯が

影を落した石だたみ

———」

御存じの方も多いと思うがカルテッドボーカル・デュークエイセスのヒットナンバーのひとつ「女ひとり」の中の一節である。恐らく志に傷つき疲れはてたところをやすめるために、ふらりと古都を訪れた若い女の情景をうたったものであろう。若い女に限らず、日夜熾烈な企業競争に明け暮れている実業人にとっても、ふと我に帰り、静かにもの想いにふけたいことも多々あることと思う。

今回ここに御紹介する京都・梅尾・高山寺も、都会の喧騒から離れ、悠も得も一時なりとも忘れ、静かに瞑想するにまことにふさわしい場所である。高山寺とただ寺の名だけを聞いただけではピンとこず、京都に多くある古刹の一つとしてなにげなく見過されてしまう程の小さな寺であるが、ちょっと美術に関心のある方なら鳥羽僧正覚猷の筆になるあの兎や蛙が戯れている「鳥獣戯画」を蔵している寺であると説明されればおわかりいただけると思う。

京都市の西のはずれ、西大路通りを北へ上り、北野神社のある白梅町あたりから西北へ、石庭で有名な竜安寺、遅咲きの背の低い桜でこれ又有名な御室の仁和寺の先を山ふところの方へのぼってゆく。京都特有の紅柄格子や油壁の民家を左右に眺めつつ道は山峡へと入ってゆく。周山街道である。この街道はあの謀反で有名な明智光秀が信長を倒し天下を掌握した折に都を造ろうとたくらんだ場所—山城西北端一周山へと続く道で周山街道と呼ばれている。周山とは光秀が号していた諡名でもある。さてその街道をすすんでゆくと御経坂と呼ばれる小さな峠を超

へ、ちょっと拓けた場所にでる。高尾(高雄)である。このあたりは床柱で有名になっている北山丸太の北山杉がその真直に伸びた整然とした姿で訪れる人を迎えてくれる。実はこの北山杉は高尾から更に20km程奥へ入った中川という部落で主に生産されている。さて高尾はこの北山杉よりも新緑や紅葉の楓でもっと有名である。一時或る電気メーカーのカラーテレビで大いに宣伝されたことがあるので御記憶の方も多いと思う、この高尾にはあの袈裟御前に懸想し誤って殺め一念発起仏門に入った文覚上人(俗名遠藤盛遠)の開いた神護寺のあるところ。四季を問わず多くの人々の訪れる古刹である。さて目的の高山寺は更に2km程山奥へ。左手に横尾の西明寺の甍を見すごしつつ歩を進めてゆくと左手のやや小高い山ふところに静かに佇んでいる。この梅尾一帯も高尾に負けず楓の名所で、春の新緑、秋の紅葉と、スモッグで毒された都会人の眼を洗い清めてくれる。表参道は文字通り楓のトンネル。石畳は方形の花崗の石を斜崩に組み、周りに苔むしている濃緑の色と相和してい

●10月1日は 法の日●

法まもる心が築くよい社会



る。この寺は元米大和東大寺の流れをくむ華嚴宗で、中興の祖明恵上人は顕教の中に平安の戒密思想をとり入れ、現在は真言宗御室派仁和寺の末寺となっている。（先年双ヶ丘の問題で独立した。）山岳宗教にふさわしく全堂や開山堂は深い木立の中にひっそりと点在しているがその中心は何と言っても国宝石水院である。もともと賀茂住吉社の別院拝殿を移建したものであるが、方三間（正確には正面三間、背面四間である）、単層、入母屋造り、柿葺の建物は鎌倉初期の寝殿造りの形式を強く残している邸宅建築である。出庇と内陣との境の間仕切の部戸や大面取の角柱などのデザインは現代でも通用するみごとなものである。谷側にひろくひらかれた濡緑に静かに座していると清滝川の流れの瀬音がすべての雑念を拭ってくれる気がする。対岸の山の端の松林の上に月がでるころになると、ただ静寂のみがあの上の移ろいが激しく争いの絶えることのなかった平安末期から鎌倉初期を生き抜いた高僧の一人である。当時世人に大いに信奉され、もてはやされていた時の人法然上人の西方浄土思想、即ち「南無阿弥陀仏」の唱和運動を、冷めた眼で見つめつつ、己はただ

山間樹上に座して瞑目のうちに本師釈迦牟尼世尊に随順し、無我の行者としてその生涯を貫いたといわれる。上人の教えに阿留辺幾夜宇和の七文字が残されているが、これはあるべきようわと読まれる。移り変りの激しい時代の流れに敢て組せず又敢て棹ささず、己れの信仰から会得したものを無我の行者の見本として身を以て示したのであろう。洛北大原寂光院の開祖で安德帝の御母君建礼門院がこの明恵上人に深く帰依していたことは知る人ぞ知るである。我国にはじめて茶をもたらしたのは臨済宗の開祖栄西禅師であることは有名であるが、栄西が中国から日本へ持ち帰った茶の種を明恵がこの寺で試植・栽培した。即ち日本最初の茶園のある寺である。数年前、明恵上人示寂の1月19日、底冷えの山霧の立ちこめる中、若狭方面から周山を超えて、桜の花びらの如く舞い踊る風花たちの雪片の一ひら二ひらの訪れに、しばし現実を忘れ自然の中に融け込んだ思いをはっきりと覚えている。自然への回帰が明日への活力の源になるかもしれないと確信している。一度訪れることをおすすめする寺の一つである。

広報委員 石橋正男



企 業 紹 介

株式会社 飯 倉 工 業

代表取締役 飯 倉 雅 夫

江戸川区平井 6-51-11

TEL 618-2332

FAX 613-4073

事業内容・給排水衛生設備工事設計、施工、修理
 ・上記に附帯する一切の工事
 ・貯水槽清掃

当社は堅実な経営を理念とし、常に誠実で正確な施工を念頭として、常に社員一丸となって、お客様各位に可愛がられる会社である様努力しております。どうぞご相談に応じますのでお気軽にご一報下さい。



金 時 有 限 会 社

代表取締役 松 本 紀 子

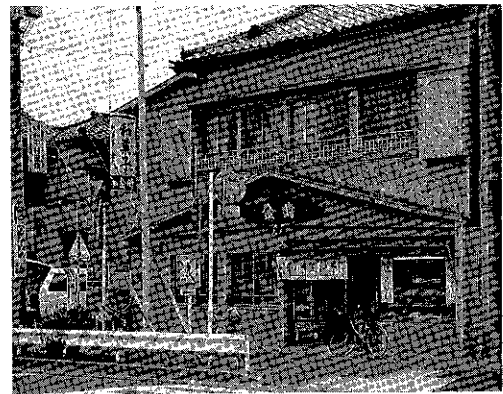
江戸川区松島 1-41-14

TEL 651-4657

昭和初期より砂町で営業していたが、終戦の年の6月（終戦の2ヶ月前）現在地の八蔵橋交差点角で営業を再開しました。

当店で評判の大福は現在でも78歳の母が先頭になって精魂こめて造っております。

その他、お赤飯、鶴の子餅など慶弔のお菓子もご注文により御調整申し上げます。



株式会社 ハ シ ヤ

代表取締役社長 橋 谷 貞 夫

江戸川区平井 5-21-3

ガーデン欣志ビル 3F

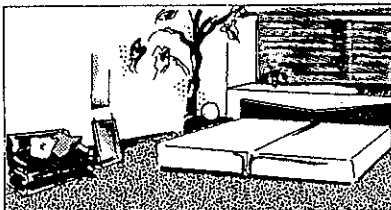
TEL 614-7700 (代)

FAX 614-7707

事業内容 ベッド、リビング家具類卸売業

当社は常に使う人の立場に立ったベッドを中心に快適な空間づくりのためのリビング家具類を一流デパートや専門店に納入しています。

この度平井駅前にショールームを開設しましたので皆様方のインテリア・リビングプランに是非お立ち寄り下さい。



快適な空間をお届けする

株式会社 大洋測量設計社

取締役社長 桜 井 一 栄

江戸川区松島 3-38-11

TEL 654-1451

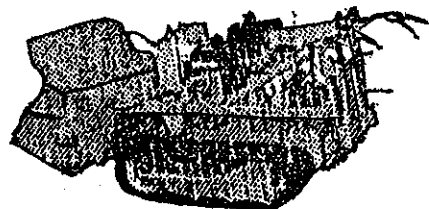
電算システム開発

工学関係以外でも各機種のプログラムを作成します。

草刈・伐採

HMD-100型外多数

ハンマーナイフモア

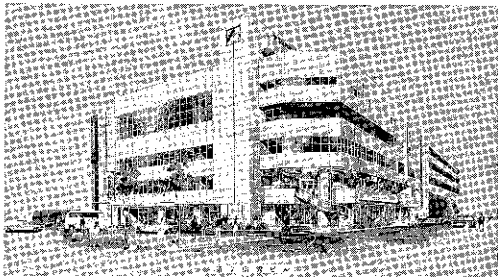


企 業 紹 介

山秀商事株式会社

代表取締役 山 岡 新太郎
 本社 江戸川区西葛西6-13-7
 TEL 686-4336
 FAX 686-4330
 浦安営業所 浦安市猫実
 TEL 0473-55-3834
 FAX 0473-54-0512
 ホテル・サンパティオ
 江戸川区西葛西3-15-5
 TEL 877-3810
 FAX 877-3815

事業内容 江戸川区南部地区を主に営業エリアとして不動産事業を展開しております。
 西葛西駅、葛西駅を中心に都市化の進展が著しく、それに呼応すべく住宅用マンション商業用ビル、企業用社員寮、ビジネスホテル等社有ビルの建設に注力してまいりました。合せて地主層には土地の高度利用をすゝめ好評を得ており「明るい街づくり」に微力ながらも協力出来る事を信じ会社経営の理念として位置づけております。



株式会社 中込工業所

代表取締役 中 込 積 次
 江戸川区中葛西4-3-3
 TEL 689-0121 (代)
 FAX 689-0123

営業内容・鉄骨建築（ビル・マンション・アパート）
 ・鉄骨橋梁（主桁・縦桁歩道橋）
 ・各種タンク（水槽 貯酒槽ステンレスタンク）
 ・機 械（ビールの加温機 冷温機）

当社は創業以来37年、納期厳守、橋梁でつちかった高い技術で誠心誠意をモットーとした経営を続けております。尚、全構連Mグレード認定工場ですので安心して御用命下さい。御相談お待ちしております。



日本給食株式会社

代表取締役 古 川 縫 治
 江戸川区中央1-16-19
 TEL 652-6251 (代)

当社が設立されたのは昭和32年現在社員100名、江戸川区、葛飾区、千葉県北部、埼玉県南部の小中学校及び給食センターに学校給食用食材の納入をはじめとし、大手企業内食堂の食材は勿論のこと病院会社の委託給食を行なっております。

よい品を良いサービスでお届けすることをモットーに各大手メーカーと特約を結び、新鮮で安価な食品全般の販売に努めております。



株式会社 三星化学

代表取締役 浅 岡 五 郎
 江戸川区篠崎町1-36



内容 ポリ樹脂加工業

昭和2年8月15日生れ、日本大学高等専門部卒業、一時農業に従事昭和31年3月1日、株式会社、三星化学設立、趣味、ゴルフ、バードハンティング

司建工株式会社

代表取締役 郡 司 英 明



営業内容 鉄筋・鉄骨木造一切

昭和7年10月30日福島県生れ、工学院大学専門部（建築科）卒業後、昭和31年4月より建築に励み、昭和45年4月1日司建工株式会社を設立、趣味は磯釣

青年部

青年部家族会

9月4日(日)朝7時30分に江戸川文化センター前を、青年部員の家族100余名と観光バス2台に分乗して出発し、千葉県九十九里浜豊海々岸の網元「山本」に到着しました。

さっそく、同海岸において、「地引き網」を全員で引きました。

当日は、低気圧の関係で波が高く悪戦苦闘のすえ網を引き上げました。波が高い為、漁は大漁と言う訳にはいきませんでした。それでも「都会子」は始めて引っぱる「地引き網」に喊声を上げ、網に入った「カレイ」や小魚を取り合せて、大喜びでした。

その後、同海岸にてスイカ割り大会、綱引き、ジャンケン大会とゲームを行ない、賞品を貰って又々大喜び。

昼には、浜辺のバーベキューに、舌鼓を打っ



ておりました。午後の2時頃、同所を出発し、途中ガラス工場を見学し、夕方の4時頃、出発地の江戸川文化センター前にて解散し、楽しい家族サービスの一日を無事終了する事が出来ました。

ゆとりある明日を――



公的保障の薄い中小企業経営者の退職金の準備に…

東法連の 経営者退職年金制度

特色

- 法人会の「経営者大型総合保障制度」と併用されると、万全の役員退職金制度が確立できます。
- 月々計画的な掛金で多額の資金が準備できます。
- 積立金は年金、一時金いずれかの方法でお受取りになれます。
- 掛金は安全・確実に運用されます。

■退職年金給付の一例(加入期間10年)(支給期間10年)

月掛金	10万円	7万円	5万円	3万円	1万円
給付					
退職年金月額	198,000円	138,600円	99,000円	59,400円	19,800円
退職一時金額	17,140,000円	11,998,000円	8,570,000円	5,142,000円	1,714,000円

★「役員退職金規程」と「議事録」のサンプルを差し上げます。ご希望の方は、下記までお申し込みください。

■この制度のお問合せは……(社)東京法人会連合会

東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階 TEL.03-355-2911



法 えどがわ 法人会だより

発行所
 社団法人 江戸川法人会
 発行責任者 田口 英雄
 江戸川区小松川4-98
 電話 (681) 3474
 昭和63年 12月号



シンビジューム

12・1月の行事

12月2日 決算法人説明会

2日 松江支部役員会

3日 第3B青年部月例会

4日 青年部会献血運動

6日 新設法人説明会

6日 第6B役員会

6日 南篠崎支部役員会

6日 青年部会役員会

7日 40周年記念誌委員会

9日 婦人部会役員会

9日 第2B青年部月例会

12日 広報委員会

12日 小岩駅前東支部役員会

14日 本部役員会

15日 40周年記念誌委員会

21日 40周年記念誌委員会

64年

1月13日 経済講演会と賀詞交換会

(講師 中西重思先生)

24日 青年部会新年会

26日 新設法人説明会

27日 婦人部会新年会

税を知る週間
特別講演

マイクアラカルト

日本テレビニュースキャスター

徳 光 和 夫

江戸川法学会では、昭和63年度「税を知る週間」行事の一環として、恒例の記念講演会を11月11日に江戸川区総合文化センターで開催し、会員700名以上が参集、会場は立見席が出る程の盛況でした。

川野法学会会長の開会挨拶、江戸川税務署伊藤一行署長の挨拶講演に続いて、本日のゲスト日本テレビ「徳光Nプラス1」でおなじみの徳光和夫氏が登壇し、盛だくさんの話題を軽妙な語り口で、最後まで満員の聴衆をひきつけました。

先ず徳光さんと我が地元江戸川との係わりから入り、聴衆の中の知合いからの呼びかけもあり、雰囲気も盛り上がりました。

以下は、テレビ生活25年間の思い出と初めてニュース番組を担当しての感想。

以前アナウンサーは記者の取材原稿を読んで伝えるだけのものだったのが、現在はアナウンサーが自分の言葉でニュースを伝えています。それにはアナウンサーの資質と共にプロンプター等テレビ技術の革新に負うところが大きく、テレビ技術の進歩は今後も続くでしょう。

昭和28年8月28日に開始された民間テレビ放送は、早くもその翌日に後楽園でプロ野球の生中継を行った。これがその後のスポーツ中継の流れを決めました。テレビ的に野球をみると、野球には投げ、打ち、走るの動の部分と投手がサインをみる、打者がバットをかまえる等の静の部分があり、これらをテレビがアップでとらえて、見る人の脳裏に焼付けます。動きの激しい他の球技は、個々の選手をとらえる事が困難でスターが生まれにくい。

次にテレビ普及に効果のあったのは力道山を中心とするプロレス中継です。敗戦国の日本人が、戦勝国アメリカの巨人を圧倒する光景は多



くの日本人の共感呼び、当時の新橋駅前の1台の街頭テレビに2万人が集まった記録が残っております。

テレビが家庭の茶の間にまで普及したのは、昭和34年4月10日の皇太子のご成婚をテレビで中継することになり、メーカーがテレビの大量生産に踏み切ったことによります。

アメリカの大統領選挙を例にとり、テレビの影響についてみると、テレビ時代の到来する以前は候補者は選挙期間中に40万人の選挙民と接することでよしとしたが、現在の選挙では1分間に数百万の人に訴えることが可能になりました。

プロ野球の中継で長嶋は、ランナー2・3塁の時の打率3.08が示す様に、ここ一番という好機にファンの期待に答えました。

記録的には、長嶋を超えるプレイヤーは多いが、長嶋以上にファンにアピールする選手は出て来ません。

私共は長嶋、王を対比して「記憶の長嶋」「記録の王」と呼びます。

王は投手の失投を見逃さなかった。長嶋は投手の失投を簡単に見逃したが、投手のここぞと



いう時の勝負球を見事にはじき返しました。長嶋はその活躍がファンの記憶として残り、王はホームラン 868 本の記録がその名前と共に残るでしょう。

王のホームランで駄目になった投手は少いが、長嶋に勝負球を打たれたダメージで投手生活が終了した投手は多いのです。

王の 868 本のホームランは、2 番目がアーロンの 755 本であることからして偉大な記録ですが、王自身この事をどう考えているか質問したことがあります。若き王が逆転ホームランを打った翌日のスポーツ紙のトップが長嶋の同点打をとり上げた、華やかさでは長嶋に及ばない事を悟った 19 才の王は、自分が長嶋の上に行くのはホームランしかない、「毎打席ホームランを狙って現役引退まで 2 万回打席にたち、打ったホームランがたった 868 本」、ひとつの頂点を極めた男の言葉の凄さに感動しました。

長嶋・王この二人の出現が日本のテレビ界にどれだけ多くの人々を引き付けたか計りしれないものがあります。

現在のテレビコマーシャルは、それ自身が独立した作品として楽しめる完成度の高いものになっていて、若者をターゲットとした、コマーシャルからのメッセージがひとつの文化となってきました。

テレビの受けとめ方も世代によって違い、古い世代は番組を良い、正しいといった理性的な

見方で判断するが、若い世代は番組を面白い、好き、嫌い、カッコイイといった感性的な見方で判断します。現在の氾濫する情報の取捨選択は、感性的に受け止め振分けしないと間に合わない。これによって親子の会話も変って来ています。いま我が子はなにが好きか、面白いかと考えている事を知っておく必要があります。理性世代は熱くなり、感性世代は冷めて受け止めるが、感性世代は誉めると乗って来ます。そこから話をスタートさせ、親としての考えを示します。それと共に毅然とした態度を持つ事が大切です。

長嶋、王にしても自分を極めた物があるから、新人類といわれる世代もそれを認め尊敬もしている。

最後に、今の青少年には真剣に心身を鍛え、打込むものがない。私は受験制度そのものには全面的には賛成出来ないが、受験勉強は必死に取組んで自分の能力を引出すという意味では、それにふさわしい手段だと思えます。



職場における生涯教育

63年10月6日第一回税と経営セミナー（江戸川区総合文化センター）

における伊藤税務署長の講演

江戸川税務署長の伊藤でございます。江戸川法人会の皆様には、平素より税務にご協力いただきましてありがとうございます。署長の話といえは、いつも税金のことになりますが、今日にはなるべく税金の話はしないようにしますので、リラックスして聞いていただきたいと思います。

最近の激動する社会経済情勢の中での企業経営には、①経営者自身の生涯学習と、②従業員に対する生涯教育は、極めて重要な意味をもつものと思います。そこで、我々の職場では、どういうふうな教育をしているかということをお話しすれば、皆様のなんらかの参考にしていただけるのでは、と思います。

近頃、カルチャー教室がもてはやされていますが、先日の江戸川区報にも、「始めませんか、生涯学習」ということで、絵画・書道・囲碁・英会話・ワープロ教室等々の開講のお知らせが掲載されていました。学校を卒業してからも、何か身につけたい、趣味を持ちたい、心の豊かさが必要だと一人ひとりが考え始めたあらわれではないかと思います。NHKの放送大学というのがあります。普通は、働きながら勉強したいという人が入学するのですが、さらには、生涯教育の場として、奥様方やシルバーエイジの方々にも利用されているようです。

中国の古典であります論語に、「吾れ十有五にして学に志し、三十にして立つ。四十にして惑わず。五十にして天命を知る。六十にして耳順い、七十にして心の欲するところに従って、矩を踰えず。」というのがあります。これは、年と共に修業を積み重ねて、より高い精神を形成していった孔子の言葉であります。インドのお経にも、「修業というものは一生するもの」という意味の言葉があるそうです。宗教や道德の世界では、人間は一生修業するからこそ、はじめて人間なのだという思想が古くからあったわけです。

一方、知識や技能の世界では、一応の区切りが昔はあったようです。親方に弟子入りして何年も見習い奉公する徒弟制度がありました。職人は長年奉公して親方の技能を学び、親方に認められれば独立して一人前となりました。商人は小僧から始めて、のれん分してもらえるようになれば一人前です。そうなれば、世の中の人が一人前と認めてくれたのです。

しかし、現代は、そういう区切りがなくなっ



てしまった時代だという認識をもたなければいけないと思うのです。学校の卒業証書をもっただけで、サラリーマン生活が全うできるというのは、現代では通用しない安易な考え方ではないかと思います。最近では時代の変化が速すぎるために、学校で学んだことは基本的なものであるにせよ、それだけでは十分とはいえなくなってしまう。たとえば、医者勉強しないで5年もたつと、一人前の医者として通用しなくなるとさえいわれています。医学の進歩が速いからです。税の職場でも、世の中の動きに即応しなければなりません。常に社会経済の動きとともに勉強して、事実を的確にとらえ判断していく必要があります。

卒業という言葉は、業を卒えると書きますが、アメリカではコメンセメント(commencement)といい、ビギン(bigin)と同じ「始まり」という意味をもっています。卒業証書は渡すけれど、これからもっとよく勉強するんだよという意味が含まれているわけです。

それでは、税務の職場が、どういう教育体系を持っているかということをお話します。まず、新規採用者については、職業人として基礎的な知識を教えます。また、給料さえもらえばよいという安易な気持ちを捨てさせ、大きな目的意識と社会人としてのマナー・常識を持ってもらうために、税務大学校の「普通科」では、税のみならず、文学、哲学、音楽等の授業を取り入れ、また各界で活躍している人、将棋の大山名人、作家の平岩弓枝先生、落語の三遊亭楽太郎師匠等の講師を招いて体験談などの講話をしてもらっています。

普通科を卒業して、税務署に配属されると間

もなく初級実務研修がありまして、3年から4年後に初級よりもすこしレベルアップした中級実務研修を行います。それから、普通科をでて8年ぐらいたつと事務官から調査官に昇任しまして、上級実務研修を受けます。また、調査官から上席調査官、さらに統括官と役職があがる度に必要な研修がありまして、20歳から50歳すぎまで、研修を受けるシステムになっています。また、日常の仕事を通じて、まずベテランの上席調査官なり調査官がやってみせて、若い事務官を実地に指導し、それから一人でやらせてみる。その結果、仕事がかういかなかったら、なぜ失敗したかという反省を繰返して、自分の調査技術などを向上させるようにしています。

これまでお話した研修は、どちらかといえば他から働きかけられてする勉強ですが、自分自身の内発的動機による研修もあります。25歳から30歳すぎの経験7年以上の人が選抜試験を受け1年間勉強する税務大学の「本科」というのがあります。全国から500人が選拔され、ゼミナール・討論方式によりかなり高度な勉強をします。さらに、やる気のある人の勉強の場として「研究科」があり、30歳から40歳くらいの人、全国で20名程の人が自分で研究テーマを持って入ってきます。そこでは、担当の大学教授から個人指導を受け、東大、一橋大に通学し必要な科目を受講します。能力ある人をさらに開発する場です。

また、時代の変化に伴い、税務の職場も国際化してきまして、外国語や海外取引の実務を勉強しなければならない。そのための研修として「国際租税セミナー・一般コース」50名と「同・特別コース」20名があり、終了後は国税局の貿易会社などを担当する部門に配属されます。さらに、企業経理のOA化の波に対処するためには、コンピューターの操作ができる人、プログラマー、システムエンジニアの育成が要請されていますが、部内研修としては現在はそのままでいっておらず、外部に委託して行っている状況です。

こういった研修のほかに、知・情・意のバランスのとれた豊かな人間性がなければならないということから、職場においても、外部講師による教養講話、健康講話を実施したり、趣味をいかしたサークル活動、そして幅広い読書を勧めています。

最後に、職員をいかに統率していくかということで、管理者自身の自己啓発についてお話します。広い意味での管理者には、署長・副署長から統括官クラスが含まれますが、部下を指導・監督する上で、自分も勉強していかなければならないという自覚が必要です。業務面では、社会経済情勢を研究し、常に先を見通す努力を



しなければなりません。といっても、学者や評論家のようなプロではありませんから、新聞、雑誌、その他の媒体に常に目を通すということぐらいしかできませんが……。また、人事管理においては世代間の格差をなくす努力が必要です。税務署も20代の職員が全体の3割以上を占めていますので、中高年者との間にももの考え方の開きがあります。管理者の方から若者の方に近寄っていく努力が必要であると同時に、その間に立つ中間管理者をどういうふうリードしていくかということも考えねばなりません。

私は渋谷区の千駄ヶ谷に住んでいますが、時々近くの居酒屋によって、ちょっと一杯やって帰ることがあります。そういう時に、近くのファッション産業に勤める若いグループとよく出くわすのですが、大半が20代の女性で、それとなしに話を聞いていますと、その中に30代ぐらいの男性のリーダーがおりまして、「昼間、課長に言われたことは、こうすればいいんだよ」、「あの仕事は、ここをもう少し工夫すればいいんじゃないか」というふうに、部下の苦情を聞いたり、慰めたりしています。そして、お勘定になるとそのリーダーが伝票をレジに持って行って会計をしています。中間管理者というのは、昼間は上司からあれこれと指示を受け、夜はポケットマネーで部下を元気づける。時間外の努力というのも大変なものだと同情して見えていますと、最後に「領収証をもう1枚くれないうか」と言うのが聞えて、「あれ、あの領収証どうするんだろ。会社の経費につけこむのかな」なんて考えてしまいます。税務職員の本能みたいなものですかね。我ながら困ったものです。

以上は、税務の職場における研修・教育体制でございますので、民間の企業の方にどこまで参考になるかわかりませんが、一番重要なことは、最後にお話した管理者自身の自己啓発であろうと思います。そういう意味では、法人会で行っている講演会・研修会等を自己啓発の場として、有効に活用していただきたいと思います。

第6回

会員親睦ゴルフ大会

昭和63年 9 月28日（水）千葉新日本ゴルフ倶楽部

第6回江戸川法人会親睦ゴルフ大会は、スポーツには絶好の季節である9月末に行われたが、今年はどういうわけか連日の雨続き。

我々が空を見上げてなげいていると、川野大会会長は雨の中を元気よくスタートされた。会長のスタートぶりを拝見して、「親睦ゴルフ大会」だから頑張ろうと参加者260名全員が会長の後に続いた。



毎会、参加者企業の方々から協賛をいただき、各賞にすばらしい賞品が配分され、入賞された方、そして残念賞の方々からも、好評を得て終了できましたことを心から御礼申し上げます。

広報副委員長 宮川準之助



成績順位一覧表

順位	氏名	内房アウト	内房イン	外房イン	グロス	HDCP	ネット
優勝	古谷 泉也	48		54	102	36.0	66.0
準優勝	植村 昭	51	49		100	33.6	66.4
第3位	十代 孝夫	47	49		96	28.8	67.2
第4位	洲崎 謙次郎	48	42		90	21.6	68.4
第5位	野沢 泰夫	43	43		86	16.8	69.2
第6位	佐藤 岩雄	35		44	79	9.6	69.4
第7位	植村 大治	41		50	91	21.6	69.4
第8位	宮川 準之助	44	40		84	14.4	69.6
第9位	和田 昇栄	35		49	84	14.4	69.6
第10位	植村 征司	38		44	82	12.0	70.0

江戸川区の誕生

市郡併合

明治22年、市制・町村制で東京市が生まれたが、時の政府は、国の中心都市である東京にだけは特例の枠をはめ、自治を制限し、市長は府知事の兼務、助役は府書記官の兼務とし、市議会ももたせなかった。

これに対し、自治権獲得の運動が起こり、ついに明治31年、特例が廃止され、東京市も一般の市並みになった。

しかし時の流れとともに、東京は首都であるばかりでなく、日本の政治・文化・経済の中心であるという見地から、ふたたび一般の市とは異なる性格を与えようという考えが強くなり、都制の施行が打ち出されてきた。

人口も近郊の発展・膨張もいちじるしく、時に大正12年9月の関東大震災以降は、郊外への大きな人口異動が行われた。

たとえば、江戸川区だけみても、小松川は大正9年と比較すると、同14年には約3倍と増加している。

こうした人口の動きも市郡併合の動きに拍車をかけ、ついに昭和7年10月1日、東京市と五郡82町村との併合が実施された。

ここに、江戸川区ほか20区が新たに誕生、東京市は35区となった。

新しく生まれたのは、品川・目黒・荏原・大森・蒲田・世田谷・渋谷・淀橋・中野・杉並・豊島・滝野川・荒川・王子・板橋・足立・向島・城東・葛飾・江戸川の各区であった。

区名争い

こうして江戸川区が誕生したわけであるが、その生みの苦しみは大変で、区域の設定やら区名やらが大きな問題となった。

東京市では、地理的あるいは社会的な実態に

着目して原案をつくったが、それによると、江戸川区は小岩・鹿本・篠崎・瑞江・松江・葛西の6か村の編成で、小松川町は亀戸区に属することになっていた。このへんの考え方を「東京市域拡張史」は次のように書いている。

東部は江戸川、西部は荒川方水路の間に介在し、土地平坦低温人口概ね希薄にして、各町村何れも未だ農村の域を脱せず。葛西村は砂町警察署内に属し、その他の町村は凡て小松川警察署の管轄する所なり。

総武線・城東電軌の二交通機関あれども一般に交通不便なり。然れども近き将来、総武線の電化と両国・御茶ノ水間の開通は工場地帯として、将来住宅地として相当の発達を期し得べし。現在人口5万余に過ぎざるも、将来相当増加すべきを以て特に一区となすなり。

これに対し、各町村からは賛否の声があがり、はげしい攻防が行われた。たとえば、小松川町は、小松川・亀戸・大島・砂町をもって「小名木区」をつくるべきだという意見を持ち出し、亀戸町では小松川と亀戸のみで一区を編成すべきといい、小岩町は小松川を除外することには賛成といい、論議はふつとうした。

最終的には、小松川町は歴史的沿革から江戸川区に入れること、「小名木区」を「城東区」に変えることなどで結着をみた。区の命名も大騒ぎだったが、結局、「南葛飾郡第四区は松江区と称すべきも、松江の称呼は人口に膾炙せざるのみならず、当区内町村間に於いても相当反対あるべきを以て、本郡東部を流下する江戸川の名称を採り江戸川区と称す」となって、現在の区名に落ち着いた。

江戸川区の歴史 より
(広報委員会)



年末調整のポイント

I 昨年と変わった点

1 年税額の計算方法

年末調整における年税額は、これまで、課税給与所得金額を所得税法別表七の「年末調整のための給与所得の源泉徴収表」にあてはめて求めることとされていました。

昭和63年分所得税の臨時特例に関する法律(以下「特例法」といいます。)の施行に伴い、所得税の税率の刻みがこれまでの12段階から6段階に縮小され、かつ、大多数のサラリーマンが適用されると思われる課税所得 300 万円までの金額については、最低税率の10%が適用することとされたことに伴い、昭和63年分の年末調整の年税額の計算に当たっては、所得税法別表七の年末調整の税額表は適用されず、特例法別表一「昭和63年分の所得税の税率の表」に規定する税率を乗じて求めることとされました。

(注) 課税給与所得金額が2万円未満である場合には、特例法に規定する税率を適用して求めた税額が所得税法別表七を適用した税額を超える場合があるため、特例法別表二「昭和63年分の課税総所得金額等が2万円未満である場合の所得税額等の表」により税額を求めることとされています。

2 配偶者控除額

昭和62年分の配偶者控除額は、昭和62年分の所得税に係る配偶者控除の臨時特例に関する法律により、38万円とされていましたが、昭和63年分についてはこの法律は適用されないので所得税本法に定める33万円となります。

3 配偶者特別控除額

昭和63年分の配偶者特別控除額の最高額は16万5千円(昭和62年分は11万2千5百円)です。

4 老年者控除額

昭和63年分の老年者控除額は50万円(昭和62年分は25万円)です。

5 控除対象配偶者等の判定の場合の所得金額要件

(1) 所得者の配偶者や親族が控除対象配偶者や扶養親族に該当するためには、その配偶者や親族の所得が一定金額以下(給与等勤務に基づく所得である場合には33万円以下、その他の所得である場合には10万円以下)であることが必要です。

この場合、事業所得や雑所得などについての所得金額は、収入金額から必要経費を控除して求めることとなりますが、特例法の施行に伴い、配偶者や親族が家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を業務とする人である場合には、最低57万円の必要経費を認めることとされました。

このため、配偶者や親族がこのような人に該当する場合には、給与所得者の場合と同様最低90万円までの収入であれば、控除対象配偶者や扶養親族に該当することとなります。

(2) また、昭和62年の所得税法の改正に伴い、従来給与所得とされていた公的年金等は昭和63年分から雑所得とされ、この場合の所得金額の計算は、それぞれ次によることとされていますから、それにより求めた金額が33万円以下であれば、控除対象配偶者や扶養親族に当たります。

公的年金等の所得金額＝収入金額－公的年金等控除額

公的年金等控除額

次の金額の合計額

ただし、最低、年齢65歳以上 120万円、65歳未満60万円

(イ) 80万円（年齢65歳未満40万円）

(ロ) 公的年金等の収入金額から(イ)の金額を控除した後の金額が

① 360万円以下の場合…控除後の金額の

$$\frac{25}{100}$$

② 360万円を超え720万円以下の場合…90

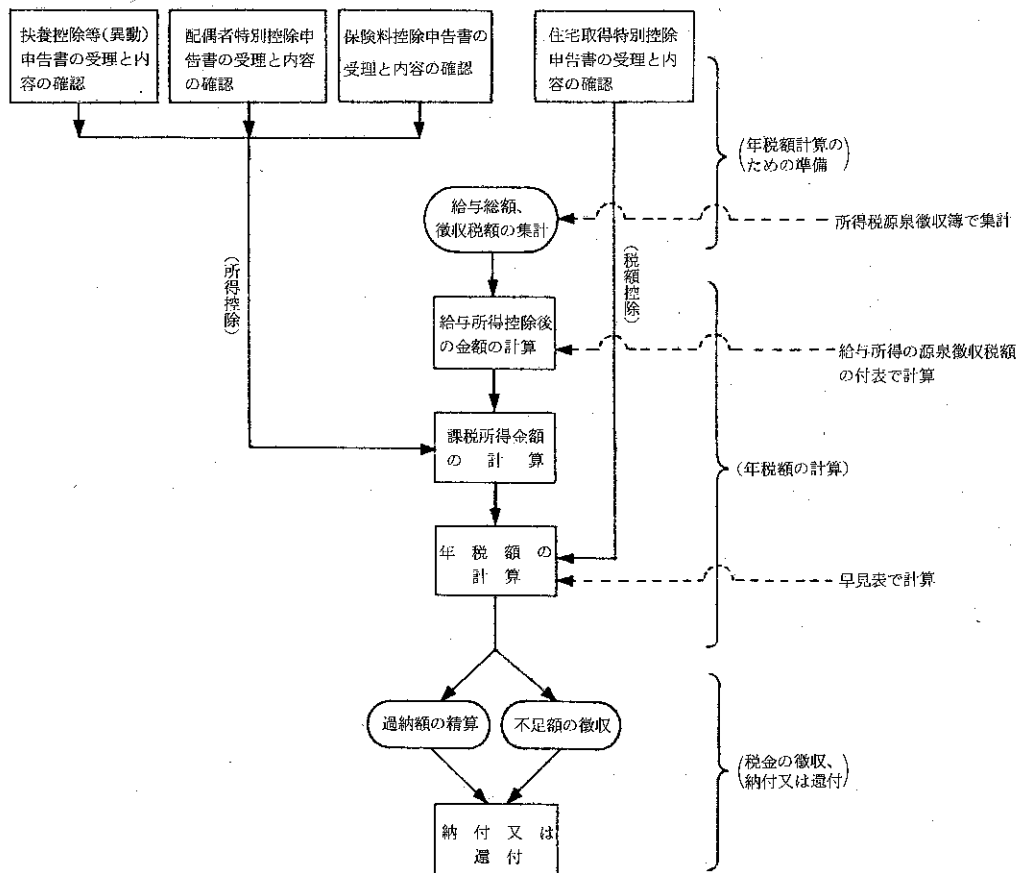
$$\text{万円} + (\text{控除後の金額} - 360\text{万円}) \times \frac{15}{100}$$

③ 720万円を超える場合…144万円＋(控

$$\text{除後の金額} - 720\text{万円}) \times \frac{5}{100}$$

Ⅱ 年末調整事務の流れ

年末調整の事務は、次のような手順で行います。



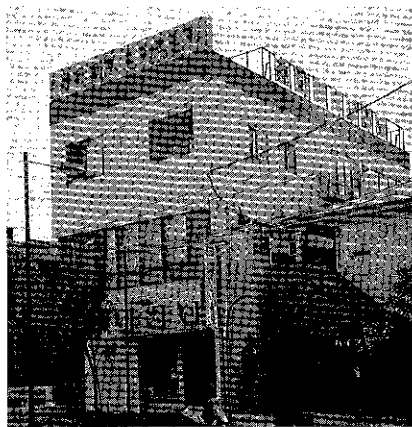
企 業 紹 介

有限会社 寿司割烹いあい

法人会 (有) 須 政
代表取締役 須 賀 政
江戸川区西葛西 6-24-9
TEL 689-1510

当社は昭和52年創立以来常にお客様第1主義を心がけて参りました。おかげさまで当初のころより大成させて頂きました、有難う座居ます。家族10名で営業しているのが大の強みです。

尚50名様まで新年会、忘年会、御法事、クラス会御歓送迎会御受承ります。



株式会社 佐萬石油商事

代表取締役 佐久間 為 万
東京都江戸川区中葛西 6-1-1
TEL 03-687-6118~9

当社は西葛西と中葛西の発展途上の都道290号線沿いにあります。昭和49年のオイルショック直後の創業でございますが、地域の活性化と共に皆様のご要望を考へ常によい製品をと安定供給に努めて来て居ります。三菱石油株式会社の副特約店として石油製品全般と整備士2人による法定6ヶ月点検等交通安全運転上必要かくべからざるの諸作業を行って居ります。

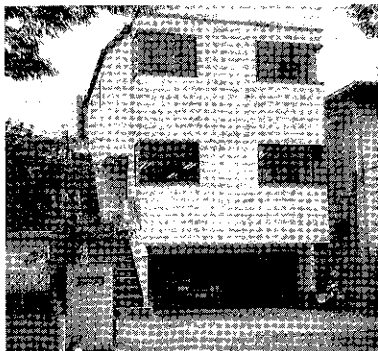


サツマ巧芸株式会社

代表取締役 阿 部 昇
江戸川区松本 2-34-6
TEL 655-6511
FAX 655-7123

プラスチック板加工品卸販売業

当社は江戸川区及び葛飾区を中心に約80社の外注協力工場を持ち、北海道から九州まで全国約500社のギフト関係・徽章・ネームプレート・印刷関係等の業者を対象に、小粒ながら一種のすきま産業として会員証・名札・同業者組合看板等のプラスチック板の加工品（印刷、彫刻、加工）の卸販売をしております。江戸川法人会で配布する法人会章のような品物は特に得意とする分野です。



株式会社 クロダ商会

代表取締役 黒 田 光 男
江戸川区鹿骨 3-102
TEL 676-1011 (代)
FAX 678-7000

事業内容 インテリア総合商社
かべ紙・ふすま紙・カーテン・カーベ
ット・副資材販売
福井県生れ 趣味 ゴルフ・ドライブ
昭和46年2月 クロダ商店設立



企 業 紹 介

パイプ曲加工・金属ディスプレイ製作 有限会社 三幸製作所

東京都江戸川区松江6丁目8番18号
電話 03 (651) 3183・(656) 0668 番
〒132 F A X 03 (651) 7 4 7 3 番
第二工場 江戸川区松江7-1-7

当社は、昭和35年創立以来、各種パイプ曲及び溶接加工を主に、商品販売促進用展示台等金属ディスプレイの製作に長年の経験と技術を生かしてより品質の向上を目指して居ります。企画、設計、製作、梱包、発送まで請け賜わります。



新見楽器株式会社

代表取締役 新見 甫
本社 江戸川区西小岩3-36-16
T E L 650-5165 F A X 673-6708
営業所 台東区浅草橋1-10-12
T E L 851-3145 F A X 861-3831
直営店 (N I C) 中央区八重洲2-1
(八重洲地下街中4号)

事業内容

当社は70有余年楽器及び楽器に付帯する付属品、楽書を北海道から九州までの、全国楽器小売店、レコード店、教材店に卸売をしている会社です。

浅草橋営業所では、近県近郊のお客様の仕入の現金卸しを行なっています。

直営店のN I Cでは、八重洲地下街の中で、音と映像の小売店として、信用とサービスを心掛けていますので、ぜひお立ち寄り下さい。



青年部チャリティー収益を 老人ホームへ寄贈

去る9月26日、千葉新日本ゴルフ場にて、江戸川法人会第六回ゴルフコンペが行なわれました。

青年部は、チャリティーゴルフボールを、当ゴルフ場にて会員に買って頂き、11万5千円の収益を得ました。

青年部幹事で協議した結果、過去2度に渡り(61年度ビデオデッキ、62年度電子レンジ)老人ホームへ寄贈しているの、本年も又、西葛西にある老人ホーム「なぎさ和楽苑」へ大型カラーテレビ2台を寄贈する事に決定し、吉田部会長、柴田、井桁、斎藤各副部会長の4名にて同ホームを訪ずれ、老人代表に寄贈致しました。

和楽苑では1階、2階の各食堂サロンに設置

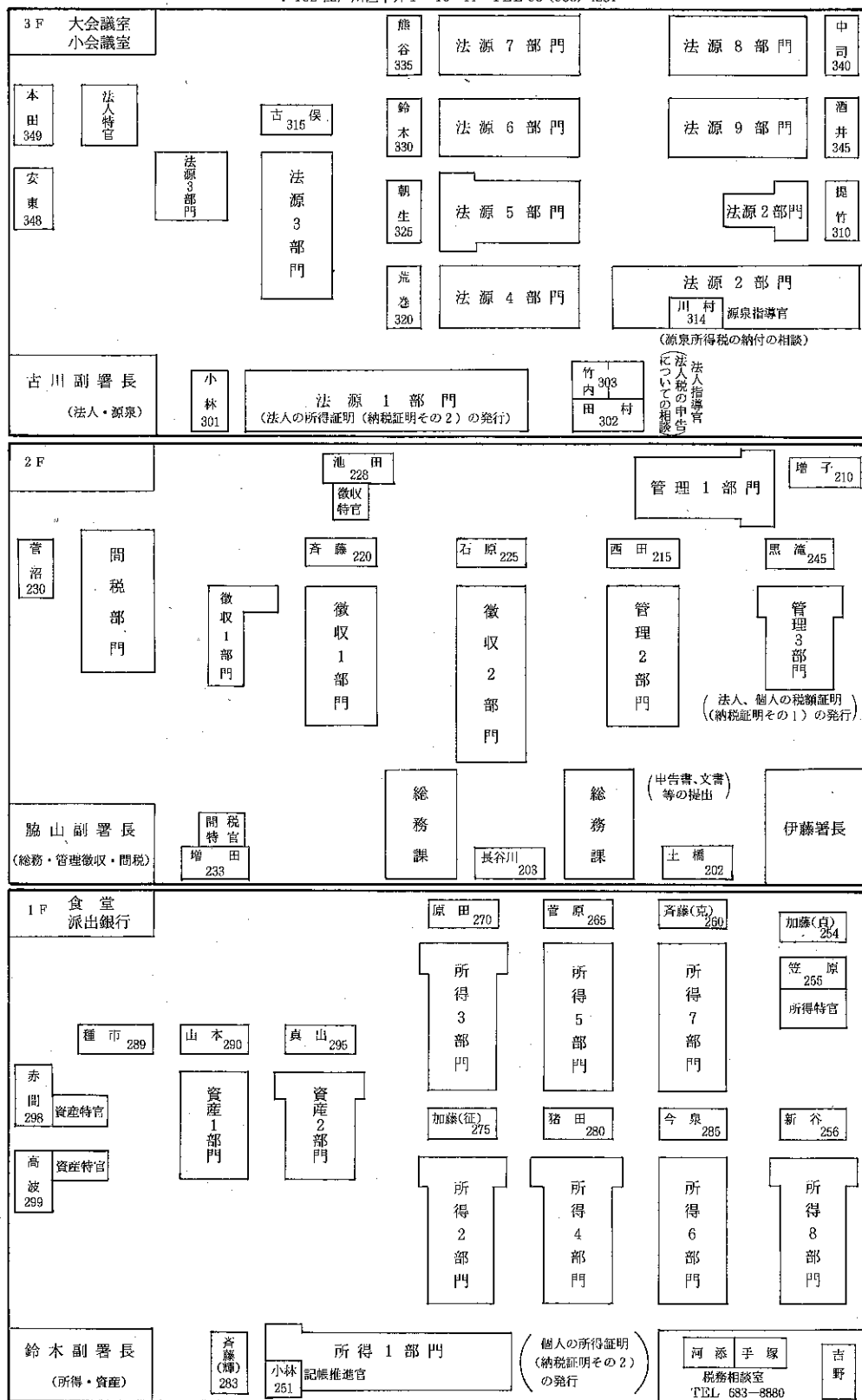
し、有効に利用してみんなで楽しんでいるとの苑長平方俊雄氏のお便りも頂きました。



江戸川税務署配席図

(昭和63年7月18日現在)

〒132 江戸川区平井1-16-11 TEL 03 (683) 4281





えどがわ 法人会だより

発 行 所

社団 江戸川 法人会
法人

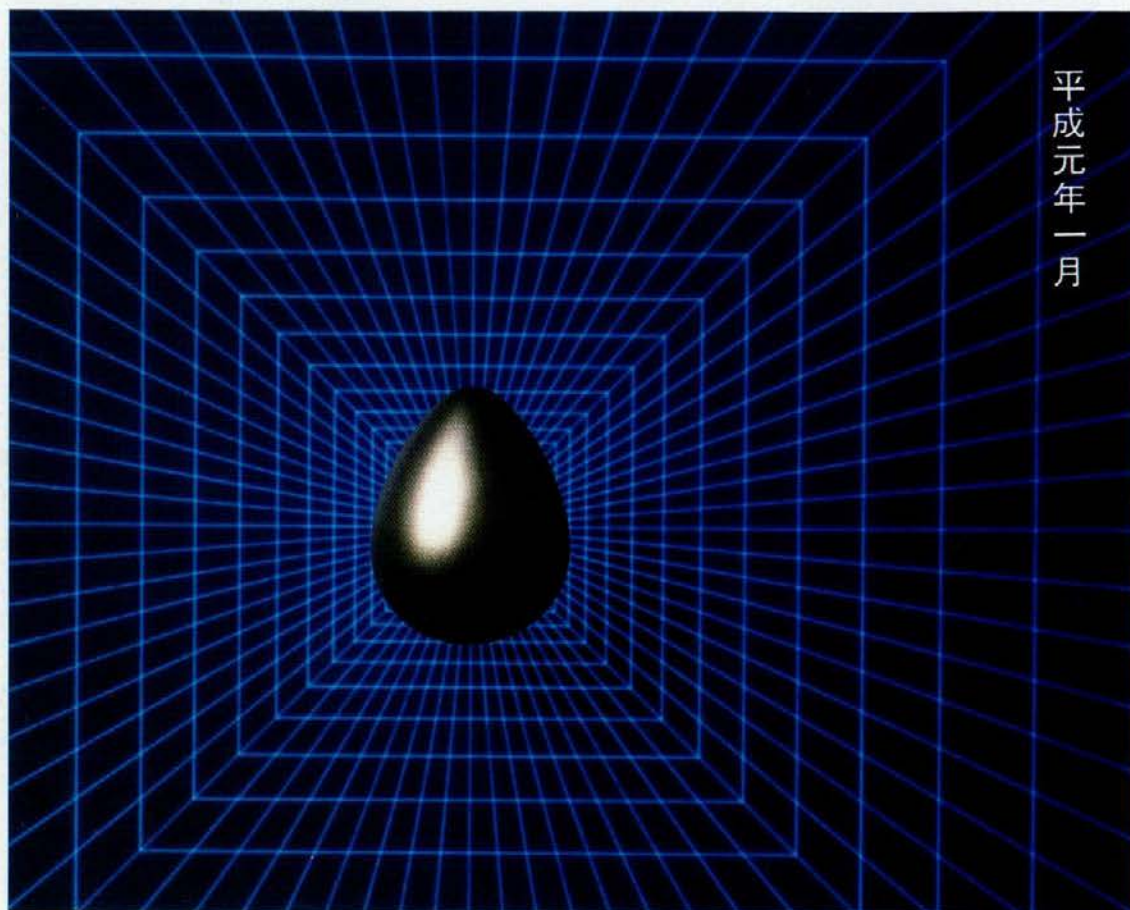
発行責任者 田 口 英 雄

江戸川区小松川 4-98

電 話 (681) 3 4 7 4

平成元年 1 月号

平成元年 1 月



1・2・3月の行事

1月9日 第4ブロック税務研修会と
顔合せ会

11日 40周年記念誌委員会

13日 経済講演会と顔合せ会

18日 40周年記念誌委員会

18日 平井第二支部役員会

19日 婦人部会講演会と顔合せ会

24日 青年部会顔合せ会

25日 40周年記念誌委員会

26日 第2ブロック役員顔合せ会

26日 新設法人説明会

2月7日 新設法人説明会

9日 決算法人説明会

9日 第6ブロック税務研修会と
顔合せ会

14日 第3ブロック税務研修会と
顔合せ会

17日 本部役員会

23日 第1ブロック税務研修会と
顔合せ会

3月3日 広報委員会

17日 本部役員会

3月3日 広報委員会

17日 本部役員会

新年のごあいさつ

江戸川税務署

署 長 伊 藤 一 行

社団法人江戸川法人会の皆様にご挨拶を申し上げます。

川野会長をはじめ役員・会員の皆様方には、お健やかに新年を迎えられ、ますます御清栄のことと拝察いたします。

早いもので、私が当署に着任して以来はや半年となりましたが、おかげをもちまして当署の仕事も円滑に進み、無事新年を迎えることができました。

これもひとえに皆様方の税務行政に対する深い御理解と多大な御協力のたまものと厚くお礼申し上げます。

顧みますと、貴会におかれましては、組織を挙げて会員増強に取り組み、会員数も9,000社に迫る大組織となりました。また、昨年における江戸川法人会の御活躍は誠に目を見張るものでございました。「講演会」、「税と経営セミナー」、「支部ブロック別税務研修会」等を幅広く開催され、とりわけ、「税を知る週間」の初日に開催された講演会では、婦人層を中心に700名近い聴衆に参加していただき、「税を知る週間」行事の好スタートとなったことは、さすがに貴会ならではのことで感謝しております。

江戸川法人会が、このように名・実共に兼ね備えた大法人会に発展されましたことは、何にも増して心強く感じておりますとともに、心から敬意を表する次第でございます。

また、本年は江戸川法人会の創立40周年に当たり、6月には記念行事及び記念誌並びに全会員の名簿の発行が計画され、昨年から役員および会員の皆様が一丸となって御尽力されておられると伺っております。是非、この創立記念行事を立派に執り行われ、またこれを契機として貴会が益々発展充実され、さらに魅力あふれ



る御活躍をされるよう御期待申し上げるとともに、今後ともできる限り御支援させていただく所存でございます。

ところで、最近の税務を取り巻く環境をみますと、厳しい財政事情の中で税の制度・執行両面に対する国民の関心は一段と高まり、税負担の公平確保の期待と要請は従来にも増してつよくなっております。

このような中で、税務行政に携わる私どもといたしましては、社会または経済の情勢の変化にきめ細かく柔軟に対応しながら、全署員の総力を挙げて適正かつ公平な税務執行に務め、一人でも多くの税の理解者を得まして、適正・公平な課税の実現のために努力する所存であります。

どうか、今後とも税務行政に対しまして、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

新しい年が、社団法人江戸川法人会にとって、益々発展する飛躍の年であり、また、会員の皆様方の御繁栄につながる良い年でありますよう心からお祈りいたしまして、新年のごあいさつといたします。

年頭のごあいさつ

江戸川法人会

会長 川野 安道

謹んで年頭のごあいさつを申し上げます。

当法人会は昨年中、講演会、セミナー研修の開催をはじめ、各部門や各事業におきましても、それぞれ広く各種の分野に公益法人にふさわしい活動を展開し、着々と成果をあげることができました。とくに注目される課題としましては、

第一に、当法人会が本年、創立四十周年を迎えるに当り、準備が着々と進み、その努力の結実する 때가迫ってきていることであります。

第二に、当法人会の未来像「今を楽しく未来に夢を」の企画が進み、本年はいよいよ皆様のご意見を寄せて頂き、具体的に実行する段階を迎えようとしていることであります。

第三に、会員増強につきまして皆様の特段のご努力により良い成果をあげることができたことであります。

このような立派な活躍ができましたことは皆様とともに誠に慶賀にたえないところでございます。

またこの間におきましての関係官庁のご指導に対し厚く御礼申し上げます。

さて、昨年、日本の経済は、円高不況から脱出できただけでなく、内需拡大を基調として力強い円高景気を順調に発展させることができ、私どもの地域もそれなりの好況を享受することができました。しかし本年は、世界経済に占めるウェイトが大きくなってきていることからくる重圧感や米国経済の衰えからくる不安定さが懸念されます。

ところで最近の世相を眺めて気づいたことでありますが、文明全体が危機を味わっているように見受けられます。科学技術の進歩は目覚ましいのですが、なにかが不足しております。それはとにかく効率をあげ、人間関係がその手段とされていることではないでしょうか。



こうした観点から、GNPの豊かさを現実の生活の豊かさにつなげる道、人間のほんとうの幸せはなにかが問われています。一方自由化の進展によって、資本や人材にとって魅力のない企業が先細りになることは明らかであります。

したがって、これからの企業にとって大切なことは、経営の本質を見据え、自助努力により、社会が真に必要なことを目的にする、商品を作りサービスを提供し、これをお客さんに喜んで頂くことであります。そこに働く人がそれに生きがいを感じられれば、企業は発展し、人間はほんとうに幸せになることでありましょう。そのためには、個性の発揮されるような管理のにおいの少ない心の通い合う雰囲気醸成したいものであります。

さて本年は、冒頭に述べました創立四十周年記念行事、未来像の企画実現そして会員の増強を軸として、会の発展のために皆様とともに邁進努力するつもりであり、所期の成果は、必ずや達成できるものと確信しております。

皆様方には、それぞれ英知を発揮されて、益々ご発展あらんことをお祈りいたしますとともに、当法人会に対しまして、引続きご支援、ご協力を賜われますようお願い申し上げます。

63年度

会 員 増 強 月 間

組織委員長 関 政 司

63年度の会員増強は、例年同様に10月、11月の2ヶ月間を増強月間とし各支部役員さんが中心となって支部毎に推進されました。

会運営の面からみますと、事業活動の一層の充実と会員増強は財政面並びに組織の拡充強化には欠かせない事業活動の一つの柱ですが、毎年くりかえし実施されている増強の実がだんだん挙がらなくなってきております。

本年度の増強の具体的な施策としては

- ① 増強月間は10、11月の2ヶ月間とする。
- ② 支部における地域差により、入会率において大きな差が生じてきており、68%未達成支部の早期達成とする。

等々役員会にて申合せ実施運動を展開してきましたが、結果としては残念ながら別表の通り初期の目的を達成することはできませんでした。この原因は。

- ① 平成元年6月に予定されています40周年記念事業の一環として、会員名簿の編さんと併せてこれらの費用捻出のために広告募集を支部毎に目標額を決めて支部に依頼しました。この募集時期と増強月間の期間が重複してしま

い、各支部とも毎年実施される増強運動よりも、短期間で結果がでる40周年記念事業の広告並に名簿の確認方を優先し、期間中大半これらで消費され増強を実施する期間はわずかしかなかったこと。

- ② 毎年実施されているので、何回行っても入会しない、いわゆる個定未入会法人が多く残っていて、結果として実績に結びつかなかったこと。
- ③ 近年、江戸川区南部地区の急激な発展のため、新高層ビル等のラッシュが続き、これらの中に新設法人が多く発生、住居を兼ねていて常時昼間は留守法人が大半で、これらの法人と面接することすら困難な状態である等、従来にも増して増強運動が難しくなっています。

次年度以降は新たな対策を考えなければならぬと思われますが、40周年記念事業に花を添えるべく、今期残された3月迄の間に初期の目標である68%をなんとしてもクリアすべく、新春早々支部長並に支部役員の皆様に一層のご奮気をお願い申し上げる次第でございます。

第2・第4土曜日は休ませていただきます

平成元年1月から、税務署は、毎月第2・第4土曜日が休みになります。

●税金についてご質問のある方は

一般的な税金のご質問は、タックスアンサーをご利用ください。このタックスアンサーは、電話でコンピュータが自動的にお答えするもので、休みの土曜日にも利用できます。ご利用の際には、税務署で用意している「タックスアンサーコード表」が必要です。

●申告書等を提出される方は

税務署には、休みの日にも利用できる文書收受箱が設置されています。申告書等の提出にご利用ください。

なお、申告書等の提出は郵送でも差し支えありません。

税務署や金融機関が土曜日休みのときは、申告書等の提出期限や納税の期限は翌週月曜日となります。

支部別会員数及び入会割合明細

支部・ブロック名	法人数	63.9.30 会員数	10.1~12.13		支部間 移動	63.12.13 会員数	入 会 割 合
			入 会	脱 会			
小 松 川 支 部	223	142	2	2	▲1	141	63.2
平井第一支部	248	197	1		+2	200	80.6
平井第二支部	303	195	2		▲1	196	64.7
平井第三支部	301	130	7		+3 ▲1	139	69.2
平井第四支部	214	151	1		▲3	149	69.6
平井第五支部	152	107	3			110	72.4
第1ブロック計	1,341	922	16	▲2	▲1	935	69.7
西小松川支部	182	154	3	3	+2 ▲1	155	85.2
松 島 支 部	360	260	2	4	▲1	257	71.4
松 江 支 部	359	244	8	3	+4	249	69.4
中央第一支部	293	208	6	1	+1	214	73.0
中央第二支部	248	184	3	2	+1	185	74.6
中央第三支部	216	151	5			156	72.2
西一之江支部	265	162	5		+2	169	63.8
第2ブロック計	1,923	1,363	32	▲13	+3	1,385	72.0
鹿本第一支部	253	110	6			116	45.8
鹿本第二支部	247	128	2			130	52.6
鹿 骨 支 部	417	255	18		▲1	272	65.2
東小岩第一支部	246	182	1		+1	184	74.8
東小岩第二支部	161	115	4		▲1	118	73.3
南 小 岩 支 部	270	165	1	2	▲1	163	60.4
小岩駅前東支部	209	135	1	1		135	64.6
小岩駅前西支部	312	227	2	2	+1	228	73.1
西小岩第一支部	280	182	4	1		185	66.1
西小岩第二支部	287	148	3			151	52.6
北小岩第一支部	226	133	1	4	▲1	129	57.1
北小岩第二支部	341	207	2		+1	210	61.6
上 一 色 支 部	116	68	2	1		69	59.5
第3ブロック計	3,365	2,055	47	▲11	▲1	2,090	62.1
葛西第一支部	348	218	2			220	63.2
葛西第二支部	336	207	14	8		213	63.4
葛西第三支部	230	134	5		+1	140	60.9
葛西第四支部	218	137	2	1	▲2	136	62.4
葛西第五支部	293	162	5	1		166	56.7
葛西第六支部	258	148	13		▲1	160	62.0
葛西第七支部	184	127	2		+2	131	71.2
葛西第八支部	246	165	4		▲1	168	68.3
葛西第九支部	154	94	2		+1	97	63.0
葛西第十支部	123	69	9	2	+1	77	62.6
葛西第十一支部	236	102	3		+1 ▲2	104	44.1
第4ブロック計	2,626	1,563	61	▲12	—	1,612	61.4
瑞江第一支部	207	128	2			130	62.8
瑞江第二支部	314	193	4		+3	200	63.7
瑞江第三支部	224	140	3		▲1	142	63.4
瑞江第四支部	295	145	3		▲1	147	49.8
	39	15	1			16	41.0
上 篠 崎 支 部	432	241	10	1	+3	253	58.6
下 篠 崎 支 部	317	249		4	+1	246	77.6
南 篠 崎 支 部	384	284	9	2	▲4	287	74.7
第5ブロック計	2,212	1,395	32	▲7	+1	1,421	64.2
東小松川支部	280	184	14	3	▲2	193	68.9
南 松 江 支 部	310	209	4			213	68.7
西一之江南支部	210	163	1			164	78.1
一 之 江 支 部	360	267	7	4	+1	270	75.0
船堀第一支部	368	220	11	1		230	62.5
船堀第二支部	253	164	3			167	66.0
第6ブロック計	1,781	1,207	40	▲8	▲2	1,237	69.5
総 計	13,248	8,505	+228	▲53	+32	8,680	65.5%

＝ 江戸川税務署だより ＝

◎医療費控除がかわりました!!

昭和 63 年分の医療費控除は、医療費の自己負担額が原則として、年間 10 万円（従来は 5 万円）を超える場合に適用されることになりました。

◎本年は駐車場が全くありません!!

本年は税務署の駐車場にプレハブが設置されるため 2 月 1 日から 3 月 31 日まで駐車ができなくなります。

◎このような方は確定申告を!!

1. 給与所得者で

- ①同族会社の役員などで、その会社から貸付金の利子、又は資産の賃貸料を受けている人（金額の多少にかかわらず）
- ②給与所得以外の所得が 20 万円を超える人
- ③給与の年収が 1,500 万円を超える人
- ④2 ケ所以上から給与を受けている人
- ⑤勤務先で源泉徴収されていない人

2. 給与所得者以外で

事業所得や不動産所得などの合計額が所得税の各種控除（基礎控除 33 万円、配偶者 33 万円、一般の扶養一人につき 33 万円、社会保険料など）の合計額を超える人

3. 譲渡所得のある方

土地や建物の売却、買換え、交換、代物弁済、財産分与、現物出資、法人に対する資産の贈与および、ゴルフ会員権の譲渡など

申告の仕方のわからない方に

小規模納税者に対する無料相談

会 場	1 月		2 月					3 月		
	17	21	22	23	24	28	1	2	3	
葛 西 区 民 館	☆	○	○	○	☆	☆	○	○	○	
東 部 区 民 館	☆	○	○	○	☆	☆	○	○	○	
小 岩 区 民 館	☆	○	○	○	☆	☆	○	○	○	
江戸川税理士会 支部会館 (江戸川税務署前)	2月20日(月)～2月24日(金) 3月9日(木)～3月10日(金) 3月13日(月)～3月15日(水)									

(注) ○印は、税理士会、☆印は税務署が行います。
相談時間は、いずれも 9 時 50 分から 16 時まで、
ただし、相談受付は 15 時まで。
なお、混雑する場合は受付を早めに締切ること
もあります。

申告書の受付

申告書は、税務署のほか、税額欄まで計算された申告書については、下記の場所でも受付ます。

受付場所	受付期間	受付時間
江戸川区役所 本庁舎 2 階 課税課	2月16日(木) ～3月15日(水)	平日 9:00～16:00 土曜口 9:00～12:00
各区民館 (小松川を除く)	3月1日(木) ～3月15日(水)	

◎贈与税の申告は 2/1～3/15 までに!!

昭和 63 年中に、60 万円を超える財産をもらった方は、贈与税の申告をしなければなりません。

◎納税は納期限(3/15)までに忘れずに!!

振替納税制度を利用されている方は、納税額に見合う預貯金額をお忘れなくご用意下さい。

☆振替納税制度をご利用ください☆

納税の手数が少なく、うっかり忘れてしまうこともなくなり大変便利です。手続きは、金融機関窓口又は税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出するだけです。

3 月 15 日までに提出すれば、63 年分の申告分から振替納税となります。

◎税務相談室もご利用ください!!

国税についての相談は、お気軽に税務相談室をご利用ください。

東京国税局税務相談室 江戸川分室

(江戸川税務署 1 階) 電話 683-8880

また、コンピューターがお答えする「タックス・アンサー・システム」もご利用ください。
質問コード表は税務署で差し上げております。

◎「にせ税理士」にご注意!!

依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談はどの業務は、税理士法によって税理士の資格のない者ではできないことになっています。
税理士についてのお問い合わせは下記まで。

江戸川税務署 総務課 683-4281
東京税理士会江戸川支部 682-9844

税と経営セミナー

“おのれに惚れる、

講 師 井 上 日 宏

昭和 63 年度第 2 回税と経営のセミナーの講師として井上日宏先生を招き、「おのれに惚れる」と題し講義を載しましたが、誠に感動的なお話でありました。当日御出席出来なかった会員の皆様に概要だけでもお知らせいたしたい。またこの様な催しにはぜひ御参加いただきたいとの一存から筆をとらせていただきました。以下は先生のお話を五段階に分類して御紹介いたします。

その 1 「よいかな世尊、たとえば倒れたるを起こすがごとく、履かれたるをあらわすごとく、迷えるものに道を示すが如く、暗やみの中にもともしびをもたらしたる目ある者は見ようがごとく、かくのごとく世尊はさまざまの方便を立てて法をあらわして示したまわり、われは今こそ世尊に對し奉り、その教法に對し奉り、その比丘衆に對し奉り、至心に歸依し奉る」。この世に死なない生命、滅亡しない物があるでしょうか。一つだけあります。それは教えであります。お釈迦様は「われなき後は自らを灯とし、法を灯とせよ」と説かれました。この教えこそ、現代にもっとも求められている教えではないでしょうか。いうなれば「法律」であり、「戒律」なのです。つまり人間らしさを守るための道と云うことです。

1978 年ハーマン・カーンが来日し、「21 世紀へ向っての提言」と題し日本のトップ経済人を前にした講演で、「これから時代に優位に立つ産業としては、第一にレジャー産業、第二が情報産業であろう。」「そういう時代がくると、人間として人柱として求められるのは、哲学者であろう」と発言しています。その時私は科学者、経済学者が求められると云うのなら解かるが、哲学者が求められるのは不可思議だと考えました。けれども 4～5 年たってカーンの云った哲学者とは、これから求められる人材とは、考える人、考えることを助ける人という意味だと解かったのです。つまり哲学者が求められるとは、ソクラテスの「汝自身を知れ」デカルト「我思うゆえに我あり」ではないでしょうか。

その 2 以下先生の講義が続きます。その要点とするとところは

1. 今最も必要な事は、汝自身を知ることです。所が皆さんは自分は何人でも知っているという病氣にかかっています。だから自分が今何をしなければならぬかを知らないのです。
2. 自分の部下に対して考える事をさせる、考える事を助ける経営者でなければならない。
3. 人間にとって大切なものは判断力と創造力である。

4. 総合的な判断力と創造力を養うには、少し教えて多く考えさせる事が大切である。少し教えるとは、最高の原理つまり最低の基本を教える事である。

5. 最低の基本とは、人間として社会で生活して行く上での常識である。

その 3 時は金なりか生命なりか。

時に対する考え方です。「時は金なり」という格言が横行して、それが日本の経済成長に一役買ったことは事実です。しかしその一方で大きな忘れものをしたのではないのでしょうか。

時というものは常に流れてとどまるところをしません。この世の中で人間に平等に与えられているものといったら、太陽でも、空気でも、生命でもなく、権利でもなく、一日 24 時間という「時」だけなのです。太陽も空気もひとびとにとって決して平等なものではないはず。北と南、建物の環境などで太陽の恵みは異ってきますし、空気にしても高度や環境汚染によって、平等ではあり得ません。けれども時だけは人間の生命の尊厳と同時に平等なのです。ですからわれわれは「時」の前にまず謙虚でなくてはなりません。時間を「正しく費す」、すなわち時間を「活用する」ことでなければなりません。

お釈迦様は「この世の中で、いちばんの殺生はなにか、最大の殺生というべきはなにか」との問に對し、「時を無駄にすることである。時は生命だから」と答えています。

キリストは「すべての技には時がある」「生きるに時があり、死ぬるに時がある」だから「神のなされることは、みなその時々になつて美しい」と結んでいます。

日蓮聖人も「是れ偏えに日蓮が智の賢きにはあらず、時のしからしむるのみ、春は花咲き、秋は果なる、夏はあたたかに、冬はつめたし、時のしからしむるにあらずや」時と自分との調和をはかりなさい、と云うことなのです。

ソ連のソローキレ教授の言葉に「精料は統一の原理を生み、物質は対立の原理を生む」とありますが、これは「時は金なり」とみる人間は「時と対立を生む」と云うことでしょう。「時は生命なり」と受けとれば「時と自分との一体感を生む」のです。

私達は今切実に「生き甲斐」を求めています。それなればいまこそ時間に対する概念を「時は金なり」から「時は生命なり」に切りかえなければなりません。

「時」というものをもっとも凝縮して持っているのは、ある意味では死を目前にしている死

刑囚かもしれません。ある死刑囚の歌に

人の生の時と生命の尊さを 死囚となりて
知りし心地す

ということがあります。死刑囚たちは一瞬の時をも真実に確実にとらえようと生きています。死と云うものが、生を、生命をいっそう鮮明にするのでしょうか。

その4 真の幸福とは

千葉刑務所に教誨にいったときのことです。「この世のなかでいちばんの幸福はなんだと思いますか」若い男がこれに答えていました。「背に床柱前に酒、左右に女ふところに金」たしかに男になりたいがいの者がある情景です。どんな人間でも幸福を願わない人はいません。だれもかれもが幸福を求めるからこそ、あくせくと働いたり、つらいいやなことを我慢したりしているのではないのでしょうか。ところが「幸福とは一体なにか」と尋ねられると、その答は千差万別です。どうすれば最上の幸福が得られるのでしょうか。幸福とは一体なにをいうのでしょうか。

中国に百丈という大変偉いお坊さんがいました。幸福とは何かと云う質問に対し百丈は黙って「独座大雄峰」と広い紙に大書をもって答えたのです。つまり、今ここに堂々と座ってられること、それが幸福であると云うのです。すなわち、今生きていられる、生きてここにあると云うことがすでに幸福なのであるというわけです。

その5 死刑囚に学ぶ

私は教誨師として、いつも死刑囚たちに教えてばかりいるわけではありません。それどころか、逆に教えられることや学ぶことがいかに多いことかと胸をうたれる思いをするのはしょっちゅうです。死を見つめる死刑囚の心情を理解していただくために、彼等が残していった辞世をすこし紹介してみたいと思います。

◎静かなる笑みをたたえて晴ればれと

いまわの水になるわが顔

◎いのち死ぬまぎは思へば母の顔

透をとほりつつまなかひに顔つ

Aと云う死刑囚の俳句

◎いささかの命を削る除夜の鐘

◎獄窓にひそと咲きおり桜草

Nと云う死刑囚の遺書

「自分の一生はなんでこんなに自分を苦しめなければならなかったのか。自分を楽しませ自分を可愛がろうと思っていたことが、自分を苦しめ生命をも短かくしてしまった。しかし最後にわかったことは、自分で自分がわからなかった事で、自分を操作するハンドルや、ブレーキもなく、ただ盲目に走ったに過ぎない人生であったことに気づいた。そして遂には断崖から墜落して身を滅ぼし自分を死に追いやってしまった。何故僕の車には自分というドライバーが乗っていないながらブレーキがきかず、ハンドルも正しく作動しなかったのだろうか。

それが今、死刑を前にしてはじめてその真相

がわかった。それは、ドライバーとしての自分は心身共に盲で、運転の力量がなかったということだ。この世の中に自分を探し、自分を尋ねに來た短い一生であることも知らず、自分をつかみ得ず、探し求めずして自分に別れを告げて行く。自分に負け自分を捨てて逃げて行く。こんな情なく残酷なことはないであろう。

こんな自分と同様な人間が、この世には大勢いる。その彼等により修理工をつけ、よき給油とよき訓練を与えてやって欲しい。それが宗教のすばらしさで、自分に必要なものだという事に気づいた。遅きに失したが、同じわだちを踏ませないための最後の言葉にしたい」

これを書いたNは、強盗に入って四人も惨殺したうえ、放火まで働いた人間です。それでも死の前にはこんなにすばらしい人間に立ち直ったのです。なんと人間らしさあふれる文章ではありませんか。

「おのれに惚れる」

「惚」れるという字は二つの心と云う字によって成立っています。二つの心を聖理しましょう。

第一に「自尊心」おのれを信じ、おのれを価値ある人間と認める心です。

第二は「自愛心」おのれを愛するがゆえに、他人を損ねない心です。

第三の「自制心」おのれの正しさと厳しさのなかに自己管理する心です。

「おのれに惚れる」と云う本日のテーマですが、結論的にいえば仏のおしえに基づき、自分の根元、本源を見きわめ、把握した人間生存の真の理由にしたがって、かけがえのない「おのれのいのち」に惚れ抜くべきだ。ということになります。

字数の関係上意をつくしたものが表現出来ず申し訳ありません。詳しくお知りになりたい会員の方は、井上日宏著「おのれに惚れる」展転科刑行がありますので御紹介いたしておきます。

井上日宏先生略歴

昭和三年東京深川に生まれる。立正大学卒。千葉刑務所、東京拘置所教誨師。現在日蓮宗新聞社説委員、日蓮宗布教審議会委員、日蓮宗常任布教師をつとめる。任職としての宗教活動のなかに人生相談として井上ライフ・カウンセリング・ルームを置き、ユニーク活動を展開。一方経営コンサルタント、産業カウンセラーの領域でも、はば広く活動している。



(広報委員 大森恭一)

稔りの秋と納税表彰式

税知識の普及に尽力して納税道義の高揚に寄与された江戸川区内の38氏が受賞の栄に浴した納税表彰式が、11月17日(木)午後2時から改装になった美しい江戸川区民センター（グリーンパレス）でおこなわれた。主催者側からは伊藤江戸川税務署長、渡辺江戸川都税事務所長、中里江戸川区長、来賓には、東京国税局長代理、東京都主税局長代理、松下江戸川区議会議員他多数の出席者があり会場は熱気に溢れていた。受彰者の法人会関係者は、山岡新太郎 上野一雄 大野房之助 伊東由雄 柿原 博 遠藤昭二 小島彌一 依田武久 田中保夫の各氏である。表彰状及び感謝状それに記念品が受賞者一人一人に手渡された後、慰労と励ましの式辞が続いた。最後に受彰者を代表して、榎本孝次江戸川納税貯蓄組合連合会常任理事が力強く「今日の感激を胸に秘めてこれからも一層納税道義の高揚に努めます」と謝辞を述べた。（田口広報委員）

江戸川税務署長表彰状

榎 本 孝 次	江戸川納税貯蓄組合連合会常任理事
萩 原 利 元	江戸川青色申告会会計
川 嶋 弘 志	江戸川青色申告会支部長
牧 野 忠 雄	江戸川青色申告会支部長
上 野 一 雄	社団法人江戸川法人会副会長
大野房之助	社団法人江戸川法人会副会長
伊 東 由 雄	社団法人江戸川法人会理事
柿 原 博	社団法人江戸川法人会理事
佐々木正治	江戸川間税協力会副会長

江戸川税務署長感謝状

小 西 宏	江戸川納税貯蓄組合連合会監事
芦 田 博	江戸川納税貯蓄組合連合会常任理事
笠 島 晃 夫	江戸川青色申告会支部長
高 橋 運 吉	江戸川青色申告会支部長
廻 信 吉	江戸川青色申告会支部長
遠 藤 昭 二	社団法人江戸川法人会理事
小 島 彌 一	社団法人江戸川法人会理事
依 田 武 久	社団法人江戸川法人会理事
田 中 保 夫	社団法人江戸川法人会青年部相談役
田 下 恭 治	東京都小売酒販組合小岩支部副支部長



企 業 紹 介

有限会社 福原工務店

代表取締役 福原 弥

一般建築・公庫住宅設計・施工

建設業許可 東京都知事（般-62）第32755号

本社 東京都江戸川区西小岩5丁目4番17号

〒133 電話 03 (673) 3 2 1 9 (代)



株式会社 坂根商店

代表取締役 坂根 龍 宣

東京都江戸川区平井7丁目84番30号

電 話 (617) 5 0 2 1 代表

FAX (619) 7 7 8 2

砥石、研磨材の専門卸商社

ノリタケ研削硝石

テイケン "

トーケン切断トイシ

理 研布紙ヤスリ

光陽社 "

各種ダイヤモンドホイール

ペンギン印人造仕上砥石



東リ特約店

中川インテリア株式会社

代表取締役 中川 照詞

江戸川区東小岩1丁目31-5

本 社 ☎ 650-6111 (代)

FAX ☎ 650-6116

駅前バンガード店 ☎ 673-6363

室内装飾工事専門

(営業品目)

カーテン・カーペット・クロス貼り工事

装飾日除・各種イスカバー調整・ベネシャンブラインド

アコーデオンドア・舞台幕工事・撮影用写幕工事

各種旗類・金具工事一式



株式会社 アサヒ

代表取締役 宮 野 宗 雄

本社 江戸川区平井7-29-4

電 話 03-619-5111

FAX 03-616-2405

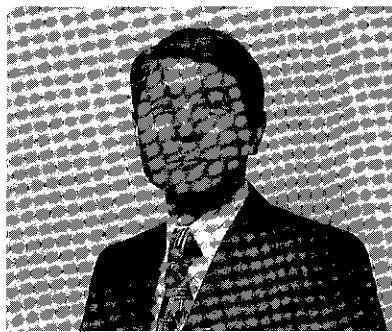
工場 平井工場 亀戸工場 八千代工場

八街工場 香取工場 (65年予定)

事業内容 各種電子制御装置 マイコン応用機器
設計・製作

“豊かな心と確かな技術で明日を拓く”

当社は「豊かな心と確かな技術」で社員の幸福を実現し、顧客の繁栄に寄与し社会に貢献する事を理念とする



企 業 紹 介

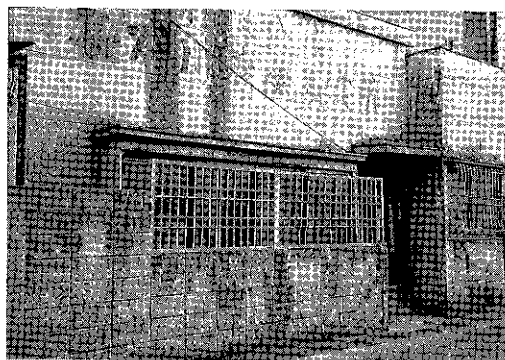
有限会社 長谷川鍍金工業所

代表取締役 長谷川 一松
江戸川区中央4-20-2
TEL 654-4241
FAX 654-4244

〔事業〕銅、および建築鋼構造物などの溶融亜鉛鍍金加工。

当社は日頃からの技術を結集して確かな納期、安定した製品を造り上げ区内、都内から関東地方へと幅広く、営業しており。

益々社員一同業務に精励しております。



株式会社 神前埧煆煉瓦製造所

本社 東京都江戸川区中央4丁目21-10号
〒132 TEL 653-5371 (代)
FAX 653-5373

白井工場 千葉県印旛郡白井町白井第二工業団地
TEL 0474 (97) 0488
代表取締役社長 神前 弘治

営業品目 ガラス溶融用ルツボ レンガ炉材
各種工業炉 電気 ガス 重油

会社概要

当社は昭和25年創業以来今日迄、ガラス溶融用ルツボ及レンガの生産を行い更に近年は各種工業用炉の開発を進め業界に貢献致して居ります。



一般貨物自動車運送事業・
一般貨物自動車取扱事業

株式会社 辯天おがわ運輸

代表取締役 小 川 和 三 郎
本社 東京都江戸川区西葛西1丁目7番20号
電話 東京 (03) 680-3504 (代表)
FAX 687-3523

東京主管支店 東京都江戸川区南葛西3-3-1
電話 東京 (03) 687-3504 (代表)
水戸支店 茨城県東茨城郡茨城町小鶴147番地
電話 02929 (2) 2315

当社は大事なお荷物をより安全確実に誠意を以てお届けして居ります。大小車両を用意してございます。引越し梱包保管他何なりと御相談御用命下さい。

安全運行に特に気を使って居り信用を受けてございます。



有限会社 西野保険企画

代表取締役 西 野 勝 也
江戸川区東葛西1-12-10
TEL 689-1624
FAX 689-1862

当社は安田火災海上保険株式会社の専属代理店として創業20周年を迎えました。

60年5月1日付、特級代理店(全国97番目)の認定を受けて居ります。

自動車保険を初め火災保険、傷害保険、労災保険、ボイラー保険等、積立からかけずて迄すべての保険を扱っております。

しまった!! と思ったときには遅すぎます。

今すぐご相談下さい。



青年部

青年部献血運動に協力

去る12月4日(日)午前10時より東西線、西葛西駅前にて恒例の献血運動を実施致しました。昭和55年より始めました青年部の献血運動も、早いもので9回目を数え、師走の西葛西駅前の風物詩になった観もあります。

当日は晴天に恵まれ、開始早々から献血者が多数集まり上々の出足、午後もし引き続きの協力者を得る事が出来ました。

尚、当日の献血協力者数は、167名、献血量

41,600CCの多大な協力を得る事が出来、葛飾日赤センターより感謝のお言葉を頂きました。



婦人部

海外観光旅行

婦人部会では、過る11月5日～8日迄、当部会では初めての試みとして、海外観光旅行を台湾で、参加者19名により実施いたしました。

今回の旅行は高雄、台北を中心に、澄清湖、春秋閣、とても見ごたえのあった国立故宫博物院、中正記念堂、総統府、忠烈祠等々、流暢な日本語で、日本の歴史に合せて詳しく説明してくれた現地のガイドさんに従って見学。

短期間の旅行でしたが、少し外へ出ただけで自国の豊かさがひしひしと感じられ、あらためてこの豊かさに甘んじることなく、無駄のない

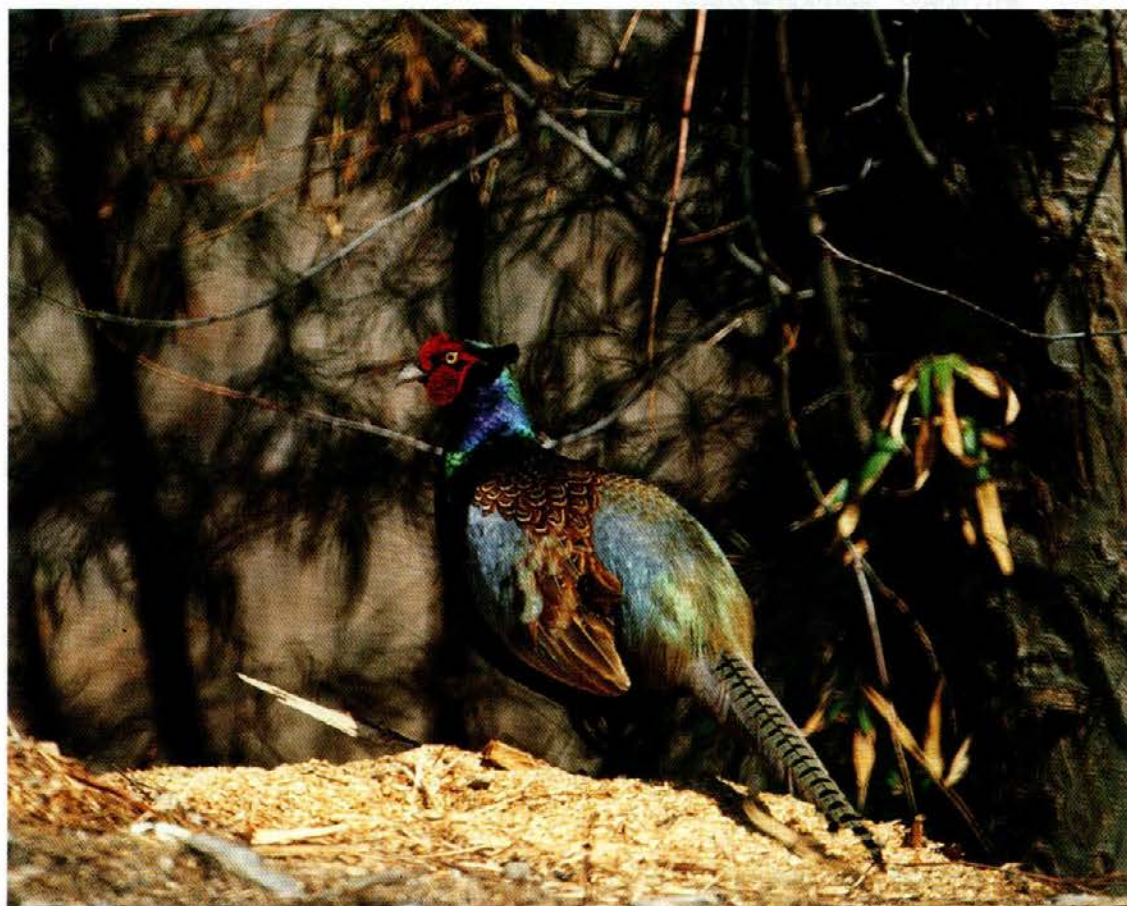
充実した日々を送らねばと考えるこの頃であります。寸暇ではありましたが、この様に自分の国を眺めることが出来た事は、大きな収穫だったと思います。

11月の台湾は1年で最も過ごしやすい気候の上、辛い往復の空路も快適で、旅行中は晴天に恵まれ、気温も暖かく、軽装で身軽な毎日をすごすことができ本当に幸せでした。お陰さまで、楽しい思い出が一つ増え、アルバムを飾ることができましたことを感謝しつつ一同無事帰路につきました。 婦人部 花田 恵美子



法 江戸川 法人会だより

発行所
 社団法人 江戸川法人会
 発行責任者 田口 英雄
 江戸川区小松川 4-98
 電話 (681) 3474
 平成元年 4月号



4・5月の行事

4月4日 鹿本第一、第二、鹿骨支部

消費税研修会

7日 南小岩、東小岩第一、第二

支部

消費税研修会

13日 組織委員会

18日 本部役員会

19日 決算法人説明会

24日 青年部会総会

5月12日 新設法人説明会

16日 決算法人説明会

17日 婦人部会総会

22日 第三回通常総会・講演会

成人病健診

4月1日・3日・4日

法人会館

4月5日・6日・7日・15日・16日

総合文化センター

消費税の基本的な計算事例

平成元年 4 月 1 日から消費税法が適用されます。

消費税の基本的な仕組みについてはすでに御存知かと思いますが、今回は、具体的に損益計算書などを基に消費税額の計算を行なうこととします。

(A) 納付税額の一般的な計算方法は

$$\text{納付税額} = \text{課税期間中の課税売} - \text{課税期間中の課税仕} \\ \text{上げに係る消費税額} \quad \text{入れに係る消費税額}$$

(B) 課税売上高とは

「課税売上げ」とは、商品や製品などの棚卸資産の販売や、工事、運送、印刷、広告、仲介、興業などのサービスの提供のほか、機械や建物等の事業用資産の売却を含む広い概念です。ただし土地の譲渡や貸付、有価証券の譲渡、貸付金や預貯金の利子などの非課税取引に係る収入や、受取保険金や受取配当金など、もともと消費税の対象とならない取引に係る収入は含まれません。

(C) 課税仕入高とは

「課税仕入れ」とは、商品の仕入れや原材料の購入などのほか、建物や機械の購入、賃貸および運送、印刷、広告、仲介などのサービスの購入も含む幅広い概念であり、企業会計上の仕入れだけでなく、製造経費や販売費、一般管理費に区分される科目の大部分を含むこととなります。

ただし、土地の取得や借受け、有価証券の取得、支払利息や支払保険料などの、非課税取引に係る支出や、役員、使用人等の人件費、寄付金や祝金、見舞金等の慶弔金、同業団体、組合等の入会金や会費など、もともと消費税の対象とならない取引に係る支出は含まれません。

(D) 簡易課税制度とは

基準期間（前々事業年度）の課税売上高が 5 億円以下の事業者は、実際の課税仕入れ等に係る消費税額の計算にかえて課税売上に係る消費税額の 80%（卸売業は 90%）を控除対象仕入税額とする簡易計算が認められています。

(E) 限界控除制度とは

課税期間（当期）の課税売上高が 6,000 万円未満の事業者は、本来納付すべき税額から次の算式による金額を差引いた税額を納付することとなります。

$$\text{限界控除税額} = \text{本来納付すべき税額} \times \frac{6,000 \text{ 万円} - \text{課税売上高}}{3,000 \text{ 万円}}$$

なお、この限界控除制度は課税期間の課税売上高が 6,000 万円未満であれば、簡易課税を選択した事業者にも適用されます。

損益計算書によるもの

＜ 経理方法は税込処理方式を採用しています ＞

(単位: 千円)

科	目	金 額	課税売上となるもの	控除対象となるもの	備 考
営業損益	売上高	44,530 8,159 △ 548	㊤ 44,530 ㊦ 8,159	㊥ 548	
	計	52,141			
	売上高	2,854 4,955 14,021		㊦ 4,955	当期仕入分はすべて控除 控除対象外取引
	製造経費	9,789 3,585 2,800 2,127 360 1,197 1,155 1,203		9,789 3,585 2,800 2,127 — — 1,155 1,203	非課税取引 控除対象外取引
	計	22,216		㊥ 20,659	
	期末棚卸高	4,955			
	売上総利益	13,050			
	販売費・一般管理費	6,000 1,615 1,164 275 92 643 141 87 254 101 39 40 138		— 173 1,164 275 92 — 141 — 194 — — 40 138	控除対象外取引 法定福利費1,442千円は非課税取引 非課税取引 控除対象外取引 慶弔費60千円は控除対象外取引 控除対象外取引 控除対象外取引
	計	10,589		2,217	
	営業利益	2,461			
	営業外収益	714 148	— ㊤ 112		非課税取引 受取配当36千円は控除対象外取引
	営業外費用	398 166		㊦ 166	非課税取引
	経常利益	2,759			
特別損益	特別損失	638		㊦ 638	
	税引前当期利益	2,121			

貸借対照表によるもの

(購入又は売却に係る固定資産等)

(単位: 千円)

科	目	金 額	課税売上となるもの	控除対象となるもの	備 考
購入	車両運搬具	1,600		1,600	
	機械装置	2,500		2,500	
	計	4,100		㊦ 4,100	
売却	車両運搬具	200	200		
	計	200	㊤ 200		

《通常の場合の納付税額の計算》

この申告書による税額の計算			
課税標準額	普通乗用自動車	1	000円
	その他の課税分	2	51,457,000
	計(1+2)	3	51,457,000
消費税額	(1×6%) 普通乗用自動車	4	
	(2×3%) その他の課税分	5	1,543,710
	計(4+5)	6	1,543,710
控除過大調整税額		7	
控除税額	控除対象仕入税額	8	870,291
	返還等対価に係る税額	9	15,961
	貸倒れに係る税額	10	18,582
	(8+9+10) 控除税額小計	11	904,834
	(6+7-11) 限界控除前の税額	12	638,876
(11-6-7) 控除不足還付税額		13	
限界控除税額		14	193,254
(12-14) 差引税額		15	445,622
中間納付税額		16	00
(15-16) 納付税額		17	445,600
(16-15) 中間納付還付税額		18	

$$\text{----- 課税売上高(税込)} \times \frac{100}{103}$$

$$\text{----- 課税売上高(税抜)} \times \frac{3}{100}$$

(2欄の金額)

$$\text{----- 課税仕入れ高(税込)} \times \frac{3}{103}$$

$$\text{----- 売上値引、返品等の合計額(税込)} \times \frac{3}{103}$$

$$\text{----- 貸倒れの金額(税込)} \times \frac{3}{103}$$

----- 課税期間の課税売上高が 6,000 万円未満の場合

$$\text{限界控除前の税額} \times \frac{6,000 \text{ 万円} - (\text{課税売上高} - \text{売上返品等})}{3,000 \text{ 万円}}$$

(12欄の金額)

(1) 課税売上高の計算

$$(\text{㉔}44,530 + \text{㉕}8,159 + \text{㉖}112 + \text{㉗}200) \times \frac{100}{103} = 51,457,281$$

(2) 課税標準額(上記課税売上高の1,000円未満を切り捨てた金額)に対する消費税額

$$51,457,000 \times \frac{3}{100} = 1,543,710$$

(3) 控除対象仕入税額の計算

$$(\text{㉔}4,955 + \text{㉕}20,659 + \text{㉖}166 + \text{㉗}4,100) \times \frac{3}{103} = 870,291$$

(4) 対価の返還等に係る税額

$$\text{㉘}548 \times \frac{100}{103} = 532,038 \Rightarrow 532,038 \times \frac{3}{100} = 15,961$$

(5) 貸倒れに係る税額

$$\text{㉙}638 \times \frac{3}{103} = 18,582$$

(6) 限界控除前の税額

$$(2) 1,543,710 - \{(3) 870,291 + (4) 15,961 + (5) 18,582\} = 638,876$$

(7) 限界控除税額の計算

$$(6) 638,876 \times \frac{6,000 \text{ 万円} - (51,457,281 - 532,038)}{3,000 \text{ 万円}} = 193,254$$

(8) 納付税額

$$(6) 638,876 - (7) 193,254 = 445,600 \text{ (100円未満切捨)}$$

《簡易課税の場合の納付税額の計算》

この申告書による税額の計算			
課税標準額	普通乗用自動車	1	000円
	その他の課税分	2	51,457,000
	計(1+2)	3	51,457,000
消費税額	(1×6%) 普通乗用自動車	4	
	(2×3%) その他の課税分	5	1,543,710
	計(4+5)	6	1,543,710
控除過大調整税額			
控除税額	控除対象仕入税額	8	1,222,199
	返還等対価に係る税額	9	15,961
	貸倒れに係る税額	10	18,582
	(8+9+10) 控除税額小計	11	1,256,742
	(6+7-11) 限界控除前の税額	12	286,968
(11-6-7) 控除不足還付税額			
限界控除税額			
14			
86,805			
(12-14) 差引税額			
15			
200,163			
中間納付税額			
16			
00			
(15-16) 納付税額			
17			
200,100			
(16-15) 中間納付還付税額			
18			

$$\text{----- 課税売上高(税込)} \times \frac{100}{103}$$

$$\text{----- 課税売上高(税抜)} \times \frac{3}{100}$$

(2欄の金額)

$$\text{-----} \left(\begin{array}{l} \text{課税売上に係} \\ \text{る消費税額} \\ \text{(5欄の金額)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{売上返品等に} \\ \text{係る消費税額} \\ \text{(9欄の金額)} \end{array} \right) \times 80\%$$

----- 課税期間の課税売上高が 6,000 万円未満の場合

$$\text{限界控除前の税額} \times \frac{6,000 \text{ 万円} - (\text{課税売上高} - \text{売上返品等})}{3,000 \text{ 万円}}$$

(12欄の金額)

(1) 課税売上高の計算

通常の場合の(1)参照 51,457,281

(2) 課税標準額に対する消費税額

通常の場合の(2)参照 1,543,710

(3) 控除対象仕入税額の計算

$$\{(2) 1,543,710 - 15,961\} \times 80\% = 1,222,199$$

(4) 対価の返還等に係る税額

通常の場合の(4)参照 15,961

(5) 貸倒れに係る税額

通常の場合の(5)参照 18,582

(6) 限界控除前の税額

$$(2) 1,543,710 - \{(3) 1,222,199 + (4) 15,961 + (5) 18,582\} = 286,968$$

(7) 限界控除税額の計算

$$(6) 286,968 \times \frac{6,000 \text{ 万円} - (51,457,281 - 532,038)}{3,000 \text{ 万円}} = 86,805$$

(8) 納付税額

$$(6) 286,968 - (7) 86,805 = 200,100 \quad (100 \text{ 円未満切捨})$$

こんな企業が儲かっている

お客に近づく商法で繁盛

経営コンサルタント・東法連講師

波形克彦



波形克彦（なみかたかつひこ）

昭和3年東京生。産業能率短期大学卒。日本婦人新聞、繊維新聞を経て東京問屋通信社を設立、代表取締役編集長。昭和41年中小企業診断士試験合格と共に、商業システム研究センターを設立して経営コンサルタントとして独立。卸売業、ボランタリーチェーンを主とした指導活動に従事し、その方面の論文・著書多数。現在、産業能率短期大学講師、商業システム研究センター代表。

売れる店はお客に近づく努力をしている

電話を取りあげるとSデパートだという。何んだらうと思っていると、電話の相手は「紳士服売場の田中です」と名乗った。

思いつかずにいると、続けて「先生にお似合いの冬物の生地が入りましたのでとっております」という。その頃になって「ああ、あの人だな」ということが判ったが、いまだ名前を聞いたこともないので、姓を名乗られても判らないはずである。

「忙しかったら、寸法は判っておりますので、前と同じに仕立てますが、おまかせいただけますか……」と畳みかけてきた。講演の多い私は、背広は仕事着だと考えているので、安いものだがシーズン毎に1〜2着新調しているので、相手は私の好みを承知して電話しているのである。

「そろそろ今年も1着新調するか」などと考えていたところへタイミングの良い電話なので話に乗って注文することにした。

「売れない」ということは「お客が来ない」ということである。そこで売れるようにするには、お客が来ないなら、店の方から「お客に近づいてゆく」ことが必要である。

いま売れている店というのは、ダイレクトメール、電話、訪問接客などの手をつかって、お客に近づく努力をしている。Sデパートの紳士服売場もその手を使っているのである。

アフターサービスもお客に近づく商法

東京の郊外の大きな団地を控えた私鉄駅前にあるK薬局では、大衆薬のお客様でも必ず名前を聞いて顧客台帳を作っている。

風邪薬のお客様でも、翌日その台帳を見ながらお客様に電話して服用後の模様を聞いてみて、必要なら次のアドバイスをしている。最初の頃は「間違った薬を売ったので電話をしてきたのではないかと、ドキッとした」などとお客様から批難されたりしたこともあったが、いまではすっかり定着して「親切な薬局さん」と信用を得て繁盛をしている。

その場では直接追加の薬を売ろうとしているわけではないが、その好意と熱心さがお客様を引きつけ繁盛しているのである。これもお客に近づく商法の一つである。

過度な接近は逆効果

しかしお客への近づき方が度を過ぎるとかえってマイナスとなる。その代表例が化粧品店の美容部員である。成績をあげなくてはいけないというあせりがあるせいか、より高額品をすすめたり、他のメーカー品が欲しいのに自社製品を強引にすすめる。このため気の弱い女性は「美容部員がこわい」といってその店に行かない。お客への接近もこれでは本末転倒である。

繁栄の中に不安も多い89年

経済評論家 中西重思

大企業百人の社長の八九年の景気見通しは「日本の景気はよい=71%」「米国の景気はよくない=78%」と、米国の景気が悪くても日本はよいという強気の見方である。

内需主体の景気といわれる日本だけに、そのような見方がでるのも当然である。

しかし、「いざなぎ景気」ともいわれる現在の好況の柱は、設備投資である。

年内には起り得る可能性の多い株、債券の暴落、ドル急落を引ガネにして、米景気に変調が生れたとしよう。その時、現在の設備投資を中断する企業はないが、計画中の設備投資は修正、減退しよう。

内需主体経済の日本であるが、もう一つ先を読むことが必要で、企業経営も人生も、すべか

らく、かくありたい。

経験豊かな実務的なブッシュ新政権の登場で、景気、為替、株価の何れも好調をつづけているが、財政、貿易の両赤字の前途は険しい。

それに、ブッシュ当選祝賀会の会場のタレ幕に「米国は勝った」と書いてあったように米国の保護主義的傾向は強い。対日政策にも激しいものが予想される。

加えて、四年後の欧州経済統合計画、1月に発足した米加自由協定等、米、西欧のブロック経済の動きは、気になる動きである。

それに、リクルート疑惑など政局にも不安が昂まっており、安定した89年の日本ではないかもしれない。



ピカピカの新人社員が目につくシーズンです。学生時代はジャンパーに、ジーンズ、スニーカーといった身なりの若者たちが、パリのストリート姿に変身して職場に向かいます。

最近では、女性の新人社員もキャリア・ウーマンらしい雰囲気のカチツとしたスーツを好んで着ています。女性が変わったのは、もちろんファッションだけでなく、アツシオンだけではありません。男女雇用機会均等法の施行以来、総合職を目指す女性が増え、入社と同時に遠隔地に配属にな



新入社員

る女性も珍しくなくなりました。それにしても、現代の若者はどんな職業感を持っているのでしょうか。総理府の「勤労と生活に関する世論調査（昭和六十二年七月）」によると、終身雇用は企業、勤労者にとってよい制度だとする人は、二十代がもっとも少なく、反対に悪い制度だとする人は二十代がもっとも多くなっています。終身雇用に対する考え方が変わってきているようです。いずれにしても張り切ってスタートした新人社員たち——心身のバランスを崩して「五月病」にかかったりしないよう健康には注意したいものです。四月七日は「世界保健デー」。この日はWHO（世界保健機関）誕生を記念して設けられた日で、日本でも健康についての関心を高めるための行事が行われます。

今年の世界共通標語は「Let's talk HEALTH（健康について語ろうの意味）」です。

古寺巡礼 (その2) 桂離宮

広報委員 石橋 正 男

さくら花 ちりぬる風の なごりには
水なきそらに 波ぞたちける 紀貫之
春風の 降らば野山に まじりなむ
梅の花笠 ありといふなり

よみ人知らず (後撰集)

現代では花といえば桜のことを意味するが王朝の世ではだいたい梅のことをあらわしているのが一般的であったようだ。人の心を浮き立たせ春到来の^{ようこ}歓びを運んでくる桜花たちが、又その一方、散りぎわには人の心をかき乱し、無情の春の一塵の風で花びらを惜し気もなく散らす風情は、これ又年々繰り返される風物の一つで世のならいである。葉桜のころになると、気分も何となくやわらいで、春霞に誘われて自然と外に足が向く様になる。今回御紹介する“桂離宮”はこのような気分の折には訪れるにまことにふさわしい処であると思っている。

京都西郊桂の里にある桂離宮は、古寺ではないが、江戸時代初期の貴族の別荘の遺構として、約 350 年の星霜を経ていまなおその優雅なたたずまいを見せてくれている。ドイツの著名な建築家、工芸家であるブルーノ・タウトがその著書「日本美の再発見」の中で永遠なるものとの言いかたでこの建築物を世に紹介してから、とくにその存在は有名になり、好事家はもとよりのこと、あまり庭園や茶室に縁のない人でも一度位はその名前を耳にしたことがあるであろう。数奇屋造りの建物と庭園と簡単に言ってしまうとそれまでであるが、創建された当時の時代背景は、武家が政治権力を強力に握り、ただなすことなく無為の日々を送らねばならなかった公家達の悲哀やストレスの吐け口をそこここに埋め込んでいるといっても過言ではない。桂離宮はそもそもが皇室ゆかりの公家の別荘とし

て江戸時代初期に建てられた。数棟に渉る高床式数奇屋建築や茶室群で、これを池泉回遊式庭園が見事なハーモニーで配されている。創設者は八条宮智仁親王と申し上げ、第 107 代御陽成天皇の弟宮にあたる。生年は天正 16 年 (1588) で、政治の手が織田から豊臣へと移り、豊臣秀吉全盛の頃である。当時秀吉は世継ぎに恵まれず、己れに持ち合わせのない高貴な血筋を欲し、自分の後継者としてこの八条宮を閑白職にするべく一時猶子として迎えた。しかし翌天正 17 年、側室淀君に榊松 (後の鶴松) が生まれたため、八条宮家創設を朝廷に奏請し、知行 3,000 石を以て禁裏北側に屋敷を贈った。秀吉の死 (1598 年) と関ヶ原の戦 (1600 年) を境いとして、権力は豊臣から徳川へ移る。大阪夏・冬の 2 度の戦を契機に、押しも押されぬ最高権力を握った家康は、元号を慶長から元和と改め、僻地の外様大名の力を押え込む手段として武家諸法度を制定する。続く第 2 の手段として公家にもその圧力の手を伸ばし、禁中並びに公家諸法度を公布する。宗教弾圧で有名な紫衣事件やこういった一連の幕府の横暴に堪忍袋の緒を切った第 108 代後水尾天皇は突如退位という手段で対抗し、洛北修学院離宮 (この離宮も次の機会に紹介しない) に閉じこもり院政を敷く。ざっとこんな時代背景があったと御理解いただきたい。桂離宮は現在の京都市左京区上桂に在る。阪急電車嵐山線桂駅より北東へ約 1 km 程、嵐山で有名な保津川の下流桂川沿いに立地する約 20,000 坪程の敷地である。外廻りの多くは桂垣と呼ばれている笹垣である。これは生きている竹の梢を折り曲げて、骨組の栗の木に結びつけ竹の葉を^の蓑状に組み上げた大変めずらしいものである。正門あたりの垣は穂垣と呼ばれ、

これも又特殊なもので、竹の穂の部分^{しゅう}を横に並べ、半割の大竹で編み上げ棕櫚縄^{しゅう}で縛っている。洛中建仁寺の建仁寺垣、洛北光悦寺の光悦寺垣とよく比較される造りで、それらは皆、造園デザインに参考になるものである。さてこの離宮は短時日の内に完成したものではない。造営着手は17世紀の初頭で、完成は同中葉、約40年程費やし、初代智仁親王^{としひと}の着想によって古書院や茶室松琴亭が造られ、2代智忠親王^{のりただ}の手によって凡そ現在の形のものが造られた。その創作意図は前述の如く、日に日に幕府の圧力が強まる中、月や田園風景などの自然に没入することで反抗の意を表わすべくこの施設を計画した。古書院、中書院、楽器間、新御殿と四つの連棟建物はあたかも雁の群の飛ぶ姿に似て、雁行型配置と呼ばれている。それは観月の折、月の動きに合わせての眺めの効果を考慮している。智仁親王は国文学の造詣の深かった兄後陽成天皇から源氏物語や伊勢物語を学ばれ、他方漢詩にも通じ白楽天を崇拝し、併せて連歌、書、絵画、茶道、華道などの道に秀でた風流人であった。この様な素養がこの離宮造営の背後に深く秘められている。洛中の八条宮木邸から折にふれこの桂の里の山荘に歩を運び、疲れた心身を癒やしたであろうことは想像に難くない。寛永6年(1629)に親王が51歳で他界した時、2代智忠親王はわずか11歳であったが生来病弱なため、この山荘も放置されることが多かった。しかし2代親王が成人後、この山荘を気分転換や健康回復の場として利用することが多くなる。母君である常照院の後見の下、加賀前田利常の娘富姫を妃とし迎えた後は、200万石大名の後楯で経済的に潤い、御所築造用に多額の資金が援助された。この頃になるとなかば公けに工事が

進められるようになり、幕府は作事奉行の小堀遠州政一^{まさかず}らの力添えの下に中書院、新御殿と形を整えていった。離宮全体の建物にはすべて数奇屋風の趣向がうかがわれ、庭園は見事に石組みされた露地に導びかれて池を巡り、適宜配置されている茶屋に立ち寄れる様に配されている。しかも回遊路を廻るに従って風景は絶え間なく変化し、同じ景色を繰り返すことのない様に工夫がなされている。母常照院の実家高極家の領地丹後宮津の天の橋立の姿を模したと思われる反り石橋^{くば}の配りは何人をも風雅の世界へと引き込む。現在では残念なことに御殿内部の拝観は許されない。これは過去に心ない拝観者によって鴨居の釘がくしや唐紙障子の手掛けなどが盗まれたり、各所が傷つけられたりしたためである。しかし庭から見た御殿全体の高床式の姿は夏の酷暑を避け、自然との融和を家の造りの本意とした手法で、清少納言の枕草子の「家のつくりは夏をむねとすべし」の一節を思い起こさせるに充分である。この離宮は当時幕府が豊富な財力と権力を背景に、権威の象徴として金銀を多用して極彩色に仕上げた日光東照宮とよく対比して語られる。桂は全体が白木(素木)で作られそれも殆んどが素朴な地場産の杉を用い、江戸中期以後、一本伐採しても首が跳ぶとまでいわれた木曽五木の檜や榎^{ほく}の類は使っていない。つまり価値が低いとされている材木を用いながら、かくれた部分で数奇を凝らし、ささやかな反抗をこころみていると解釈できる。尚、拝観は宮内庁京都御所内の管理部に所定の様式で申込みば許可される。しかし煩雑な手続をしてでも一度は訪れる価値のあるところであることをここに付記するものである。



中書院 中書院から新御殿
H. Ichi

企 業 紹 介

有限会社 伊藤信吾商会

代表取締役 伊藤 信吾
 <本社> 江戸川区平井3-24-19
 TEL 682-5656(代)
 FAX 683-1156
 <分室> 江戸川区平井4-31-2
 TEL 682-5600(代)

<事業内容>工業用ゴム・化成製品製造卸
 事務機器(複写機・OA機器他)、医療機器光学
 機器等のパッキング部門一般
 (ウレタンフォームPK、制振材、シール材静電
 気除去材他パッキング材)



有限会社 トーヨー資材

江戸川区大杉5-35-9 環七5信号角
 674-4211(代) 大杉4バス停前
 FAX 653-5587

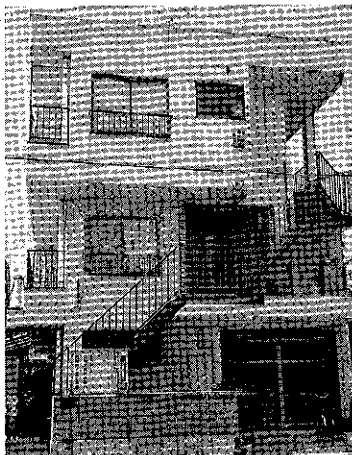
資本金 1,000万 敷地 130坪 建 210坪余
 営業品目 { 水道材、砂、セメント 総合卸販売
 冷媒材、厨房コンクリート研



有限会社 前野メッキ工業所

代表取締役 前野 弘行
 江戸川区平井3-2-20
 TEL 681-7239

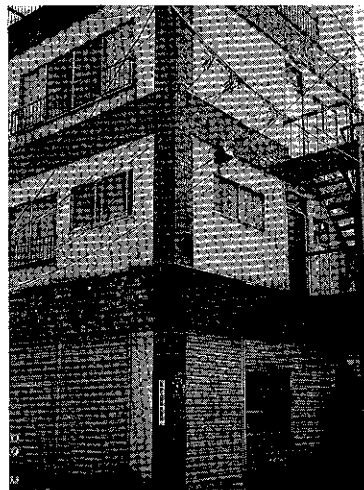
<事業内容>クロム、ニッケル、黒ニッケル、金メッキ
 昭和21年、父前野忠保が創業致し、平成元年4月
 1日より、2代目として私が今迄と同じように、地
 元の皆様にメッキ加工業として御相談に応じますの
 で、宜しく御願致します。



弘和工業株式会社

代表取締役 前野 忠保
 江戸川区平井2-3-11
 TEL 682-6017

<事業内容>クルミボタン、金属ボタン製造販売
 有限会社前野メッキ工業所の関連企業として、前
 野メッキ同様宜しく御願致します。



企 業 紹 介

株式会社 平岡工務店

代表取締役 平岡 富夫
江戸川区南篠崎町4-220
TEL 670-2464
FAX 670-2472

創業32年、弊社は建築の使命に徹し社会の信頼に応え、限りなく広がる建築の未来に奉仕するパイオニアとして変化する時代のニーズに応え皆様のご期待と希望に添える充実した建築が平岡工務店の誇りです。現在は江戸川区役所の教育施設及び営繕の建築関係の仕事もしております。

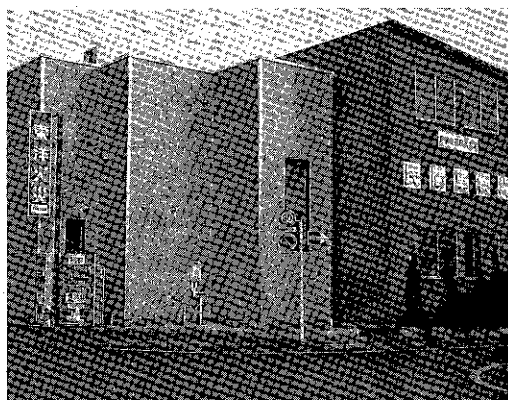
平成元年にあたり弊社も原点を見つめ直し培った経験を生かし新しい技術の開発に努力を重ね皆様に貢献出来る企業となることが弊社の願いです。



有限会社 高橋自動車

代表取締役 高橋源右衛門
〒132 江戸川区新堀2-8-7
TEL 679-0073代
FAX 676-3071

当社は民間車検場を基盤とし、車の販売、一般整備、钣金、塗装を行っております。又、自動車損害保険は上級代理店として認定を受け社員一同業務に研鑽しております。



株式会社 創建コトブキ

代表取締役 寺坂 治
江戸川区大杉5丁目2番11号
TEL (655) 0085
FAX (651) 1230

＜事業内容＞石材一般、加工・販売・施工、石材表札・看板、美術工芸品（花瓶、テーブル、灰皿等）、店舗、住宅、ビル石工事、設計・施工



一級建築士事務所

有限会社 石橋正男建築設計事務所

代表取締役 石橋 正男
TEL 671-1484代

＜総合建築・設計監理・店舗計画＞

建築設計は単なる間取りの組合せや官庁への確認申請行為のみではありません。一生の内が一番高い買物といっても過言ではない。建築の取得について附加価値をより高めるためにお手伝い致します。



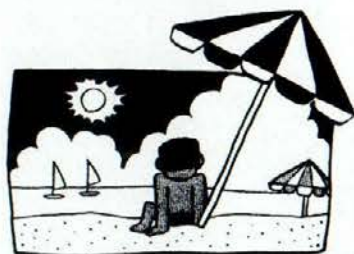
"簀立て"で 楽しい一日を!

厚生事業

7月23日(日)

目的地 千葉県久津間海岸

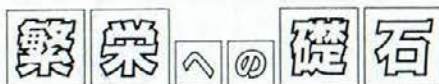
参加費 大人1名 10,000円(予定)



定員100名につき、希望者はお早目にお申込み下さい。

申込先 江戸川法人会 (681) 3 4 7 4

こんなに有利です



簡易保険の法人契約

法人税軽減

積立てる金額の2分の1が損金算入できます。

基本保険料の2分の1と特約保険料は損金算入。資金づくりをしながら毎期の法人税を軽減。

資金づくり

計画的な資金づくりができます。

退職金、慰労金、弔慰金等のご準備に。
事業資金のご融資も(即時貸付)。

保障

役員・従業員の方々に幅広い保障をお約束します。

1日24時間、病気やケガによる入院・傷害・死亡を総合保障。

このプランの特徴

あかるい明日を創る

簡易保険



郵便年金



法 えどがわ 法人会だより

発行所

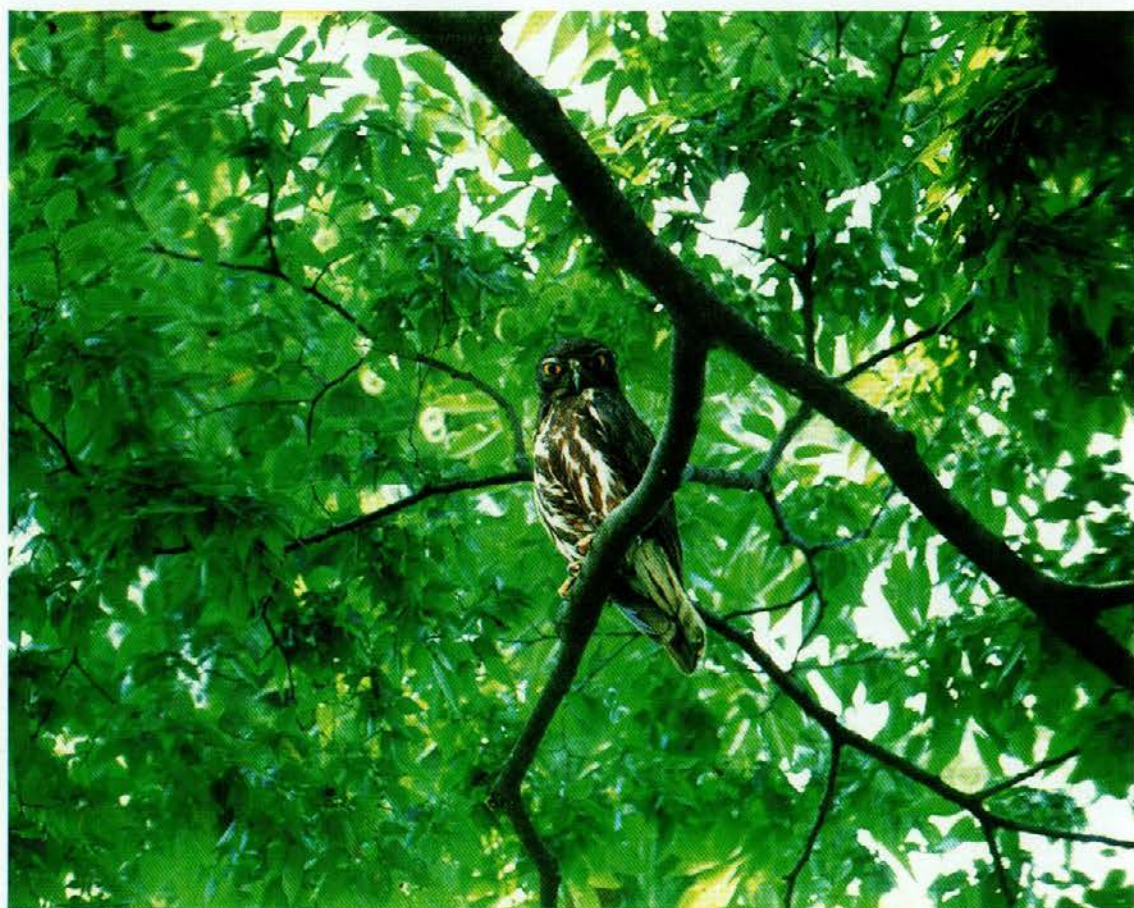
社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川4-98

電話 (681) 3474

平成元年 7月号



アオバズク 根本貴久氏〈野鳥観察記〉より

7・8月の行事

7月3日 広報委員会

3日 40周年実行委員会反省会

4日 婦人部会日帰りバス旅行

6日 40周年祝賀会

7日 厚生委員会

7日 決算法人説明会

19日 西一之江南支部役員会

20日 厚生委員会

21日 新設法人説明会

23日 会員親睦責立てプラン

8月3日 評議員会と歓送迎会

22日 新設法人説明会

28日 決算法人説明会

9月11日は第7回

会員親睦ゴルフ大会

人との出会い

— 青年部会講演会にて —

江戸川税務署長

伊 藤 一 行



(はじめに)

ただいま、社団法人江戸川法人会青年部会の定期総会が滞りなく終了いたしましたことを、まずもってお祝い申し上げます。

青年部会の吉田部長さんをはじめ部会員の皆さんには、いつも親会である法人会の会活動の実践部隊として、持てる若さと実行力を存分に発揮してられました。また、それだけでなく、青年部会自体としても、常に若き経営者集団としての自覚をもって、お互いに切磋琢磨し、弛まぬ精進をしてられました。

私は、このような皆さんの日ごろのお姿に心から敬意を表しますとともに、皆さんが私どもの良き理解者として、いつも力強いご協力をしてくださっていることに深く感謝し、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、今日はなにか話をせよということですが、もとより浅学非才の身でありまして、皆さんのお役に立つような話をする自身はありません。しかし、折角の機会をいただきましたことは、たいへん有難いことでございますから、人との『出会い』ということについて、私の思い出を、少しお話させていただこうかと思います。

なぜこのテーマを取り上げたかと申しますと、若い頃の私は、なにごとにも引込み思案のところがありまして、人前に出るとか人と一緒になにかをするなどということは、とにかく敬遠しがちでございました。例えば、職場の旅行会などにはできるだけ参加しないようにするとか、参加してもできるだけ目立たないようにするとか、今のようにマイクを握ってカラオケを歌うことなどということは全く考えることもできま

せんでした。一口でいえば、消極的な人間で若者らしさに欠けていたと思うのです。そのために、どれだけ人との『出会い』を無駄にしたでしょうか、また、どれだけ大切な青春の時を無為に過ごしてしまったのかと、このごろになって反省していますが、過ぎし日は再び帰らずでありまして、悔やんでみてもどうにもなりません。いま、私どもの職場には大勢の若者がいます。私は、彼らが前車の轍を踏まないように、人との『出会い』をもっと大事にして欲しいと、最近しみじみ感じておりますので、皆さんには釈迦に説法と思いますし、また、ちょっと場違いな感じがしないでもありませんが、『出会い』ということについてお話してみたいと思ったわけです。

(人との出会いを大切に)

長い人生の中にはいろいろな出会いがあります。今日こうして皆さんの前でお話をする機会を得ましたことも一つの出会いであります。考えてみますと、出会いということは人との出会いだけでなく、書物との出会いも一つの出会いだと思います。本を読んで未知の世界を知り人生観が変わるような衝撃を受けることがありますね。それから、音楽や美術との出会いもありますね。素晴らしいメロディーや美しい絵画などに会って、痺れるような感動を覚えたことはありませんか。そのほか、景色との出会い、出来事との出会いなど、考えればきりがありません。数多くの出会いがあるわけです。

ただ、いくら数多くの出会いがあっても、人がそれを意識するかどうかが問題です。例えば、ある人がなにかに会ったとしても、その人が、その出会いをただの日常茶飯事として、なんの感動もなく無意識のうちに見過ごしてしまえば、ただそれだけのこと。残念ながら、その人に残されるものはなにもありません。大事なことは、数多くの出会いをどれだけ大切なものと考えるか、ということではないでしょうか。

ところで、日常のことを考えてみますと、私は毎日随分大勢の人々とお会いしていますが、

果たしてどれだけその出会いを大切にしているだろうか、反省すべきことが多々あるように思います。また、仕事との関係で、いろいろな出来事に出会います。それらの出来事との出会いについてはどうだったでしょうか。これまた反省するところなしとしません。かといって、これらの出会いを決していいかげんにしているわけではないのです。しかし、もっと出会いを大切にす気持をもっていただければ、その出会いによって得られたものが、もっとたくさんあったのではないかと思います。

(私の思い出)

私は今年58歳になりました。これまでの58年をふりかえてみますと、私が今日あるのは、いろいろな人々のお陰をこうむっているからだということに思い当たります。今日は、これらの人々のなかでも特に印象が深く私にとって影響が大きかった人のことをお話してみたいと思います。

昭和38年のちょうど今ごろの季節でした。ある日突然に、Yさんから『君は東京へ出てくる気はないか。』といわれたのです。Yさんというのは、当時国税局の課長補佐をなさっていた大先輩です。その頃の私は、もう10年も山梨県下で勤務しておりまして、『子どもも二人が生まれたことだし、そろそろマイホームを建てなければいけない。』と考えはじめた時期ですから、東京へ出ることなど全く念頭にありませんでした。ですから、Yさんの言葉は、私にとってまさに晴天の霹靂のようなものでした。

ところで、Yさんとの出会いは、その時から更に8年ほど遡ります。Yさんが国税局の係長として私のいた署へ事務指導に来られた時です。その頃、私はまだ24歳の事務官でした。

いろいろ仕事を見ていただいた後で、『君はなかなか良い仕事をしている。しかし、これで満足して安心してしまっちゃいけないよ。仕事というものは、奥深いもので、常に向上心をもって取り組んで行かなければならないものなんだ。将来に備えて、もっともっと勉強しておくこと

だね。』というようなことをいわれました。

しかし、当時の私は、正直なところ早く事務指導が終わってくれればいいという気持ちしかなくて、Yさんのいわれた言葉の重みはわかりませんでした。

それから8年。その出会いをすっかり忘れていた私にとって、Yさんからお声を掛けられたことは、驚きであり感激でした。また、やっておけよといわれた宿題をやってなかった怠け者のような、後ろめたさも少々ありました。ですから、どう返事をして良いものやら、俄には決められませんでした。もちろん妻とどうするかと話し合いましたが、すぐに結論は得られませんでした。なによりもまず私の頭に浮かんだことは、親しい人々のいる郷里だからやっていけるのに、ここを離れ幼い子ども二人を抱えて、住宅事情も厳しく、知り合いもほとんどいない東京で、はたしてやっていけるだろうかという生活の不安でした。そのほか、未知の仕事に対する不安もありました。今にして思えば、それだけ郷里での生活が平和なもので、いうならば、ぬるま湯につかったようなものだったんですね。

いろいろ考えましたけれども、思い余って、私はAさんのところへ相談にいきました。Aさんは私より5歳年上ですが、私とは幼馴染みのような間柄の人です。私とは違って今では親譲りの家業を継いでいる人ですが、子どもの頃から親しくしてもらっていきまして、今でも家族ぐるみで親戚同様の付き合いをしていただいている人です。

そのAさんは、私の話を聞くと即座に『迷うことはないじゃないか。上から来ないかといわれて尻込みするなんてみっともないことだ。そんなことじゃこれから先の見込みはないと思われてしまうよ。行ってきなさいよ。生活のことだって、みんな東京でやってるんだから、どうにかなるよ。まだまだ若いんだから、どんな苦労をしてでもチャレンジするという気持ちが必要だよ。』といってくれました。

その言葉で、私の気持はふっきれました。そ

して、同時に8年前のYさんの言葉を思い出し、改めて、常に向上心をもってチャレンジしようという気持ちを持ち続けることが、いかに大事かということを感じ知らされました。妻は私よりも不安が大きかった筈なのに私の決心に賛成してくれて、一緒にやりましょうと励ましてくれました。こうして昭和38年に上京したわけですが、もうあれから26年になります。

上京してからは、最初は国税局、それから国税庁、税務大学校と、あのまま郷里にいたならば、決して経験することのできなかったいろいろの仕事をさせてもらいました。そして、その間にもいろいろの人々に出会い、それらの人々にも随分とお陰をこうむって、今日の私があるわけですが、なんといっても、YさんやAさんとの出会いがなければ、今日の私はなかったと思うのです。ですから、YさんもAさんも、私にとっては忘れることのできない思い出の人であり、掛けがえのない大恩人であると、いつも感謝しているわけです。

では、どうしてこのように、その後の進路、少し大げさにいえば人生まで変えてしまうような運命的な人との出会いがあったのだろうか。あまり人前に出ることを好まず人付き合いも消極的であった私にとっては、全く偶然の単なるラッキーに過ぎなかったのだろうか。

もちろんそういう見方もあるでしょう。しかし、私はそのような見方はしたくないのです。それはラッキーだったとしても、その幸運を掴むのには掴むための姿勢が必要だと思います。

私は、さきほど申し上げましたとおり、人付き合いはあまり積極的ではありませんでしたが、自分の仕事は大事にしていました。Yさんに最初におめにかかった頃も、私なりにせよ、真剣に仕事に取り組んでいました。つまり、仕事との出会いを大切にしていたのです。もしも、いいかげんな仕事をしていたならば、その後8年も経ってYさんが声を掛けてくれるようなことはなかったと思うのです。そう思うと、仕事はもちろん、どんなことにも常に真心を込めて

取り組まなくてはいけないと思うのです。

西洋の諺に『運命の女神がノックしたら扉を開けよ。』というのがありますが、これは、好機を逃すなということでしょう。後で気が付いても運命の女神を迎え入れることはできません。一瞬一瞬を決して無駄にしないような気持で常に目を見開いていないと、せっかくの出会いを無駄にしてしまうのではないのでしょうか。

(一期一会)

ところで、皆さんもご存じのように、茶道の世界には『一期一会』という言葉があります。これは、安土桃山時代の茶人の言葉で、『幾度おなじ主客交會すると、今日の会に再びかえらざることをおもえば、実に我一期一代の会なり。さるにより主人は万事に心を配り実意を以て交わるべきものなり。』という茶道の心得を教えたものです。ひらたくいえば、『会うのは一生に一度だけである。だから、今のこの出会いを大切に心こめてもてなせ。』ということでしょうか。

この思想は、その出会いがもう二度とないという認識を前提としているわけですから、明日も会えるとか、またいつか会えるといった安易な気持では、とても理解できそうありません。われわれ俗人には、人に会うたびに、この人とはもう二度と会えないなどとは、なかなか思えないものです。しかし、よくよく考えてみますと、人に限らず万物は常に変化しているわけですから、今日の自分は明日の自分ではないということもわかるような気がします。まして一月後のとか、一年後のとなれば、いうには及ばずです。そう考えれば、人との出会いを大切にすることとは、とりもなおさず、二度とない現在を大切にすることであり、一瞬一瞬を大切に生きることといえるのではないのでしょうか。

正直なところ、私などは仕事に追われてしまって、物事の本質を見ようというゆとりもないような状態ですから、『一期一会』の境地にはとうてい到達できそうもないような気がしますが、努めて今の一瞬をおろそかにしないようにして、



少しでもその境地に近づきたいと思っております。

今日は、自分の昔話などをお聞かせして誠に恐縮でしたが、これから春秋に富む人生をもっておられる青年部会の皆さんが、人との出会いを大切にされて、一層充実した人生をお過ごしになられますよう、心からお祈りしまして、私の話を終わらせていただきます。



通常総会記念講演会

田中角栄元秘書

早坂茂三



去る5月22日第23回通常総会が、グリーンパレスに於て開催されました。当日は御来賓を含め多数の方々の出席を戴きましたが総会に先立ち政治評論家として元田中角栄氏の秘書官を永年に亘り務めておられました、早坂茂三先生に「激動する政局と今後のゆくえ」という演題で記念講演を御願ひ致しました。

当日の講演内容を要約して御紹介致します。

今の政局は上野動物園、あそこに猿山があります。今の様子を見て居ると皆さんは心配され乍ら猿山騒動を見て居る感じがするかも知れません。自民党の馬鹿共は一体いつになったら大将を決めて、きちんと船出するんだと心配されて居るかも知れません。御当地には清廉潔白な鯨岡さん、島村先生の御曹子がおられるほか、野党の皆さんは、それぞれ御ひいきの方が多いと思いますが、まあ結論から言えば、遅く共今月末か来月始めにそう長く掛らない内に次の大将が決まるでしょう。国会は会期を延長する、次の大将が決って所信表明、予算に関連してる法案で未だ日の目を見て無いのが12もある。これもきちんと表通りに出して貰わなければ、予算だけあがったと言った処で車は本当に動かない、どうしても会期を延長せざるを得ない。では、どれだけやるんだと、おそらく一ヶ月位では無いが、じゃあ選挙は一体どうなるんだ。W選挙、衆議員選挙は一体あるのか。結論から言えば、今総選挙をやれば衆議院の自民党は250を切って240台を取るのも、それこそ目を吊上げて夜中の時間を三倍に延ばして走り廻っても仲々むづかしいのでは無いが。選挙をやって元も子も引續り返し兼ね無い様な大敗北が、目の

前につき付けられて居る。それで国会を解散すると言う様な総理大臣は居ないと見るのが常識だろう。そうすると、じゃあ自民党だけなのか。失礼だがそうでは無い。ここは竹入さんが居られた所だと思いますが、矢野さんがやめた。もう一人もやめた。その前、砂利の事で一人やめている。こうなると失礼だが、今まで少女歌劇の歌のような「清く。正しく。美しく。」、あれは唱歌で歌って居るなら良いけれどなかなか学会の御世話にはなれない。これからは皆さんの浄財を戴いて、個人講演会をふやし、掛る金は自分達で集める様になる。唱歌の歌詞通りには、なれない。今56議席もって居るが、この時期選挙をやれば半数以下に激減する可能性がとても強い、もう一つ民社党と言うのがありますよ、まあどこでもね、一党の経営はそれ程容易では有りません。世帯が小さければ小さいなりにコップの中のけんかもある。あそこの前委員長は江副さんと仲よしである。それでおやめになった。今民社党の金庫の中は風がすうすう吹いている。これも選挙をやれば大変である。自民・公明・民社はね、本音を言えば選挙は無い方がよい。まあしかし永久に無いと言う訳にはいかない訳ですから、この辺の所、次の大将になる人は百も承知でいる。長くなりましたがW選挙は無い。いまやって欲しいのは宮本顕治と言うじっちゃんが居ります。それと土井たか子さんと言うおばちゃんが居る。宮けんだけは、今選挙をやれば私の見る所では軽く50議席以上は越えるでしょう。土井さんの所は200取るだろうと言いたいけれど、それは取れ無い。何故取れ無いが、候補者がいないのであります。候補者が居なければ投票して呉れと言っても居ない人の名前は書けないのである。社会党に伊東しげるさんと言う東大出の人が居る。頭の切れる人で政策審議会議長。この人は自分の党の事を良く知っている。何んと言ったか。「日本社会党はグライダーである。グライダーは今、追風を受けてね、風速30m、40mである。信じられない追風である。よってもってグライダーは中空高く舞上って居る。風は順調に吹けばよいが、其の内いづれおさまると、どう言う事に成るか。

グライダーは、落ちるのである。何故ならばグライダーは、エンジンを付けて居ないから。私が言うて居るのでは無い。あそこの政策審議会議長と言う偉い人言うて居るんだから私はとても敬意を表して居る日本社会党に自分の事を良く知っている人がやっと出て来た。先の見込充分である。しかしねえ急場は間に合わないのである。そう言う状況で先程申し上げたW選挙は無いでしょう。参議員選挙と言うのがある。これはいやでも法律と言うものがある。参院では椅子が252有ります。過半数は127である。自民党は今143議席を持って居る。超安定多数である。衆参両院共変り有りません。参院では半分の人が7月9日で任期切れになる。そうすると、どうなるか自民は過半数が欲しい。首の皮一枚残しても過半数が欲しい、そうしますと過半数127取る為には自民は54議席取らなければならない。54+73=127になる。そうすると、負巾で与えられた数字は-16と言う事になります。-16で今度の参院戦自民党はしのげるだろうか私の経験で言えば負巾は恐らく、それを越えるだろう。そして、ここ6年は保革逆転と言う凶柄になるだろう。地方区で何んとか、いけそうだと言う人は、26人である。頑張ればいけそうだと言う人が12人居る。計38人である。54議席取る為には地方区で16人とらなければならないと言う勘定になる。しかしね、今申し上げた様に私の永い経験と勘で言えば、この16人と言う数は大変である。10人2桁に乗せるのが、やっこと言う事になるかも知れない。では其の結果自民党は野党三派に政権を渡すんだと。しかし衆院本体は、まだ297。青息吐息であるけれど、時間稼ぎで体制を整え、冬の総選挙で、先づ俺だけは死なない、他の人は全部死んでも俺だけは生残れる様にと考えている。ここが健在であるとなれば、土井さんや他の三人で景気の好い事を言ってる様だから、やって呉れと言われて、政権を出されても、これ仲々大変である。マス

コミは憲政の常道から言うて渡すべきであると言いますよ。参院で自民党が負けたとしても野党の方も大変である。先ず民社党。これ社会党と違う。民社の主はね、道端の梅つるむ様な訳にはいかない。多く人が眼開いて見ている訳ですから筋道立てなければいけない。それでね我が国の自衛隊、これに付いて社会党はどういう立場をとるか。安保は、或いは原発に対しどういう立場をとるか。社会党は失礼だけれど右と左とは御承知の通り全く違うのであります。これをおばちゃん是一本にまとめて左の協会派を失礼だけれど叩き出す程指導力があるとは見えないのであります。そうするとここで民社とすぐぶつかる。民社も本当は理屈の少い自民党が羨やましい。公明党に付いて言えば、失礼だけれどあそこの本音はこれ又民社党と同じ様に、社会党と組むより自民党の馬鹿共が過半数割って、お前さん来て呉れ、枕を持って直ぐ来て呉れ、同じ布団に入って呉れ寒くて風邪ひいて今にも肺炎になりそうだと言われるのを本当は待って居る。実際に公明も民社も外に対して言うのは別ですよ。しかし本当の処言えば皆腹減ってる。喉乾いてる。長い野党暮しでくたびれた。本当は温かい座敷に上がりた。クーラーのきいた部屋に入りた。床柱を背中に背負ってね、厚い座布団に座りたい。料理もおいしいのを食べたい。刺身も新鮮なのがいい。酒もあついのを飲みたい。御酌をして呉れる芸者もね、おっかさんの様な人で無く孫見たいな人が来てね、お兄様なんて言って呉れるお酒の方が本当言って望ましい、本音はそういう事である。しかしいざとなればそう簡単にはいかない。しかも社会党本体の政策を決める最高責任者伊藤しげるさんが「自慢じゃ無いけれど我々はグライダーである。ボーイングの727では無い」と言うてたんだからグライダーから727になるのは大変ですよ。

「あとがき」与えられた紙面の都合上省略しつつ約半分まで来ましたが、この後「現在の選挙にお金の掛る話」「政治資金改正法」「現在の議員の入出金の問題」「派閥解消」「政党幹部のつき合い」「田中角栄さんの人となり」の講演が有りましたが、省略させて戴きました。早坂先生の長時間に亘る講演は終始ユーモアを交え、誠に楽しく聞き入りました。会報が完成配布される頃先生の予見がどうなっているか楽しみにして終ります。

広報委員 牛尾 寛



この母ありてこの人あり

私の心に生きる明治の母

黒 田 豊

私は、京都から山陰線に乗って約3時間、中国山地の谷間の草深い組馬の農村に生まれました。その故郷での思い出の中で私の心に強く生き続けている、1人の明治の母の話を被露いたしたいと思います。私の遠縁に当る黒田かめさんは、私の生家のすぐ左隣りでしたが、8代も昔の一族ですから血縁は薄いものの、こわいおばさんという印象さは子供心の私にも強く残っており、近所村中でも評判になっていました。

明治38年2月日露戦争奉天の会戦で、かめさんの御主人が名誉の戦死を遂げられたとき、かめさんには11才になる長男の哲さんを頭に4人の子供があり、親族会議の結果1番年下の英雄さんが、三里程離れた関宮の親戚に貰われることになりました。

関宮に養子にやって僅か5日目の朝、5才になったばかりのその英雄さんは三里もある遠い山道をたった1人で歩いて牛家に帰って来てしまいました。その当時は朝や夕方には山裾の野道を兎や鹿が我が物顔に走り廻り、時には猪や熊さえ顔を出すことも珍しくない程の未開の地で、道路も今の様に舗装してある訳ではなく石ころだらけ穴ぼこだらけの山道でしたので、家り帰り着いたときは全身はどろまみれ、草履はすり切れはだしも同然だったそうですから、我が家恋しさの思いが余程強かったのでしょうか。

不安のひでばあさんが之を見つけて腰を抜かす程びっくりしたのはいうまでもありません。「まあまあ英雄ちゃん、ようもこんな遠い道を1人で帰って来られましたね、大変だったでしょう。さあ早く足を洗って家に上りなさい」と声をかけますと、英雄さんは嬉しさをこらえ切れずにわっと泣き出す始末。ひでばあさんが「さあ、お腹も空いたことでしょう。早く上りなさい」と英雄さんを座敷に引き上げようとなりました。

その時座敷の奥からかあさんの声がかかりました「これ英雄、そこにいるのは英雄ではないか。英雄、お前を先日関宮に送り出すとき、お前は今日からはもう、うちの子ではないんだよ、今日からは関宮のうちの子になるんだよと、あれ程いって聞かせておいたのに、今日は何の前ぶれもなく、お前は何用があってこの家に帰って来たんだね。訳をいいなさい」訳などある筈はありません、只々わが家恋しさの一念で遠い山道も恐れずに1人で帰って来た丈のことです。「英雄、お前を今日この家の座敷に上げてやることはなりません。1人でここまで帰って来れたんだ、さあすぐにも1人で関宮まで帰って行きなさい」。

非常とも無情とも思はれ、また底知れぬきびしい叱咤の声をそばにいて聞いていた長男の哲さんは「うちのお母さんはこわいこわいと思っていたけれど、こんなこわいお母さんであるだろうか」と真実お母さんを恨む気持ちになられたそうです。

そうこうしているところに関宮の親戚から飛脚が飛んで来ました。「朝日が覚めたら英雄さんが居ないので、いろいろ心当りを探したが見つからぬ。もしやと思ってここまで探しにやって来た」との事。かめさんはその飛脚に向かって跪き、「英雄をこの様な聞きわけのない子に育てて親としてまことに面目次第もございません。これこの通りまだ座敷には上げておりません。御苦労でもすぐに連れて帰ってやって下さい。関宮でも心配しておられることでしょう。」と僅かの小遣い銭を手渡し「あの隣村の入口にある駄菓子屋でこの子の好きな饅頭でも買ってやって下さい」とせき立てる様に追い出します。

我が家恋しさの一念で遠い山路を帰って来た英雄さんも今はこれまでと観念して、やがて泣き止むと、飛脚の手に導かれて再び帰って行き

ました。ひでばあさんは急いで竹の皮ににぎり飯を包んで飛脚の手に渡そうとするその時のいたいけな光景は「あわれ」としかいい様のないものでした。

村のはずれに今もある6つ並んだお地藏さんのところまで見送ったかめさんは、飛脚の手にひかれてとぼとぼと遠ざかって行くわが子の姿が見えなくなってしまったとき、突然、わっと大声をあげて泣き出したかと思うと、山走りに走り乍ら我が家に入っていく。哲さんはいぶかしく思い乍らそのあとをついて帰ると、かめさんは土蔵の中に入りこみ、声をあげておいおい泣き乍ら「英雄、英雄、許してくれ、英雄、英雄、許してくれ」とおえつをもらしているのが聞きとれました。

哲さんは思いきって土蔵の中に入り、「お母さん、そんなに英雄が可愛想なら、何故座敷に上げて御飯の一膳でも食べさせてやって下さらないんですか。たとへ一晩でも宿めてやったら英雄も納得して関宮に帰って行くものをお母さんは本当に鬼よりこわいお母さんだ」と思わず声に出してかめさんを責めました。ところがかめさんは、きつとなって哲さんに向い「哲、よく聞いてくれ、わしとて人の母親じゃ、何んでわが子がにくかろう。まして英雄はお父さんの忘れ形見の末っ子故、誰にも増して可愛いが、あそこで弱い母心をみせたならあの子の将来の為にはなりません。甘えた気持で育ったら、あの関宮の家は守って行けません。関宮の家督をついで行く為にはしっかりした子供に育て貰はねばなりません。『男親がいないから聞きわけのない子供の育て方をしている』といわれては、戦死なさったお父さんにも申し訳がない。哲、お前はもう11にもなったんだ、わたしの心中をわかっておくれ。」

その言葉を聞いて哲さんは子供心にも、お母さんの本当の愛情の深さがわかったのでしょう。胸に熱い涙がこみ上げて来て、かめさんの手を握りしめ、夫を戦死でなくしたこの母の愛に、誰よりも立派な親孝行をしようと、固く心に誓ったそうです。

それから十数年、縁あって意を決して上京した哲さんは、幾多の苦労を重ねた末、日本橋小舟町に塗料卸問屋の店を構えて繁昌を極める傍、日本塗料販売業界の人立物として、社会に貢献し、皇居に於て天皇陛下から、勲章を授けられる程にまで立身出世致しました。

その哲さんが危篤との報せに接した私は、すぐさま日黒の自宅にお見舞に上りました。ところが何と危篤の筈の哲さんが羽織まで召して床の間で掛軸を取替えていられるではありませんか、哲さんは私の長兄と同年ですが年齢が25も違っていたので私は子供の頃からずっと「おじさん」と早んでいたのです。「おじさんが大変重態な様にお伺いしてびっくりしたんですが、お元気相ではありませんか」「いや昨日まではすっかり寝ついてしまっていたんだが、今日は母の命日でね、お寺さんのお詣りに来て下さるというのに、私がこんなことで相すまんと思っていたら、今朝程から不思議に気分がよくなって、せめて掛軸なりと取替えさせて貰わんとお寺さんにも亡き母にも申し訳ないと思って」みると床の間には観世音菩薩の掛軸がかけられていたのです。

おじさんが亡くなったのはそれから僅か5日日のことでした。大学病院で解剖の結果によると胃潰瘍の外、4つもの余病があって、とても助かる命ではなかったそうです。

その様な重い病状であと数日と持たないわが命と知ってか知らずでか、自分の亡き母のことを想うと危篤が危篤でなくしたのでしょう。私はこの哲さんの母に対する孝心の厚さに心から尊敬せずにはられません。

私はその哲さんに20日間、蔭に日向に御指導を受けることが出来ました。私が今、人並みの暮しが出来る様になったのも、親兄弟にも勝るこの哲さんのおかげと心から思っている訳ですが、明治に生まれ明治に育った鉄石の母かめさんと、そしてこの母にしてこの子哲さんありとしみじみ思い起すたび、明治は遠くなりけり、その感を一層深く心に感じる今の心境です。

企 業 紹 介

城東タオル株式会社

代表取締役 佐々木 義 勝

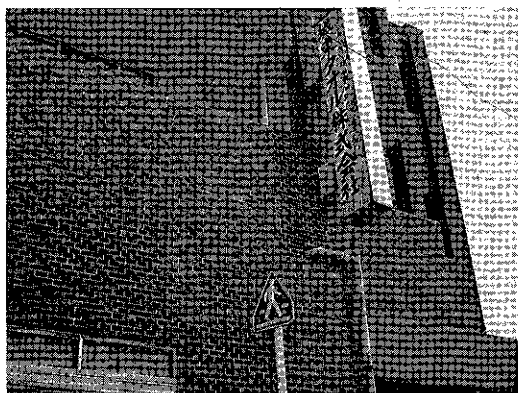
〒133 東京都江戸川区鹿骨1丁目 394番地

TEL 03 (676) 1511 (代表)

FAX 03 (676) 3011

<事業内容>

タオル製品全般・贈答品・記念品・企画製造卸



有限会社 牧野モータース

代表取締役 牧 野 貞 治

〒133 東京都江戸川区鹿骨1丁目 298-1

TEL 03 (670) 9088 (事務所)

03 (670) 7170 (工場)

<事業内容>

陸運局認証工場

各種自動車・販売・修理



※ タイハイ株式会社

江戸川区松江7-8-10

TEL 03 (656) 3111

夕食材料の宅配サービスでおなじみの当社はより豊かな食生活の充実と合理化という時代のニーズにお応えするため全国展開を続けております。是非、御利用下さいませ。



株式会社 鈴木製作所

代表取締役 鈴 木 昇 一

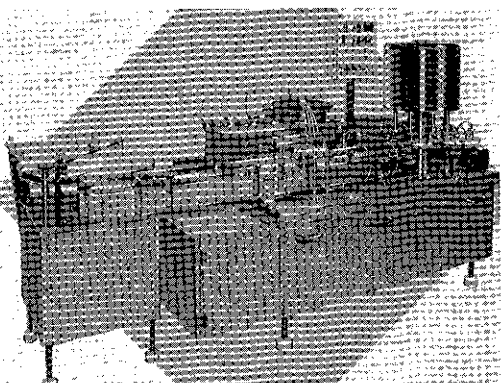
東京都江戸川区東小松川4-18-20

電話 03 (687) 1525

FAX 03 (680) 2900

<事業内容>

製菓、化粧品業界向け液体充填機、キャッパー中栓機、ゴム栓打栓機等各種自生機設計、製作



企 業 紹 介

浅岡理美容株式会社

代表取締役 浅 岡 政 二

(昭和18年7月31日生)

会社設立 昭和43年4月1日

職 業 化粧品卸業

趣 味 ゴルフ・釣り

江戸川高校卒業



司 建 工 株 式 会 社

代表取締役 郡 司 英 明

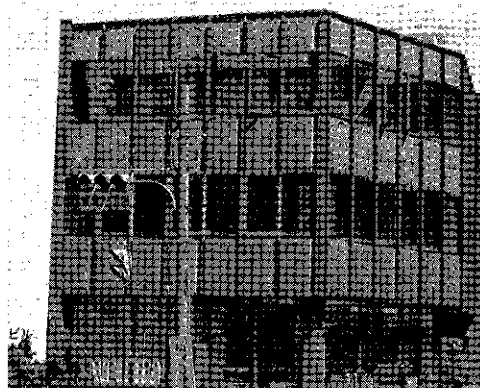
江戸川区篠崎町1-240-1

TEL 03 (678) 6881 (代表)

FAX 03 (678) 6886

<事業内容>

当社は江戸川区篠崎に本社を設立し、創業20年になる総合建設業
建築、設計、施工、管理に至るまで技術の向上を計り細かなサービス面まで日夜努力し皆様方の御要望に応じたい所でございます。



株 式 会 社 白 子

代表取締役 藤 澤 憲

〒134 江戸川区中葛西7丁目5番9号

電 話 03 (804) 2001 (代表)

(支 店) 札幌・仙台・前橋・東京・名古屋・大阪・広島・福岡

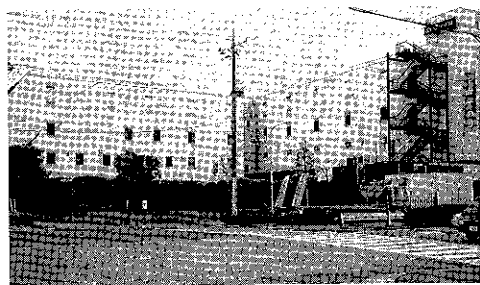
(営業所) 旭川・青森・郡山・宇都宮・水戸・上田・千葉・横浜・東京東・東京西・立川・静岡・京都・阪和・神戸

(工 場) 榛名・東京・大阪・柳川

(従業員) 530名

(年 商) 220億

(事業内容) 明治2年の創業以来今日まで海苔製品の製造販売一筋に贈答用・家庭用・業務用を全国の百貨店・スーパー・外食産業・その他食品小売店へ販売しており、製品は品質を重視し顧客の信用を得ております。



東 京 精 機 株 式 会 社

代表取締役 佐 藤 虎 喜

〒134 江戸川区中葛西8-18-9

電 話 03 (689) 5623 (代表)

FAX 03 (687) 7024

事業内容 各種自動化機器の設計・製作・販売
主要製造品として自動組立機械、搬送装置、供給、位置決め、排出等、CNC自動巻線機、光ファイバー融着機及び関連機器

経営理念として創造・挑戦・信頼を掲げ、積み重ねたノウハウをもとに、創意と工夫を加えて新製品の開発を進め、ユーザーの要望に応じて居ります。



第18回青年部通常総会

去る4月24日(月)グリーンパレスにおいて会員52名出席のもと、青年部の通常総会が開かれました。

定刻の6時15分に、斉藤副部会長の司会で始まり関内第一ブロック長の開会の辞、吉田部会長の挨拶そして議長を選出し、1号議案から4号議案迄、すみやかに審議し、承認して頂きました。

その後、川野江戸川法人会々長等の来賓の祝辞を頂き、椎橋第二ブロック長の閉会の辞を持ちまして、平成元年度の青年部の通常総会を滞り無く、終了する事が出来ました。

引き続き同所に於て第二部の講演会が行なわれました。講師は、伊藤江戸川税務署長により、演題は、『人との出会い』と言う講演でした。

日頃、伊藤署長からお聞きする税務関係のお話しと違い、署長自身が若い頃から色々な人々との出会いを大事にし、そして、人々に支えられて、今日に至っていると言うお話でした。我々若い青年部員にとっては、これからの人生の一助になる有意義な講演会であったと思います。

引き続き、グリーンパレス内の別室において、第三部の懇親パーティーを開催し出席者全員70名により和気合々の内に8時45分にお開きする事が出来ました。

平成元年度 事業計画(案)

元 年	4月24日(月)	通常総会と講演会
	6月11日(日)	研修旅行会
	6月12日(月)	(熱海ニュー相模屋)
	6月26日(月)	親会40周年記念行事
	9月14日(木)	署との交流会
	11月	税を知る週間行事
	12月3日(日)	献血運動
平成2年	1月24日(水)	新年賀詞交歓会
	2月9日(金)	海外研修旅行会
	~12日(日)	〃
	3月中旬	経営研修会
	9月下旬か3月上旬	
		チャリティー
		コンサートの予定



法 江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川 4-98

電話 (681) 3474

平成元年 8 月号



キジバト（雉鳩）根本貴久氏＜野鳥観察記＞より

8・9月の行事

8月2日 常任理事会

3日 評議員会と歓送迎会

5日 青年部会第四・五B家族会

8日 青年部会役員会

22日 新設法人説明会

24日 厚生委員会

28日 決算法人説明会

29日 源泉部会研修会

9月1日 本部役員研修旅行会

2日

4日 広報委員会

8日 婦人部会研修旅行会

9日

11日 第七回会員親睦ゴルフ大会

13日 新設法人説明会

14日 決算法人説明会

14日 青年部会ボーリング大会

着任のご挨拶

江戸川税務署長

緑 川 清 弘

盛夏の候、江戸川法人会の皆様方にはますます清栄のこととお喜び申し上げます。私、この度、東京国税局税務相談室長から伊藤前署長の後任としてまいりました緑川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

社団法人江戸川法人会の皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして深いご理解とご協力を賜わっていると伺っております。あらためて厚く御礼申し上げます。

昭和24年8月全国に先駆けて設立された輝かしい歴史をもつ江戸川法人会は、本年をもって創立40周年を迎えられたわけですが、これを記念して盛大な記念式典の挙行や記念誌、法人会員名簿の発刊など、すばらしい記念事業を企画実施されましたことは、会員皆様のご努力による会の力強い発展の成果と心からお祝いし、かつお慶び申し上げます。

江戸川法人会は、今日では約9千社の会員数を擁するまでに発展され、健全な納税者の団体として魅力ある事業活動を活発に展開されておりますが、さらなる組織の拡充強化にも意欲的に取り組んでおられると伺い、まことに心強く感じております。これも、ひとえに川野会長をはじめ、役員ならびに会員の皆様方のご努力によるものと深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましては、伝統ある江戸川法人会が今後ともますます充実し発展されますよう、引き続きできる限りのご支援をさせていただきますと考えております。

ところで、21世紀を目前に控えて社会・経済



の国際化、情報化が一段と進むなか、税制面では、ご承知のように今般シャープ勧告以来の税制改革が行なわれ、法人税や所得税の大幅な減税とともに、高齢化社会の到来に備えての消費税が導入されました。

このような状況の下で税務の執行に携わる私どもといたしましては、国民の皆様への負託に応えるべく適正かつ公平な課税の実現と申告納税制度の一層の定着を目指して努力し、信頼される税務行政を執行してまいる所存でございます。どうぞ、会員の皆様におかれましても、税務行政の適正かつ円滑な運営に、従来にもましてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終りに、社団法人江戸川法人会のますますの御発展と会員の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のご挨拶いたします。



古川副署長
(法人税担当)



小又副署長
(総務・管理徴収・間税担当)



岩瀬副署長
(所得税・資産税担当)



西村総務課長



安東特別調査官



山岸特別調査官



南木特別調査官



小林法人税第一統括官



畠山法人税第二統括官
(源泉部会担当)



大坪法人税第三統括官



小林法人税第四統括官
(第1ブロック担当)



朝生法人税第五統括官
(第2ブロック担当)



鈴木法人税第六統括官
(第3ブロック担当)



熊谷法人税第七統括官
(第4ブロック担当)



中司法人税第八統括官
(第5ブロック担当)



宮沢法人税第九統括官
(第6ブロック担当)



中村法人指導上席



竹内法人指導官



川村源泉指導官

— 社団法人江戸川法人会 —

創立40周年記念式典挙行

平成元年6月26日（月）

江戸川文化センター



去る6月26日13時～14時、江戸川区総合文化センター大ホールに於いて、(社)江戸川法人会創立40周年記念式典が式次第により盛大且つ、おごそかに執り行われました。

昭和24年8月設立、42年に社団化され、本年40周年を迎えたのであります。この記念事業は当日14時と18時の森進一ショーのイベントの部、会員名簿と記念誌出版、広告活動の出版の部から成り1年前からの準備の結実です。

式典は山岡実行委員長の開会の挨拶に始まり川野会長の式辞、江戸川区寄付金の贈呈、役員363名への感謝状の贈呈をし、来賓各位の祝辞をいただいた後、天野副会長の閉会のことばで結ばれたが、来賓祝辞の要旨を以下に。

東京国税局 直税部次長 長原雄介様

創立40周年記念式典が盛大に挙行されましたことを心からお喜び申し上げます。

平成元年は消費税説明会を積極的に開催していただいております、厚くお礼申し上げます。

法人会の発展に寄与された功労者への感謝状の贈呈がございましたが、受彰された方の献身的な御苦勞に対し敬意を表します。

貴会は昭和24年に発足し戦後経済の混乱期に在りながら納税道義の高揚と自主申告納税制度の健全な発展に大きく貢献してられました。

私共としましては我が国になじみの薄い消費税の円滑な実施と定着を期すため、積極的広報と親切的相談、適切な指導を行い新制度の早期定着を図ると共に、今後共適正、公平な課税の実現、信頼される税務行政の推進のため尚一層の努力を重ねてまいる所存でございます。

江戸川税務署長 伊藤一行様

本日このように盛大な記念式典の日を迎えられましたのは、ひとえに川野会長をはじめ役員会員の皆様方の並々な御熱意と御協力の賜物であり、深甚なる敬意を表すると共に心からお祝いを申し上げます。

今日では江戸川区内における全法人の内の約70%、9,000社の会員を擁する名実共に大法人会に発展されたのであります。この間歴代の会長をはじめ役員の皆様は、真に会員のための法人会を目指して幅広い事業活動を展開し各企業の健全な発展に寄与されました。

現在税制の抜本的改革を契機として、税の制度及び執行の両面に亘る国民の関心はかつてない高まりを見せ、特に税負担の公平確保の要請を求める国民の期待に応え、信頼される税務行



政の確立並びに適正公平な課税の実現にむけて一層の努力を重ねてまいる所存でございます。

本日の意義ある記念式典を契機として、更に地域に密着した活発な事業活動を展開され、公益法人としての所期の目的を達成されますよう御期待申し上げる次第であります。

社団法人東京法人会連合会会長 横河正三様

貴会は昭和61年4月に待望の会館を新しく建設し、その基盤を着々と確保されました。

今日における隆盛は、会の歴代に亘る役員、会員企業各位、また事務局職員の長年にわたる

御尽力の成果であり深甚なる敬意を表します。

企業経営者は、第一に納税、その他の面で社会責任を有しており、第二に経営をいかに健全に維持し発展させていくかと言う面で、企業そのものに対する責任をもち、そして第三に、従業員が安心して働くことが出来るようにすると言う、従業員に対する責任を負っているところであります。

社団法人江戸川法人会に、栄光あれ。

会員企業に、繁栄あれ。

(広報委員 背戸政次)



わが社ネグロスの誠心

菅 谷 よし子

社名の由来

私どもの会社名の頭は、ネグロスと言うおかしな名が付いております。奇異な感じを持たれたことでしょう。

これは、会社を起した故菅谷政夫（昭和61年10月10日没）、私の夫であります。昭和19年3月、大太平洋戦争に召集され、フィリピンのネグロス島で戦いました。夫の話によりますと、武器・弾薬・食糧・何も彼も欠乏するわが軍は物量を誇る米軍の猛攻にジャングルの中に敗退する。敵弾に倒れる兵、断崖から転落する兵、川に吞まれる兵、傷病で動けず自決する兵、栄養失調で餓死していく兵、等々、終戦投降した時、中隊は半数の80人になっていた。夫もマラリヤやデング熱、栄養失調で苦しんだが、生きて還れたのは不思議な位だと語っていました。

夫は、国のため無念の思いで逝った多くの戦友を偲び、あの時の辛苦を思えば、どんな困難でも乗り切らねばと、自分に鞭打つため、社名にネグロスと冠したのです。

会社の創業

創業は昭和22年6月1日、電気工事店ネグロス協電社を東小松川2丁目に4坪ほどの小さな店で開業しました。従業員は夫菅谷政夫と従弟のたった2人でした。資本金は持ち合わせの「誠心」だけだったと聞いておりました。

こんな事もありました。はるばる茨木の田舎から訪ねてきた戦友に、馳走するにもお金がなく、どうしようと困ってたら、天の助けか売り掛けが届けられ、ほっと胸をなでおろし、かけ

うどんを馳走できました。今では笑い話となっていますが、懐かしい思い出です。

「アングラック」「パイラック」の誕生

昭和29年12月、関東紙工さんが火災に遭われ「こんど鉄骨で建てるから頼むよ」と言われて何かよい方法はないか、考え、工夫を重ねたすえ、碍子固定金具「アングラック」の誕生をみたのです。

つねに現場に働く人々の声に耳を傾け、仕事の仕易いもの、便利なものをと追求し、昭和33年5月には、露出配管支持金具「パイラック」の完成となりました。

社是の制定

アングラック、パイラックは工事現場の方々には喜ばれて順調に伸び、これに伴って社員も多くなりました。運命共同体の決意も固く、全員が一致団結し、より以上の繁栄と発展を期し、昭和37年1月、社是が作られました。

社 是

1、企業は人にあり 人は和にあり

和は礼にある

1、企業はお客ありて成り

奉仕ありて価値あり

1、企業は利益を上げることにより

繁栄存続す

1、企業は発明により飛躍す

各人発明に志せ

1、企業は前進のみあり 停滞なし

1、企業は積極的行動精神

責任感充溢により前進す

1、企業は指揮掌握と連絡報告により堅し
各部署にこれを掲げ、朝礼で唱和し、士気の
昂揚に努めています。

技術奨励賞を受く

パイラックは大方のご支持を受けて昭和40年
6月と43年8月の2回にわたり全国優良電設資
材展において、日本電設工事会より技術奨励賞
をいただくことが出来ました。

創業の精神と経営理念

“初心忘るべからず”ここで創業の精神に立
ち返りますと、創業者菅谷政夫は苛酷なネグロ
ス島の戦場から九死に一生を得て祖国の上を踏
むことができたのは、「お前は帰って、祖国の
復興に尽くせ」と、多くの戦没した戦友の頼み
言と受けとめ、自分さえ儲ければの利己主義で
あってはならない。良い品をより安くお届けし、
ネグロス商品を使って良かった儲けたと、お客
様に満足と感激をあたえ、自他共生、自他共栄
を楽しむこと。このことがわが社の基本理念と
する“利他主義”です。これが創業の精神です。

この基本理念を踏まへて、昭和43年1月15日
経営理念を発表いたしました。

わがネグロスグループは、創業の精神に則り
常に業界においてトップを目指し 堅実経営
に心がけ 顧客の要望に合う電設工事を ま
た個性豊かな商品質の商品を創造し 顧客の
喜び満足から 企業の発展充実を計り 一部
を社会へ奉仕還元して

顧客の利益 社員の利益 企業の利益
を実現して 企業存続を計ることを基本経営
理念とす
渋沢賞の榮譽に輝く

昭和49年11月3日、日本電気界のノーベル賞

と言うべき渋沢賞をいただきました。

渋沢賞は新しい工法の開発により建築物の電
気工事の保安確保に寄与ということでした。

電気設備工事の安全、容易、確実の施工に私
どもの考案した、アングラック・パイラック・
FVラック等が認められたのです。

発明奨励賞をいただく

昭和55年10月、社団法人発明協会から当社で
開発した電線管等の取付金具に対し、「発明奨
励賞」が受与されました。社員の発明・考案・
開発の意欲の賜物です。

これも小さなことと馬鹿にせず、考えに考え、
工夫に工夫をした努力の結晶であります。

これら数々の榮譽に輝き、社業の発展を見ま
したことは、全社員一丸となつての精励もさる
ことながら、当社商品をご愛顧くださる皆様
のご支援の賜物と深く感謝しております。

財団法人 ネグロス育英会を設立

昭和61年3月、幾らかでも世の中にお返しし
たい思いで育英会をつくり、向学に燃える少年
に奨学金を贈って励ますことにしました。

“国を興すは人にあり”有為の人となつてく
ださることを願っております。

いまは亡き創業者の教え、

- ・常に目的意識を持って
- ・新しいことに勇気を持って挑戦せよ
- ・利他主義に徹せよ

社員一人一人の心の中に生き、絶え間のない
技術革新の中にあつて、より高度な商品の開発、
より品質の向上に努め、より完全でより使い易
い新製品をお届けすべく、社員一同懸命の努力
をしております。

私も創業者の遺志を継いで、及ばずながら努
めております。どうぞ皆様の温かいお力添えを
お願い申し上げます。

税制改正の概要

中相続税関係

項 目	内 容 及 び 適 用 時 期	関係条項																																																
1. 課税最低限の引き上げ	次のとおり基礎控除額が引き上げられました。 (改正前) (改正後) ・ 定額控除 2,000万円→4,000万円 ・ 法定相続人1人当たり 400万円→ 800万円 【参考例】相続人が、妻と子供2の計3人の場合の基礎控除額 <table><tr><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr><tr><td>3,200万円 =2,000万円+400万円×3</td><td>6,400万円 =4,000万円+800万円×3</td></tr></table> (注) 課税価格が上記の基礎控除額以下の場合には、相続税の申告は必要ありません。	改 正 前	改 正 後	3,200万円 =2,000万円+400万円×3	6,400万円 =4,000万円+800万円×3	相法15条																																												
改 正 前	改 正 後																																																	
3,200万円 =2,000万円+400万円×3	6,400万円 =4,000万円+800万円×3																																																	
2. 税率の緩和	最高税率の引き下げ (75%→70%) 及び税率区分の幅の拡大が行われました。 【改正後の相続税の速算表】 <table><tr><th>法定相続人の 取得 価 額</th><th>税 率</th><th>控 除 額</th><th>法定相続人の 取得 価 額</th><th>税 率</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>400万円以下</td><td>10%</td><td>—</td><td>1億円以下</td><td>45%</td><td>1,020万円</td></tr><tr><td>800 "</td><td>15</td><td>20万円</td><td>1億5千万円下</td><td>50</td><td>1,520 "</td></tr><tr><td>1,400 "</td><td>20</td><td>60 "</td><td>2億円以下</td><td>55</td><td>2,270 "</td></tr><tr><td>2,300 "</td><td>25</td><td>130 "</td><td>2億5千万円以下</td><td>60</td><td>3,270 "</td></tr><tr><td>3,500 "</td><td>30</td><td>245 "</td><td>5億円以下</td><td>65</td><td>4,520 "</td></tr><tr><td>5,000 "</td><td>35</td><td>420 "</td><td>5億円超</td><td>70</td><td>7,020 "</td></tr><tr><td>7,000 "</td><td>40</td><td>670 "</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	法定相続人の 取得 価 額	税 率	控 除 額	法定相続人の 取得 価 額	税 率	控 除 額	400万円以下	10%	—	1億円以下	45%	1,020万円	800 "	15	20万円	1億5千万円下	50	1,520 "	1,400 "	20	60 "	2億円以下	55	2,270 "	2,300 "	25	130 "	2億5千万円以下	60	3,270 "	3,500 "	30	245 "	5億円以下	65	4,520 "	5,000 "	35	420 "	5億円超	70	7,020 "	7,000 "	40	670 "				相法16条
法定相続人の 取得 価 額	税 率	控 除 額	法定相続人の 取得 価 額	税 率	控 除 額																																													
400万円以下	10%	—	1億円以下	45%	1,020万円																																													
800 "	15	20万円	1億5千万円下	50	1,520 "																																													
1,400 "	20	60 "	2億円以下	55	2,270 "																																													
2,300 "	25	130 "	2億5千万円以下	60	3,270 "																																													
3,500 "	30	245 "	5億円以下	65	4,520 "																																													
5,000 "	35	420 "	5億円超	70	7,020 "																																													
7,000 "	40	670 "																																																
3. 配偶者の税額軽減の引き 上げ	(改正前) (改正後) 非課税限度額 2分の1→法定相続分 最低保障額 4,000万円→8,000万円 【参考例】 ・ 課税価格(基礎控除前の金額)→2億円 ・ 法定相続人→妻のみ ・ 遺産の相続状況→全ての財産を妻が取得 <table><tr><th>改正前の税負担</th><th>改正後の税負担</th></tr><tr><td>41,675,000円</td><td>0円</td></tr></table> (注) 配偶者の税額軽減により相続税がかからない場合であっても、申告は必要です。	改正前の税負担	改正後の税負担	41,675,000円	0円	相法19条の2																																												
改正前の税負担	改正後の税負担																																																	
41,675,000円	0円																																																	
4. 生命保険金・退職手当金 などの非課税限度額の引き 上げ等	(1)非課税限度額が引き上げられました。 (改正前) (改正後) ・ 生命保険金等 250万円×法定相続人数→500万円×法定相続人数 ・ 退職手当金等 200万円×法定相続人数→500万円×法定相続人数 (2)各相続人の非課税金額の計算方法が改正されました。 各相続人の $\frac{\text{上記で計算した}}{\text{非課税金額}} \times \frac{\text{その相続人が取得した保険金等の金額}}{\text{各相続人が取得した保険金等の金額の合計額}}$ (注) 退職手当等の計算方法も同様に改正されました。	相法12条																																																
5. 小規模宅地等の評価の減 額割合の引き上げ	小規模宅地等とは、被相続人等が事業の用又は居住の用に供していた宅地等のうち相続人が選んだ200平方メートルまでの部分をいいますが、この小規模宅地等についての相続税の課税価格の減額の特例について、この減額割合が、次のとおり引き上げられました。 <table><tr><th>宅地の用途</th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr><tr><td>事業用宅地等</td><td>40%</td><td>60%</td></tr><tr><td>居住用宅地等</td><td>30%</td><td>50%</td></tr><tr><td>居住用と事業用がある場合</td><td>事業用40% 居住用20%</td><td>事業用60% 居住用40%</td></tr></table> (注) 小規模宅地等が、事業用と居住用の両方からなる場合には、事業用の部分の減額割合は60%、居住用部分の減額割合は40%として計算することとされていますが、この場合において事業用地の部分が少ないため、計算した全体の減額割合が50%を下回ることがあります。この場合には全体の減額割合は50%とされます。 昭和63年12月31日以降の相続・遺贈(以下「相続等」といいます。)については、事業に準ずるものの用に供されていた宅地等を評価減の対象としないこととなりました。	宅地の用途	改 正 前	改 正 後	事業用宅地等	40%	60%	居住用宅地等	30%	50%	居住用と事業用がある場合	事業用40% 居住用20%	事業用60% 居住用40%	措法69条の3																																				
宅地の用途	改 正 前	改 正 後																																																
事業用宅地等	40%	60%																																																
居住用宅地等	30%	50%																																																
居住用と事業用がある場合	事業用40% 居住用20%	事業用60% 居住用40%																																																
6. 法定相続人の数に算入す る養子の数の制限	被相続人に養子がいる場合において、昭和63年12月31日以降の相続等については、①基礎控除額、②生命保険金・退職手当金等の非課税限度額及び③相続税の総額の計算を行う場合の法定相続人の人数に算入される養子の数が制限されました。 <table><tr><th>区 分</th><th>算入される養子の数</th></tr><tr><td>被相続人に実子がいる場合</td><td>1人まで</td></tr><tr><td>被相続人に実子がいない場合</td><td>2人まで</td></tr></table> (注) 相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる養子は、左表によらず、法定相続人の人数は算入されません。 (注) 特別養子を実子とみなすなどの例外規定があります。	区 分	算入される養子の数	被相続人に実子がいる場合	1人まで	被相続人に実子がいない場合	2人まで	相法15条																																										
区 分	算入される養子の数																																																	
被相続人に実子がいる場合	1人まで																																																	
被相続人に実子がいない場合	2人まで																																																	

7. 相続開始前3年以内に取得した土地・建物等の取得価額評価	昭和63年12月31日以降の相続等により取得した次の土地・建物等については、路線価等の評価額によらず、その土地・建物等の取得価額により課税価格に算入されます。 ① 相続開始前3年以内に被相続人が取得した土地・建物等 ② 相続開始前3年以内に被相続人が取得した土地・建物等で、相続財産に加算される相続開始前3年以内に相続人等に贈与された土地・建物等 〔例外〕次の土地・建物等は、上記によらず、路線価等で評価して課税価格に算入できます。 ① 被相続人の居住の用に供していた土地・建物等 ② 取用等に伴い取得した代替資産など(事業用資産の買換え特例による買換資産は含まれません。)	措法69条の4									
8. 税額控除額の引き上げ	障害者控除と未成年者控除の額が、次のとおり引き上げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者控除</td><td>70歳に達するまでの1年につき、3万円 (特別障害者は6万円)</td><td>70歳に達するまでの1年につき、6万円 (特別障害者は12万円)</td></tr> <tr> <td>未成年者控除</td><td>20歳に達するまでの1年につき、3万円</td><td>20歳に達するまでの1年につき、6万円</td></tr> </tbody> </table>		改 正 前	改 正 後	障害者控除	70歳に達するまでの1年につき、3万円 (特別障害者は6万円)	70歳に達するまでの1年につき、6万円 (特別障害者は12万円)	未成年者控除	20歳に達するまでの1年につき、3万円	20歳に達するまでの1年につき、6万円	相法19条の3 相法19条の4
	改 正 前	改 正 後									
障害者控除	70歳に達するまでの1年につき、3万円 (特別障害者は6万円)	70歳に達するまでの1年につき、6万円 (特別障害者は12万円)									
未成年者控除	20歳に達するまでの1年につき、3万円	20歳に達するまでの1年につき、6万円									
9. 延納制度の整備	相続税又は贈与税の延納の適用を受ける場合の税額の最低限度額が、5万円から10万円に引き上げられました。この改正に伴い、延納期間の最高限度も延納税額を10万円を除いて得た年数(1年未満の端数は1年に切り上げ)とすることとされました。また、延納税額が50万円未満であり、かつ、延納期間が3年以下のものについては、担保を要しないこととされました。(昭和63年12月31日以後の延納の申請に係る許可から適用) 相続税の課税価額のうち不動産、借地権、立木並びに事業用減価償却資産、同族会社の非上場株式等の占める割合が4分の3以上の場合のその不動産等に対応する相続税額については、延納期間を最長20年(従来は15年)、利子税の割合を年4.8%(従来は5.4%)とする特例が創設されました。(適用は1と同様。ただし既に延納中の相続税額も申請により適用)	相法 38条 措法70条の9									

◆これらの改正事項は、特に表示のない限り、昭和63年1月1日以後の相続等についてさかのぼって適用されます

中贈与税関係

項 目	内 容 及 び 適 用 時 期	関係条項																																										
1. 税率の緩和	贈与税の最高税率も相続税と同じく75%から70%に引き下げられました。 改正後の税率による贈与の速算表を次に掲げます。(昭和63年1月1日以後の贈与に適用されます。) (改正後の税率による贈与税の速算表) <table><tr><th>基礎控除、配偶者控除後の課税価格</th><th>税率</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>100万円以下の場合</td><td>10%</td><td>一万円</td></tr><tr><td>100万円を超え、120万円以下の場合</td><td>15</td><td>5</td></tr><tr><td>120万円 " 150万円 "</td><td>20</td><td>11</td></tr><tr><td>150万円 " 200万円 "</td><td>25</td><td>18.5</td></tr><tr><td>200万円 " 300万円 "</td><td>30</td><td>28.5</td></tr><tr><td>300万円 " 400万円 "</td><td>35</td><td>43.5</td></tr><tr><td>400万円 " 600万円 "</td><td>40</td><td>63.5</td></tr><tr><td>600万円 " 800万円 "</td><td>45</td><td>93.5</td></tr><tr><td>800万円 " 1,200万円 "</td><td>50</td><td>133.5</td></tr><tr><td>1,200万円 " 2,000万円 "</td><td>55</td><td>193.5</td></tr><tr><td>2,000万円 " 3,000万円 "</td><td>60</td><td>293.5</td></tr><tr><td>3,000万円 " 7,000万円 "</td><td>65</td><td>443.5</td></tr><tr><td>7,000万円を超える場合</td><td>70</td><td>793.5</td></tr></table>	基礎控除、配偶者控除後の課税価格	税率	控 除 額	100万円以下の場合	10%	一万円	100万円を超え、120万円以下の場合	15	5	120万円 " 150万円 "	20	11	150万円 " 200万円 "	25	18.5	200万円 " 300万円 "	30	28.5	300万円 " 400万円 "	35	43.5	400万円 " 600万円 "	40	63.5	600万円 " 800万円 "	45	93.5	800万円 " 1,200万円 "	50	133.5	1,200万円 " 2,000万円 "	55	193.5	2,000万円 " 3,000万円 "	60	293.5	3,000万円 " 7,000万円 "	65	443.5	7,000万円を超える場合	70	793.5	相法21条の7
基礎控除、配偶者控除後の課税価格	税率	控 除 額																																										
100万円以下の場合	10%	一万円																																										
100万円を超え、120万円以下の場合	15	5																																										
120万円 " 150万円 "	20	11																																										
150万円 " 200万円 "	25	18.5																																										
200万円 " 300万円 "	30	28.5																																										
300万円 " 400万円 "	35	43.5																																										
400万円 " 600万円 "	40	63.5																																										
600万円 " 800万円 "	45	93.5																																										
800万円 " 1,200万円 "	50	133.5																																										
1,200万円 " 2,000万円 "	55	193.5																																										
2,000万円 " 3,000万円 "	60	293.5																																										
3,000万円 " 7,000万円 "	65	443.5																																										
7,000万円を超える場合	70	793.5																																										
2. 贈与税の配偶者控除の引上げ	贈与により、婚姻期間が20年以上の配偶者から専ら居住の用に供する土地等又は建物(居住用不動産といえます。)やその購入のための金銭を取得した場合、配偶者控除として課税価格から1,000万円を控除することとされていましたが、今回の改正で、昭和63年1月1日以後の贈与にさかのぼり、次のように2,000万円に引き上げられました。 <table><tr><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr><tr><td>1,000万円</td><td>2,000万円</td></tr></table>	改 正 前	改 正 後	1,000万円	2,000万円	相法21条の6																																						
改 正 前	改 正 後																																											
1,000万円	2,000万円																																											

企 業 紹 介

有限会社 丸正製作所

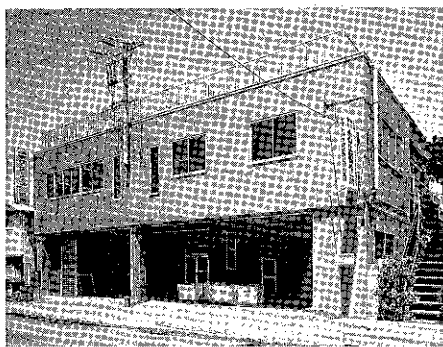
代表取締役 宇都木 貞

〒133 江戸川区南篠崎町4-133-1

TEL 670-1439(代)

FAX 670-4016

弊社は創業以来、豊富な技術と「創意工夫・サービス精神」をモットーに科学研究設備品木製実験台、ドラフトチャンバーの製造販売を致しております。機能性、信頼性に優れた製品を全国官公庁、医療施設、会社、学校の研究室に納め、新しい開発に寄与すると共に常に新しいシステムを提供できる態勢を整え努力を重ねております。



株式会社 ベ ビ ッ ト

代表取締役 関 護

昭和50年8月創立

東京都江戸川区平井6丁目32番5号

TEL 613-3443

FAX 613-3487

ベビー用品レンタル・リース及び販売

主要 産婦人科病院 400ヶ所にオリジナル総合カタログを配布。妊婦さんより直接TTLにて受注、自社トラックにて宅配する仕事です。又、㈱伊勢丹と業務提携をし、伊勢丹百貨店ベビー用品売場で、レンタル・リースを受注してもらい、当社で宅配しております。営業エリアは、東京、都下、埼玉の一部、千葉の一部、神奈川の一部です。



株式会社 島村商店

取締役社長 島村 桂市

器具部 江戸川区平井5-42-8

TEL 670-2011 FAX 617-1129

木材部 江戸川区平井6-19-14

TEL 617-5011 FAX 617-5013

設立：昭和23年 資本金：500万円

年商：6億5000万円

事業内容：システムキッチン、ユニットバス、
その他住設機器卸、木材、新建材、サッシ卸
御用命の節はお気軽に御相談下さい。



株式会社 工藤铸造所

代表取締役 工藤 哲也

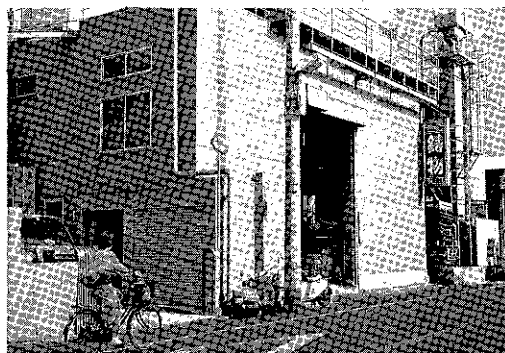
中央1丁目19番1号

TEL 652-8881

FAX 652-4171

油圧機械部品鋳物製造、鍛圧機械部品鋳物製造、
一般産業機械部品鋳物製造

企業の特長：電気炉にて毎日溶解の為、短納期。
各種測定器により出湯前成分調整にて品質安定。各
材質及び小物から大物まで多品種生産。江戸川区よ
り公害防止努力工場として表彰される。月間生産量
130トン。業界に先がけてOA化推進。



企 業 紹 介

株式会社 児玉機械製作所

代表取締役 児玉 繁

中央4丁目16番4号

TEL 652-8261

特許パイプシールドマシン、リング成形機、特許プレスダイクッション、カーリングマシーン、マフラー両端同時カール、シール機、他設計製作

企業の特徴：技術開発に力を注ぎ、今日迄金属塑性加工を追求して来ました。独自のユニークな加工ノウハウを持ち、内外の大手企業のニーズに応えられる企業です。

『民間研究所』・加工出来ない時・加工方法がわからない時・加工工程を減らしたい時・省力化したい時・その他困った時、水平思考のコダマに相談して下さい。“金属は決って硬くありません”をモットーに技術開発に取り組んでおります。また最近ではコンサルタント、企画、設計等ソフトの販売を行っております。



アサヒタオル有限会社

代表取締役 西口 成一

南篠崎町1-6-11

TEL 679-2233 698-1212

FAX 677-7978

定休日/日・祭日

営業時間/午前9時～午後6時

昭和24年10月創業以来永年御愛顧いただきありがとうございます。

エドシン南篠崎支店前にあるアサヒタオルは江戸川区でただ一社のタオル製品卸問屋です。

出産、新築、開店、御年賀の名入タオルのことならなんでも相談に応じます。しかも安い小売コーナーも併設されていてタオル製品のほかにユニホーム・ツナギ服各種ズボン等も常時置かれています。

全国どこでも発送OK。



合資会社 秋元建築材料店

代表者 秋元 實

東京都江戸川区西小岩三丁目二番十五号

TEL 657-1307

657-8850

株式会社 日建工業

代表取締役 作田登志夫（通称・憲司）

東京都江戸川区西小岩2丁目11番10号

TEL 657-2737

657-2767

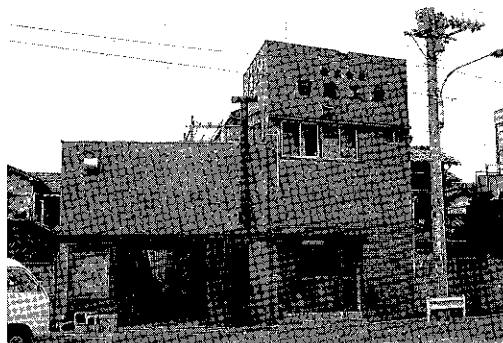
営業種目：総合建設業（建築工事全般・建築工事に伴う土木工事）

東京都知事許可（特63）第4120号

（般63）第4120号

株式会社日建工業一級建築士事務所

東京都知事登録第7423



簀立てに参加して

私は子供の頃から魚取りや魚吊りが大好きだった。中でも魚取りが得意であった。

田舎の生家の前を流れる農業用水路となっていて小川が毎年八月十五日の正午を期して水門を閉ざして水の流入を止めてしまうと村の上流から下流までの長い水路が一斉に干上って来る。この日はもう村中総出で、それぞれ手に道具を持って川に入り、ぞろぞろ出て来る魚を取るのである。魚はふな、こい、あゆ、なまず、うなぎ、小魚などで、あじかという竹であんだ魚入れを左手に持ち、右手には魚をつき刺すヤスとか、魚をすくい上げるタモとかいうものを持って、魚を追いかけ廻すのが子供の頃の一年中で一番楽しい一刻である。

東京に出て来てからはそんな山川に恵まれず十年前程に二度簀立てに誘われて行ったことがあるきりで久しく魚取りの遊びに接しなかったが、今回法人会厚生部の企画で簀立てが行われるという報を聞いたのでその一番に申込みをすませてその日を待った。時は七月二十三日、梅雨があけて朝から快晴、七時かきりに選挙をすませ、七時半バスは文化センターを出発して一路木更津へと向う。

車中でバスの到着時刻あてのクイズなどを楽しみ乍ら、十時半に久津間海岸に到着。服を着換えて潮の干上りを待つ。空はカンカン照りなのだが、海風が快よくほほを打ち、暑さを全く感じさせないで待つこと三十分。漸くにして迎え小舟が岸につく。この舟は、アサリを五、六屯積んで沖に出て、アサリをばらまいて廻る舟だそう。

一行の四十人がのり終り、遙か彼方にある簀立てのところまでこぎ出す、まだ少し時間が早くて海が深くて入ることが出来ない。待つこと暫し、もう待ち切れない若い人達はザンプと海に飛びこみ簀立ての中に入る、私もおくれてはならじと海に飛び込み、手に持った。網で魚を追いつく。一番すくい易いのはサヨリという魚、

一ばん取りにくい魚はボラやすすき、タモですくいと多いときで小魚が十匹位入っている。小魚でもせっかく取れたのだからと網かごに入れる。

潮はどんどんひいて海が浅くなって来る。大勢が竹簀の中に入りこみ魚を追ってかけ廻るので水が混って来て弱い魚は浮いて来る。強い魚もときどき飛びはねる。タモで救ったり手でつかんだり、それはもう上を下への大きき、あちこちで喚声が上り楽しい一刻が過ぎて行く。健闘すること一時間、私の網かごには一ぱいの魚で持ち切れない程取れたので一足先に舟に上って一休みしていると子供達は一匹の魚を追いかけてまわして、キャッ、キャッと大声を上げてはしゃいでいる。

あらかしの魚を取り終えて舟に帰って来る顔という顔はすべて満足、満足、満足の顔であった。私はちょうど二K半程の収穫であったが一番多い人は四K程も取っているのには驚いた。今度来る時は、もっと大きな網袋を用意しなければならんなど考えたりして、魚を氷詰めにする。陸に上って海の家ではお昼の御飯になる。アジのてんぶら、ボラのアライ、アカエイの煮魚など、今とれたばかりの海の幸の料理に舌づつみを打ち乍らのビールが又格別にうまい。十分に食べつくし、三時に帰路につき六時すぎ到着地文化センターに帰りついたが、子供づれの家族にとっては忘れられない有意義な一日となったことでした。

来年もこの計画が実行されんことを願って拙文の筆をおきます。(広報部 黒田 豊)

第7回会員親睦ゴルフ大会

期 日 9月11日(月)

場 所 土浦カントリークラブ

参加費 22,000円



法 江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川4-98

電話 (681) 3474

平成元年 10月号



根本貴久氏〈野鳥の観察記〉より

10・11月の行事

- | | | | |
|-------|-----------------|-------|--------------|
| 29日 | 第6ブロック役員会 | 10月2日 | 第3ブロック税務研修会 |
| 22日 | 広報委員会 | 3日 | 第5B正副支部長会 |
| 14日 | 税を知る週間記念講演会 | 3日 | 新設法人説明会 |
| 9日 | 新設法人説明会 | 4日 | 西小松川支部役員会 |
| 7日 | 第3回税と経営セミナー | 5日 | 第2回税と経営セミナー |
| 11月2日 | 決算法人説明会 | 12日 | 事業委員会 |
| 27日 | 広報委員会 | 13日 | 第2ブロック税務研修会 |
| 27日 | 瑞江第4支部税務研修会 | 17日 | 第5ブロック税務研修会 |
| 25日 | 第2・第6ブロック青年部研修会 | 18日 | 第3ブロック青年部研修会 |
| 23日 | 源泉部会研修会 | 19日 | 本部役員会 |

諸外国の付加価値税制度について

項目	国名	日 本 (消費税)	イ ギ リ ス	フ ラ ン ス	西 ド イ ツ	韓 国
実 施 時 期		1989. 4. 1	1973. 4. 1	1968. 1. 1	1968. 1. 1	1977. 7. 1
納税義務者		事業者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務付けられている者及び輸入者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業上独立的に財貨又は役を供給する者及び輸入者
非 課 税		土地の譲渡・賃貸、有価証券の譲渡、金融・保険、社会保険医療、教育、社会福祉事業等	医療、教育、金融・保険、土地取引、中古建物の売買、不動産賃貸、郵便等	医療、教育、金融・保険、不動産取引、不動産賃貸、郵便等	医療、教育、金融・保険、不動産取引、不動産賃貸、郵便、放送等	未加工の農林水産物、水道水、土地・建物・有価証券等の取引、医療、教育、金融・保険、不動産賃貸、郵便等
率	標準税率	3%	15%	18.6%	14%	10%
	ゼロ税率・免税	輸出及び輸出類似取引	輸出、食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、電力、燃料（ガソリン等を除く）、医薬品、国内旅客輸送等	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引	輸出及び輸出類似取引
	軽減税率	なし	なし	書籍、雑誌、旅客輸送、肥料等 ……7% 食料品、水等 ……5.5% 新聞 ……2.1%、4%	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、近距離旅客輸送等 ……7%	なし
	割増税率	乗用車 ……6% (3年間の経過措置)	なし	宝石、カメラ、ラジオ、ステレオ、毛皮、たばこ等 ……33.1/3% 乗用車等 ……28%	なし	なし
課 税 期 間		1か年（個人は1年、法人は事業年度）選択により3か月ごとの期間とすることができる。	3か月 選択により1か月ごとの期間とすることができる。	1か月	1か年	6か月
申告・納付		①確定申告 課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告納付する。 ②中間申告 課税期間の開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に申告納付する。	原則として課税期間終了後1か月以内に申告納付する。	原則として翌月15～24日のうち決められた日までに申告納付する。	原則として毎月課税取引高に対する税額を翌月の10日までに予定申告・納付し、課税年度終了後に最終申告を行い、差額を調整する。	課税期間及び予定期間（3か月）終了後25日以内に申告納付する。
前段階税額の控除		アカウント方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式
中小事業者に対する特別措置	先 税	基準期間の課税売上高3,000万円以下の事業者は免税（選択により課税事業者となることができる。）	年間課税売上高が23,600ポンド（約540万円）以下、かつ四半期の課税売上高が8,000ポンド（約180万円）以下の者は免税	フォルフェ（協約課税）制度対象者が当暦年の年税額が1,350フラン（約28,000円）以下の者は不徴収	年間売上高が前暦年において2万マルク（約140万円）以下であり、かつ、当暦年において10万マルク（約710万円）以下と見込まれる者は免税	課税特別者が、当該課税期間の税額が2万ウオン（約3,900円）未満の者は不徴収
	税額計算の特例等	①簡易課税制度 基準期間の課税売上高5億円以下の事業者は 〔課税売上高×0.6%（0.3%）〕 の算式で税額を計算する選択ができる。（ ）は則定業。 ②限界控除制度 課税期間の課税売上高6,000万円未満の事業者は、 本来納付すべき税額 $\times \left(\frac{\text{課税売上高} - 3,000 \text{万円}}{3,000 \text{万円}} \right)$ の算式で税額を計算できる。	売上げの都度記録することが困難な小売業者については、仕入額をもとに売上げに係る税額を推計する等特別な計算手続きが認められている。	①年間売上高が、一定額（物品販売・宿泊施設業は50万フラン（約1,060万円）、その他は15万フラン（約320万円））以下の個人事業者は、フォルフェ制度を選択できる。 ②年間売上高が、一定額（物品販売・宿泊施設業は300万フラン（約6,330万円）、その他は50万フラン（約1,090万円））以下の納税者は、簡易課税制度を選択できる。 ただし、フォルフェ制度対象者を除く ③課税額が引き下げられる税額軽減措置がある。	①年間売上高が、10万マルク（約710万円）以下の納税者は、標準率（平均率）課税を選択できる。 ②段階的税額控除 年間売上高が当暦年中に6万マルク（約420万円）以下の企業者は、一定の方式による税額控除ができる。	直前一暦年の税込売上高が次の場合には課税特別者となる。 一般個人事業者（一定の小売業者） …… 3,600万ウオン未満（約710万円） 代理・仲介業者 …… 900万ウオン未満（約180万円） 課税特別者は、税込売上高の2%（代理・仲介業者は3.5%）相当額から、税金計算書記載の前段階税額の5%を差し引いた額を納税する。

(注) 1ポンド=227円、 1フラン=21.1円、 1マルク=70.7円、 100ウオン=19.7円として計算した。

偉大なる中小企業—ホンダ躍進の秘密—

本田技研工業㈱元副社長 西田 通 弘 氏

9月19日税と経営セミナーが文化センターで行われました。第一講座をお願いした西田先生はホンダ躍進のプロセスを30年の在職期間の体験を交えて力強くお話し下さいました。以下著書「隗より始めよ」も引用させて載きながら要点をまとめてみました。

陸軍技術将校であった私は、終戦後新小岩の那須アルミニウム会社へ入社したがなじめず2年で退社した。その後独立してアルミの表面処理をする工場を経営、70人程の規模になったが20代の若僧でうまくゆかず倒産した。再び夫婦二人だけの家内工業を始めたがジリ貧になり、一合の米もなくどん底生活に落ちいって飯田橋職安を通じ、本田技研へ入社したのが昭和25年である。食うためになんとなく入社したが、昭和55年に副社長を辞するまで30年間勤務した。ホンダは昭和23年浜松に資本金100万円、社員10数名でオートバイの生産を開始した。現在バランスシート上の資本は関連350社を含め9,015億円、売上高35,000億円、社員8万人となった。地球上には6,000年間に21の文明が生れたが、その殆どが衰退して残存しているのは僅か7つしかない。企業の寿命も30年といわれている。日本の30年前の花形産業は鉄鋼、造船、繊維、石炭であった。それが今では大転換を迫られている。寿命がくる原因は主として、内部にある。企業が大きくなり古くなると次第に活力が失われ疲弊してゆく。企業は公器であり多数の人々の職場である、人間のように寿命で終っては困る。創業期とか中小企業にはこんな問題は起りにくい。ホンダは中小企業の精神を何時までも持ち続け発展したい。こんな意味で表題がついたと思われる。

そこで企業の活性化について2、3申しあげる。1. チャレンジ精神について。工場を機械化しロボット化して高精度の製品を効率良く生産することは必要なことだが、あまりにも自動化し過ぎると工員の気力をそぐ結果となる。マスコミによると、最近の社員はET型社員であるとかコア型社員であるとか云われている。何れも人に好かれるタイプだが気力が無い、寄れば大樹といった人間である。古い社員もやる気が無い、新入社員もやる気が無い。これは今

後の大きな社会問題になる。中国医療の「針」療法はツボに刺激を与える。するとそこに鎮痛作用をする新物質が生ずる。このように眠っている気力のない社員には、刺激を与え潜在的にもっている自発心を促して、やる気を起させる。刺激の方法としては競争環境をつくることだ。オートバイ業界にはかつて274社が参入したが生き残りは僅か4社である。この4社で世界の過半数のオートバイを生産している。オートバイ業界は30年代に輸入障壁を全廃して外国メーカーと対等で競争をした。現在の輸出比率は70%になった。この優位な力は自由競争のもとで培われたものである。協調協同だけで安定をもとめていては、人間のもっている個性適性能力は永久に開発発見されない。そうした能力は競争関係があって初めて引出される。日本の農家は補助金と云う税金を貰い無競争の状態であった。今ではどうにもならない弱体農業に落ち込んでしまった。競争は活力の源泉である。

刺激の方法として2つめは節目を作ること。竹には節があり、節は多い方が竹は強い。企業の節目も自ら作ることだ。例えば環境変化に対して素早く対応する。円高ショック、貿易摩擦等外圧に何とか対抗しそれを逆手にとり禍いを転じて福とする。外圧にあって、何か逃げる手はないかと逃げ廻ってはいは格差は益々広がってしまう。「人生は苦しいときが登り坂」、「人間は鍛えれば鍛えるほど成長する」。

逆境におかれた人間は、強くなる。それは企業のような組織でも同じことだ。ホンダの社員に高根沢威夫という人がいた。棒高跳びの選手で、ついこのあいだまで日本記録保持者だった。オリンピックにも3回出場している。しかし彼は、大学（日体大）時代はまったく無名の選手だった。ホンダに入社してからめきめき力をつけた。その高根沢が初めてオリンピックに出るとき、役員室へ挨拶に来た。いあわせた役員の一人が、こう質問した。「君は学生時代はあまり有名でなかったのに、どうしてオリンピック選手になれたのかね。」ホンダという会社は、スポーツ選手をとくに優遇してはいない。当時プレス課に勤務していた高根沢も、少なくとも午後五時までは、自分の練習時間がなかったは

ずだ。それなのに、学生時代よりずっと力を伸ばした。なぜか？ 高根沢は答えた。「そうです。学生時代には、いつも自由に練習できたし、立派な施設もあった。ホンダに入社してからは、勤務の関係で練習時間がなかなかとれないし練習場所も遠かった。」最初は彼も悩んだ。しかしそこで、考え直した。練習場所は、その気になればできるものだ。恵まれた条件のグラウンドへ行くのをあきらめて、工場の空地を利用した。跳び方の練習も、短期間で効果があがるように工夫をこらした。「それが結果的によかった」と高根沢は答えたものである。逆境は人間を強くするものである。ホンダの歴史は節目の連続の歴史である。振りかけられた逆境もあるがその殆んどが自分で作った逆境である。極めて高い目標或いは未知の分野に挑戦させられた。私がホンダの仕掛人と云われているが、私も仕掛けられた方でその仕掛人は本田宗一郎と、藤沢武夫でこの二人は教祖的要素をもっていた。資本金6,000万円のときに45,000万円ものマシンを導入した。その支払に窮して倒産に瀕した。こうした苦しみ乗り越えてみるとそこには他社にない優れた体質ができていた。ホンダは世界のレースに出場している。二輪車では英国マン島のT・Tレースに出場、7年かけて完全優勝をなし遂げた。四輪車ではF1レースに出場、17戦で15勝をあげた。今年はホンダにとって不利益なエンジン容量となり今年こそはダメだろうと云われていたが、現在11戦を終り7勝である。本年の優勝も確定した。レースに多くの人と費用をかけるのも技術の極限に挑戦するためだ。この技術はこれから数年先には量産車の技術として現われる。刺激を与えるあと一つの方法として、失敗を認めること、誰もやらない事、未知のことをすれば当然その裏に失敗の危険がある。行動せず理論をねり廻しているのでは道は拓けない。失敗が次の成功への道を拓く、ホンダはそうした失敗を表彰している。

2つめの問題は、コミュニケーションの悪化である。企業が大きくなると組織は専門化し細分化して壁ができる。そして人の話は聴かなくなる。このような壁を打ち壊しコミュニケーションを良くする手法として、研究開発要員を各部門から数名づつ寄せてプロジェクトチームをつくる。また、全社員を対照としたアイデアコンペをやる。これには奇想天外な車が沢山出品される。それに「ワイギャ」、ワイワイギャギャ楽しく話し合う、上下対等に全てさん付で呼び

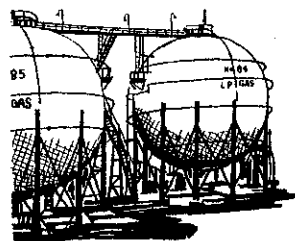
合うことなどをやっている。

3つめの問題は若い力を最大限に活用すること。アインシュタインは20才のとき相対性原理を発表し次々新原理を発表したが26才で終わっている。明治時代の伊藤博文も40才代に大仕事をなしとげている。若人の特性を知りその力をだし切らせる職場を作った企業が生き残れる企業だ。

4つめは独創性を持つこと。これからは今迄に全く考えられなかった事業が誕生したり、従来の事業も時代の変化につれて大きく転換をせまられることもおこる。メーカーは新技術を研究してより国際競争力のある製品を作り、販売、サービス部門についても新しい方法を考えねばならない。これらは何れも独創力がなければできないことばかりです。しかし独創を邪魔するものがある。それは人真似であり、事なかれ主義、慣例前例にこだわることなど、経営者管理者は独創を発揮できる人を大切にそれを育て正しく評価することだ。さて独創力を引出す着眼点としては1. 問題を提起する。現在のような変化の時代は問題がハッキリする前に未来を先取りして行動を開始しなければならない。こんな商品が実は欲しかったと云われるような商品先取りして作る。こんなサービスをやって欲しかったと云われることを先取りして行なう。2. 得意技を磨かせる。他人のやれない特技を伸ばしスペシャリストを育てる。スペシャリストは多ければ多い方が良い。ホンダでは「言い出しべ（提案者）」には大きな権限を与へプロジェクトチームを組ませて仕事をさせている。

このあと締めくくりにして変化する時代への対応として頭に柔軟性をもたせ喜怒哀楽を表現する。事物の最高のもの、本物に接する。そして、悦び驚きに感動する。そしてトップが陣頭に立って変身し行動せよ、と結ばれた。

(田口 英雄)



貿易と経済摩擦

9月1日の本部役員研修会における江戸川税務署古川副署長の講演

何をお話し申し上げようかといういろいろ迷ったのですが、私が江戸川税務署に参る前に、国税局の調査部で経験したことをお話し申し上げたいと存じます。

貿易は世界各国との間で自由にできれば良いのですが、何らかの制限を設けまないと、輸出超過の国は外貨がどんどんたまり、輸入超過の国は外貨が不足することになります。国内の産業にも大きな影響を与えることになります。そのため、貿易に多くの障壁を設けることになるわけですが、その障壁として近年税金が大きな役割を果たしております。

最初に『日米自動車戦争』についてお話し申し上げます。第2次大戦直後、アメリカは4人に1台の割合で自動車があるといわれておりました。日本の場合は、トヨタ自動車、日産自動車、プリンス自動車がありましたが、まだヒョコのような状況でした。ホンダ技研工業などは、オートバイを作り始めたばかりでした。その後、皆様ご存じのとおり、日本経済が目覚ましい成長により、小型車の輸出は急増いたしました。当初は、米国は車の数量規制をしておりましたが、米国民の安くて性能のよい車を望む声におそれ、極端な数量規制ができない状況となりました。

そこで、米国政府として考え出されたウルトラCが、税金面の締めつけでございます。昭和48～49年頃ですが、日本の小型車は米国にダンピングして輸出しているので、米国政府が認定した金額との差額はダンピング関税をかけるかと通告してまいりまして、これに対して、日本の自動車メーカーは一斉に、ダンピングではなく、むしろ日本国内よりも高い金額で輸出していると主張いたしました。

例えば、販売価格100万円の車で国内の出荷が60万円であれば、米国には65万円で輸出していると主張いたしました。ところが、この主張に米国政府は、日本の自動車メーカーは米国にある子会社の販売会社に1台当たり不当にも



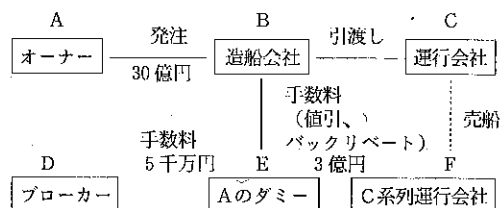
5万円高く輸出しているので、移転価格税制により、子会社の申告所得に1台当たり5万円の所得を加算した金額が正当な所得金額であるから、これにより納税せよと通知して参りました。これに対し、日本の自動車メーカーは一斉に反発し、10数年米国の税務当局と争っておりました。

しかし、日本の自動車メーカーの中にも二つのタイプがございましてAのグループは当初の主張を最後まで貫いた結果、63年に最終決着した際に米国に1,000億円以上の税金を納めることになりました。Bのグループは米国への車の仕切り価格を5万円下げることになりました。この結果Bのグループの会社は、グループ全体の利益の大半を米国で申告することになり、日本での納税額の数倍の税金を納め続けることになりました。

そこで、日本でも移転価格税制を新たにつくり、Bのグループに対しては、昭和61年4月1日以後開始する事業年度以降については、5万円を米国子会社に不当に安く販売していることから日本で課税ができる体制を設けました。

このように、巨大企業の税金は、世界各国で課税対象としてねらわれているわけです。巨大企業は日本の法人税が外国に比べて高率であると外国での納税を選択することになり、日本で納税しなくなります。今回の税制改革のうちの法人税減税は、この面からも重要なことといえます。

次に、『造船業の実態と黒幕』についてお話しいたします。造船業は、長い間不況が続いております。理由としては、海上運賃の低迷に基づく海運業界からの発注減が一番大きなものでございます。しかし、税務調査の厳しさも影響しております。大手企業に対する税務調査の厳しさが貿易に与えた例と、中に入る海運ブローカーの実態を理解していただくためにご説明いたします。



上記の例でございますと、Dのブローカーが黒幕となる訳ですが、一人で数十隻のブローカーとして登場いたします。ブローカーはタックス・ヘイブン（税金がないか、あっても税負担が著しく低い国又は地域）国に国籍を有し、契約のときだけ日本に来る者と日本に愛人とともに居所を有する者とがあります。このブローカー達は、日本の造船会社から年間数千万円から数億円の手料を受け取っていますが、日本の造船会社には数十億円から数百億円の注文を与えておりますので、税務調査時に日本が厳しくタックス・ヘイブン税制等により課税をするのであれば韓国に発注するようになると言っておりました。結果的にはそのようになってしまいました。上図のAのオーナーはギリシャ等に居住しており、日本では課税できません。もちろん税務調査で日本人又は日本の会社のグミ等であることを把握すれば厳しく課税しております。

皆様方には、タックス・ヘイブンを利用した脱税については、タックス・ヘイブン税制により厳しく脱税を防止していることをご理解いただければ幸いです。

『銀行業の資金コスト』という問題に移らせていただきます。ここ4～5年間は、日本の公定歩合は大幅に低下し市中金利も最低の状況にございます。しかし、5～6年前までは、日本は世界でも高金利国に入っていたために、外国

の銀行はこぞって日本企業に貸出ししていました。この場合、銀行の資金コストは国によってかなり異なりますので、日本の税務当局はロイターレートにより計算した金額を認めております。

なぜこのようなお話を申し上げるかといいますと、毎年の輸出超過により、日本の銀行は現在の金利の高い国々に資金活用場を設けております。そうして、米国で国債を買っては円高による評価減を出し、低開発国に融資をしては返済不能による貸倒れを出さざるを得ない状況となっております。そうしますと、資金コストは何をどこまで織り込むのか、むずかしい問題となっております。

そうした中、8月30日に三井銀行と太陽神戸銀行が合併し、日本第2位、裏を返せば世界第2位の銀行が誕生し、資金コストが不鮮明な内に、日本の銀行は世界に君臨していくことになるのではないのでしょうか。

最後に、『日本の商社』と『穀物取引』についての項目が残りましたが、時間の都合で次の機会に譲らせていただきます。

以上、お話し申し上げた項目一つ一つが大きな問題点をかかえております。それらを短時間でご説明したため、十分ご理解いただけなかったかもしれませんが、税務調査も政治・経済の分野と大きなかわりあいがあるのだと、ご理解いただければ幸いです。本日は貴重な時間をいただきまして、大変ありがとうございました。



江戸川税務署配席図

(平成元年7月17日現在)

〒132 江戸川区平井1-16-11 TEL.03(683)4281

3 F 大会議室 小会議室		熊谷 336 鈴木 330 朝生 326 小林 320	法源 7 部門 法源 6 部門 法源 5 部門 法源 4 部門	法源 8 部門 法源 9 部門 法源 2 部門 法源 2 部門	中司 340 宮沢 345 島山 310 川村 312
南木 349 山岸 319 大坪 315 安東 348 法人特官	法源 3 部門 法源 3 部門	小林 301 法源 1 部門 (法人の所得証明(納税証明その2)の発行)	竹内 303 中村 302 法人指導官 (法人税の申告についての相談)	(源泉所得税の納付の相談)	
古川副署長					
2 F		後藤 228 特徴収官	管理 1 部門 管理 2 部門 管理 3 部門	大沼 210 川上 245	
新橋 233 間税特官	西村 234 間税 2 部門	板垣 225 徴収 2 部門	町田 220 徴収 1 部門	西田 215 法人、個人の税額証明 (納税証明その1)の発行	
河原 230 間税 1 部門	消費税の申告についての相談				
小又副署長 (総務・管理徴収・間税)		総務課	総務課	申告書、文書等の提出 緑川署長	
		伊藤 203	西村 202		
1 F 食堂 派出銀行		原 270 所得 3 部門	菅原 265 所得 5 部門	谷田部 260 所得 7 部門	内田 254 笠原 255 所得特官
種市 289 資産特官	山本 290 資産 1 部門	酒井 295 資産 2 部門	野 275 所得 2 部門	大村 280 所得 4 部門	今泉 285 所得 6 部門
赤間 298 資産特官	(相続税、贈与税および譲渡所得についての相談)		新谷 266 所得 8 資料部門		
石井 299 資産特官	岩瀬副署長 (所得・資産)		小野寺 283 所得 1 部門 記録推進官	市岡 243 金子 242 税務相談室 TEL. 683-8980	

減税により所得控除額がアップ

— 平成元年分年末調整等説明会開催のお知らせ —

昨年同様、本年も改正事項が多数あります。誤りのない年末調整事務を行っていただくために、是非とも年末調整等説明会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

月日(曜)	会 場	時 間
11月21日(火)	総合文化センター	午後1時30分 ～午後4時
22日(水)	葛西区民館	
24日(金)	小岩公会堂	
28日(火)	東部区民館	
29日(水)	鹿骨区民館	
30日(木)	小松川区民館	

(注) 説明開始30分前から、用紙をお配りいたします。

なお、各会場とも駐車場がありませんので、車によるご来場はご遠慮ください。

「源泉所得税の期限内納付についてのお願い」

納期限は支払った日の翌月10日

納期の特例を受けている場合は

1～6月分…7月10日 7～12月分…1月10日

源泉所得税は、従業員や役員の皆さんの給料などの一部を事業主の方にお預りいただいているものです。

「ついうっかり」や「資金繰りの都合」などで納期限に遅れますと、不納付加算税や延滞税といった余分な税金を負担することになります。しかも、これらの税金は法人税や地方税の計算上、経費にはなりません。

源泉所得税の期限内納付は、節税対策の第1歩ともいえます。

(例) 20万円の源泉所得税の納付が1ヶ月遅れた場合
＜余分に負担する税金は＞

- | | |
|---------|----------|
| ①不納付加算税 | 20,000円 |
| ②延滞税 | 1,200円 |
| ③法人税 | 約6,000円 |
| ④地方税 | 約2,900円 |
| 合 計 | 約30,100円 |

(年間所得約500万円の法人の例)



源泉所得税についての相談、不明な点についての照会は

03-683-4281 江戸川税務署 源泉所得税部門まで

企 業 紹 介

各種自動車販売・定期点検・車検整備・钣金・塗装
各種保険代理店・関東運輸局長認証・車体整備工場

平栗自動車工業所

代表取締役 平栗恒夫
〒132 東京都江戸川区大杉5丁目22番1号
電話 03 (651) 3 3 5 9 番(代表)
ファックス 03 (652) 3 4 2 5 番

当社は昭和22年創業以来一貫して自動車の钣金・塗装を主体とする車体整備工場として永年に亘り自動車社会の発展のため、些かの貢献を致して参りましたが、近年所謂モータリゼーションの進展に伴う成熟した車社会の到来と共に、ユーザー各位の自動車に対する指向と使用形態が大きく変化して、つとに個性的且つ高級化の傾向にあるといわれてまいりました。当社はその新しいニーズにお応え致すべく、数年前より自動車防錆と美装コーティングのシステムを導入して、総合的なオートボデーショップとして、皆様に御利用頂いて居ります、何なりと御気軽に御用命の程御願ひ致します。



株式会社 中島商店

江戸川区大杉2-22-12
京葉道路と環七の交差点
TEL 654・0137代
FAX 653・7227

＜事業内容＞非鉄金属スクラップ卸（産業廃棄物処理業許可有）ステンレス・アルミニウム・銅・真中・鉛・被覆線等非鉄金属スクラップ全般に対応します。

日本における最大の鉱山・スクラップを通じ、省エネ・省資源ひいては環境問題の一翼を担いたい、社員一同迅速な顧客サービスに研鑽しております。



株式会社 米澤商店

江戸川区一之江1-14-9
TEL 03 (653) 0 4 9 7代
FAX 03 (653) 3 2 7 0

事業内容

住宅設備機器、各種燃料、プロパンガス、器具工事一式浴槽入替タイル工事全般、家庭電化製品販売付 三井石油、ガステ約店 長府ボイラー（石油、ガス）特約店



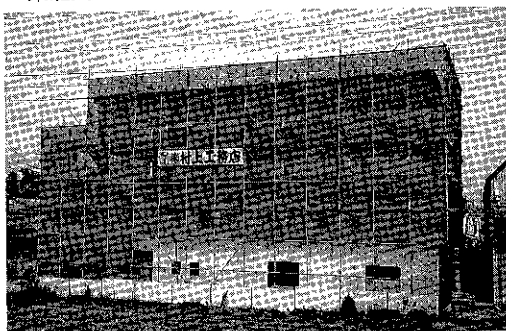
株式会社 村上工務店

代表取締役 村上吉枝
〒132 本社 江戸川区春江町2-6-2
電話 03 (677) 0 0 3 3
FAX 03 (677) 0 0 2 2
〒132 営業所 江戸川区一之江4-10-7
電話 03 (654) 4 3 3 1
FAX 03 (654) 4 3 3 2

事業内容

創業40年以来本年まで注文建築一筋に営業を重ねて参りました、技術とサービスをモットーとしてお客様に喜んで戴き40年お蔭様で本社ビルも11月20日オープンする事になりました。今後共サービスと技術を売る工務店に育て、行きたいと社員一同頑張る次第です。

総合注文住宅設計施工
東北大工が造る手造住宅



企 業 紹 介

日新糧機工業株式会社

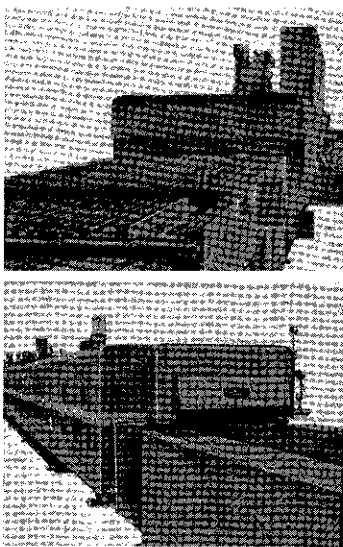
取締役社長 當 間 重 春

〒132 江戸川区平井 7-17-35

電 話 03 (619) 1181(代)

FAX 03 (619) 3271

各種、ビスケット製造機



(総合物流会社)

第一物流株式会社

本 社

東京都江戸川区平井 7-5-32

TEL 03 (613) 1171(代)

東京物流センター

東京都江戸川区平井 7-5-32

TEL 03 (616) 1721(代)

第一製菓株式会社の物流を主体に関連諸会社および一般商社の保管荷役、包装加工、配送、情報サービスと各種自動車の一般修理、車検整備、新車販売等。

信頼できる会社といえますね。



従業員の退職金準備

法人会《退職金共済制度》

従業員の福利厚生をはかって勤労意欲をたかめ人材を確保して事業の安定成長をはかることを目的とした制度です。

■この制度のすぐれた特色

- 掛金は1人月額20,000円まで全額損金(必要経費)処理できます。
- 将来支払うべき多額の退職金を月々わずかの掛金で計画的に準備できます。
- 掛金は1口1,000円から20口20,000円まで加入できます。
- 1年未満の退職でも給付金が支給されるので掛け捨てになりません。

〈過去勤務期間通算制度〉

※新規加入事業所のみ適用されます。

■採用のメリット

- 従業員の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます。
- この取扱いによる掛金(過去勤務掛金)は全額が損金または必要経費に計上できます。

お問い合わせは 関東法連特定退職金共済会

〒100 東京都千代田区丸の内 4-1-1 全労連ビル内
電話 03(327) 1154

青年部チャリティー募金で 老人ホームへ大型カラーテレビ寄贈

9月11日江戸川法人会第七回ゴルフコンペが行なわれました。当日、青年部では、恒例になった、チャリティー募金を実行した所、参加者の多数の御理解と協力を頂き、22万円余の御寄附を頂きました。

青年部幹事で協議し過去三度（61年：ビデオデッキ、62年：電子レンジ、63年：大型カラーテレビ）に渡り、寄贈している老人ホームに問合せした所、「出来る事なら、多数の老人が喜ぶテレビを」と言う希望に添って大型カラーテレビ3台を、西葛西の『なぎさ和楽苑』へ寄贈致しました。



9月22日（金）青年部の代表が、『なぎさ和楽苑』を訪ずれて、苑長先生及、老人の方々と歓談し、無事、贈呈式をすませてまいりました。



“婦人部会親睦会開催”

婦人部会では、日帰り親睦会を、去る7月4日に、日光“堯心亭”に於て、会員多数の参加により開催いたしました。

久しぶりの顔合せで、バスの中はすっかり和やかとなり楽しい話がはずむうちに、日光東照宮に到着。極彩色豊かな彫刻と、ふんだんに使った金箔で飾られた社殿は、国宝と重要文化財が収められ、何回訪れても、飽きのこない、すばらしいものです。

昼食は、数寄屋造りの瀟洒な建物と、廻りの自然とのコントラストがとても美しい“堯心亭”での、大豆タンパク豊富な精進料理でひと息入れました。午後からは、珍しい“木の葉化石園”

を見学。木の葉や花の化石ばかりでなく、塩原化石湖に生息していた、淡水魚や蛙などの化石も、多く保存され、大古のロマンにしばし浸り乍ら後にしました。

帰路、梅雨空の“紫陽花街道”を通りましたが、特に小雨にぬれた“紫陽花”は、晴天の時とは全く趣きを変え、色濃くあざやかで、美しさを増し咲きそろったそのさまは、この一瞬にめぐり合った、ひとり、ひとりに語りかけている様な、すてきな色合いでした。楽しかった一日も、あっという間に終り、次回（9月）の親睦会に又、お会いすることを約束して、無事解散いたしました。 婦人部会 花田恵美子

法 江戸川 法人会だより

発行所

社団法人 江戸川法人会

発行責任者 田口 英雄

江戸川区小松川4-98

電話 (681) 3474

平成元年 12月号



江戸川区自然動物園より

12・1月の行事

- | | |
|-------|--------------|
| 12月3日 | 青年部会献血運動 |
| 4日 | 小岩駅前東支部役員会 |
| 6日 | 新設法人説明会 |
| 7日 | 決算法人説明会 |
| 7日 | 第一ブロック青年部月例会 |
| 8日 | 瑞江第二支部役員会 |
| 8日 | 第二ブロック青年部月例会 |
| 11日 | 青年部会役員会 |
| 11日 | 第六ブロック青年部月例会 |
| 12日 | 第四ブロック青年部月例会 |
| 14日 | 中央第三支部役員会 |
| 19日 | 本部役員会 |
| 22日 | 総務委員会 |
| 1月19日 | 経済講演会と賀詞交歓会 |
| 23日 | 新設法人説明会 |
| 23日 | 第四ブロック新年会 |
| 29日 | 婦人部会新年会 |
| 29日 | 青年部会新年会 |

税を知る週間行事

長嶋茂雄氏記念講演会

江戸川法人会では、平成元年度「税を知る週間」行事の一環として、恒例の記念講演会を11月14日、江戸川区総合文化センターにて開催当日は、会員776名が参加、盛況裡に催されました。

特に、講師はあのスーパースター長嶋茂雄氏の講演だけに30代40代の方々が大半を占め、氏の当時の話をなつかしげに聞き入っていました。以下、長嶋氏の講演内容を掲載いたします。

江戸川法人会の税を知る週間行事の一環として私をお招き戴きまして有難うございました。

すでに第一部で税に対する専門的なお話があったようですが私は「私と野球人生」というテーマで野球というスポーツを中心に私の体験談をお話しさせて戴きますので是非リラックスしたお気持ちでお聞き願いたいと存じます。

野球と云えば今年は立教大学が23年振りに優勝ということで大変驚いていますが、一方、私の育ちましたプロ野球界も大方の予想を裏切って巨人軍が優勝いたしました。

戦前の3月の時点での予想では優勝候補は、本命に中日、対抗に広島、次いで巨人というのが戦前予想でしたが開幕より快進撃を続け6月末には巨人軍の優勝が必至となった訳です。

野球の魅力は2つあると思います。

1つはチームプレーの魅力、いま1つはチームの中で戦う個々の選手の能力、チームに貢献しながら個人々がパフォーマンスを発揮する魅力。

今やスポーツ余盛の時代です。

私が巨人軍に入団した時の契約金は1,800万円でした。その当時の野球界はまだマイナーの時代だったのです。

今や野球人口6,700万人、正に野球そのもの



がスポーツ文化を創造しています。

それも国際化時代のマスメディア、報道の素晴らしさのお蔭です。

私の息子一茂は一昨年8,000万円の契約金でプロ入りしました。

物の代償からすると当時の価値の方が高かったかも知れません。そういう意味ではまだまだ日本の野球界は米国から比べるとマイナーなのです。

特に今の子供社会は学力偏重になってきて、集団でスポーツに目を向けなくなってきている事は残念です。

他方、世界各国でスポーツは栄えんになっています。

特に1991年にはオリンピック以上の祭典といわれる世界陸上が東京で開催される予定です。

大きな戦いが世界各国で催されている一方で今の子供さん達はスポーツから遠ざかっていまず悲しむべき現実です。

これからのスポーツはチームプレーから個人の技が優先される個人プレーの競技に向かいます。

しかし現在でも5割以上の国民の皆さんが支持してくれる野球の衰退は避けなければなりません。

昭和30年代40年代は個性的な選手が多勢いましたが今は個性的な選手が非常に少ない。

個性的な選手がでないと魅力は半減してしまいます。

今はまさに心の時代、だからトーク全盛です。時代の要求は各界の専門家によるトークの勉強会が全盛です。

私の話は「集中力」と「イマジネーション」が中心です。





集中力 野球選手は24時間野球に集中する事が大切です。

野球の主導権は常に投手です。ですから投手以外は常に受身覚悟の戦いです。

どんな教育どんな指導をされてもそれを受け止めるのは選手自身です。

野球選手は常に多くのファンから支持を受けたいと願いますが支持を受けるためには能力が無ければならない。ですから練習は血のにじむような猛練習です。だからこそ本番のプレーに遊びが出来るようになります。

今の選手はプレーに遊びがない。世の中でいう間、この遊びは選手自身の未熟さとキャリア不足のため集中力が足りないのです。

この間があって始めてパフォーマンスが出来るのです。

現役時代、私は常に野球に対する使命を考え常に取り組んでいました。

プロの世界は魅力がなければダメです。幸い今は1億円近い金が契約金として支払われるようになりました。

21世紀になっても野球は不滅です。

世の中、益々多用化の時代になってき1つの事にうち込む事は仲々難しくなっています。

でも、スポーツは集中できる文化です。

今年1月に、私は友人のボクサーのマイク・タイソンの試合を見に出かけました。

タイソンとブルーノの試合は5分何秒かでタイソンが勝ったのですが、試合後戦に勝ったタ



ysonが泣いていました。

私は彼にどうしたんだと尋ねた処、彼は自分の試合を見に多勢のファンが応援してくれているのにもかかわらず私は相手を倒すのに5分もかかってしまった。申し訳ないとファンに心から詫言っているのだと話してくれました。

39戦無敗、常にファンは彼が1分近くで相手を倒す。その魅力にファンは試合を見にくる。まさに頂点をきわめた人です。

この7月の試合では見事約束通り1RKOでした。彼のその姿勢もボクシングに対する集中力の1つです。

野球も全ての打席にパーフェクトでのぞみますが結果的には仲々うまくゆかない。

スポーツの世界は兎角結果だけが大事にされますが本来は結果よりもプロセスが大切だと思います。



世界の一流と云われた人達は、必ず自己の哲学とセルフコントロール(自制心)を必ず持っています。だからこそ世界に通じる記録を出す事が出来るのです。

野球の本来の魅力は個性的な野球が期待されています。だから今はバリークが面白いのです。
イマジネーション

今のスポーツ界は個性が発揮されず頼管理野球になっている気がします。

そこで、自分の気持ちを出すイマジネーション(空想)が大事です。

野球の世界では常に自分の打席はホームランを打つ姿、常に成功を納めた自分を想像することです。

疑問、猜疑心を捨てて常にプラス志向を持つ。成功を納めるためには自分の目標を毎日言葉に出して云う事は非常に大切です。

皆様も壁にぶつかった時は常に前向きに愛情と情熱を持って勝利の姿をイマジネーションする。このイマジネーションと集中力をミックスさせる事ができれば成功します。

実例によると成功率は75%だそうです。是非とも日常生活又は仕事に取り入れ実践され役立てていただければ幸いと存じます。

揺れ動く内外の情勢とこれからの日本経済

TBSニュースキャスター 新堀 俊明 先生

10月5日税と経営のセミナーが文化センターで行われました。講演をお願いしました新堀先生は現在ニュースキャスターとしてご活躍され、内外各地の取材で得た情報と豊富な知識でもってお話をされ大いに勉強になりました。以下講演の内容を抜粋しまとめてみました。新堀先生は冒頭、自分は取材記者で最終的にはニュースを伝え又解説している。そうした公共の場では自分の意見を伝える事は禁じられており厳正中立でなければならないが、本日は講演であるので独断と偏見でもってお話をしたい——と言う事で始まりました。

今、世界は変化の時代である。変化はいつ頃からか、と言えはざしは1970年代、はっきりしたのは1980年代、我が国に特にかわってきだしたのは1985年位からではいつまで続くかと言えは今世紀一杯は続くだろう。

ここでちょっと過去を振り返ってみよう、20世紀後半になって2極時代となる。西側のリーダーは米国、東側はソ連であるが緊迫、緩和、対話を繰り返しながらも両巨頭が支配してきた、その2極にかけりが見えはじめ終りを告げるのが21世紀ではなからうか。

勿論米ソの力は特続すると思われるがこの2極にプラス3極が加わり5極時代となるだろう、その3極とはEC統合後のヨーロッパ、アジアでは中国と日本になる。この5極が同じような力をもって進むのか、或はやはり米ソ両巨頭がリーダーシップをとり他の極が補査役になるかはわからない。

かつての米ソは両巨頭であるので、常に優位に立ちたいという事で軍拡に明けくれた。その為に自国の経済が圧迫し低迷から脱出できないので漸く軍縮にふみきった。中距離核兵器60%廃棄を始め戦略核兵器50%削減交渉が行われるが果して合意が得られるか関心の的である。それでは項目だけで変化があるところを上げてみると、西側ヨーロッパ12ヶ国統合である。通貨はどうするか、消費税他国間の調整等問題はいろいろとあるが92年末に統合が実現すれば人口3億2千万人GNP4兆ドルを越えほぼ米国と同じになる。

次にアジアの変化である。アジアニーズ又アセアンの目ざましい発展である。インドシナ半島、ミャンマ、インドも見逃す事は出来ない。ソ連のアジア戦略は日本が対象国となっている



が北方領土問題がありうまくいかない。従って韓国となるがこれも南北対立でうまくいかないのが現状である。

一方社会主義陣営では東ヨーロッパ、ルーマニア、チェコ等が変化が激しい。ルーマニアにおいては共産主義を外すところまできている。こういった国々は西側に経済協力を求めてきており、どの地域でもお金については日本をあてにしていると言っているだろう。

その他、カンボジア和平がどういう形で進むのか アフガニスタンの和平。何れにしても日本はこれらの国と経済的技術的にかかわり合いを持たざるを得ないだろう。

一方世界を動かし日本も一番影響を及ぼす米国はどうか。今米国は財政貿易両赤字いわゆる双子の赤字で大変である。

双子の赤字はそう減らないと思う。何故ならばまず財政面ではブッシュ大統領は増税しない事を公約している。金融も緩和し毎年3.3%の成長を見込んでいるが果してうまくいくかどうか。

次に貿易赤字であるが一口に言って輸出を増やし輸入を減らせばよい訳であるがそうはいかない図式がある。かつての米国は繊維鉄等を造っていたが日本等に奪われてしまった米国民が消費する物は輸入に頼らざるを得ない状況となっている。こういった状況であるので米国は双子の赤字解消の為に日本に協力を求めてきている。その一つは防衛協力である。日本に駐留している費用の一部負担、又日本の防衛力は米国の防衛力の枠内に組み込まれているので日本に対し

防衛力の増強を求めている。

経済協力については、米国は同盟国に基地を置いている関係で莫大な経済援助をしている。それを日本に肩代りさせようとしている、その一つはフィリピンである。

以上が外から見た課題であるが、一方日本国内では輸出主導型から、内需主導型に切り替わりつつあるが問題は山積している。

その1つは土地問題である社会資本の未整備と土地が高いため住宅はお粗末、今や都会では一戸建はおろかマンションも買えない。

第2に物価が高い欧米にくらべトータルで1.4倍高いもし欧米並になれば、0.4倍だけ消費にあてられ、又それを吸収する企業が出てくれば消費は拡大し、それだけでも内需は拡大する。

次に日本人は働き過ぎだ、平均年間労働時間は60時間で欧米先進国とは500時間の差がある。だから夏1ヶ月位の休みはごく当たり前、それでいて西ドイツ、フランス等は生産性を上げ、豊かでそれでいて国としての役割は果している。

今、お話しした諸問題は経済企画庁が作成した中期経済計画にもうたわれている。それをやればよいのだが、なかなか進まない。だから米国からついこの間構造調整協議で日本は土地が高い、流通経路が複雑、働き過ぎ、貯金しすぎ等いろいろと言われた。

これに対し小沢さんは政治的な意味もあるだろうが余計な干渉だと言っているけれども間違であると思う。すぐに替えられないものもあるが日本の独得のものであるから駄目と言う事でなく、前向きに対処する事が日本をより豊かにする事になる。

その典型は流通システムだ。円の価値が2倍になっているのに物価は上りこそししないが下った事はない。昨年並はたった1回あっただけ、消費者物価が安定していると言っても0.5% 0.8%今年は3%と上った。本来下がらなければならぬのが上がる。その理由が流通システムに問題があるならば、それを改革する事が出来れば豊さに通じる。

土地の問題も安くする事に成功すれば飛躍的に向上する。過去4年間第1ラウンドとして内需主導形に転換し、まずうまくいった。これから先、日本の内需が生活水準を上げると言う形で開けてこないとまたぞろ輸出主導型にもどりかねない。

日本の代表的産業は1ドル120円だったら十分やっていけるようになった。現在は140円である。我国の所得は1人2万ドル世界最高で米国より多い。しかし米国にくらべればはるかに低い生活しかしていない。

少なくとも先進国、並みにもっていく事が出来る内需主導型経済構造の改革でないと外からの要求に答えられない。そうした上で尚かつ日

米間に一定の黒字になれば（向うからは赤字になるが）これは産業構造的なものであるから逆にアメリカに強く要求する事が出来る。それでも尚余裕があればそれこそ新しい形で海外に還流すればよい。

それがこれからの全ての日本経済の動向を決める一番の基本の課題であろう。当面経済が好調であるからと言って何もしないでよいと言う事はない。

今の経済がどうなっていくか取材しているから話すがここ半年やそこらは続くと言うのが大方の見方だ。それから先は専門家でも迷うところだが悲観論は少しづつ落ちるだろう。楽観論は今の日本の力からすれば1~2年の単位で続くからいざなぎ景気を越えるだろう。しかし多くの専門家は1昨年はほぼ5%、昨年も5%、今年もこのまま円安が大きく動かなければ5%成長出来る。しかしいつまでもこの状態が続くと言う事は経済の論理からありえない。来以降は少し下がる。下がり方は1年に0.5%位ずつで結論から言えばいい時は5%でしばらく続く、少し落ちると4%となり更に3.5%、いくら下がっても3%にはならないだろうがこれは解らない。

悪いのがいつまでも続くのではなく又上がる従って4を中心0.5から1ぐらいのプラスマイナスでなだかな波をうちながら今世紀一杯か、さもなくば1990年代の中ほどまで推移するのであろう。多くの専門家が口にしてる事は円レートである。基本的には円高に向うのが望ましい。

日本の経済の構造から判断すると円高こそ普通であって、円安がおかしい。何故今円安か。それは政治不審による混乱である。今世界は変化している。アメリカのかかわりだけを見てもこんなに多くの主体的対応を迫られている日本が今求められている対中国問題、朝鮮半島、ソ連、アセアンその他気の遠くなる様な課題が併行的にきている中で、主体的な対応が出来るような枠組を日本側はつくりないと21世紀に生き残れない。しかもそのような仕組みをつくるのにわずかに10年しかない。この間に対応を誤ればおそらく予想されているような多極化時代の有力な一極になるであろうと言う事は夢・幻しに終るかも知れない。そうならないためにも今こそあらゆる分野で主体的にものを考え当面の混乱をおそれる事なく立向う事が21世紀に真の大国であり続けられるものになる。しかも他国から尊厳をもって見られるような国になる土台をこの10年でどう構築するかと言うのが課題ではないかと判断している。全てはそう言うところをベースにした上で問題を見つめていきたいと言うのが私の個人的な自戒を含めた結論である……と結ばれました。

法人税の通達の一部改正について

平成元年8月28日付で法人税基本通達の一部改正がありましたので、主な項目についてご紹介します。

1. 昭和63年12月の法人税法の改正で、平成元年4月1日以後支出する少額の減価償却資産又は少額な繰延資産の一時の損金となる限度額が、20万円未満（改正前は10万円未満）に引き上げられたことに伴い、通達も次のとおり限度額の改正がありました。

- (1) <書画骨とう等>

書画骨とうに該当するかどうか明らかでない美術品でその取得価額が一点20万円（改正前は10万円）未満、絵画にあっては号2万円（改正前は1万円）未満であるものは、減価償却資産として取り扱うことができる。（基通7-1-1）

- (2) <資本的支出と修繕費>

一つの修理・改良に要した費用が20万円（改正前は10万円）未満であれば、修繕費として損金経理できる。（基通7-8-3）

一つの修理・改良に要した費用のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合、その金額が60万円（改正前は30万円）に満たない場合は修繕費として損金経理できる。（基通7-8-4）

- ④ ただし、上記(1)、(2)の改正後の取り扱い、平成元年8月28日以後に取得する資産又は支出する費用について適用されますのでご注意ください。

2. 昨年の改正で『新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特例』制度が創設されましたが、同じく8月28日付で通達もてましたので、概要について説明します。

昭和63年12月31日以後取得した土地等については、その取得後4年間についてその負債の利子相当額の損金算入を認めず、その累積損金不算入額についてその4年経過後の翌事業年度から4年間にわたって均等額を損金の額に算入するもので、支払利子の損金不算入措置というより、むしろその損金算入の繰延べ措置といえます。

- ① 新規取得土地等とは

- ・土地等 … 昭和63年12月31日以後取得した土地及び土地の上に存する権利（地上権、土地の賃借権、地役権等）
- ・株式等 … 昭和63年12月31日以後取得した土地保有法人の株式等及び同日以後に取得した株式等でその後に土地保有法人の株式等に該当することとなったもの。

- ② 負債の利子の範囲

- ・借入金及び社債の利子、手形の割引料（措法62の2①、措令38の3③）
- ・手形支払の際に相手方に対し負担した割引料相当額（措通62の2(2)-1）
- ・従業員預り金、営業保証金、敷金等の利子等（措通62の2(2)-1）

- ③ 損金不算入期間の特例

- ・取得の日から4年を経過する日までの期間が、損金不算入期間です。

- ・ただし、4年以内に長期間にわたって使用される建物又は構築物（特定建物等）の敷地の用に供された土地等の場合は、特定建物等がその用に供された日が不算入期間の末日となります。

㊦ 対象となる土地等は、建物等の敷地として必要と認められる部分に限られますので、建ぺい率・容積率・土地の利用状況等を総合勘案して判定されます。

（措通62の2（3）－7）

㊦ また、特定建物等の敷地の用に供された土地等と一体的に使用される土地等も含まれます。

「一体的に使用される土地等」とは、例えば、工場と公道との間の取付道路、スーパーマーケットの近隣地に設置される駐車場等の用に供される土地等をいいます。

（措通62の2（3）－8）

- ・特定建物等とは

建物 … 耐用年数が10年以下の簡易建物でなく、取得価額が3.3㎡当たり15万円以上であること（建築基準法にいう床面積3.3㎡当たりの取得価額により判定します）

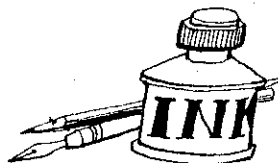
構築物… 耐用年数が20年超であること

④ 損金不算入額の計算

事業年度終了の時に新規取得土地等を有する場合で、当該事業年度に損金不算入期間が含まれている時は、次の（イ）と（ロ）のいずれか少ない金額が損金に算入されません。

$$\begin{array}{l}
 \text{各新規取得土地等の} \\
 \text{当期中の損金不算入期間（A）} \\
 \text{（イ） 各新規取得土地等} \times 6\% \times \frac{\text{12か月}}{\text{の基準取得価額}} \\
 \text{（ロ） 当期の負債} \times \frac{\text{各基準取得価額}}{\text{期末に有する基準}} \times \frac{\text{（A）}}{\text{取得価額の合計額}} \\
 \text{利子の額} \qquad \qquad \qquad \text{12か月}
 \end{array}$$

- ・ 基準取得価額についての説明は省略させていただきますが、不動産販売及び賃貸業以外の法人では、おおむね土地の取得価額となります。
- ・ 新規取得土地等が2以上ある場合は、それぞれについて損金不算入額を計算します。期中に譲渡した土地等については、損金不算入額の計算は必要ありません。
- ・ 法人税中告書・別表15の2で計算し、損金不算入額は別表4で加算（流出）してください。不動産販売及び賃貸を業とする法人は別表15の2の付表も添付していただきます。



年末調整 税法改正のお知らせ

「パート
減税実施！」

今回、「所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）が公布され、平成元年分以降の所得税について給与所得控除の最低控除額の引上げ等による減税（いわゆるパート減税）が実施されることになりました。この減税は、給与所得者については、原則として、年末調整の際に行うこととなります。

I 改正の内容（年末調整関係）

1 給与所得控除の最低控除額が、65万円（改正前57万円）に引き上げられました。

平成元年分以降の所得税について、給与所得控除の最低控除額が8万円引き上げられ、65万円（改正前57万円）となりました。これに伴い、給与の収入金額が162万5,000円以下である場合には、給与所得控除額は65万円（給与の収入金額が65万円に満たない場合には、その収入金額に相当する金額）となりました。

2 控除対象配偶者、扶養親族又は勤労学生に当たるかどうかを判定する場合の給与の収入金額の限度額が、それぞれ8万円引き上げられました。

また、寡婦（寡夫）に当たるかどうかを判定する場合の生計を一にする子の給与の収入金額の限度額が、8万円引き上げられました。

所得者と生計を一にする配偶者や親族（里子及び養護老人を含みます。）で、合計所得金額が35万円以下である人は、控除対象配偶者や扶養親族に当たることとされています。

今回、給与所得控除の最低控除額が65万円に引き上げられたことに伴い、その所得が給与所得だけの人の場合には、年間の給与の収入金額が100万円（改正前92万円）以下であれば、会計所得金額が35万円以下となります。

3 配偶者特別控除額の調整が行われる配偶者の給与の収入金額の限度額が、8万円引き上げられました。

配偶者特別控除額は、配偶者の合計所得金額に応じて調整されることになっており、配偶者の所得が給与所得だけの場合には、年間の給与の収入金額が57万円未満のときに控除額の調整が行われることとされていましたが、給与所得控除の最低控除額が65万円に引き上げられたことに伴い、この控除額の調整は給与の収入金額が65万円超135万円未満のときに行うこととなりました。

これに伴い、配偶者の所得が給与所得だけの場合には、年間の給与の収入金額が100万円（改正前92万円）のとき又は135万円（改正前127万円）以上のときに配偶者特別控除が受けられないこととなりました。

4 家内労働者等の事業所得等に係る必要経費の最低保障額が、65万円（改正前57万円）に引き上げられました。

平成元年分以降の所得税について、家内労働者等の事業所得等に係る必要経費の最低保障額が8万円引き上げられ、65万円（改正前57万円）となりました。

これに伴い、所得者と生計を一にする配偶者や親族の所得が家内労働者等の事業所得等だけの場合には、年間の収入金額が100万円（改正前92万円）以下であれば、合計所得金額が35万円以下となり、配偶者控除や扶養控除が受けられることとなりました。

5 平成元年度分の年末調整で使用する「平成元年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書」及び「平成元年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載されている金額が、変わりました。

平成元年分以降の所得税について、給与所得控除の最低控除額及び家内労働者等の事業所得等に係る必要経費の最低保障額が引き上げられたことに伴い、平成元年分の年末調整で使用する「平成元年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書」及び「平成元年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載されている金額が、それぞれ次の表のようになりました。

申告書の種類	読み替える箇所	改正後	改正前
平成元年分 給与所得者の配偶者特別控除申告書	表面の左側の配偶者の合計所得金額を求めるための表の「給与所得①」欄と「必要経費等⑥」欄の交わる欄に記載されている金額	650,000 円	570,000 円
	裏面の「②事業所得」欄の「ニ」に記載されている金額	65 万円	57 万円
	裏面の「③雑所得」欄の「ニ」に記載されている金額	65 万円	57 万円
平成元年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	裏面の「2 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲」の「⑫ 勤労学生」欄の「ハ」のかっこ内に記載されている金額	127 万円	119 万円

6 年末調整の際に使用する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（所得税法別表第五）の給与等の金額が1,628,000円未満の部分について、給与所得控除後の給与等の金額が改められました。

給与所得控除の最低控除額が65万円に引き上げられたことに伴い、年末調整の際に使用する「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」(所得税法別表第五)の一部が、次の表のように改められました。

「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」(所得税法別表第五)の改正部分

《改正前》

《改正後》

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
571,000	円未満	0	651,000	円未満	0
571,000	1,419,000	給与等の金額 から570,000 円を控除した 金額	651,000	1,619,000	給与等の金額 から650,000 円を控除した 金額
1,419,000	1,421,000	849,000			
1,421,000	1,424,000	851,000			
1,424,000	1,428,000	854,000			
1,428,000	1,432,000	856,800			
1,612,000	1,616,000	967,200	1,619,000	1,620,000	969,000
1,616,000	1,620,000	969,600	1,620,000	1,622,000	970,000
1,620,000	1,624,000	972,000	1,622,000	1,624,000	972,000
1,624,000	1,628,000	974,400	1,624,000	1,628,000	974,000
1,628,000	1,632,000	976,800	1,628,000	1,632,000	976,800

「平成元年分 年末調整のしかた」に織り込まれている「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」のうち、給与所得控除の最低控除額 8 万円の引上げによる、変更部分は、の枠内です。

給与等の金額が
1,628,000 円以上の
部分については、変
更ありません。

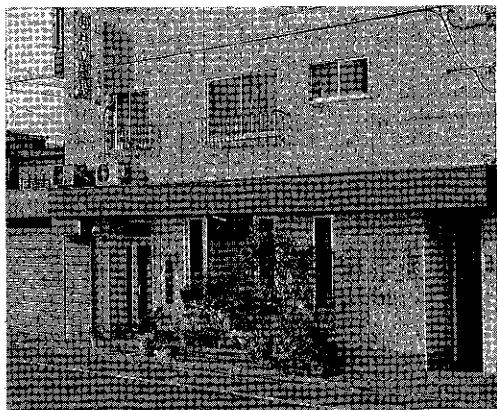
企 業 紹 介

共立建設株式会社

代表取締役 小 池 涼
江戸川区篠崎町6-223-2
TEL 03 (670) 0787
FAX 03 (679) 9152

当社は住宅、マンション等の総合建築の設計施工を目的とした、各地の皆様からのご支援を頂いております。特に地元の皆様方には強い信頼を受け毎日奉仕させて戴いております。

建築に関する事なら何でもやっておりますので御相談下さい。



有限会社 マサギ商事運輸 マサギ引越サービス

代表取締役 高 橋 政 夫
営 業 所 東京都江戸川区篠崎町3-3-8
電 話 (03) 677-1639代
FAX (03) 677-1645
引越サービス 電 話 (03) 677-1643代

当社は昭和51年関東陸運局より一般区域貨物自動車事業を認可され、以来皆様方から暖かいご支援とご信頼を賜り、順調に進展を遂げてまいりました。この間つねにお客様の立場になって社員共々日夜努力を積み重ねて参りました。

またあたりまえのことながらどの業種にもお客様がいなければ企業は成り立ちません。そこで当社といたしましては、真心を運ぶ。をスローガンとし、どこよりも良心的でかつ安心して任せられる業務に取組んでおります。引越、一般貸切等も御気軽にご相談下さい。



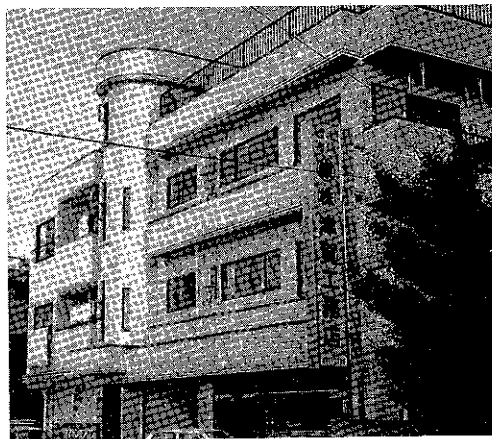
有限会社 岡 田 商 店

代表取締役 岡 田 金 三
冷暖房給湯設備設計施工
LP瓦斯住宅設備機器石油
東京都江戸川区鹿骨1-252-2
電 話 (679) 2863代
電 話 (670) 1101



株式会社 津 賀 工 務 店

代表取締役 津 賀 次 男
一般建築請負設計施工
東京都知事免許一般(62)第51944号
宅地建物取引業免許(4)第35205号
〒133 東京都江戸川区鹿骨2-375
TEL (677) 7777
FAX (677) 0385

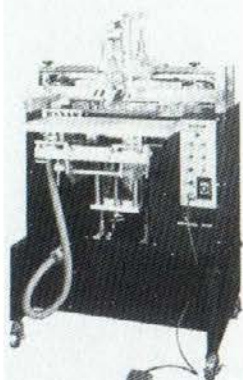


企 業 紹 介

ラナス工業株式会社

新たな時代を彩るスクリーン印刷
江戸川区北葛西1-23-24
TEL 686-3821
FAX 878-7723

当社はスクリーン印刷機のメーカーです。水と空気、以外は何でも印刷できるスクリーン印刷です。ガラス、鉄、プラスチック、紙、木とあらゆる素材に印刷できます。ハイテク分野のIcやプリント基盤、皆様の身近な物ではTシャツ等の衣類、自動車のメーターやリヤウィンドウの曇りどめ熱線、道路標識、非常口、等の案内板もスクリーン印刷です。



MODEL FA-1 スクリーン印刷機

有限会社 馬場商店

代表取締役 馬場 富一
江戸川区北葛西2-22-11
TEL 687-5237(代)
FAX 687-5280

当社は昭和41年創業以来、機械工具建築金物、現場金物、それに付帯する一切の品物を販売して居り地元の皆様に教えられ支えられて25周年に向って社員一同がんばっております。是非一度御立寄りいただき御利用御用命いただけます様御願い申し上げます。また迅速に配達を致して居りますので宜しく



おめでとうございます
秋の叙勲

勲五等 双光旭日章



合名会社 高政鑄造所 代表社員 竹内眞澄氏

氏は社団法人日本鑄物工業会副会長並びに東京鑄物工業協同組合理事長として永年にわたり産業振興のために努力を尽された貢功績により今回の受彰に浴されました。

尚、法人会では松江支部長、本会理事を歴任され現在同松江支部の相談役として、会運営に尽力願っています。



平成元年度 納税表彰式

去る11月13日午後2時、江戸川区民センター5階（グリーンパレス）に於て多勢の来賓を迎えて標記式典が厳粛に行われました。

江戸川税務署と江戸川都税事務所、江戸川区より税知識の普及と納税道義の高揚、会の拡充強化に尽力をした33氏に表彰状と感謝状が授与され、緑川江戸川税務署長はじめ各主催者側の式辞と東京国税局、東京都主税局、江戸川区議会議員長の祝辞に続き受表彰者代表より感激の謝辞を述べて閉式の後、祝賀会へと移りました。

特別来賓として、(社)江戸川法人会 川野会長はじめ区内納税協力6団体各会長、都議会議員、区議会議員、区内3警察署長、金融機関、国税局、都主税局より26人と一般来賓100余人

が列席され、盛大な表彰式でした。

(広報委員 背戸政次)

江戸川税務署長表彰状

佐久間 源 一	社団法人江戸川法人会理事
菅 原 征 也	社団法人江戸川法人会専務理事
背 戸 政 次	社団法人江戸川法人会支部長
山 口 善 造	社団法人江戸川法人会理事

江戸川税務署長感謝状

小 島 信 雄	社団法人江戸川法人会評議員
高 橋 俊 三	社団法人江戸川法人会支部長
坂 東 宣 昭	社団法人江戸川法人会支部長
松 崎 洋	社団法人江戸川法人会支部長



— 青年部と署の 親睦ボーリング大会 —

去る9月14日(木)江戸川ヤング・ボールに於いて恒例の署との交流、親睦ボーリング大会を挙行了しました。

会員37名、署22名、事務局1名の総勢60名で「3ゲーム」マッチの楽しい大会でした。

この大会の目的の一つである若い署員の方々と交流も出来、和気合々の内に全ゲームを終了しました。

その後、表彰式を兼て、親睦パーティーを「寿賀多」で行ない絵に書いた様に署員と会員、ほぼ半々の入賞者数でした。

懇親会で古川副署長や幹部の方及び若手署員

の方々と、楽しい一時を過しました。

